

平成27年第4回定例会会議録

平成27年 第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期17日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
12月 2日	水	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・決算特別委員長報告・質疑・討論・採決・議案上程・提案理由説明
12月 3日	木	休 会	議案調査
12月 4日	金	休 会	議案調査
12月 5日	土	休 会	（市の休日）
12月 6日	日	休 会	（市の休日）
12月 7日	月	休 会	議案調査
12月 8日	火	本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問
12月 9日	水	本 会 議	一般質問
12月10日	木	本 会 議	一般質問
12月11日	金	休 会	議案調査
12月12日	土	休 会	（市の休日）
12月13日	日	休 会	（市の休日）
12月14日	月	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
12月15日	火	委 員 会	常任委員会 （総務文教 第1委員会室） （福祉厚生 第2委員会室） （経済建設 第4委員会室）
12月16日	水	休 会	議事整理
12月17日	木	休 会	議事整理
12月18日	金	本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告

平成 27 年 第 4 回 菊池市議会定例会会議録（目次）

	頁
12月2日（水曜日） 本会議	
1. 議事日程第1号	43
2. 本日の会議に付した事件	45
3. 出席議員氏名	47
4. 欠席議員氏名	48
5. 説明のため出席した者の職氏名	48
6. 事務局職員出席者	49
7. 開 会	50
8. 開 議	50
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	50
10. 日程第2 会期の決定	50
11. 日程第3 決算特別委員会の報告・質疑・討論・採決	51
12. 日程第4 議案第103号から議案第144号まで一括上程・説明	63
13. 日程第5 議案第145号 上程・説明・質疑・討論・採決	74
14. 日程通告 散会	76
12月3日（木曜日） 休 会	
12月4日（金曜日） 休 会	
12月5日（土曜日） 休 会	
12月6日（日曜日） 休 会	
12月7日（月曜日） 休 会	
12月8日（火曜日） 本会議	
	頁
1. 議事日程第2号	79
2. 本日の会議に付した事件	79
3. 出席議員氏名	79
4. 欠席議員氏名	80
5. 説明のため出席した者の職氏名	80
6. 事務局職員出席者	80
7. 開 議	81
8. 日程第1 質疑	81
9. 日程第2 委員会付託	84

10. 日程第3 一般質問	87
(1) 平 直樹君質問	87
「商店街について」	87
○経済部長 松野浩一君答弁	87
平 直樹君質問	89
○経済部長 松野浩一君答弁	91
平 直樹君質問	92
○経済部長 松野浩一君答弁	93
平 直樹君質問	94
○経済部長 松野浩一君答弁	94
平 直樹君質問	94
○経済部長 松野浩一君答弁	94
平 直樹君質問	95
○経済部長 松野浩一君答弁	95
平 直樹君質問	95
○経済部長 松野浩一君答弁	96
平 直樹君質問	96
○経済部長 松野浩一君答弁	97
平 直樹君質問	97
○経済部長 松野浩一君答弁	98
平 直樹君質問	99
○市長 江頭 実君答弁	102
休憩	104
開議	104
(1) 水上隆光君質問	105
「鞍岳と四季の里について」	105
○経済部長 松野浩一君答弁	105
○市長 江頭 実君答弁	106
水上隆光君質問	107
○経済部長 松野浩一君答弁	108
水上隆光君質問	109
○経済部長 松野浩一君答弁	109
(2) 水上隆光君質問	109
「林道について」	110

○経済部長 松野浩一君答弁	111
水上隆光君質問	111
○経済部長 松野浩一君答弁	112
水上隆光君質問	112
○経済部長 松野浩一君答弁	113
(3) 水上隆光君質問	114
「市道について」	115
○建設部長 樋川博久君答弁	116
昼食休憩	116
開 議	116
(1) 城 典臣君質問	116
「地域の振興について」	117
○建設部長 樋川博久君答弁	118
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	118
○総務部長 馬場一也君答弁	119
城 典臣君質問	119
○建設部長 樋川博久君答弁	120
○市長 江頭 実君答弁	121
(2) 城 典臣君質問	122
「観光について」	122
○経済部長 松野浩一君答弁	123
城 典臣君質問	123
○経済部長 松野浩一君答弁	123
城 典臣君質問	123
○経済部長 松野浩一君答弁	124
城 典臣君質問	125
○市長 江頭 実君答弁	125
(3) 城 典臣君質問	127
「学校教育について」	127
○教育長 原田和幸君答弁	129
休 憩	131
開 議	131
(1) 荒木崇之君質問	131
「マイナンバー制度について」	131

○総務部長 馬場一也君答弁	133
荒木崇之君質問	133
○総務部長 馬場一也君答弁	134
荒木崇之君質問	134
○総務部長 馬場一也君答弁	135
荒木崇之君質問	135
○総務部長 馬場一也君答弁	136
(2) 荒木崇之君質問	136
「菊池市の債権について」	138
○総務部長 馬場一也君答弁	139
荒木崇之君質問	139
○建設部長 樫川博久君答弁	139
荒木崇之君質問	139
○総務部長 馬場一也君答弁	141
荒木崇之君質問	141
○総務部長 馬場一也君答弁	141
荒木崇之君質問	142
○総務部長 馬場一也君答弁	142
荒木崇之君質問	142
○総務部長 馬場一也君答弁	143
11. 日程通告 散会	144
12月9日(水曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第3号	149
2. 本日の会議に付した事件	149
3. 出席議員氏名	149
4. 欠席議員氏名	149
5. 説明のため出席した者の職氏名	150
6. 事務局職員出席者	150
7. 開 議	151
8. 日程第1 一般質問	151
(1) 泉田栄一郎君質問	151
「農業対策について」	151
○経済部長 松野浩一君答弁	153

泉田栄一郎君質問	154
○経済部長 松野浩一君答弁	155
泉田栄一郎君質問	156
○市長 江頭 実君答弁	156
(2) 泉田栄一郎君質問	157
「災害時の環境整備について」	157
○総務部長 馬場一也君答弁	159
泉田栄一郎君質問	159
○総務部長 馬場一也君答弁	160
(3) 泉田栄一郎君質問	160
「災害時廃棄物処理について」	160
○市民環境部長 倉原良則君答弁	161
(4) 泉田栄一郎君質問	161
「プレミアム商品券について」	162
○経済部長 松野浩一君答弁	162
泉田栄一郎君質問	163
○経済部長 松野浩一君答弁	163
泉田栄一郎君質問	164
○経済部長 松野浩一君答弁	165
休憩	166
開議	166
(1) 東 奈津子さん質問	166
「T P Pについて」	166
○経済部長 松野浩一君答弁	167
東 奈津子さん質問	168
○経済部長 松野浩一君答弁	170
東 奈津子さん質問	170
○経済部長 松野浩一君答弁	171
東 奈津子さん質問	172
○市長 江頭 実君答弁	173
(2) 東 奈津子さん質問	174
「就学援助について」	175
○教育長 原田和幸君答弁	176
昼食休憩	177

開 議	177
(1) 工藤圭一郎君質問	177
「市指定文化財の管理について」	177
○教育部長 松岡千利君答弁	177
工藤圭一郎君質問	178
○教育部長 松岡千利君答弁	178
工藤圭一郎君質問	178
○教育部長 松岡千利君答弁	178
(2) 工藤圭一郎君質問	179
「行財政改革について」	179
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	179
○総務部長 馬場一也君答弁	180
工藤圭一郎君質問	180
○市長 江頭 実君答弁	181
工藤圭一郎君質問	181
○市長 江頭 実君答弁	182
工藤圭一郎君質問	183
○市長 江頭 実君答弁	184
工藤圭一郎君質問	185
○市長 江頭 実君答弁	185
工藤圭一郎君質問	186
○市長 江頭 実君答弁	187
(3) 工藤圭一郎君質問	187
「福祉施策について」	188
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	188
工藤圭一郎君質問	189
○健康福祉部長 木原雄二君答弁	190
休 憩	190
開 議	190
(1) 坂本道博君質問	190
「第3回菊池米食味コンクールについて」	191
○経済部長 松野浩一君答弁	191
坂本道博君質問	192
○市長 江頭 実君答弁	193

(2) 坂本道博君質問	194
「米食味分析鑑定コンクール国際大会について」	194
○経済部長 松野浩一君答弁	194
坂本道博君質問	195
○経済部長 松野浩一君答弁	195
坂本道博君質問	196
○市長 江頭 実君答弁	196
坂本道博君質問	197
○市長 江頭 実君答弁	198
(3) 坂本道博君質問	198
「道路整備について」	198
○建設部長 樋川博久君答弁	198
9. 日程通告 散会	199
12月10日(木曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	203
2. 本日の会議に付した事件	203
3. 出席議員氏名	203
4. 欠席議員氏名	204
5. 説明のため出席した者の職氏名	204
6. 事務局職員出席者	204
7. 開 議	205
8. 日程第1 一般質問	205
(1) 猿渡美智子さん質問	205
「子どもの貧困対策について」	205
○教育長 原田和幸君答弁	206
猿渡美智子さん質問	207
○教育長 原田和幸君答弁	209
(2) 猿渡美智子さん質問	210
「スクールソーシャルワーカーの活動について」	210
○教育長 原田和幸君答弁	211
猿渡美智子さん質問	212
○教育長 原田和幸君答弁	213
猿渡美智子さん質問	213

○市長 江頭 実君答弁	215
(3) 猿渡美智子さん質問	215
「マイナンバー制度について」	215
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	216
○総務部長 馬場一也君答弁	217
猿渡美智子さん質問	218
○総務部長 馬場一也君答弁	219
休憩	219
開議	219
(1) 大賀慶一君質問	219
「獣医師不足について」	220
○経済部長 松野浩一君答弁	221
大賀慶一君質問	222
○経済部長 松野浩一君答弁	223
大賀慶一君質問	223
○経済部長 松野浩一君答弁	223
大賀慶一君質問	224
○経済部長 松野浩一君答弁	225
○市長 江頭 実君答弁	226
大賀慶一君質問	226
○市長 江頭 実君答弁	227
(2) 大賀慶一君質問	227
「婚活支援について」	227
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	228
大賀慶一君質問	229
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	230
大賀慶一君質問	231
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	232
○市長 江頭 実君答弁	232
昼食休憩	234
開議	234
平 直樹君発言の申し出	234
(1) 松岡 讓君質問	234
「地下水汚染について」	234

○市民環境部長 倉原良則君答弁	235
松岡 讓君質問	235
○市民環境部長 倉原良則君答弁	236
松岡 讓君質問	236
○水道局長 藤本辰広君答弁	237
松岡 讓君質問	237
○水道局長 藤本辰広君答弁	237
松岡 讓君質問	237
○水道局長 藤本辰広君答弁	238
松岡 讓君質問	238
○水道局長 藤本辰広君答弁	238
松岡 讓君質問	239
○水道局長 藤本辰広君答弁	239
松岡 讓君質問	239
○水道局長 藤本辰広君答弁	239
松岡 讓君質問	239
○水道局長 藤本辰広君答弁	240
松岡 讓君質問	240
○水道局長 藤本辰広君答弁	240
松岡 讓君質問	240
○水道局長 藤本辰広君答弁	241
松岡 讓君質問	241
○水道局長 藤本辰広君答弁	241
松岡 讓君質問	241
○水道局長 藤本辰広君答弁	242
松岡 讓君質問	242
○水道局長 藤本辰広君答弁	242
松岡 讓君質問	242
○水道局長 藤本辰広君答弁	242
松岡 讓君質問	243
○市民環境部長 倉原良則君答弁	243
松岡 讓君質問	243
○水道局長 藤本辰広君答弁	244
松岡 讓君質問	244

休 憩	245
開 議	245
○総務部長 馬場一也君答弁	245
松岡 讓君質問	245
○水道局長 藤本辰広君答弁	246
松岡 讓君質問	246
○水道局長 藤本辰広君答弁	246
松岡 讓君質問	246
○水道局長 藤本辰広君答弁	246
松岡 讓君質問	247
○市長 江頭 実君答弁	247
松岡 讓君質問	248
○建設部長 樋川博久君答弁	248
松岡 讓君質問	249
○建設部長 樋川博久君答弁	249
松岡 讓君質問	249
○建設部長 樋川博久君答弁	249
松岡 讓君質問	250
○建設部長 樋川博久君答弁	250
休 憩	251
開 議	251
(1) 木下雄二君質問	251
「道路整備について」	252
○建設部長 樋川博久君答弁	253
木下雄二君質問	254
○建設部長 樋川博久君答弁	254
木下雄二君質問	254
○市長 江頭 実君答弁	255
(2) 木下雄二君質問	255
「観光振興について」	255
○経済部長 松野浩一君答弁	256
(3) 木下雄二君質問	256
「スーパーめぐらん券について」	256
○経済部長 松野浩一君答弁	257

(4) 木下雄二君質問	259
「地域おこし協力隊について」	259
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	260
木下雄二君質問	261
○政策企画部長 小川秀臣君答弁	261
木下雄二君質問	262
○市長 江頭 実君答弁	262
(5) 木下雄二君質問	263
「認定農業者について」	263
○経済部長 松野浩一君答弁	263
(6) 木下雄二君質問	264
「防犯灯・街路灯の現状と今後の対策について」	264
○総務部長 馬場一也君答弁	265
(7) 木下雄二君質問	265
「行財政改革について」	266
○総務部長 馬場一也君答弁	266
木下雄二君質問	267
○市長 江頭 実君答弁	268
9. 日程第2 休会の議決	269
10. 日程通告 散会	269

12月11日(金曜日) 休会
 12月12日(土曜日) 休会
 12月13日(日曜日) 休会
 12月14日(月曜日) 常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
 12月15日(火曜日) 常任委員会(総務文教・福祉厚生・経済建設)
 12月16日(水曜日) 休会
 12月17日(木曜日) 休会

12月18日(金曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	273
2. 本日の会議に付した事件	273
3. 出席議員氏名	273
4. 欠席議員氏名	274

5. 説明のため出席した者の職氏名	274
6. 事務局職員出席者	275
7. 開 議	276
水道局長 藤本辰広君発言の申し出	276
8. 日程第1 各常任委員長報告	276
・総務文教常任委員長報告	276
・福祉厚生常任委員長報告	280
・経済建設常任委員長報告	284
委員長報告に対する質疑	288
討 論	291
(1) 猿渡美智子さん討論	291
(2) 東 奈津子さん討論	292
(3) 東 奈津子さん討論	293
(4) 荒木崇之君討論	294
採 決	295
休 憩	297
開 議	297
9. 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	297
10. 追加議事日程 (第5号の追加1)	298
追加日程第1 議員提出議案第2号 上程・説明・質疑・討論・採決	298
追加日程第2 議員提出議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決	299
追加日程第3 意見書案第4号 上程・説明・質疑・討論・採決	300
11. 閉 会	303

第 1 号

1 2 月 2 日

平成27年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成27年12月2日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 決算特別委員会の報告
質疑・討論・採決
- 第4 議案第103号 菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第104号 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 議案第105号 菊池市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第106号 菊池市スクールサポートチーム設置条例の制定について
- 議案第107号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第108号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第110号 菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第111号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第112号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第113号 菊池市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 議案第114号 菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第115号 菊池市教育委員会外部評価委員会条例を廃止する条例の制定に

ついて

- 議案第 1 1 6 号 平成 2 7 年度菊池市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 議案第 1 1 7 号 平成 2 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 1 8 号 平成 2 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 1 1 9 号 平成 2 7 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 2 0 号 平成 2 7 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 2 1 号 平成 2 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 2 2 号 平成 2 7 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 2 3 号 平成 2 7 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 1 2 4 号 平成 2 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 1 2 5 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 2 6 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 2 7 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 2 8 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 2 9 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 3 0 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市菊池老人福祉センター)
- 議案第 1 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市ふれあい交流センター)
- 議案第 1 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市四季の里旭志)
- 議案第 1 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市北古閑集会所)
- 議案第 1 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市中西寺集会所)
- 議案第 1 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市大琳寺集会所)
- 議案第 1 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市野間口集会所)
- 議案第 1 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志大迫集会所)
- 議案第 1 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水永南集会所)

- 議案第 1 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市龍門支館）
- 議案第 1 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市花房支館）
- 議案第 1 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市水源支館）
- 議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市迫間支館）
- 議案第 1 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市戸崎支館）

まで一括上程・説明

- 第 5 議案第 1 4 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 決算特別委員会の報告

質疑・討論・採決

- 日程第 4 議案第 1 0 3 号 菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 議案第 1 0 4 号 菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 議案第 1 0 5 号 菊池市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 1 0 6 号 菊池市スクールサポートチーム設置条例の制定について
- 議案第 1 0 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 1 0 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 0 9 号 菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 0 号 菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 1 号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 2 号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の

- 制定について
- 議案第 1 1 3 号 菊池市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 議案第 1 1 4 号 菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 5 号 菊池市教育委員会外部評価委員会条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 1 6 号 平成 2 7 年度菊池市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 1 1 7 号 平成 2 7 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 1 8 号 平成 2 7 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 1 9 号 平成 2 7 年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 0 号 平成 2 7 年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 1 号 平成 2 7 年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 2 号 平成 2 7 年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 3 号 平成 2 7 年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 2 4 号 平成 2 7 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 5 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 2 6 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 2 7 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 2 8 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 2 9 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 3 0 号 財産の無償譲渡について
- 議案第 1 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市菊池老人福祉センター）
- 議案第 1 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市ふれあい交流センター）
- 議案第 1 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（菊池市四季の里旭

- 志)
- 議案第 1 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市北古閑集会所)
- 議案第 1 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市中西寺集会所)
- 議案第 1 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市大琳寺集会所)
- 議案第 1 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市野間口集会所)
- 議案第 1 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市旭志大迫集会所)
- 議案第 1 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市泗水永南集会所)
- 議案第 1 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市龍門支館)
- 議案第 1 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市花房支館)
- 議案第 1 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市水源支館)
- 議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市迫間支館)
- 議案第 1 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について (菊池市戸崎支館)

まで一括上程・説明

- 日程第 5 議案第 1 4 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員 (20名)

- | | | | |
|------|-----|-----|----|
| 1 番 | 平 | 直 樹 | 君 |
| 2 番 | 東 | 奈津子 | さん |
| 3 番 | 坂 本 | 道 博 | 君 |
| 4 番 | 水 上 | 隆 光 | 君 |
| 5 番 | 出 口 | 一 生 | 君 |
| 6 番 | 猿 渡 | 美智子 | さん |
| 7 番 | 松 岡 | 讓 | 君 |
| 8 番 | 荒 木 | 崇 之 | 君 |
| 9 番 | 柁 原 | 賢 一 | 君 |
| 10 番 | 工 藤 | 圭一郎 | 君 |

1 1 番	城	典 臣 君
1 2 番	大 賀	慶 一 君
1 3 番	岡 崎	俊 裕 君
1 4 番	水 上	彰 澄 君
1 5 番	泉 田	栄一朗 君
1 6 番	森	清 孝 君
1 7 番	樋 口	正 博 君
1 8 番	木 下	雄 二 君
1 9 番	山 瀬	義 也 君
2 0 番	境	和 則 君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市 長	江 頭	実 君
副 市 長	木 村	利 昭 君
政策企画部長	小 川	秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場	一 也 君
市民環境部長	倉 原	良 則 君
健康福祉部長	木 原	雄 二 君
経 済 部 長	松 野	浩 一 君
建 設 部 長	櫛 川	博 久 君
七城総合支所長	榎 田	邦 昭 君
旭志総合支所長	水 上	満 弘 君
泗水総合支所長	上 田	讓 二 君
財 政 課 長	中 村	喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	德 永	孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田	俊 介 君
教 育 部 長	原 田	和 幸 君
教 育 部 長	松 岡	千 利 君
農業委員会事務局長	原	和 徳 君
水 道 局 長	藤 本	辰 広 君
監 査 事 務 局 長	松 永	隆 則 君

事務局職員出席者

事務局 長	城 主 一 君
事務局 課長	徳 永 裕 治 君
議会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

午前10時00分 開会

○

○議長（森 清孝君） 全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから平成27年第4回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（森 清孝君） ここで日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

10月8日、玉名市において第259回熊本県市議会議長会が開催され、副議長と出席しました。九州市議会議長会への提出議案等について審議いたしました。

次に、10月13日には荒尾市において熊本県北市議会連絡協議会が開催され、県市町村課から講演を受けるなど、県北6市の相互の連携強化、議会運営の円滑化を図りました。

次に、10月19日には佐世保市において九州市議会議長会第3回理事会が開催され、全国市議会議長会への提出議案等について審議いたしました。

次に、監査委員から平成27年10月分までの一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細については、事務局に備えつけの書類によりご承諾いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森 清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、岡崎俊裕君及び水上彰澄君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、

本日から12月18日までの17日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの17日間と決定しました。

○

日程第3 決算特別委員会の報告・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、決算特別委員会委員長より議案第83号から議案第93号までの11議案について審査結果の報告がっておりますので、これを議題とします。

決算特別委員会の審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、大賀慶一君。

[登壇]

○決算特別委員会委員長（大賀慶一君） 皆さんおはようございます。それでは、決算特別委員長の報告をいたしたいと思っております。ちょっと声がお聞き苦しい点もあるかと思っておりますが、ご容赦願います。

9月定例会で当委員会に付託されました議案は、議案第83号、平成26年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第93号、平成26年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11案件でございました。

9月18日には、委員の皆さんと決算の意義と考え方や審査において配慮すべき点などを確認し合いました。あわせて、執行部の説明の要領についても統一したものになるよう協議を行ったところです。

審査は10月5日から4日間の日程で、執行部の説明を求めながら慎重に進めてまいりました。

それでは、各会計ごとに出されました主な質疑や意見などを報告いたします。

初めに、議案第83号、平成26年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入の点について報告しますと、市税の合計は収入済額5億7,300万3,627円、収納率は86.93%であり、収入未済額7億4,358万2,465円、不納欠損額は3,443万6,570円であり、収納率は前年度に比べて若干上回っているとのことでした。

市税、分担金及び負担金、保険税、使用料及び手数料など、多くの費目で滞納が発生しており、不納欠損処分、滞納処理状況について執行部より報告がありました。

今回提言として報告していますが、委員より、税負担の公正公平の観点から徴収

についてはさらなる努力を求める意見が出されました。

次に、歳出の主なものを報告します。

都市間交流事業について、都市間交流の会で市民交流をされているが、成果が上がっているのかとの質疑に、執行部より、市民の方によるお互いの交流はできているが、今後は物産面にお互いの販売ができ、効果が出るような仕組みづくりが必要であるとの答弁がありました。

地域づくり推進補助金について、地域での祭り開催の補助金は3年で打ち切りとなっている。地域の活性化になるよう継続して補助してほしいとの意見がありました。

執行部より、今後、検討委員会に提案してできる部分については行っていきたい。現段階では行政に頼るということではなくて、自立してほしいという思いで補助金制度が設けられているとの答弁がありました。

G I Sを委託している業者の国際航業について、道路台帳の数値に誤りが多く、交付税検査では職員は困っている。道路データがきちんと反映されていない事実を担当課は把握しているのかとの質疑に、道路台帳の整備については、前回の交付税検査のときに問題となっていることで認識している。委託業者には再三道路台帳の整備について申し入れているとの答弁がありました。

庁舎等整備事業の9,463万1,000円のうち、一般財源の2,089万6,000円とあるが、一般財源の内容を説明してほしいとの質疑に、執行部より、最初、行政機能が2カ所にあったときの委託料が8,158万5,000円であった。予算額に対して70%で契約している。今度、行政機能が1カ所にしたときは2,487万4,462円の変更契約ができた。これについては、合併特例債が活用できないということで一般財源の割合が大きくなったとの答弁がありました。

庁用車の管理について、耐用年数が経過した車は順次切りかえていったほうが将来的にはコスト的にやすくなるを考える。以前、故障して動かなくなったこともあるので、管理を徹底してほしいとの意見がありました。

執行部より、ある程度今の車は性能がいいが、目安として15年経過し調子がよかつたらまだ使えると判断して、12年でも調子が悪い場合は購入の予算計上をしている。また、リースが多かったが、車検を地元の業者にできるよう購入に切りかえているとの答弁がありました。

男女苦情処理事業について、面接が理想的だと思うが、DV被害者は相談するそのものがハードルが高い。電話での相談ができないか、検討してほしいとの意見がありました。

英語の森きくち事業について、83人の児童・生徒に対して450万円を使って

いる。費用対効果がないように思う。他の町では少ない費用で同じような事業を行っているところもある。一部の人に税金を使うことはやめてほしいとの意見がありました。

執行部より、グローバル化した時代に社会を生き抜くためには外国語の教育が必要であるということから、教育基本計画の中でも英語力の推進を掲げている。経費については、ほかで実施されている事業の運用を聞きながら、再度中身を精査したいとの答弁がありました。

菊池市文化会館の土地賃借料について、昨年度から問題提起しているが、現在の進捗状況はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、不動産鑑定の結果が出たので、地権者の方と話をを行ったところであり、契約の内容の変更などの見直しを考えていただけないかと申し上げたが、現契約を守ってほしいということであった。再度交渉を行いたいとの答弁がございました。

B & G 事業補助に係るランクが本市は最低のDランクとなっていて、補助率が以前より下がっている。もう一度B & G事業を立て直さないといけないと危惧している。しっかり取り組んでほしいとの意見がありました。

執行部より、指導者の資格を持っていた方に再研修に参加していただいて、今後、復帰してもらうよう進めている。レガッタ大会時にカヌーを使って大会も行っているとの答弁がありました。

塵芥処理施設費（エコビレッジ旭）の修繕料が毎年1億円以上も上がっているが、改善することができないのかとの質疑に対して、新しい品物を購入すると高くなるので、リサイクル品を購入し経費を抑えている。専門機関にこの材料でよいか、精査をお願いしているとの答弁がありました。

地籍調査補助事業について、地籍の立ち会いについて、高齢者が多く大変な状況である。計画を見直して進捗率を上げてほしい。国の補助率も下がるように聞いているとの質疑に、執行部より、高齢化の進展で市としても心配している。全力を挙げて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

生活困窮者自立促進支援モデル事業について、この事業は菊池圏域で行われている事業であるが、相談者が99名で、生活保護につながった方は17名で、一般就労につくことができた方は12名となっているが、この数字を見てどのように考えるかとの質疑に、99名の相談者の数は妥当な数だと思っている。モデル事業を実施し、地元の皆さんに広く相談する場を設置したということで、有意義な事業と考えたとの答弁がありました。

児童育成クラブ経費について、隈府小学校児童育成クラブは隣に給食センターができたため遊ぶ場所が狭く、1人当たりの面積の基準が足りていないと思うが、何

か要望が上がっているのかとの質疑に、前々から人数が多いということで2クラスが望ましいとの話が出ている。話を聞いてみると途中でクラブ活動や習い事などで抜けていき、基準程度の人数となっている。また、今年度、隈府小学校区に児童育成クラブができたので、解消できると考えているとの答弁がありました。

病院群輪番制病院運営事業に関連して、小児科の救急医療体制や夜間医療体制について、ぜひ確立して子育てしやすい体制づくりをお願いしたいとの意見がありました。

執行部より、熊本市近郊ということで遠くもなく近くもないという現状である。今、議論しているところであるとの答弁がありました。

ブランド推進事業のインターネット販売については莫大な予算をかけているが、今のところ売り上げは上がっていない。儲かる農業ということで始まったが、その結果が出るよう努力してほしいとの意見がありました。

鳥獣捕獲事業について、猟友会の人員が減ってきているが、対策を考えてほしい。また、人的被害が出ないように早急に対策をとってほしいとの意見がありました。

執行部より、菊池市有害鳥獣捕獲隊と協議しながら対策を進めていきたいとの答弁がありました。

地域経済活力創出事業補助金のうち住宅リフォームについて、1件当たりどの程度の補助で、どれくらいの経済効果があったのか。また、使いづらいということも聞いている。予算が残っているが、そのあたりが申請の伸びていない理由ではないのかとの質疑に、住宅関係については、リフォームで14万9,000円の補助、新築で20万円の補助額である。約5.8倍の経済効果があったと考えている。補助の要件として、地元の業者を使う、バリアフリー化、省エネ、子育て支援、木材促進等の要件のうち、1つでも該当すれば補助要件に該当する。周知徹底を行い、今後もっと広がってほしいとの答弁がありました。

道路維持整備事業については、市道の管理、維持であるが、市道が危険な箇所が多い。ガードレールが設置できないならば、トラロープでも設置してほしい。市道と名前がついている箇所は市で対応してほしいとの意見がありました。

執行部より、危険箇所の把握については、区長を通して協力をお願いして取りまとめたい。予算措置がすぐできるかわからないが、今後、検討したいとの答弁がありました。

次に、公営住宅ストック総合改善事業について、長寿命化のマスタープランであるが、1億3,500万円かけているが、進み方が少ない。根本的に計画を見直すべきではないか。また、本市独自の人口減少に対して、公営住宅をどのように活用できるか考えてほしいとの質疑に対し、平成28年度で住宅マスタープランの修正

を考えているので、それで検討したいとの答弁がありました。

次に、議案第84号、平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、国民健康保険税が高いということで払えない方に短期証を発行しているが、その発行は郵送なのか、窓口で渡しているのかとの質疑に対し、執行部より、短期証については、窓口に来ていただき、今後の支払いについて相談している。なるべく負担がないような支払い計画を提案しているとの答弁がありました。

反対討論では、菊池市の国保税は負担能力の限界に来ている。市にため込まれた財政調整基金約63億円のわずかを充てるだけで1世帯当たり1万円の引き下げができる。市民の暮らしの状況を踏まえ、今後、速やかな対応を求めるとの反対討論があり、採決の結果、認定すべきものと決しました。

議案第85号、平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、滞納者がふえている理由は何かとの質疑に対し、執行部より、一番多いのは借金返済などによる生活困窮者と収入が少ない方がほとんどであるとの答弁がありました。

反対討論では、75歳以上の高齢者が少ない年金から保険料が天引きされ、給付の増額が保険料アップにつながる。高齢者を年金で差別する問題のある制度と考え、その制度に反対するとの反対討論があり、採決の結果、認定すべきものと決しました。

次に、議案第86号、平成26年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、普通徴収保険料の収入未済額が約1,100万円以上あり、かなり大きい。2年で時効があつて、ここまで膨れているとかなりの人数になると思うが、数を教えてほしいとの質疑に対し、執行部より、平成26年度の滞納者数は334人であるとの答弁がありました。

反対討論では、介護保険制度は見直しが行われるたびに保険料が上がり、サービスはどんどん制限されている。介護認定を受けても、介護サービスを必要としているにもかかわらず、保険料の負担が大きく、サービスを利用できない人が本市にも多く存在している。本市独自の市民の負担軽減を行い、支援の拡充を行うべきとの反対討論があり、採決の結果、認定すべきものと決しました。

次に、議案第87号、平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、立門地区25戸の配水管新設工事が平成26年度に終わったが、加入促進の状況はどうなっているのかとの質疑に対して、執行部より、今のところ加入はあっていない。区長を通じてチラシを配布し、その後、説明会を開催し、加入促進を図りたいとの答弁がありました。

議案第88号、平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、滞納状況について説明してほしいとの意見があり、執行部より、下水道の滞納者の状況について報告がありました。

次に、議案第89号、平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、使用料について滞納があるが、水道と違ってとめられないので、どういった強制措置があるのかとの質疑に、執行部より、水道メーターがある地域では停水措置を行っているが、水道メーターがない地域はあくまでもお願いという形で行っている。

また、委員より、1年間程度使用料を払わない場合は悪質という分類になるのかとの質疑に、執行部より、そういった定義はしていない。滞納については、いろいろ事情があると思うので、できるだけ早くの納付をお願いしているとの答弁がありました。

次に、議案第90号、平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、浄化槽設置に関して個人負担が発生するのかとの質疑に対して、執行部より、個人負担として浄化槽を設置するときに分担金という形でいただいている。5人槽8万8,000円いただくと、市のほうで設置する。排水設備工事は個人負担になるとの答弁がありました。

次に、議案第91号、平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はありませんでした。

議案第92号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定については、委員より、予算の執行については、委託料と備品購入費について適正な流用及び充用なのか、2回も3回も経由している。最終的に不用額が補正額より大きい。また、補正することができたはずではないかとの質疑に対して、執行部より、予備費から委託料への充用はシロアリが発生して急遽対策をしなければならなかった。また、紙おむつが不足したため、委託料より流用したためである。本来、流用ではなく補正予算を組むべきであったと思っているとの答弁がありました。

また、委員より、時間外手当について、前年度と比べてかなりふえているが、理由は何かとの質疑に対して、執行部より、制度の改正により夜勤者が1名増加となった。また、嘱託介護職員の人員不足を正職員で対応したため時間外がふえたとの答弁がありました。

反対討論では、予備費より19万9,000円を委託料に充用し、さらに委託料から需用費へ56万6,000円を流用している。迂回しての流用は議会の議決の趣旨とは異なる流用であり、不適切と考える。また、予備費から19万9,000円を委託料に充用したにもかかわらず、38万8,197円の不用額があることは

予備費充用の必要性がなかったことにほかならないとの反対討論があり、採決の結果、認定すべきものと決しました。

次に、議案第93号、平成26年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員より、水道使用料の滞納の対応についてどのように行っているのかとの質疑に対し、執行部より、徴収事務については業者に委託を行っている。納入がない場合は督促状を出し、それでも入らない場合は催告書を出して、それでも入らない場合は給水停止を行っている。収納対策は積極的に行っていきたいとの答弁がありました。

付託されました議案の審議後に、中小企業振興基本条例に係る審査を行いました。

初めに、財政課より工事関係における近年の元請状況及び下請状況の説明を受け、質疑を行いました。

委員より、職員が中小企業振興基本条例の趣旨を理解し、地元還元するという意識を持ってほしいとの質疑に対して、執行部より、担当課の意識向上と市外元請業者に啓発を進めていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、備品や物品の発注に当たっても市内の業者へ発注するよう指導の徹底をお願いしたいとの意見がありました。

総括意見として、次の2点について指摘がありました。

主要施策の成果について、安易に修正の申し出が委員会の中であったが、議案に準ずる資料であることから、来年度の資料作成については細心の注意を払うこと。また、歳出予算について、目間の予算流用については、費目番号を備考欄に入れるなど、わかりやすい決算書作成を行うことが出されました。

討論のなかった議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号につきましては、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

議案第93号についても、討論もなく、原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。

採決後に委員会として次の3項目について提言として意見を集約したので、申し添えます。

1、職員の時間外については、平成25年度に比べ約2,200万円、平成24年度と比べると約3,400万円の増加となっている。事務効率化の改善に努め、最小限の時間外の支出を求める。

2、市税を初め、国民健康保険税、公立保育園の保育料、市営住宅の使用料、また、水道及び下水道使用料などで多額の滞納がある。税などの負担の公正公平の観点から、徴収についてはさらなる努力を求める。

3点目、企業誘致については、近隣の市町及び県との連携、情報の共有化を深め、

市民の就業の場の確保に努めることが人口増加へとつながる。積極的な誘致活動を望む。

以上、申しあげました提言事項のほか、委員会審査を通じて各委員からの指摘や意見を踏まえ、今後の行政執行に十分反映することをお願いします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり速やかにご賛同を賜りますようお願いを申しあげまして、決算特別委員長の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 以上で決算特別委員長の報告を終わります。

ただいまの決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第83号から議案第93号までの11案件について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） おはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号について、不認定の討論を行います。

まず、議案第83号、平成26年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について、不認定の討論を行います。

不認定の理由の1つは、平成26年度の予算が市民の暮らし、福祉を守るという自治体本来の役割を果し得ていないという点です。平成26年度は消費税の8%への増税などの影響もあり、市民の生活は厳しい状況が続きました。しかし、子どもの医療費の助成や高過ぎる国保税への対応など、市の財政運営は市民の厳しい暮らしの願いに応えるものになっていません。一方で、財政調整基金には7億円以上の繰り入れを行って、市民の納めた税金が本来使われるべきところに使われていません。こういう財政運営は改めるべきです。

理由の2つ目は、部落解放同盟への直接的な補助金を含めた関連予算についてです。国の法律もなくなる中で、特定の団体に不適切な額の補助金の支出を続けるということは、部落差別を逆に固定化するものであると考えます。他団体への補助金と比べても平等ではありません。また、過去数年間の部落解放同盟の収支報告書でも明らかになりましたが、団体の収入の大半が市の補助金であるということは異常であり、不適切な額の支出であると考えます。

理由の3つ目は、本決算にマイナンバー制度実施に伴う予算が計上されている点であります。マイナンバー制度の問題点は、私の9月の一般質問で述べましたので、繰り返しません。重大な問題を抱えているマイナンバー制度実施を前提とした予算であり、認めることはできません。

以上をもって議案第83号の不認定の討論としたいと思います。

議案第84号、平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、不認定の討論を行います。

菊池市の国保税は市民の負担能力は限界に来ていると考えます。ここ数年間、据え置きの努力はされてきましたが、今、市民の暮らしの実態を考えるならば、据え置きではなく引き下げに踏み切るときです。大もとは国の国庫負担が引き下げられてきたことが原因ですが、実施主体は市町村です。今、自治体が最もすべきことは、市民が払える国保税に引き下げを行うことです。市にため込まれた財政調整基金約63億円をわずかに充てるだけで、1世帯当たり1万円の引き下げはすぐにでもできます。特別会計であるからと言われますが、一般会計からの繰り入れを行っている自治体はちゃんとあります。菊池市だけができない理由はありません。

市民の暮らしの状況を踏まえ、今後の速やかな対応を求め、不認定の討論とします。

議案第85号、平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、不認定の討論を行います。

75歳以上の高齢者が少ない年金から保険料を天引きされ、給付の増額が保険料のアップにつながる、高齢者を年齢で差別する問題のある制度と考えます。その制度に反対する立場から、不認定の討論とします。

次に、議案第86号、平成26年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、不認定の討論を行います。

現在の介護保険制度は、見直しが行われるたびに保険料は上がり、サービスはどんどん制限されています。委員会でも明らかになったように、年間の収入が18万円以下の低所得者の方の平成26年度の滞納額が1,000万円を超えている状況は見過ごすことはできません。

介護認定を受けても、介護サービスを必要としているにもかかわらず、保険料の負担が大きく、サービスを利用できない人が菊池市でも多く存在していることを示しているのではないのでしょうか。大もとは国の責任がありますが、これも実施主体は市町村です。

菊池市が独自に市民の負担軽減を行い、支援の拡充を行うべきであると考え、不認定の討論とします。

以上です。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号に対する反対討論がありましたので、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号に対する賛成者の発言を許します。

水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） おはようございます。議席番号4番、水上隆光です。議案第83号、平成26年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定についてに賛成する立場から討論します。

東議員からは議案第83号に反対の理由として、部落解放同盟各支部活動事業補助金に対する討論がありました。しかし、先日参加した部落解放研究集会での蒲島知事からのメッセージにも、同和問題に関してはインターネットに差別的な書き込みをしたり、同和地区の所在を市町村に問い合わせるなどの事案が近年も全国的に発生していますと。昨年実施した人権に関する意識調査では、結婚問題における同和地区への差別問題が10年前の調査から余り改善していないという結果も出ております。人権教育、啓発における大きな問題と受けとめていますという言葉が蒲島知事からもありました。対策事業において、法律は切れていますが、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律には地方公共団体の責務がうたわれています。決算特別委員会で提出された部落解放同盟各支部への決算書を見ても、ほとんどが大会参加などの研修に関する支出であり、認定すべきものと考えます。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願いし、賛成の討論とします。

○議長（森 清孝君） 議案第83号から議案第86号について、ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第83号から議案第86号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 議案第92号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論いたします。

一部大賀委員長の報告と重複するところがありますが、お許しいただければと思います。

決算書（特老）と書いてあります21ページから22ページです。決算書の中で、予備費より19万9,000円を委託料に充用し、さらに、委託料から需用費へ56万6,000円を流用されています。多くの自治体では、予算事務規則の中で流用を受けた経費、または予備費の充用を受けた経費をほかの科目へ流用することはできないと定めています。迂回しての流用は議会の議決の趣旨とは異なる流用であり、不適切な流用と考えます。また、予備費から19万9,000円を委託料に充用したにもかかわらず、38万8,197円と、倍以上の不用額があることは、予備費充用の必要性がなかったことにはかなりません。さらに、充用の理由が、大賀委員長もおっしゃいましたように、執行部からシロアリ駆除のため緊急を要したとの説明でしたが、同様の案件が農政課物産館のシロアリ駆除が今回報告されました。その案件に対して、同様の案件に対してはきちんと補正予算の手続を踏んでいることから、緊急性は認められません。

以上を理由として、議案第92号に反対討論といたします。

議員各位におかれましては、今後のつまごめ荘の適正な予算執行のためにも不認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第92号に対する反対討論がありましたので、議案第92号に対する賛成者の発言を許します。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子君） おはようございます。議案第92号、平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてに賛成する立場から討論いたします。

荒木議員から指摘があった流用、充用の仕方についての問題性は確かにあると思います。ですが、私、もう一回特別養護老人ホームの施設長と話をしてみました。流用の起きた原因というのが、やっぱり経費節減という大きな目標が平成26年度にあり、そのために、それまで使っていた布製のおむつを単価の安い紙おむつに切りかえたということ、それから、それまで排せつの後の利用者さんをきれいにする措置を清拭タオルで行っていたが、それも単価の安い紙に切りかえた、そのことによって予算を減らしたということがあったのだけれども、実際に使ってみると、紙おむつでは場合によっては横漏れが生じてしまったり、紙では美しくきれいに清潔に拭き取れなかったというようなことがたび重なることによって、これはやっぱり利用者さんの益にならないということで、再度もとに戻して、単価は高いけれども、布製のおむつと清拭タオルを使うように切りかえたために、どうしても予算が足りなくなってしまったという事情が大きなものであったというふうな説明を再度受け

ました。

しかしながら、そのことを補正予算で組まなかったということについては、施設長も誤りであったということは認めておられました。報告にあったとおりでございます。そんなことの大もとがどこにあったのかということを検討すると、介護現場の介護職の方々と事務所との相談やら連携が不十分であったということが大きな原因であると認識し、今は定期的に介護長と話し合いを持って、今後そんなことが起きないようにと努めているという説明を受けました。原因がはっきりしており、対策もそのように講じられていることから、認定をしないというのには及ばないと、認定はすべきではないかというふうに考えます。

議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 議案第92号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第92号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

ただいま討論がありました議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第92号及び議案第93号を除き一括採決します。

お諮りします。議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、以上の5案件については、決算特別委員長の報告は原案のとおり認定であります。

決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、以上の5案件については、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第93号について、原案のとおり可決、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号については、決算特別委員長の報告のとおり可決、認定することに決定しました。

次に、討論がありました議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第92号について起立により採決します。

お諮りします。議案第83号について、原案のとおり認定することに賛成の方は

起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第83号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第84号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第84号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第85号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第85号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第86号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第86号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第92号について、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第92号は原案のとおり認定することに決定しました。

ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時49分

開議 午前10時56分

○

○議長(森 清孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第4 議案第103号から議案第144号まで一括上程・説明

○議長(森 清孝君) 次に、日程第4、議案第103号から議案第144号までの42議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして皆様おはようございます。本日、平成27年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月18日までの17日間の日程でご審議をお願いするものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第103号、菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてにつきましては、地方分権の進展に伴い、さまざまな行政ニーズに対応するため、多様な任用・勤務形態を活用できるよう条例を定めるものでございます。

7ページの議案第104号、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてにつきましては、番号法の規定により、個人番号の利用に関し必要な事項を条例で定めるものでございます。

次に、13ページの議案第105号、菊池市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の職務専念義務の特例を条例で定めるものでございます。

次に、15ページの議案第106号、菊池市スクールサポートチーム設置条例の制定についてにつきましては、地方自治法の規定により、執行機関の附属機関を条例で定めるものでございます。

次に、19ページ、議案第107号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係条例を改正し整理を行うものでございます。

次に、23ページ、議案第108号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、執行機関の附属機関の廃止及び新規設置に伴い改正するものでございます。

次に、25ページ、議案第109号、菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、証明書のコンビニ交付の実施に当たり、条例を改正するものでございます。

次に、27ページ、議案第110号、菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、上位法関係省令の施行に伴い、改正条例の施行前に、その一部を改正するものでございます。

次に、29ページの議案第111号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、新たな指定ごみ袋を作成することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、31ページの議案第112号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、料金体系の変更により格差緩和を図るため、条例を改正するものでございます。

次に、33ページの議案第113号、菊池市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてにつきましては、本市の簡易水道事業等を上水道事業へ統合することに伴い、関係条例の改正、または廃止を行うものでございます。

次に、35ページの議案第114号、菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、37ページの議案第115号、菊池市教育委員会外部評価委員会条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、本市の総合計画外部評価制度が確立したため、条例を廃止するものでございます。

次に、39ページの議案第116号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳出の主なものといたしまして、私立保育園、認定こども園に係る保育士処遇改善等の加算率見直し及び入所児童数の増加に伴う運営費負担金などが1億2,395万6,000円、台風15号被害対策に係る経営体育成支援事業費補助が1,507万7,000円、台風被害園芸・果樹復旧対策補助が2,263万8,000円、そのほか排水路整備事業3,682万円などの増額が主なものでございます。

総額4億659万2,000円を追加するものでございます。

次に、79ページの議案第117号から議案第124号につきましては、各特別会計の補正予算でございます。

介護保険事業の前年度事業費確定に伴う国県支出金返納金、下水道事業の電気料金に係る燃料費調整額、公共汚水ます設置工事費の増額などが主なものでございます。

次に、143ページの議案第125号から議案第130号の財産の無償譲渡についてにつきましては、補助事業により設置した施設園芸用ハウスをこれまでハウス

リース事業により運営、管理してきた地域の生産組合に無償譲渡するに当たり、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、155ページの議案第131号から議案第144号につきましては、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、議員各位におかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。それでは、議案第103号から議案第144号までを一括してご説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

議案第103号、菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。

あけて2ページから5ページが制定する条例案でございます。

職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、第3条に職員の任期を定めた採用、第4条で短時間勤務職員の任期を定めた採用、第5条、第6条で任期の特例及び更新、4ページの第7条におきまして給与に関する特例、その他必要な規定を定めることとしております。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第104号、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてでございます。

番号法の規定により条例を定めるもので、あけて8ページから11ページが制定する条例案でございます。

個人番号の利用範囲として、個人番号を利用することができる市の独自利用事務を定めるとともに、番号法に定められました利用事務及び市の独自利用事務の処理のため、市が保有します特定個人情報の利用に関し必要な事項を定めるものでございます。

この条例は、番号法附則に規定します平成28年1月1日から施行することとし、その他必要な準備行為について定めることとしております。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第105号、菊池市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして条例を定めるもので、あけて14ページが制定する条例案でございます。

職務に専念する義務の免除につきまして定めることとしております。

これまで教育長は一般職に準じておりましたが、法改正によりまして教育長が特別職に位置づけられましたために、新たに条例を定めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行することとし、その他必要な経過措置を定めることとしております。

次に、15ページでございます。

議案第106号、菊池市スクールサポートチーム設置条例の制定についてでございます。

地方自治法の規定により、執行機関の附属機関を条例で定めるもので、あけて16ページ、17ページが制定する条例案でございます。

本市の小・中学校におけるいじめの防止及び解決に資するために、いじめ防止対策推進法の規定によりスクールサポートチームを設置するものでございます。

組織、所掌事務、任期、以下設置に必要な規定を定めることとしております。

なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第107号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして関係条例の改正を行うもので、20ページ、21ページが改正する条例案でございます。

法改正によりまして教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置され、特別職に位置づけられたことなどから、関係条例を改正するものでございます。

ここで別冊の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

左が現行で、右が改正案ということでございます。改正点は下線部分でございます。

1ページが第1条の菊池市公告式条例の改正で、法改正で条ずれが生じたことによるものでございます。

2ページ上段が第2条の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正で、委員長の項を削り、表を改めるものでございます。

下段が第3条の菊池市特別職報酬等審議会条例の改正で、あけて3ページが第4

条、菊池市長等の給与及び旅費に関する条例の改正で、いずれも教育長を追加するものでございます。

4 ページから 5 ページの上段が第 5 条の菊池市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正で、題名を記載のとおり改め、給与関係規定及び別表を削るなどするものでございます。

下段が第 6 条の菊池市教育委員会の委員の定数を定める条例改正でございます。

再び議案書の 21 ページをお願いいたします。

附則に、この条例は、公布の日から施行することとし、その他必要な経過措置を定めております。

次に、23 ページをお願いいたします。

議案第 108 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

教育委員会外部評価委員会委員の廃止及びスクールサポートチームの設置に伴い、条例の一部を改正するもので、24 ページが改正する条例案でございます。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、25 ページをお願いいたします。

議案第 109 号、菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

個人番号カードで多機能端末機を利用して印鑑登録証明書の申請及び交付を行うコンビニ交付の実施に伴い、条例の一部を改正するもので、26 ページが条例案でございます。

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとしております。

次に、27 ページをお願いいたします。

議案第 110 号、菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、その一部を改正するもので、あけて 28 ページが改正する条例案でございます。

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとしております。

次に、29 ページをお願いいたします。

議案第 111 号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

新たに指定ごみ袋（極小）を作成することに伴い、条例の一部を改正するもので、あけて 30 ページが改正する条例案でございます。

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしております。

次に、31ページでございます。

議案第112号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

浄化槽市町村整備推進事業における使用料につきましては、人槽制による使用料算定となっており、他事業と料金体系が異なるために受益者間での不均衡が生じていることから、人頭制への変更に伴う料金改定によりまして格差緩和を図るために条例の一部を改正するもので、あけて32ページが改正する条例案でございます。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することし、その他必要な経過措置を定めることとしております。

次に、33ページでございます。

議案第113号、菊池市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてでございます。

本市の簡易水道事業等を上水道事業へ統合することに伴い、関係条例の改正等を行うもので、あけて34ページが条例案でございます。

新旧対照表は13ページから15ページになります。

統合に伴う関係条例の改正といたしまして、13ページが第1条の菊池市水道事業の設置等に関する条例、14ページが第2条の菊池市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の改正内容でございます。

再び議案書34ページをお願いいたします。

第3条は、記載のとおり、統合に伴い、簡易水道に係る3つの関係条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。

次に、35ページをお願いいたします。

議案第114号、菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、条例の一部を改正するもので、あけて36ページが改正する条例案でございます。

新旧対照表は16ページになります。

記載のとおり、保育料等の納入金を菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の利用者負担額に改めるなどの改正を行うものでございます。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。

再び議案書37ページをお願いいたします。

議案第115号、菊池市教育委員会外部評価委員会条例を廃止する条例の制定についてでございます。

本市の総合計画外部評価制度が確立したため、条例を廃止するものでございます。条例案は38ページになります。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、39ページをお願いいたします。

議案第116号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第8号）でございます。あけて40ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に4億659万2,000円を追加しまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ304億6,417万2,000円とするものでございます。

内容の主なものにつきましては、事項別明細書でご説明をいたします。

まず、54ページ、55ページの歳入でございます。

3 枠目の款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目3 民生費国庫負担金、節3 児童福祉費負担金7,767万6,000円及び6 枠目の款15 県支出金、項1 県負担金、目3 民生費県負担金、節3 児童福祉費負担金3,883万7,000円の増額は、私立保育園、認定こども園の保育士処遇改善等加算率の見直し、入所児童数の増加等による運営費負担金でございます。

最下段の款15 県支出金、項2 県補助金、目5 農林水産業費県補助金、節1 農業費補助金5,383万5,000円の増額は、台風15号被害による施設等導入に対する経営体育成支援事業費補助金1,507万7,000円、あけて57ページ、1 枠目でございます農地管理機構による集積協力金1,838万8,000円、茶施設の除灰・降灰対策の特殊自然災害対策施設緊急整備事業からの事業組みかえによる阿蘇火山等防災特産対策事業補助金9,564万7,000円などが主なものでございます。

3 枠目の款16、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入の1,160万円につきましては、県道植木インター菊池線道路整備に伴います七城町多目的研修センターの用地費等でございます。

最下段の款21 市債、項1 市債、目2 総務債の1億5,680万円の増額は、臨時財政対策債の額の確定によるものでございます。

続きまして、60ページ、61ページの歳出でございます。

3 枠目の款3 民生費、項2 高齢者福祉費、目1 高齢者福祉費、節19 負担金補助及び交付金1,356万8,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合の平成26年度療養給付費負担額の確定によるものでございます。

4 枠目の款 3 民生費、項 3 児童福祉費、目 5 児童福祉施設費、節 1 9 負担金補助及び交付金 1 億 2, 3 9 5 万 6, 0 0 0 円の増額は、私立保育園、認定こども園に係る保育士処遇改善等の加算率及び入所児童数の増加による運営費負担金等の増額、子ども・子育て新制度による延長保育事業の単価改正による事業補助金の増額でございます。

次に、6 2 ページ、6 3 ページをお願いいたします。

最下段の款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 1 9 負担金補助及び交付金の 8, 9 8 5 万 4, 0 0 0 円の増額は、台風 1 5 号被害による施設等導入に対する経営体育成支援事業費補助金、農地管理機構による集積協力金、農山漁村地域整備事業補助金、台風被害園芸・果樹復旧対策事業補助金等が主な増額の理由でございます。

最下段の目 4 農業振興施設費、あけて 6 5 ページ上段をお願いいたします。

節 1 5 工事請負費 5 4 9 万 2, 0 0 0 円の増額は、旭志ふれあいセンター食彩館厨房及び泗水町特産物品センターの空調等工事並びに七城町特産品センターの給水ポンプ取りかえ工事の増額でございます。

最下段の款 7 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 3 道路橋りょう維持費、節 1 5 工事請負費 3, 6 8 2 万円の増額は、県営花房中部 2 期地区畑地帯総合整備事業に伴う雨水排水路整備工事の増額でございます。

6 6 ページ、6 7 ページをお願いいたします。

4 枠目の款 7 土木費、項 6 住宅費、目 1 住宅管理費、節 1 1 需用費のうち修繕料 5 8 3 万 9, 0 0 0 円の増額は、台風 1 5 号に係る市営住宅屋根の修繕料でございます。

7 0 ページ、7 1 ページをお願いいたします。

2 枠目の款 1 1 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、節 2 3 償還金利子及び割引料 8, 9 3 3 万 4, 0 0 0 円の増額は、平成 2 6 年度の合併特例債及び緊急防災・減災事業債について、今後の地方債償還の平準化を図るため据え置き期間を設けずに借り入れたことにより元金償還額の増でございます。

それでは、議案書の 4 3 ページをお願いいたします。

4 3 ページから 4 8 ページまで、第 2 表 債務負担行為の補正でございます。

施設の指定管理にかかわるもの及び平成 2 8 年 4 月より業務を行う必要があるもので、事前に事務を進めるために債務負担行為として設定するものでございます。

期間及び限度額は記載のとおりでございます。

次に、4 9 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債の補正でございます。

合併特例債事業の見直し及び臨時財政対策債の額確定による地方債の補正でございます。

次に、79ページをお願いいたします。

議案第117号、平成27年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

81ページをお願いいたします。

今回の補正は、債務負担行為でございます。

来年度4月より業務を行う必要があるもので、事前に事務を進めるために債務負担行為として設定するものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。

議案第118号、平成27年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

84ページでございます。

今回の補正は、予算の総額に7,014万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,046万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、平成26年度事業費確定に伴います国県支出金返納金、介護給付費準備積立金などが増額の主なものでございます。

次に、91ページをお願いいたします。

議案第119号、平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）でございます。

92ページでございます。

今回の補正は、予算の総額に78万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,602万5,000円とするものでございます。

内容は、嘱託職員人件費、消費税額の確定によります増額でございます。

次に、99ページをお願いいたします。

議案第120号、平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

100ページでございます。

今回の補正は、予算の総額に565万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,028万1,000円とするものでございます。

内容といたしましては、電気料金に係る燃料費調整、再エネ賦課金の増による光熱水費の増額、消費税確定に係る増額が主なものでございます。

次に、107ページをお願いいたします。

議案第121号、平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正

予算（第2号）でございます。

108ページでございます。

今回の補正は、予算の総額から84万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,551万3,000円とするものでございます。

公共汚水ます設置工事費の増の一方で、消費税の確定による減額でございます。

次に、115ページをお願いいたします。

議案第122号、平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

116ページでございます。

今回の補正は、予算の総額に99万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,321万4,000円とするものでございます。

内容といたしましては、料金改定に伴うシステム変更負担金の増額でございます。

次に、123ページをお願いいたします。

議案第123号、平成27年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

124ページでございます。

今回の補正は、予算の総額に123万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,939万3,000円とするものでございます。

内容は、公共汚水ます設置工事費、消費税の確定に伴う増額でございます。

次に、131ページをお願いいたします。

議案第124号、平成27年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）でございます。

132ページでございます。

今回の補正は、予算の総額に204万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,538万5,000円とするものでございます。

サービス事業消耗品の増加による補正及び135ページの債務負担行為を設定するものでございます。

次に、143ページをお願いいたします。

143ページの議案第125号から153ページの議案第130号は、財産の無償譲渡について、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

これらの財産につきましては、旧七城町を事業主体として、平成11年度地域農業基盤確立農業構造改善事業により施設園芸用ハウスを設置し、ハウスリース事業として七城地域の生産組合に貸し付け、これまで各生産組合の運営、維持管理によ

り利用されてきた施設でございます。

本年度をもちまして各生産組合とのハウスリース事業に係る賃貸借契約が満了するとともに、補助事業により取得しました財産の処分の制限期間を経過しますことから、各生産組合に施設の有効活用を図るため無償譲渡したく、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡します財産、譲渡の相手方及び譲渡の時期は、議案第125号から議案第130号それぞれ記載のとおりでございます。

次に、155ページをお願いいたします。

155ページから163ページにつきましては、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、155ページでございますけれども、議案第131号は菊池老人福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者に指定しようとする団体、期間等は記載のとおりでございます。

次に、157ページ、議案第132号はふれあい交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

団体名、期間は記載のとおりでございます。

次に、159ページ、議案第133号は四季の里旭志の指定管理者の指定についてでございます。

団体名、期間は記載のとおりでございます。

次に、161ページ、議案第134号から議案第139号は本市集会所の指定管理者の指定について6議案でございます。

施設の名称、団体名、期間は記載のとおりでございます。

次に、163ページでございます。

議案第140号から議案第144号は本市公民館支館の指定管理者の指定について5議案でございます。

施設の名称、団体名、期間は記載のとおりでございます。

以上で議案第103号から議案第144号までの説明といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で議案の説明を終わります。

○

日程第5 議案第145号上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第5、議案第145号を議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定にかかわる議員は除斥する必要があると思いますが、関係する議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま上程されました議案第145号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

議案書の165ページをお願いいたします。

現在、本市の区域におきましては、14人の委員の方々が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。その中で、七城地域の赤星和範委員が本年12月31日をもって3年間の任期が満了いたします。

今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、七城町砂田の赤星和範さんを再度委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

経歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

これまでの経歴を通じて人権問題に関しての理解と認識が豊富な方であります。今後も積極的に人権擁護活動に取り組んでいただけるものと確信し、推薦するものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第145号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は起立により行います。

お諮りします。議案第145号について、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第145号は適任とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来る8日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑を行う方は、事務局備えつけの様式により、その要旨を具体的に記載し、明日3日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日はこれにて散会します。

全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前11時43分

第 2 号

1 2 月 8 日

平成27年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成27年12月8日（火曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

○

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 委員会付託
- 日程第3 一般質問

○

出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君

19番 山瀬 義也 君

20番 境 和則 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実 君
副市長	木村 利昭 君
政策企画部長	小川 秀臣 君
総務部長	馬場 一也 君
市民環境部長	倉原 良則 君
健康福祉部長	木原 雄二 君
経済部長	松野 浩一 君
建設部長	樫川 博久 君
七城総合支所長	榎田 邦昭 君
旭志総合支所長	水上 満弘 君
泗水総合支所長	上田 譲二 君
財政課長	中村 喜範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳永 孝博 君
市長公室長	上田 俊介 君
教育長	原田 和幸 君
教育部長	松岡 千利 君
農業委員会事務局長	原 和徳 君
水道局長	藤本 辰広 君
監査事務局長	松永 隆則 君

事務局職員出席者

事務局 長	城 主 一 君
事務局 課長	徳永 裕治 君
議会 係長	松原 憲一 君
議会 係	安武 則貴 君

○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○
日程第1 質疑

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。
ここで申し合わせ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として3回までとなっています。質疑は提出議案に対して疑義を
ただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） おはようございます。議案第103号、菊池市一般職の任
期付職員の採用等に関する条例の制定について、お尋ねいたします。

自治体で条例を定めれば、こういう雇用の仕方が可能になるという地方公務員法
の改正があつてから、もう10年くらいになると思うのですが、その間、菊池市は
こういった雇用の仕方はとっておられませんでしたが、なぜ今このような雇
用形態が必要なのかということ、特定任期付職員と任期付職員と任期付短時間勤務
職員と3通りの職員の雇用があるようですけれども、それぞれどのようなケースを
想定しておられるのか、聞きたいと思います。

今、この条例を定められるということは、それなりの必要性があつてのことなの
ではないかと思しますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。議案第103号についての質疑があ
りましたので、お答えしたいと思います。

区分ごとに説明をいたしますと、条例第2条第1項に規定します、今、議員おっ
しゃいました特定任期付職員とは、高度の専門的な知識経験、またはすぐれた識見
を有する者としております。例を申し上げますと、弁護士でありますとか公認会計

士などが挙げられるかと思えます。

条例第2条第2項に規定します任期付職員とは、同じく専門的な知識経験、またはすぐれた識見を有する者としております。例えば、システムエンジニアなどが挙げられるかと思えます。

条例第3条に規定します任期付職員とは、一定の期間内にあらかじめ終了するという業務に従事する者や、一定の期間、業務量が急激に増加すると認められるような業務に従事する者と想定しております。

また、条例第4条に規定します任期付短時間勤務職員とは、一定期間内に終了する業務に従事する者や、一定期間、業務量が増加すると認められる業務に従事する者、サービス提供体制の一時的な充実、あるいは休暇等を取得する職員の代替職員として採用することが想定できます。

条例第3条に規定します任期付職員、第4条に規定します任期付短時間勤務職員につきましては、さまざまな職種での採用が考えられるというところがございます。

現在のところ、全ての区分において採用を現実として想定しているわけではございませんが、今後、必要に応じて柔軟に採用できるようにしておきたいと考えております。

ご質問の今ということですが、当面予定しておりますのは、本市が今後、図書館の建設を予定しておりますので、専門的な知識経験、またはすぐれた識見を有する者として、図書館長の採用を検討しているというところがございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 今、具体的なこととして、図書館長にというお話があったので、ああそういうことで、というのは納得いたしました。

ですが、ほかの任期付職員とか任期付短時間勤務職員とかで、今、正規の職員がしていらっしゃる仕事を代替するというような、もちろん休暇等は別ですが、そこにかえてそういう短期の職員を充てるというお考えはおありでしょうか。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 先ほども説明をさせていただきましたけれども、先ほど任期付短時間勤務職員のところでご説明しましたけれども、一時的にサービス提供体制の充実であるとか、いわゆる休暇等を取得する職員の代替、こういったところも含めて柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） このことで雇用が流動化すると、一般の企業とかで派遣だの何だのというような形になるのは懸念いたしますが、きょうはここで終わります。

○議長（森 清孝君） 次に、東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） おはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。議案第105号、菊池市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第107号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、そして、議案第114号、菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いします。

まず1点目に、議案第105号、議案第107号についてです。

本条例制定は、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接、教育長を任命するという国の制度改革によるものですが、本条例の制定によって教育委員会の意思決定権がどのように変わるのか、お聞きします。

次に、議案第114号についてです。

条例が施行されることで、保育料など保護者への影響はどうなるのか、お聞きします。

以上です。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） おはようございます。それでは、質疑にお答えさせていただきます。

まず、議案第105号並びに107号について、先に答弁させていただきます。

今回の条例制定によりまして、教育委員会の意思決定権が変わるものではありません。

教育委員会を代表します教育委員長と事務局を代表する教育長を一本化しました新教育長を置くこととなりますけれども、この改正によって教育委員会における責任体制の明確化が図られるということになるものでございます。

新教育長は合議体の意思決定に基づき事務を執行する立場にあることはこれまでと何ら変わりはありませんで、合議体の意思決定に反する事務執行を行うということはございません。

次に、議案第114号の質疑に対してお答えさせていただきます。

条例が施行される面で保護者への影響はどうなるかとのことでございますけれども、現在の菊池市立幼稚園の保育料は一律で月額3,500円となっております。

この改正条例が施行された場合は、世帯の所得の状況に応じて、5つの階層区分によりまして無料から最高で1万9,000円までの月額保育料を決定することになりますので、所得が多い世帯では現在よりも保育料が高くなるという場合がございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 再質問はありませんので、以上で終わります。

○議長（森 清孝君） これで質疑を終わります。

○

日程第2 委員会付託

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第103号から議案第144号までについては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は付託されました案件を十分審査いただきますようお願いします。

平成27年 第4回菊池市議会定例会議案・請願等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第103号	菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
	議案第104号	菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
	議案第105号	菊池市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
	議案第106号	菊池市スクールサポートチーム設置条例の制定について
	議案第107号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第108号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第114号	菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第115号	菊池市教育委員会外部評価委員会条例を廃止する条例の制定について
	議案第116号	平成27年度菊池市一般会計補正予算（第8号）
	議案第134号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市北古閑集会所）
	議案第135号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市中西寺集会所）
	議案第136号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市大琳寺集会所）
	議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市野間口集会所）
	議案第138号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市旭志大迫集会所）
	議案第139号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市泗水永南集会所）
	議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市龍門支館）
	議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市花房支館）
	議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市水源支館）
	議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市迫間支館）
	議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市戸崎支館）
福祉厚生 常任委員会	議案第109号	菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第110号	菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第111号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第116号	平成27年度菊池市一般会計補正予算（第8号）

付託委員会	議案番号	件名
福祉厚生 常任委員会	議案第117号	平成27年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第118号	平成27年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
	議案第124号	平成27年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)
	議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市菊池老人福祉センター)
経済建設 常任委員会	議案第112号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第113号	菊池市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
	議案第116号	平成27年度菊池市一般会計補正予算(第8号)
	議案第119号	平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算(第2号)
	議案第120号	平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第121号	平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第122号	平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第123号	平成27年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
	議案第125号	財産の無償譲渡について
	議案第126号	財産の無償譲渡について
	議案第127号	財産の無償譲渡について
	議案第128号	財産の無償譲渡について
	議案第129号	財産の無償譲渡について
	議案第130号	財産の無償譲渡について
	議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市ふれあい交流センター)
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市四季の里旭志)	

日程第3 一般質問

○議長（森 清孝君） 次に、日程第3、一般質問を行います。

ここで申し合わせについて申し上げます。

質問の順序は通告順です。質問時間は、答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答となっています。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

初めに、平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 皆さんおはようございます。議席番号1番の平直樹です。私は菊池市議会は開会日に国歌斉唱をして始めるべきであるというふうな考えを持っております。政治理念、菊池市民がうれしいこと、政治目標、政治をもっと近くに、判断基準、子どもたちが大きくなったときにどうか、この3本柱で日々の議員活動を行っております。日本国民が日本の安寧を願い行動する、このまちにおいては子どもたちの笑顔がたくさんあふれるまち、恒久的に続くまちになるように、思いを込めながら一般質問させていただきます。

この一般質問というのは私たち議員と執行部との真剣勝負の場だと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回は商店街について、お尋ねいたしたいと思います。

本市の商店街はどこですか。そして、商店街の定義はどう捉えられていますか。

続いて、合併して10年です。これまでどういった支援を商店街にされてきたのか。10年分使ってきた予算の総額と、昨年度、平成26年度の金額を教えてください。それを見て、現状の課題をどう捉えられていますか。

続いて、今後は何を根拠にどういった商店街をつくっていこうと、もしくは支援をしていこうと考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） おはようございます。それでは、平議員のご質問のほうにお答えしてまいります。

まず最初に、商店街はどこを指すのかということでございます。

本市は商店が集積する地区といたしまして、隈府地区と泗水地区が商店街であると認識しているところでございます。

次に、商店街の定義でございますが、商店街の関係法令といたしまして、商店街振興組合法や中小小売商業振興法がございますが、この中では特段の定義は定められておりませんが、経済産業省が実施しております商業統計調査の中で、小売店、

飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるものを商店街として定義づけられているところでございます。

次に、合併から10年の商店街振興に対する決算額の総額でございますが、合併当時から商工業振興、商店街の活性化は重要な課題といたしまして位置づけております。

これまで商工会や商店会連合会、また、それぞれの商店街の皆様方と連携をいたしまして、さまざまな施策、事業を展開してまいりました。合併当初からの10年間の総計でございますが、関連いたします(款)商工費、(項)商工費、(目)商工振興費における決算ベースで申し上げますと、総計で5億2,106万6,000円でございます。

合併当初から継続して実施している事業につきましては、中心市街地活性化事業、軽トラ朝市に対します商業者連携事業、空き店舗対策モデル事業、後継者育成対策事業、近代化等利子補給事業、信用保証料補助事業等がございます。

次に、平成26年度の決算額は、同様に商工振興費で申し上げますと5,417万円でございます。

支援事業といたしましては、先ほど申し上げました合併からの継続事業に加えまして、平成24年度以降に創設したもので市内共通商品券発行事業、きらりと光る繁盛店づくり総合支援事業、コンベンション等誘致事業、地域経済活力創出事業、これは店舗などの改築等に伴います補助事業でございます。そのほか、きくち商人塾事業、飲食店振興事業、まちなかづくり推進事業などがございます。商店街の皆様のご意見やニーズを取り入れ、新たな事業に着手してきたところでございます。

次に、商店街における現状と課題につきましてでございますが、市といたしましては、さまざまな活性化につなげるための事業を実施してまいったところでございます。しかしながら、にぎわいや潤いといった成果につきましては、まだまだ道半ばであると感じているところでございます。商店街に人が集まり、にぎわうことで個々の商店が潤ってまいります。そのためには、そこで商売をされる皆さん方が知恵を出し合い、汗を流し、これからどのような商店街にしたいのか、確固たる将来像を描き、それに向けて一致協力していくことが重要ではなかろうかと考えております。それらをご提案、ご提言いただくことで、本市も関係団体と連携してともに考え、精いっぱい支援をしてまいってきたところでございます。

今後の支援策における根拠ということでございますが、商店街の主役はあくまでも商店主の皆さんでございます。また、そこで働く方々であると第一に考えているところでございます。その主役である皆さん方が働きやすいような環境を公助という立場において整備をしてまいりたいと思っております。

今後、どのような商店街にしたいかというのをみずから考える自助と、それをみんなで支え合う共助、これに行政の公助としての支援、その連携体制の確立こそが重要になってくると考えているところでございます。

また、まち・ひと・しごと地方創生におきましても、国、県、商工業振興を目的として、これまでにない新たな施策、多額の予算を打ち出してまいります。これらの情報もいち早く取り入れ、積極的に活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 商店街とは、隈府地区、泗水地区で、30店舗以上のお店が隣接しているところであると。10年間で5億2,000万円、平成26年度では5,000万円程度使われていると。課題としては、にぎわいがなかなか足りていないぞということですね。根拠としては、自分たちがメインで自助、共助、公助でやっていきたいというお答えでございました。

これから私が質問をしていくのは、大前提として、これまでの支援の方法を見直して、現代社会に合う、そして、これからの社会に合うような商店、個店、それに新しく消費者目線というものを取り入れた支援に切りかえるべきではないかというように前提で再質問をさせていただきます。

商店街というのは何であろうかと、まず、私は辞書を引きました。辞書を引くと、そのままですね。商店が多く建ち並ぶ通りや地域であるということでありました。

政務活動費を使わせていただきまして、調査研究してきました。その中で、まずは商店街の歴史、そもそもどういった成り立ちで商店街というのができてきたのかということから調査してきましたが、商店街の起源が数百年前からだよなんて言われる学者さんもおんなはります。少なくとも江戸期には商家というものがあって、その商家では、家族経営であっても、自分の営んでいる家業が後世に続くというすごく強い目的意識を持たれていたそうです。家族経営であっても、息子、娘がおらんならば、もしくはおったとしても才覚なしと見た場合には、どんどん番頭さんであつたりとか家族以外の人材登用に積極的でありました。

現在の商店街のスタイルは、20世紀前半に発明されたとあります。第1次世界大戦をきっかけに農民層の減少と都市人口の急増につながって、都市流入者の多くは雇用者ではなく、なりわいと称される零細自営業に移り変わったそうです。その中でも多かったのが、資本をそれほど必要としない小売業でありました。

そして、1930年ごろデパートが登場してきます。零細小売業にとっては大ピ

ンチです。個店では太刀打ちできないと、デパートがビルですから縦に専門店があると。それならば、専門店の連なりとして地域の中に専門性の高い商店の連なり、高い消費空間という目的や位置づけとして横のデパートというスタイルがつくられていって、デパートに対抗していくこととなります。そして、そのころ商店街は保守政治としっかりと結びつくことで、その存在をより強固にしていきました。そして、1955年、デパートに規制をかける百貨店法が成立します。高度経済成長期に突入して、商店街にとっても黄金時代へと移ってまいります。

ところが、そのころスーパーマーケットも台頭してきました。そのときも地元の商店街を守るという名目で、距離制限をかけるために政治力を駆使して距離制限をつくり、1973年、スーパーマーケットに対する大規模小売店舗法、いわゆる大店法が成立します。1978年には大型店舗に対する規制を中型店舗にまで広げるという大店法改正が行われました。とにかく商店街の中に入れるな、入れるなど、入ってくれるなよというふうに規制をしたわけですね。

そして、バブルが崩壊します。国が何をやったかといいますと、経済対策としまして国土拡張をしました。道路工事等、いわゆる公共工事をどんどん進めて、失業者の受け皿をつくろうとしました。さらに、流通に関する規制緩和があつて、大規模な小売チェーンが地方に進出しやすくなってきました。インフラ整備自体は国民のほとんどが望んだ工事でもありました。その結果、まちとまちをつなぐ大きな道路、バイパスですね、これがどんどんでき上がって、車社会化もさらに加速します。周辺整備も進みまして、そこにショッピングモールが建設されていきます。国民の全てが歩いた時代から、国民のほとんどが車で移動する社会に変わっていったという大きな背景もありながら、商店街を守るためにやってきたことが現在の衰退を加速させてしまったのではないかと考えています。これはいわゆる外的な要因だと思います。

内的な要因というのは、1つは、後継者問題だと思います。先ほど冒頭でも申しましたが、江戸期の商家では家族以外の人材登用もどんどんされていた。でも、現在は息子、娘が継がんけん、お店ば畳みますというようなお店もたくさんあります。

そして、もう1つがコンビニです。流通に関する規制緩和があつて、価格破壊というフレーズとともに、安売り合戦が始まりました。そのときに生き残りをかけるために多くのお店がコンビニへと移り変わりました。その中で一番多かったのが酒屋さんと米屋さんです。コンビニというのはたくさんの商品があります。いわゆるよろず屋ですね。横のデパート、専門店の連なりという位置づけでやってきたことが、コンビニができたことで少し見失ってしまうこととなります。もちろんこれは流れでございますから、誰が悪いとか、そういったことではありません。ただ、こ

れが現状だと思うんですね。

商店街とは、商店がたくさん並んでいるよという定義以外にも、本市においては、どこでもそうでしょうけれども、中心地だと私は考えております。栄えていった原点、そこをきっかけにどんどん栄えていったというところの認識で再質問をさせていただきたいと思いますが、平成17年と平成26年の店舗数と空き店舗率を教えてください。さらに、使ってきた予算総額を見て、その結果、平成17年と平成26年の店舗数、空き店舗率の結果をどう捉えられていますか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

商店街の店舗数でございますが、今回、平成17年度の実態調査が数値としてできておりませんので、平成19年度で申し上げさせていただきたいと思っております。当初のデータがちょっと残っておりませんでしたものですから、それをお願いしたいと思っております。

店舗数といたしまして160店舗に対しまして、空き店舗数が5店舗でございます。空き店舗率にいたしまして3.13%という数字でございます。

次に、平成26年度でございますが、店舗数といたしまして110店舗に対しまして、空き店舗数が27店舗、空き店舗率は24.55%でございます。

この認識といたしましては、先ほど議員が申されましたとおりに、後継者不足の問題に加えまして、やはり郊外店の大型店が進出したこと並びにインターネットショップ、コンビニエンスストアの普及等、さまざまな要因によって廃業という道を選択されたことが空き店舗の増加になった理由ではなかろうかというところでございます。

そこで、本市といたしましては、空き店舗の対策といたしまして、モデル事業により市も空き店舗の解消に努めておりますが、廃業されても、ご存じのとおり、店舗だった部分に倉庫や車庫など居住部分が改修されまして、そのまま一般の居住空間といたしまして住み続けていらっしゃる方がほとんどでございます。そういう状況の中では、ほかの皆様が貸したりとかできないという現状もございます。

しかしながら、空き店舗を活用いたしましたチャレンジショップ等の創業者への支援は商店街の活性化においては重要でございますので、今後も商工会と連携をとりながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ありがとうございます。

先ほどの予算の話ですが、10年間で5億2,000万円程度だというお答えをいただきました。前回、私の一般質問の1回目のときに、凶らずも農業関係の質問をしたときに、その答弁をいただいておりますが、平成26年度、農林課及び農林整備課の事業の対象として延べ2,522件に対し、約14億3,300万円の補助金を交付しているという答弁もあります。これと比べて、商店街という狭まったところの比較はちょっと難しいとは思いますが、農業関係では1年間で14億円、商店街への支援は10年間で5億円と。これが多いのか少ないのか、ちょっと悩ましいところではありますが、現在の商店街、ちょっと今回は泗水ではなくて隈府地区に限ったお話をさせていただきたいと思いますが、実際どうであるかというのを自分なりに歩いて調べてまいりました。議長の許可を得ていますので、ちょっとパネルを出させていただきたいと思います。

[パネルを示す]

○1番（平 直樹君） こちらですね。すみません、ちょっと手書きで見にくいかと思いますが、こちらの通りが御所通りです。こちらの通りが立町中央通りになっております。私が直接見た結果でございますから、見落とし等もあろうかと思っております。そこはご了承いただければと思いますが、御所通りが34軒ありました。それで、立町中央通りが37軒の合計71軒でした。この71軒のお店の人たちに対して、これまた全部じゃなかったんですが、ほぼほぼというところなんですが、私はいろんなお話を聞かせてもらうときに、2つの質問をしてまいりました。1つが店主の年齢は幾つですか。あと1つ、後継者の見込みはありますかと。この2点を質問してきました。解釈の違いがそれぞれあらわれるので、はっきりと言にくいところもあると思いますが、横町とかはちょっと入れていません。あくまでもこの2つの通りだと思って、見てください。はかりましたけれども、それぞれの通りが700メートル強あります。これを一周したら大体1.5キロありますね。

ここの実際のところをまとめたものがこちらであります。御所通りが34軒ありまして、店主の年齢は何歳ですかという質問に対して、37歳から83歳というお答えをいただきました。後継者の見込みありとお答えいただいたのは、34軒中12件、35.3%です。そして、年代別です。30代が1名、3%、40代が3名、9%、50代が5名で15%、60代が9名、26%、70代が11名、32%、80代以上が5名で15%でありました。30代、40代、50代が27%で、60代以上が73%です。続いて、立町中央通り、37軒、平均年齢が65.6歳、後継者の見込みありとお答えいただいたのは、37軒中6軒の16.2%でした。30代、40代、50代合わせて30%、60代以上が70%。御所通りと立町中

央通りを合わせたところでいきますと、71軒ですね。平均年齢が63.2歳、後継者見込みありとお答えいただいたのが合計18軒で25.4%です。こちらも30代、40代、50代が30%で、60代以上の方々が70%というお答えをいただきました。

この現状を見て、私なりに一つの仮説を立てました。なかなか当てはまらない部分もあると思いますが、一つの仮説を立てるときに軸をつくらなきゃいけないので、悩みましたが、商売人なので、年齢制限はもちろんございません。示すとおり、60歳以上の方が70%という現状で、合わないかもしれませんが、普通、会社に勤められているときには、例えば、60歳とか65歳で定年退職ということで一旦落ちつかけます。今から15年後、皆さんが後継者のこともかんがみて、65歳以上たったときに、ちょっと自分ちの商売を見直そうかな、ちょっと体が動かなくなっでできなくなるかもしれないなというような前提でお話をします。

先ほどお示しましたこの通り、15年後、もし65歳以上の方々がちょっとお店をやめようかなというふうになったときに、このお店がどうなるかという仮定をしたときには、このような結果になります。これは仮定の話ですから、3分の1以上のお店がなくなってしまいます。これは可能性ですからね、こうならない可能性も確かにあると思います。でも、こうなる可能性も高く残っていると、私は調べていて思いました。

この現状を見て、これまでどおりの支援、今までやられてきたこと、今続けられていることをやっていて、私は足りないんじゃないか、ちょっと違うんじゃないかというふうなすごい不安があるんですね。これまでどおりの支援を続けていくのか、そこを教えてください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいまおっしゃいましたように、状況といたしましては、厳しい状況にあるというふうに認識しているところでございます。

近年の事業におきましては、やはり個店だけではなく、商店街全体も踏まえたところで考えていかななくてはならないと思いますけれども、事業といたしまして、きらりと光る繁盛店づくり総合支援事業というのがございます。これにつきましては、商店街におきまして小売業やサービス業を営むやる気のある個店に対しまして、中小企業診断士などの専門講師が現地に赴いて、臨店指導や個別ないし全体研修を通して、お客様目線によりよくおもてなすための取り組みを実施しているところでございます。本年度はこの事業を通し、県の経営革新事業の認定を受けた商店も出て

きたところでございます。

また、本市商工会が作成いたしました経営発達支援計画は本事業を主要施策といたしまして策定し、中小企業庁に申請いたしましたところ、この成果が認められまして、認定いただき、全国519件の申請に対しまして70件、九州ではわずか2件の認定という快挙を遂げたところでございます。

このように、新たな商店街の考え方、みずから考えるということを踏まえて、さらに小規模店舗事業者に対します持続化補助金も本事業をベースといたしまして申請し、県内トップの採択をいただいたところでございます。

やはりこうした個店を育成し、きらりと光る繁盛店をふやすことで、商店街全体を牽引できるような商店を創出していきたいと考えております。やはり考えてまいりますと、意欲ある個店の皆様方の育成と支援に加えて、まちが今までと違うように散策が楽しめる森の中のまちづくりと並行いたしまして、商店街の景観整備を商工会等関係団体と連携をいたしまして支援して、新たな商店街づくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ちょっと確認なんですけれども、執行部が考えられている商店街というのは場所ですか、それとも、組合とか連合会とか、そういった組織ですか。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 先ほど議員がおっしゃいましたように、個々の商店が集積する場所を商店街と称しておりますが、商店街を構成する組合、団体についても商店街と呼んでも間違いではないかというふうに判断いたしております。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 商店街は場所であって、連合会、そういう組織でも両方であるということですね。

これまでスーパーや大きな店舗を、商店街というのを中心地と言いかえてみるとちょっとわかりやすいと思いますが、そこから遠ざけてきた結果、中心地自体が私はずれていると思いますが、執行部はどう考えられていますか。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃいますように、旧商店街といいますか、当然、先ほど申しましたように、隈府の中心市街地と泗水地区でございます。道路ができて、ご存じのとおり、バイパス等ができております。そこで、考えますに、商店街自体も集積が道路のそばにできたのが事実でございます。商店街と申しますか、大店舗、中規模店舗が道路沿いに集まってきたというふうに考えております。それを商店街と申すのか、我々としては、基本的には中心市街地の中に集まった個店を商店街というふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） それでは、現在の商店街、認識されている商店街において、適正な競争環境が私はやっぱり必要だと思うんですけども、その支援をされていく、助けていく、まちづくりをしていく中で、執行部は商店街に対して保護なんですか、それとも適正な競争環境をしくんですか、どちらですか、教えてください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 当然、個店だけではなく、商店街としても支援をしてまいるところでございます。

先ほど申しましたとおり、現在は森の中のまちづくりと歴史を生かしたまちづくりを模索して整備を進めているところでございます。その中で、商店街自体にも、ご存じのとおり、まちなかづくり推進事業を実施していただきながら、特に最近では御所通りでございますけれども、街路灯のLED化とかベンチ、プランター、のれん等を商店街に配置することで、来街者の方々におもてなしをするという景観整備も図っております。これは商店街に対する支援と個店に対する支援、両方が行われているところでございます。

このように、やはり意欲ある個店が合わさった商店街を支援していくのが今後の商店街の発展につながっていくのではないかとこのように考えております。特に今後はまちを散策できるような商店街にして、歩いてきて、商店の中に入っていただくようなつくりを今後考えていきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） それでは、現在の商店街ですね、隈府の商店街についてですが、どのような評価をされていますか。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 評価ということにつきましては、先ほども申しましたとおり、大型店舗や中小企業のコンビニエンスストア等が市街地の中に入ってきております。非常に厳しい状況であるというふうには考えているところでございます。

ただし、先ほど申しましたように、現在では軽トラ朝市とか、そういう補助事業をやりながら、市内外から多くのお客様を呼び込む菊池の風物詩として定着しているような、そういう商店街の活性化に大きく貢献できるようなことで、少しでも誘客ができるようにというふうには考えているところでございます。

評価といたしましては、非常に厳しい状況ということには変わりないと考えております。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 現在の商店街は厳しいというふうな認識であるということでございます。

商店街のことに関しては、これまでも先輩議員がたくさん質問をされておられます。先ほど部長の答弁の中にも少しあったんですが、確認も込めてちょっとだけ議事録より引用させていただきたいと思います。

平成20年第1回定例会にて、現在の議長ですね、森議員がまちづくりの件について質問をされております。「まちづくりの件につきましてでございますが、中心市街地から郊外ショッピングセンターのほうへ買い物客は移ったというふうに思われる中で、今おっしゃいました200近くの店舗を活性化する手だてはどのように考えておられるのか。その具体策をお尋ねしたいというふうに思います」と再質問をされています。その答弁に、当時の経済部長は「全国的に商店街の衰退化が進む中におきまして、本市におきまして」と始まりまして、「商店街はもとより、各店舗の賑わいを取り戻すための取り組みといたしまして、商店街活性化イベント補助事業を行っております」「街中の賑わいと活性化を図り、買い物客を回遊させる呼び水となればと考えておるところでございます」との答弁です。私がここで注目したのは「各店舗の賑わいを取り戻すため」という部分です。

もう1つ、次の年ですね、平成21年第3回定例会で泉田議員はミズ・スタンプ等のことを取り上げられて、菊池市独自の共通のポイントカードをつくる考えはないかと一般質問されていらっしゃいます。当時の経済部長は「ポイントカード事業につきましては、各商店会や、商店会連合会などが主体となって行う事業でありまして、事業費につきましては、加盟店の出資によって運営されるものでございます。市といたしましては、個店の利益に繋がるものであり、事業費補助を行うことはふさわしくないと考えております」と答弁されております。

この2つの答弁、森議員のほうには各店舗のにぎわいを取り戻すために必要なんだ、泉田議員のほうには個店の利益につながるから補助はできない、ちょっとうーんと悩んでしまうようなお答えかなと私は思います。

先ほどの答弁の中で、個店をしっかりと支援していくんだというようなお答えがありましたけれども、第2次菊池市総合計画、施策4ですね、商工業の活性化の課題解決に向けた取り組みの2番目に「きらりと光る繁盛店を育成し、個店の考える力の醸成や魅力向上を図り、商店街を牽引していけるよう支援します」とあります。

改めて伺いますが、今の執行部は個店を支援するんですか、それとも、あくまでも商店街として支援をされるんですか。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 今おっしゃいましたように、本市の事業といたしましては、空き店舗のモデル事業と後継者育成対策事業など、個店を支援いたします事業も行っているところでございます。それと、ご存じのとおり、地域経済活力創出事業、市内共通券の「めぐるん券」を通しまして、市内の商店街等も含めました消費の喚起に対してさまざまな施策をやっているところでございます。

このようなさまざまな事業を実施いたしまして、個店の経営基盤の充実と安定の運営に寄与することができると考えているところでございます。また、やる気のある商店街にするためにも、各個店がやはり頑張ってくださいという、それを引き出すような施策をやっていきたいというふうに考えているところでございます。ですから、個店だけではなく、当然、その集団でございます商店街に対しても支援をしていくというふうに考えているところでございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 先ほど紹介しました総合計画の3番目には「空き店舗を活用して開業する新規業態の事業者に対し、空き店舗の情報提供や経営相談等できる体制づくりを商工会と連携して構築するとともに、賃借料や店舗改修費等の助成を実施します」とあります。今までさんざん商店街の空き店舗に新しいお店を誘致するという取り組みをされてきたと思いますが、結果は減ってしまっているよということです。

街中を散策というようなお言葉もさんざん出てまいりましたが、なぜ空き店舗が埋まらないのか、その問題についての答えは一つしかないと思っております。なぜ空き店舗が埋まらないのか、ずばり魅力がないからです。商売人はそこで商売を起こせば儲かるというふうな見込みがなければ、商売はしません。このところで商

店街を復活するためにお店に入りませんかというふうな補助をどんなにやっても、将来、ずっとそこで売りが上がっていくというような思いに駆られなければ、そこでやっぱり商売は起こさないと思うんですね。

それを裏づける言葉があります。先ほどお示ししましたときに、自分で歩いている方のお話を聞いたときに、数名の方が異口同音、私にこんなふうに教えてくれました。もうこれからは自分ちの商売はいかんばいと。昔のごとちょっと儲からんと。だけん、息子、娘も継がんとし、おっどんも継がせきらんと。今までずっと、そして、今も商売をされている方からこんな言葉が出るのに、商店街の復活はなかなかやっぱり難しいと思うんですね。

まちを散策させたいというふうに多分10年前ぐらいから言われてきたと思うんですが、では聞きますが、今、商店街71店舗あるところ、もしくは足りないところ、そこに全部いろんなお店が入ったとして、歩きますか。1.5キロですよ。特に私たち、今、私は39歳です。30代、40代、50代の方もそうだと思います。車で買い物に行くのが当然と考えている世代が、全部にお店が入ったとして、どれぐらい回遊させると、どれぐらい歩くという見込みを持っていらっしゃるでしょうか。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） どれぐらいの方々が回遊をされるかというところでございますけれども、それはやはり景観づくりも含めました各商店、商店街を訪れたお客様がそこが快適であるかどうか、また、自分を温かく迎えてくれるおもてなしがされているかどうか、そういう目線で商店街とかを買い物されるのではないかと考えております。消費者目線で、商店が魅力があるかどうかということでございますので、71店舗の商店街ができたからといって、全て魅力があるというふうには考えておりません。

では、その魅力を出すためにどのような努力をするかということでございます。やはり行政のみが主体的に実施します、一つ行政の押しつけと申しますか、そういうことでは効果は期待できません。やはり商工会、商店街、行政、それと個店の皆様が連携、協働し合ってやるのが、よりよい結果につながっていくのではないかと考えているところでございます。

呼び込むということは、やはりそこに魅力がないと呼び込みはできないというふうに考えております。その魅力といたしまして、先ほどから申し上げております森の中のまちづくり、それと、歴史文化を生かした商店街づくりというのを、景観も含めて今行っているところでございます。そういうのを少しずつ商店街の中に導入しながら、今後、お客様、来街者の方々、観光客の皆様を少しでも商店街の中に来

ていただくような魅力ある商店街を一緒につくってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 今の答弁にもありましたけれども、商店街、そして消費者ですね、私は今まで執行部がされてきた支援の仕方に大きく抜けていた点というのは、やっぱり商店街のみという視点だけだったんじゃないかなというふうに感じております。そこに消費者という目線が入っていなかった。消費者が見ているのは商店街じゃないんですよ。商店なんですよ。あの商店街に行けばいいものが買えるよではなくて、あのお店に行けば納得できるような買い物ができる、安いから買い物をするとか、その個店個店なんですね。あの商店街に行けば、そういうことではないと思うんです。それは執行部においてもわかっていると言えなかった部分もあると思います。

私ですね、今までの話を聞くと、商店街を見捨てろというふうにもしかしたら聞こえてくるかもしれませんが、そうじゃないんです。これから商店街、もっともっと盛り上げていきたいというふうに思うんですね。先ほどから答弁いただいていますように、個店を支援していくと。私もそうだと思うんです。ちゃんと未来を見据えて、自分ちのお店に投資をされて、そうやってここできちんと商売をしようという、そういう思いを持っていらっしゃるお店をきちんと支援していくことがとても大事なことじゃないかというふうに思います。

あれがだめ、これがだめと言っても始まりませんから、私は私なりに案を考えてまいりましたので、ちょっとお示しをしたいと思います。議長のお許しを得ていますので、もう1つパネルを出させていたいただきたいと思います。

[パネルを示す]

○1番（平 直樹君） 私はまず、商店街という名前の意味というか、捉え方というか、これは私の主観なんですけど、商店街というとうとういったものを思い浮かべるかというと、特に隈府の商店街が栄えたころの商店街というのは、地元の方が毎日のお買い物をする場所という商店街なのか、私がいろいろ調べた中で、5万人、同じぐらいの規模、もしくはそれよりも小さいところで商店街が復活したよとされているところ、それは私の目から見たら、もう観光地です。地元の方が毎日の買い物をする場所としての商店街ではなくて、観光地ですね、復活したところは。私はそう認識しております。

その上で、商店街というものを2つに分けます。まず、歩いて行ける徒歩商圏が今の隈府の商店街だと思ってください。ここに徒歩商圏としての商店街を1つつく

ります。

その徒歩商圈の中の商店街も2つに大きく分けます。1つは、観光エリアです。門前町商店街にしてもしかり、豆田の昭和の商店街にしてもしかり、あそこは観光地ですね。菊池にもああいう観光地をつくるということです。観光客がつい歩きたくなるようなエリア。ただ、漫然と700メートル、1.5キロを浴衣で歩かせようというのはなかなか難しいと思います。知人が来たときに、あそこをちょっと一緒に歩こうねと言いたくなるようなエリア、これは観光地だと思うんです。そして、もともと商店街が持っている新しい商売を始めてみたいというような方がやっていくチャレンジエリアですね、そういった観光エリアに分けます。例えば、地元の食材を使った食事どころがあるよとか、歴史を散策できる街並みを生かす短い通りですね。この短いところが私はポイントだと思っています。

そして、そのほかを安心エリアと分けます。ここは思い切って再開発です。空き店舗に店が入らないのであれば、人に住んでもらいましょう。特に、若い方もそうなんですけど、中山間地域に住んでいらっしゃる方が優先的に住んでいただけるような住宅開発を進めるべきではないかと考えております。理由があります。病院が近いです。街灯があって安全です。買い物が歩いて行けます。温泉があります。役所も近いです。ここから期待できる効果というものもあります。交通弱者、山間地に住んでいらっしゃるってなかなか買い物に行けないという方は、これの解消にもつながります。お互いで見守りもできます。役所からの見守りもしやすくなると思います。安心ですね、街灯があるから。・・・・・・・・・・・・・・・・。街うちはびかびか光っています。これは安心です。歩いて買い物に行くとか、温泉もありますから健康増進にもつながります。つまり民生費の抑制にもつながると思うんですね。これってコンパクトシティじゃないかなというふうに思うんですが、これが歩いて行ける商店街の私の考えるモデルケースです。

そして、自分たちが買い物をするときにはどうかとなったときには、やっぱり車で行きます。多分、皆さんもほとんど車で買い物に行かれていますと思いますが、車で行けるショッピングエリアというものをちゃんと書きかえるんですね。菊池の商店街は限府だ、あその立町中央通り、御所通りだという看板を少し書きかえてあげる。私は大琳寺交差点の2キロ圏内を菊池の新しいショッピングエリアだと認識を持つだけで変わると思うんです。商店がたくさんあるところが商店街であれば、あのエリアも商店街だと思うんです。組合であっても商店街と言われましたが、場所であっても商店街という認識であれば、それが成立すると思うんですね。例えば、もともとの菊池の商店の方が少し気合い入れて店舗拡張しようというときには、ここに新しく誘致するのもいいと思いますし、そこに行けばみんなが車で買い物に

行って、地元の方がふだんの買い物をする場所になるというふうに思います。

財源です。平成26年度の決算書より、財政調整基金が63億円あります。これは平成25年度より7億円ふえています。減債基金25億円、合計88億6,769万7,119円あります。この1%使うだけで約9,000万円、5%で約4億5,000万円あります。なぜこのお金を使うというふうに私が根拠とするかというのと、やっぱり先ほども言いましたように、まちが元気になる、にぎわいを取り戻すということで一番リターンが大きいのは、やっぱり市そのものだと思うんですね。土地代も上がるだろうし、固定資産税にしても見込めるし。

あと1つあります。まち・ひと・しごと総合戦略、政策分野4、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する、平成28年度当初予算で3,736億円あります。このお金も使えるかどうかの根拠ですが、先ほどお示ししましたとおり、こういった徒歩商圈として思い切った開発をやるのがコンパクトシティとしての根拠になると思います。

このコンパクトシティについては、もう1つ、議事録からなんですけれども、平成19年第1回定例会にて、平成21年に提案される中心市街地活性化基本計画について、樋口議員が中心市街地活性化基本計画の策定について、コンパクトシティの理念に沿った区域設定とあるが、具体的に説明してほしいという質問をされていますが、当時、経済部長であった現岡崎議員が答弁されています。ちょっと長いんですが、ここは大事なところなので、紹介させてください。「中心市街地は多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で文化・伝統が育んできた、いわばまちの顔とも言うべき地域であります。社会経済情勢の変化に伴いまして、中心市街地の空洞化現象は深刻な状況となっておりまして、さらに今後は急速に進む高齢化による交通弱者の増大、厳しい財政状況の中での医療・介護・福祉に係る経費の増大、都市整備費の削減などといった課題に直面していくものと考えられます。このようなことから、国におきましては中心市街地における都市機能の集積及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に」というふうに答弁されています。

この計画は断念ということになったようですが、まさに今から8年前、執行部は現在の状況を的確に想定していたということになります。だけど、ままたまならなかった。お店はふえなかった。人口は減っていった。だからこそ、今、大きく方向転換をすべきだと思うんです。何回も言います。私は商店街を見捨てろと言っているんじゃないんです。方向転換をして、これまでの商店街としてではなくて、ちゃんと頑張っているお店をきちんと支援する、そこが核になって新しい商圈をつくっていく、そうすれば、菊池の商店街はこれからどんどん反撃に転じることができると思います。空き店舗で埋まらないところは住宅開発をする。すると、人がふえていく

と私は思います。

それが中山間地域に住んでいらっしゃる方が街うちに住めと言うのは簡単ですが、なかなか実行に移すのは難しいと思います。でも、今そういうことをやっていかないと、本当に厳しい状況が待っていると思うんですね。中山間地域には、そこでもし、すんなり来ていただいたら、その場所を移住、定住希望の方にどんどん提案していく、もしくは息子、娘さんにもう一回帰ってこんかいと、菊池で一緒に住もうねというようなきっかけにもなると思うんですね。

商店街の復活というのは、こういったプランじゃないかと私は考えておりますが、市長、このような私の提案も含めて、今後の商店街、どのように考えられていますか、方向性をお示してください。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めましておはようございます。大変力のこもった熱弁をいただきましたので、残り時間は限られておりますけれども、私の思いも伝えておきたいと思います。

これまで商店街については、いろんな議論、意見がございました。端的に言えば、こういう議論がございました。商店街が、シャッター通りという言葉は使ったらいけないんでしょうけれども、そういう言葉をもって言われる方がおまして、あれは商店街がなくなったんじゃないと。南のほう、西のほうに移っておるだけだと。その人たちが、例えば、夢空間みたいなものをつくったり、移っておるだけで、あそこは拡大しておるじゃないかというのが1つ。それからもう1つ、じゃ、旧市街はというと、いや、あれは放置しておけばいいんだと、こうおっしゃる方もいらっしゃるんですね。といいますのは、あそこでじたばたしてもしょうがないから、次第に人もいなくなってやめていく。例えば、古くなった家は朽ちていく。自然に任せればいいんだという人もいらっしゃいました。

しかし、私は市長になろうと思ったときに、3つの理由があったうちの1つは、この商店街の現状だったんですよね。このままじゃいかんと。これは旧商店街が消えるということは、菊池の持っているいろんな誇りとか文化とか、そういうものも一緒に消えてしまうんですよ。そうすると、活力自体が必ずなくなるという強い危機感を持っておりました。

私、先ほどまでお話を伺っていて、実はちょっと冷や冷やしておまして、平議員は何か今の議論のように、旧商店街はほっとけばいいんだというふうなことをおっしゃるんじゃないかというふうに最初のうちはとれまして、大変心配しておりましたが、そうじゃないということがわかりました。むしろ安心しました。自分の

持論はこうであると今おっしゃった中に、まさに今進めておる菊池の商店街の再生計画の本質みたいなものは見事にご指摘されていたと思いますよ。つまり、今、隈府地区に限ったお話だということなのですが、昔は隈府地区は各町がございましたですね。上町、下町、中町、それぞれに荒物屋があつたり、乾物屋があつたり、パーマ屋があつたり、仕立屋があつたり、小さな今でいう地区が町でありました。全ての業種がほとんどありました。その集まりが隈府を成しておりました。じゃ、その盛時をしのんで、ぜひそれに挑戦しようじゃないかというのは、これは私はやや非現実的であると思っています。おっしゃっているのは、そういうことではないと。

そしたら、今あいているところに店をどうやって引っ張ってくるんだという話ですが、これもご指摘されていたように、店が来ればいいというもんじゃないと。実際に商売が成り立たないと店は大きな赤字を出してしまいますから。そうしますと、商売人としては、どれだけの人が見込めるか。個店の魅力だけではなくて、まち全体の持っている魅力というものがなければ、これは人は来ないわけでありまして。そういう意味で、私どもが今まで続けてきたのは、この菊池の特に商店街というのを見直したときに、どれが一番菊池に合った効果的な戦略だろうかということを考えてわけです。その際に、商店街だけを見たらだめなんですよ。必ずしも人は商店街だけに来るわけではない。市民の買い物だけというなら、これは実は商店街に行くよりも、水買ったり、酒買ったり、重いものがありますから、車で。そうすると、駐車場問題がありますから、これは郊外に行くわけですよ。だから、もしそれだけのことを言うんだったら、最初から勝負は決まっているわけですね。でも、そうじゃないものがあるわけですね。それは今おっしゃったように、特に交流人口をふやすということ、これが市の発展にとって非常に大事ですから、市民の買い物だけでいうなら旧市街を復活させても、これは恐らく経済的に合わんと思いますよ。それは郊外に行けばいい話で。そうじゃなくて、菊池のまちの商店街を活性化させるとすれば、外からお金と人を持ってくるしかないわけですよ。

じゃ、そのときに、今、あちこち店が傷んでおりますというところに人が来るかと。それだけでは来ない。もうちょっと周りを見回してみると、温泉は確かにいいと。食もいいと。それから、ちょっと足を伸ばせば、わずか5分、10分で非常に里山の風景があります。そこにすばらしい自然もある。水もいい。そして、歴史文化もある。これを総合してプロデュースしなければいけないんですよ。つまり何とか商店街という話じゃなくて、もう少し大きな視点で菊池というもの、菊池という一つの商品ですよ。これはいわゆるシティプロモーションの考え方ですよ。商品を守るんじゃなくて市を売っていく。そういう中で魅力が増してくれば、人は必ず

来ます。

ただ、今、水源だって、菊池溪谷だって魅力はあるわけですがけれども、菊池溪谷は今どうなっているかという、人が行って、30分、1時間いたら、また帰るわけですよ。菊池のまちを素通りしていますから、道路だけ使われてお金は落ちません。だからこそ、滞留時間を伸ばす仕掛けをいろいろつくらなきゃいかん。街中にも必要だけど、むしろ魅力があるのはまちの外にまずありますから、周辺部にある魅力を生かして、さまざまなアクティビティーとかアウトドアとか癒しとか、そういったもので人を長く逗留させる。そうすることで、例えば、お風呂に入って帰ろうとか、夕方にちょっと腹減ったから何か食って帰ろうとかいうことになって、街中に人が集まり出す。そこに商店街があるわけですが、今のままでは古いままのすかすかですよ。ですから、そこに魅力のある装置をつくる。でも、お金がありません。一番最も効果的で菊池の魅力を引き出すのは、私は森まちだと考えたんです。

ここの結論に至るためには、いろんなところを私は見てまいりました。そして、失敗事例、成功事例を見て回ったときに、一番心に刺さったのは、やっぱり阿蘇一の宮の商店街ですね。あそこは今から言うと20年ぐらい前ですかね、文字どおりのシャッター通りでありました。店を全部閉めようとまでなさっていましたが、1人の方が桜を植えて、それが広がって、いや、俺に植えさせてくれということから始まって、今のにぎわいになっております。その人が私に言いました。私は隈府から来た、もう隈府は寂れているんですよと言ったら、隈府の人は何ば言いよるかいと。俺たちですらここまでやったと。それは平たい道じゃないと。隈府は温泉があるばい、歴史があるばい、食べ物もよかばい、何であんたどんがでんかといふことを言われました。私はそのとおりだと思っています。

ですから、私のまちづくりの大きな方向感は、先ほど平議員が……

○議長（森 清孝君） 市長、質問時間の60分となりました。

○市長（江頭 実君） 示していただいた中に見事に盛り込まれているというふうに思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） これで平議員の質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前11時13分

開議 午前11時21分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） おはようございます。議席番号4番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がります、この菊池市が活気づくまちになりますよう、いろんな質問をしていきたいと思えます。

通告に従いまして、1番目に鞍岳と四季の里について、2番目に林道について、3番目に市道について質問をしていきます。

それでは、最初の質問として、鞍岳と四季の里について質問します。

九州百名山と全国雄峰百選に選ばれている鞍岳でございます。菊池のほうから見まして、右の低いほうが女岳、高いほうが男岳となっている名峰鞍岳でございますが、1,118メートルの高さであります。

私も久しぶりに11月初旬、平日でありましたが登ってみました。こんなに紅葉が美しかったかなと思うほど紅葉の見ごろでした。

平日でありましたけれども、頂上には10名ほどの登山客がおられました。久留米、熊本市内、大津町から来たという人たちでした。頂上での360度の大パノラマはすばらしく、阿蘇方面、大分、オートポリス方面、水源の山々、菊池平野、遠くに普賢岳、そして大津、西原方面が見渡せました。その鞍岳の中腹に標高500メートルのところにあるのが、四季の里旭志でございます。指定管理者祐和會のもと、14名の従業員で頑張っておられます。ここ2年ほど客数は伸びていると言っておられました。

そこで質問でございますが、癒しの里菊池における鞍岳と四季の里旭志の立ち位置はどういうものなのかという質問と、市長に、そもそも癒しとは何ですかという質問をして、最初の質問といたします。よろしく願います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、癒しの里政策の中での鞍岳・四季の里の立ち位置ということでございます。

鞍岳につきましては、全国遊歩百選、九州百名山に選定されているところでございます。特に、今申し上げられましたとおり、山頂からの360度の大パノラマを見渡せる眺望につきましてはすばらしく、阿蘇五岳、九州連山、雲仙を一望することができます。

また、春や夏のシーズンには、美しい高山植物が花開き、登山者の目を楽しませてくれる人気のスポットでございます。

また、鞍岳の中腹に位置いたします四季の里旭志は、オートキャンプ場やバンガ

ローのほかに、大浴場、家族風呂などを有する温泉施設や、ふれあい動物広場などがございまして、大人から子どもまで、楽しく大自然と触れ合うことができる絶好の観光施設というふうに考えているところでございます。

このようなことから、本市が進める癒しの里プロジェクトにおける重要な観光スポットとして位置づけをしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私への質問は、癒しとはどのように考えているか、いわば私なりの癒しの定義かと思いますが、癒しというのは、精神の悩みだけではなくて、肉体の疲れも含めて、苦しみを和らげたりすることという趣旨のことは大体辞書に載っておるようでございますけれども、こうしたふうな肉体、精神の疲れ、悩み、苦しみ、こういったものを和らげたいというのは、これは人間の本源的な欲求の一つであろうと思います。しかし、近年はIT化とか、さまざまところでハイテク化、グローバル化ということで、一見便利になっておりますけれども、どうも物に人が使われているような錯覚をするほど、目まぐるしい時代でございまして、一つには、お金や時間に追いかけてられているという気持ちが人々に強いのではないかと思いますし、また、IT化等が進むことで、かえって人間的な接点というのが希薄化しつつある。これは子どもたちの教育面なんかにも心配されているところでございます。

また、ちょうどテロですとか、原発の問題であるとか、異常気象とか、いろいろなことが重なって、多くの方が大変大きな不安とストレスを感じていると。それで健康を概しているのではないかと、皆さんが非常に心配している時代、それが今の時代であろうと思います。ですから、こういうときになると、人間の本能として、何とかそこのバランスをとろうという行動をするわけではありますが、それが癒しを求める行動であろうと思っております。今、世の中を見回しますと、大体健康志向、自然回帰というのが、大きな世界的な潮流であるというのが、議員もご同意いただけるんじゃないかと思います。

そういう目を見たときに、本市が有しております自然環境、菊池溪谷初め水、食、温泉、こういったものはまさしく最も私どもの心に届きやすい癒しの空間であるというふうに思っております。しかも、この癒しの素材というのは、菊池においては大変1級品であるというふうに考えております。

鞍岳あたりは大変眺めのいいところで、私はよく菊池をセールスするときに、菊池は日本百選が6つもある自然に恵まれたところだと申し上げますけれども、その

6つの百選のうちの1つが、まさに鞍岳周辺の日本遊歩百選であるわけですね。ここに四季の里という大変いい施設もございますので、もう少しこの使い方を掘り下げて特性を出していけば、例えば、アウトドアに、さらに音楽ですとか、食ですとか、そういったものを組み合わせていけば、大変すばらしい展開が望めるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

癒しに対しては、私どもの健康を取り戻すのみならず、市の活性化の鍵ともなる言葉だというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。今の市長の答弁からすると、鞍岳、四季の里も、癒しの里菊池の一翼を担うに十分力を持っているというふうにとらせていただきます。

鞍岳についてですが、林道新山1号線が、四季の里の横を通過して、鞍岳のほうに行っています。登山コースは2コースありますが、四季の里からは休憩しながらでも1時間半ほどで登れます。また、車で行かれるとするならば、四季の里から鞍岳の裏のほうの駐車場になりますけれども、四季の里からは20分、駐車場から頂上まで、ゆっくり登って30分ぐらいでは登れます。

そこで質問でございますけれども、年間登山者数がわかれば教えていただきたいと思えます。

次に、菊池では鞍岳と八方ヶ岳が九州百名山に選ばれています。そして、鞍岳は先ほど市長も言われましたように、全国遊歩百選に選ばれている1,000メートル級の山でございます。

この1,000メートル級の鞍岳、八方ヶ岳の頂上からの360度のパノラマ動画をホームページあたりで紹介すべきだと思いますけれどもどうでしょうか。ぜひとも前向きなお答えをお願いしたいところでございます。

それと、四季の里についてでございますけれども、平成26年度、四季の里の観光客調査というものがあります。平成26年度、日帰り客が5万8,022人、宿泊客が6,916人、日帰りのほうが県内は5万1,300人ほど、県外が6,700人ほどであります。宿泊客が県内が6,900人のうち4,400人ほど、県外が2,400人ほど。県外からも宿泊のほうは、かなりパーセンテージを占めております。

月別に見ますと、やはり夏休みあたりの8月が断トツで多くて、日帰りが8月で1万1,600人、宿泊が8月で1,800人ほどです。日帰りは、ほかの月は3,

000人から4,000人、宿泊は、ほかの月は300人から400人、そういうふうな調査結果が出ております。

指定管理者の祐和會の初年度に比べれば、1.5倍ほど伸びていますよという話もありました。四季の里の岩根さんに話を聞きましたら、平成26年度の客数は先ほど申しあげましたとおり、日帰りは5万8,000人、宿泊が6,900人ほどです。ここで四季の里のがわかれば、平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度の宿泊、日帰りを教えていただいて、よく県外ナンバーを見ますけれども、県内外の客数がまた平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、わかれば教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、鞍岳の、まず登山者の数でございます。

平成23年度が1万3,182人、平成24年度が1万501人、平成25年度が1万1,384人、平成26年度が1万1,740名となっているところでございます。

次に、鞍岳からの動画の作成でございますが、議員が申されましたとおりに、眺望につきましては、阿蘇を初め、久住連山、雲仙を見渡すことができる360度のパノラマの絶景が広がっているところでございます。

このような動画を撮影いたしまして、市のホームページで紹介するというのを考えますと、市の情報発信の大きな有効な手段であるというふうに考えておるところでございます。動画の撮影が可能であるかどうかを含めまして、検討させていただきたいと思っております。

次に、四季の里の来場者数の推移についてでございます。

熊本県観光統計調査における平成23年度の入り込み客数につきましては、4万8,470人となっております。うち、県内の客が4万913人、県外客が7,557人となっております。

平成24年の入り込み客数は4万4,442人、そのうち県内の客が3万4,386人、県外客が1万56人となっております。

平成25年の入り込み客数は2万6,767人で、県内客が1万8,068人、県外客が8,699人となっております。大幅に減少しておりますが、これは豪雨災害によります道路の全面通行どめによるところでございます。

それと、観光統計調査の算出方法の変更が行われておりますので、この2つが主な要因となっているところでございます。

最後に、平成26年の入り込み客数は3万6,992人で、県内客が3万694

人、県外客が6, 298人となっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 何か四季の里の統計とちょっと違うような数字も出ましたけれども、次に、四季の里においては、楽天トラベルや、じゃらんネットからネット予約できるということでございます。都会の喧騒や時を忘れて、別荘気分でのんびり過ごしてみませんかというたい文句で四季の里をやっておりますけれども、それと何といっても夜景の見えるレストランというのも魅力でございます。

本市として、夜景の見えるレストランとかお食事どころを紹介するならば、どういふところを紹介されるかをまずお聞きし、四季の里の岩根さんにお客さんからの要望はどんな要望が多いですかと聞きましたところ、一番多いのは、川遊びをするところを教えてくださいという、非常に思いがけないような質問、そういうのが多いそうです。それと次に多いのが、四季の里から菊池溪谷にはどうやって行けばいいんでしょうかというお尋ねが多いそうです。川遊びのほうは、やはり子ども連れの家族連れという人たちがよく聞かれるそうです。

そこで、本市として夜景の見えるレストラン、またはお食事どころの紹介をするならばどこかと、川遊びあたりを紹介したいという川遊び場所、こういうあたりを紹介していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 最初の質問でございますが、夜景の見えるレストランについてでございますが、本市には、四季の里旭志のレストラン以外にはないというふうに思っております。

次に、川遊びができます場所でございますが、菊池川の上流部でございます大場堰や菊池溪谷水の駅には、夏休み期間中、県内外から多くのお客様がお見えになっているところでございます。

また、その下流でございますけれども、千畳河原や七城の鴨川公園など、大勢の家族連れのお客様がお越しいただいているところでございます。このようなところをご紹介できればというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） 川遊びのところでは、私の家の下に中須井手堰という、ちょっとした川遊びができるところがあります。駐車場完備でございますので、紹介して

いただきたいと思います。

それでは、四季の里の申し込み状況と申しますか、セッション数という数字が出ておりますので、四季の里のホームページを開かれた人は福岡24.89%、熊本22.65%、大阪15.26%、渋谷8.08%、港区5.54%、案外、県外からもかなりのセッションが来ているわけでございます。

メロンドーム、道の駅と違い、街路沿いではないという欠点もありますけれども、ネット配信活用で何とか四季の里を活用する人をふやしていただきたいと思っています。

それから、私の思いでございますけれども、ふるさとに山河ありとかいう言葉がありますけれども、川のほうは私たちの小さい子どものころに比べると、河川改修などで若干流れが変わったり変更したりするわけでございますけれども、山の稜線というものは今も昔も変わらないわけであります。鞍岳の稜線、八方ヶ岳の稜線、今も昔もそのままでございます。いつもそう思って山を見ていますが、先日、光の森のユニクロへの渡り通路からたまたま見た鞍岳が、やけに悠然とそびえ立ち、近くに見えました。

それから、11月3日、夜9時よりBSジャパンで1時間番組でございましたけれども、タレントの三宅裕司さんが菊池市をめぐる旅番組ということで、菊池市をめぐるおられました。

その番組で、三宅裕司さんが、イデベンチャーをやって、終点のところに着いたとき、きりり水源村の案内の人が、ここの棚田はすばらしいでしょうとお話しされておりました。そこはちょうど美しい棚田があります。棚田を紹介していらっしゃいましたが、三宅裕司さんは、鞍岳のほうを見て、あの山は何という山ですかと聞かれておりました。そして、盛んにあの山はいいなあと言っておられました。そのせいか、番組の最後のほうのエンディングは鞍岳がずうっと映し出されておりました。

そういう鞍岳、四季の里でございますので、市長には特に癒しの里に活用していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。林道について質問します。

まず、先ほど質問した四季の里の下を通っているのがスーパー林道という林道でございまして、同僚議員に話しても「スーパー林道は知らないな」とか、「通ったことがない」と言う議員がおられます。

そこで、このスーパー林道の成り立ちを説明していただきたいと思っております。

また、現在はどこが管理しているのかもお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたしたいと思えます。

まず、スーパー林道とはということでございます。

昭和40年から特定森林地域開発林道といたしまして、森林開発公社によりまして、整備を進めてまいったところでございます。その後、平成6年度から平成13年度にかけて、緑資源公団により整備されました菊池市から人吉市までの南北に縦走いたします菊池人吉線、延長約110キロの林道が、通称スーパー林道と呼ばれているところでございます。

現在、林業振興や山間部の集落の生活用道路といたしまして利用されており、さらには、沿線の施設と一体となった自然の中で四季が感じられる路線として親しまれておる林道でございます。

次に、お尋ねの管理でございますが、市町村が基本となっているところでございます。林道の属する市町村が管理を行うということで、本市の管轄区域内におきましては、市のほうで行っているところでございます。

その管理区間につきましては、隣接いたします大津町の境界までの延長約14.5キロとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

私もよく通りますけれども、草あたりは切って、草刈りなどしていただいて、よく管理はしてあるスーパー林道でございます。

鞍岳の中腹、標高500メートルを走る2車線の道路でございますけれども、菊池市管轄は先ほど部長が言われたように、14.5キロほどとなります。そして、この道、スーパー林道が行き着くところが菊池溪谷となるわけでございます。

先ほど質問した四季の里から菊池溪谷へはどうやって行くのですかというところになってくるわけでございますけれども、このスーパー林道は、終点が市道伊牟田2号線と交差しています。そこが終点になります。伊牟田集落の上のほうになりますけれども、この終点から菊池溪谷の水力発電所のある念仏橋までですか、1.5キロメートルが整備されていない林道鞍岳線ということになります。この林道鞍岳線1.5キロ、幅員が5メートルの乗用車だったら十分通れるという林道でございます。

本市に言ってもしょうがないというところはありますけれども、なぜ1.5キロメートルを未整備のまま、このスーパー林道を終わったのか。

それから、この林道鞍岳線、これからの整備あたりの状況をどう考えておられるのかを、まずお尋ねしたいと思います。

それから、林道鞍岳線は永山のほうから行って、念仏橋を渡って、右へ入っていく道路でございます。多少わかりにくいんですけども、念仏橋をわたってとにかく右ということでございます。このあたりはずうっと鞍岳林道を車で走りますと、裏溪谷と言われて、川と物すごく大きな岩が何か川底みたいになっていて、非常に風光明媚といいますか、滝もあり、風情のあるところでございます。そういうことからして、四季の里の4差路に、こちらは菊池溪谷スーパー林道と念仏橋のところに、こちら方面は四季の里スーパー林道ですよというような文字の入った案内板を設置してほしいと思いますけれども、この部分も質問します。よろしく願います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

緑資源公団により整備されました大規模林道菊池人吉線の整備計画の中で、ご指摘の念仏橋からスーパー林道までの区間であります1.58キロメートルにつきましては、林道鞍岳線として、当時整備が進んでおりましたために対象路線から外れておるというところでございます。

現在に至っては、議員が申されましたとおりに幅員が狭く、路面も老朽化している状況でございますが、林業従事者の皆様には重要な林産物の搬出等の路線といたしまして活用されており、辺地債事業計画の中で、今後、林道の舗装等の整備を行う路線として位置づけているところでございます。

平成27年度におきまして、測量設計委託を行う計画でございます。

また、四季の里旭志から菊池溪谷までの区間につきましては、ご指摘のとおり、案内板が少なく、わかりにくい状況でございますので、平成28年度におきまして、四季の里旭志から菊池溪谷を結ぶ観光案内ルートといたしまして、林道鞍岳線の起点でございます念仏橋、それと渡瀬元橋、さらには四季の里旭志付近の案内板の設置を計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

本市においては、フットパスコースとか、今はサイクリングコースですかね、そういうのをよく耳にするところでもありますけれども、ドライビングコースというの

は余り聞きませんので、ドライブコースというのもつくっていただきたいなと思います。

それから、私なりにドライブコースをいつも考えているのが、七城からグリーンロード、広域農道に乗って、花房へ行き、旭志、四季の里方面に行く途中で湯舟の堤に寄ると。四季の里のところからスーパー林道に乗って、菊池溪谷のほうにドライブするわけですけれども、その途中で智者ヶ峰の秋葉大権現さんに参ってもらおうと。そして、あそこの387号の迫水ですかね、迫水のところから金峰へ行って竜門ダムにおりる、聞くところによると迫龍地区農免道路ですか、竜門ダムにおりる道ですね、バイパス、あれを通って、竜門ダムを見てもらって、温泉地街へ行って、途中で食事するところは、そこの迫龍農免道路には中村さんという食事するところもありますし、菊池市内で買い物して、メロンドームへ行ってメロンを買って帰ってもらおうと。

私のドライブコースは、私はそうやって考えておりますけれども、先ほどから言っておりますようにスーパー林道、本当はスーパー林道じゃないけれども、通称、俗称、スーパー林道で通っています。

私が思ったのは、さっき言いました迫水から金峰集落に行つて、竜門ダムにおいていく迫龍地区農免道路ですかね、あのバイパスですけれども、金峰のほうが市道になっていて、間2キロぐらいですかね、そのくらいがまた農免道路と。竜門ダムの近くのほうはまた市道というふうに、市道と農免道路が交わっているような道でございますので、通称名とか、俗称名とか、スーパー林道みたいに呼びやすい名前呼び名をつけた方がいいんじゃないかと思っていますので、そこのところもドライブコース作成ということも含めて質問いたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、迫龍農免道路につきましては、熊本県が平成4年度から平成14年度にかけ、農免農道といたしました延長2,710メートルの整備を行いまして、現在菊池市が管理を行っております。

名称につきましては、平成14年度の完了に伴い、菊池溪谷と竜門ダムを結ぶ農業用道路であることから、通称「水の道」と命名をされているところでございます。

また、観光のためのドライブコースの策定でございますが、菊池を満喫していただくモデルコースとして紹介しているものがございますので、少し紹介させていただきたいと思います。

これは本市が進めております観光レンタカープランの一環として取り入れている

ものでございます。本市の旅館に宿泊することによりまして、レンタカーを通常より定額約50%程度のオフで借りることができ、さらにその特典といたしまして、市内共通商品券めぐりん券で2,000円分を交付するものでございます。

その紹介の中で、モデルコース1といたしまして、九州自動車道の植木インターをおりて、リバーサイドパーク、菊池溪谷、そして、市内に泊まっていたき、翌日は御所通りなどの市内の散策、鞠智城、メロンドームというコースが1つでございます。

次に、モデルコース2では、植木インターをおりまして、菊池街歩き、菊池溪谷、そして、市内でお泊まりいただき、翌日、鞍岳登山、四季の里旭志、道の駅旭志ふれあいセンターというコース。

次に、モデルコース3では、熊本インターをおりて、熊本城、泗水孔子公園、菊池の街歩き、そして市内で泊まっていたき、翌日は菊池溪谷、阿蘇の大観峰、阿蘇山頂・草千里というコースでございます。

この各コースの中に、竜門ダムと菊池溪谷等をセットにして入れることで、先ほど申されました迫龍農免道、水の道でございますが、そういうところを通行するようなことで、ドライブコースとしては非常によろしいのではないかというふうに思っております。

また、菊池溪谷と四季の里をセットにいたしますことで、スーパー林道を通行いたします。それによりまして、四季折々の原風景を楽しめると思いますので、このモデルコースの中にも盛り込んで考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） ありがとうございます。

1泊前提もいいと思いますけれども、やはり休日とか定年を迎えた夫婦さんとか、「おい、ちょっと菊池行ってみるや」と言って、半日、または1日かけてのドライブコースですね、そういうドライブが趣味だという人は多いわけでございますので、そういうふうなPRの仕方もやってほしいと思います。

スーパー林道におきましても、伊牟田と旭志の境のところは、非常に景色が見渡せるすばらしい景観の場所があります。こちらから提供する癒しももちろんあるでしょう。また、外から来た人たち、その人たちが見つけ出す癒しもあると思います。そのためにも、ぜひともドライブコースのほうのお考えを進めていただきたいと思います。

なぜこういうことを言うかといいますと、テレビでよくやっている外国人客のお気に入りの場所なんていう番組がよくあります。それを見てみますと、盆栽を庭いっぱい飾っている民家の庭自体が盆栽を見に来る外国人客でいっぱいであると。それと昭和の町並みが残る民家の瓦屋根がずうっと続いているような風景が、また外国人にとっては、素晴らしいというのか、ワンダフルみたいな話になるわけでございます。

それから、一番やっぱりおもしろいのは、渋谷のスクランブル交差点、日本人からすれば何でと、がやがやわいわいの地帯でございますけれども、ああいう交差点はないということで、思わぬところが、そういう注目の場所になるわけでございますので、また先ほどから申しているドライブコースとか、いろいろな提案というのは、そんなに費用がかかるような提案ではないと思いますので、ぜひとも何とかやってほしいと思います。

それでは、次の質問に入ります。市道について質問いたします。

市道森北1号線は、ココファームさんの裏を通る菊池市の市道でございます。ココファームさんと植島牧場さんの間ですね。間を走る道になりますけれども、この道は、旭志の旭野地区、新明地区、それと河原地区の四町分地区、この地区の人たちがよく利用する道でございます。

なぜこの道が地域住民から何とかしてくれという要望が多いかというのと、通勤で中原森北線を富の原、また大津線に行くとき使うわけでございますが、この中原森北線と325号が交差するところが、朝、非常に渋滞し、信号もないということで敬遠されているときに、新しくココファームさんがあそこに移られて、ココファームさんの駐車場あたりが整備されて、道も一緒に整備されましたもので、その信号のところに、この森北1号線を通して、直接行く人がふえたわけでございます。

それで、この利用はふえているんですけども、この森北1号線というのが、アスファルトではなくて、昔のコンクリート道で、とにかくがたがた、ひび割れればりばり400メートルという道でございます。

住民からも「何とかしてくれ」と、「車の腹を打つぞ」という声も聞いております。車の腹は打つわ、人間はでこぼこで息が悪くなるわという道でございますので、私も去年から何回か土木のほうにお尋ねはしているところでございますけれども、今、用地買収をやっているんですよという話でございます。なかなか難しい用地交渉のようでございますけれども、このごろは、今のままだったら、今の幅員を、とにかく1回剥いでアスファルト舗装してくれと、用地交渉を待たれんよというような声も上がってきましたので、ここで進捗状況というものをお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） それでは、今お尋ねの森北1号線につきまして、状況報告をさせていただきます。

昨年度、地元説明を行い、その後、個別に用地交渉を進めてまいっております。

森北1号線において買収が必要な筆数は10筆ございます。面積として1,860.58平方メートルありますが、現時点で6筆分、面積として、884.94平方メートルの契約を終えており、残りの用地につきましても早急な交渉を進めているところでございます。

今後のスケジュールとしまして、用地取得事務を平成28年度上前期までには完了させたいと考えております。工事はその後の下半期での工事発注を予定しているところでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（森 清孝君） 水上隆光君。

[登壇]

○4番（水上隆光君） わかりました。地権者の皆様には無理なお願いをするかと思いますが、何とか改良のほうをよろしくお願ひし、ここで質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで昼食のため、暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時10分から始めます。

○

休憩 午後零時05分

開議 午後1時06分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） こんにちは。一般質問させていただきます。

最近、地震が頻発しております。大きい地震ではありませんけれども、大きい地震がないことを祈りながら、一般質問したいと思います。

さて、高齢者の事故を今よく耳にします。過去に私は運転免許の自主返納事業について質問したことがございます。昨日、私の住む地域に顔を出しに行きました。その際、高齢者の事故が多発していると話をしますと、車は運転されんと何ごつもでけんけん、90歳までぐらい運転せんとねと話されました。また、家内も次は更新しみゃあかて言うたばってん、更新だけはしとけど、何ごつかあるかわからんけ

んと話されました。奥さんにもまだ運転させたいと思われているようです。車を運転できないとどうしようもない地域が点在するのが事実でございます。過疎地は、運転免許証の自主返納などとんでもないというのが現実であります。

市長、現実は今話したとおりでございます。過疎地の現状を踏まえて、さらなる中山間地域の振興について真剣に考えていただきますようお願い申し上げ、質問に入りたいと思います。

今回、3つの質問をさせていただきます。

午前中、平議員は町内の質問をされましたが、私は山間地に住民者として中山間地のことについて質問したいと思います。

地域間格差と中山間地域の振興について。

1点目、地域間の格差についてお聞きします。

2点目に、中山間地域の振興についてお聞きします。

まず、地域間の格差について、9月議会一般質問でお聞きしました。その質問の1つが、市道の人築作業についてございました。地域間で補助金が出ている地区と自前で作業をしている地区とございまして、格差があるということで質問いたしました。また、合併協議会で協議し、調整するようになっていたにもかかわらず、今まで調整が行われていないのが問題だと質問いたしました。協議を検討するとかの段階ではもうないと思いますが、いかがですか。私が考えるに、補助金が出ない地域に燃料代とか草刈り機の刃を現物支給するとか、補助金を出している地域を出さないというように見直すか、どちらかの方法に統一すべきと考えます。

そこで、早急に改善していただきたいので、いつまでに協議されるのか、時期を明確にお答えください。

次に、中山間地域の振興についてお聞きします。

冒頭述べましたように、山間地は高齢になっても車に頼るのが現実です。買い物や通勤に交通手段がありません。そこで、山間地に住んでおられる高齢者世帯、またひとり暮らしの世帯に格安で住居を提供し、ある程度便利な地域に住まいを構えていただくぐらいの大胆な施策を打たないといけないような気がします。いかがですか。

さらに、急患の場合も救急車で40分以上かかる地域も何カ所かございます。助かる命も助からないほど時間がかかります。例えば、迫水小学校跡地に救急車を配置し、山間地を横にカバーする体制をとるぐらいの大胆な手を打つ必要があると思います。

横に長い山間地域です。龍門、水迫、原、四町分とカバーできるのではないのでしょうか。市も広域連合に負担金を出しております。山間地に住民人も同じサービ

スを受ける権利があると考えます。地域振興といっても、そのようなところから手を打って、心配事を一つでも減らして、心の豊かさや余裕がないと市長の思いに地域の人たちがついていけないような気がします。市長はどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

以上、2点についてお考えをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、お尋ねの市道沿いの草刈りと管理について報告させていただきます。

主要幹線道路について、市内建設業者等に委託をしております、その他の道路の一部につきましては、嘱託職員及び作業員で行っておるところでございます。旭志及び泗水地区につきましては、市道沿線の各行政区に委託し、除草作業を行っていただいております。合併協議の中で協議項目の中に現行のまま新市に引き継ぎ調整するとなっておりますけれども、残念ながら現在まで調整が行われていない状況でございます。

今後、草刈り作業の委託につきましては、各行政区ごとに世帯数、中山間地等のそれぞれの現状の把握が必要であると考えております。平成28年度中には、この意向等を調査し、現状がどういうふうな状況にあるかを十分把握した上で、各関係課との十分な協議を重ねた上、結論を出したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） 皆様、こんにちは。今、城議員のほうからありました質問のうち、中山間地の振興についてお答えさせていただきます。

中山間地において、人口減少や少子・高齢化により過疎化が急激に進む中、集落機能や共同作業、防犯、防災活動、季節事業や伝統の継承などが低下していることは認識しております。

また、後継者不足から、耕作放棄地や管理されない山林が増大するなどさまざまな課題が生じております。

本来、中山間地域は農業生産、森林保全などの多面的機能を通じ、都市住民等の生活基盤を守る重要な役割を果たすとともに、景観を形成し、豊かな伝統文化や自然生態系を保全するものであると思います。

今後も地域が持続していくには、辺地総合計画に基づく生活基盤の整備とともに、日常生活に必要な交通体系の構築や田舎暮らしを支える施策などを行わなければな

らないと考えております。

議員のご指摘は一つの考え方ではあると思いますが、以上のような理由を初め、そこに住んでおられる方の生き方や暮らし方の選択とも深くかかわる問題でもあり、現在のところ、中山間地の生活を維持するための、あいのりタクシーの運行の見直し、中山間地の空き家を利用した移住定住施策、農業の担い手育成支援などを取り組んでいるところでございます。

近年では、20代から30代といった若い世代による、地域貢献などの強い意欲を持って農村移住を検討されている方が、都市部でふえております。

そうしたことから、本市の特徴である豊富な食と水、豊かな自然を生かした情報発信を行うとともに、田舎暮らしを目指す人々の就労・就農相談、移住体験ツアーの開催など移住定住支援センター「きくち暮らし」を中心に移住定住を推進してまいりたいと考えます。

さらに、地域おこし協力隊の活動による地域活性化にも期待しているところでございます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 城議員のほうから、中山間地の安全・安心の整備の一つの例としてご提案がございました迫水小学校に救急車を配備するなどということについてご報告を差し上げたいと思います。

救急車を配備するという事は、規模の大小はありますけれども、消防署、もしくは分署を置くということになるかと思えます。

菊池広域連合にお聞きしましたところ、施設の整備、管理、運営につきましては、菊池広域連合の消防本部で作成されております消防施設整備基本計画に沿って行われているということでございます。現在は、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画となっておりますということでございます。その中で、将来的に消防署の増設を検討する場合は、管内北東部が考えられると記載されておりますが、一方で、医療機関から遠い地域では、熊本県が運行しておりますドクターヘリの運用効果を検証した上で、増設につきましては今後慎重に検討する必要があるとされているところでございます。報告をいたします。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 地域間格差について再質問します。

平成28年度中に協議を行うということをおっしゃっていただきましたけれども、私は早く手を打っていただきたいと思うんですけども、今年度はできないんでしょうかね。も

う10年間待ったから、まだ待ってくれということですかね。早く手を打っていただきたいと思います。

それと、全ての市道の維持管理は市で管理すべきだという話をしました。9月の答えとして、「現在、道路、河川の維持管理には多額の費用がかかっておりまして、人口減少とともに、財政規模の縮小を求めている中で、維持費が問題となってきたところでございます。今後、市道及び河川の」、ここでお答えが途切れたわけですね。時間切れでした。この後、何と答えようとされておったのか、お聞きしたいと思います。

私は、今年度の予算編成がされておる時期だと思います。今の時期に協議されて、平成28年度予算に盛り込んでいただきたいという思いから言ったんですけれども、今の話では、平成28年度に協議を行うと。ということであるならば、間に合わないということであると思います。でも、私は地域の行事を一つでも少なくすることが移住定住、また空き家対策にもつながるという思いで質問させていただきました。市長はこれに対してどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

地域振興の再質問をまたしておきます。

例えば、水迫地区でいえば、迫水小学校跡地を起点にコンパクトシティをつくり、地域全体をカバーし、住民の相談窓口、住民の安心・安全の拠点をつくるべきです。本当はですね。現実はそのような問題じゃないとわかります。しかし、中山間地域に住む者として、また地域を回ってお話をする中で感じたことを地元の代弁者として訴えさせて今いただきました。直ちに手を打てる内容ではないかもしれませんが。でも、そう遠くない時期に決断する時が来ると思います。この問題は、市長の頭の片隅に残ればという思いで話させていただきました。

最後に中山間地の振興についてどのような考えをお持ちか、市長にお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） それでは、お尋ねの前回、今後のインフラ整備についてどういうふうにするかというような話をしたかったというふうに記憶しております。言いたかったのは、非常に中山間地も含めて全市的な話でもございますけれども、このインフラの維持をどういうふうにしていくかというのが非常に大きな課題となっているのはもう明らかなことでございます。それに伴いまして、この中山間地も含めて、一番いい方法を検討、研究をしていかなければならないというようなことを確か言いたかったというふうに記憶しております。

それから、すぐにでもというお話でございましたけれども、この委託費を組みま

すと、その地域が本当に委託、この維持管理のお手伝いを本当にしていただける地区なのかどうかというのをまず状況も含めて把握をした上で、適切な予算化をしていくべきだというふうに考えて、平成28年度中に調査を行い、結論を出したいというふうに答えたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 市道の維持管理につきましては、ただいま建設部長が答弁したとおりでございます。私のほうからは2点目の中山間地に対する考え方ということで答弁をしたいと思っております。

今、城議員のほうから私の頭の片隅にでも残ってほしいという言い方をされましたけれども、私のど真ん中にある問題でございます。この中山間地というものをどういうふうに今後考えていくかということについては、どういう観点から見るかでいろいろな考え方があるかと思っております。議員の気にされているような、ある程度もう便利な地域に住んでもらってはどうかというお考えも確かにこの利便性とか効率性、あるいは安全性といった観点から捉えれば一つの考え方であろうかというふうに思います。確かに、特にお年を召した場合の病院が近いですとか、買い物等の用件が一度で済むとか、やはり防犯、防災上も人が多いところがいいとかいったふうなことは十分理解するところでございます。

一方で、こういうふうに中山間地から中心地に人がどっと移動したときに、逆に失うものもたくさん懸念されるところでございまして、これまで特に先祖代々、管理されてきた棚田などの農業基盤が失われるということは、単に景観上の問題だけではありませんで、これまで果たしていた湛水機能であるとか、地下水を維持する、あるいは田畑というものがクッションになって土砂災害等をクッションの役割をしていたわけですが、こういった土砂災害リスクなどが増してくることも十分考えられます。また、人がいなくなることで地域に蓄えられました伝統文化、それから、特に地域のつながりであります人と人のきずななどが分散してなくなっていくので、物に囲まれた生活というだけではなくて、やはりこうしたふうなきずなということが幸福感という意味では大変重要であろうというふうにも思うところであります。

また、景観上も自然を生かした観光地づくりということは今、当市を挙げてやっておりますので、こうしたことにも大きな影響は出てくるだろうということもでございます。こういうふうに非常に悩ましい問題がございまして、何か一つを、あるいはどちらかを選択するといったふうに、何かすばっと割り切れる算式のようなもの

があるわけではないものですから、どういうふうにバランスをとっていくかということになるかと思えます。

私としては、大きな方向感としては、やはり地域を守りながら、一方で人々の生活の利便性のある程度維持しながら進めていくことができないだろうか、常に今念頭にはそのようなことを考えております。

総合的に考えますと、病院などの機能はあちらこちらにというわけにはなかなかいかないと思えますので、やはり大きな中心的な役割を持つコンパクトシティの形を基本にとりながら、ふだんの生活の利便性という意味で、むしろ各地域の中にコンパクトにいろんな機能を集約していくと。いわゆる小さな拠点として充実させるという方向で研究を進めていきたいというふうに考えております。この小さな拠点の中には、役所の窓口機能は当然でありますけれども、できればそこに郵便局ですとか、コンビニとか、複合的な機能が集約できないだろうか。そこが一つの交流の場としても、いう性格を持っていくことはできないだろうか、こういうことを今念頭に置いております。できれば、こうした小さな拠点化が可能になれば、中心地とこの小さな拠点をつなぐ交通体系というのが非常に有意義になってくるだろうというふうに考えておるところでございます。

また、農業についても、平地と同じような考えをとるということはやはりなじまないと思えますので、平たん地においてはより大型の機械導入による生産の効率性というふうなことが主眼になっていくと思えますし、中山間地においては適地適作の特産品化を進めて、特色出しをして、生産の効率化よりはむしろ少量で高品質のものを目指すといったことが一つの戦略となってくるのではなかろうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 私が頭の片隅と言いましたら、真ん中に置いておるということでありますので、どうか、今聞けばいろんな思いが市長が頭の中にあると思えますので、一つでも実現できるようにお願いしておきたいと思えます。

次に行きたいと思えます。

観光について、菊池溪谷のさらなる観光客誘致のため、モノレールを敷き、つり橋をかけてはどうかということで質問したいと思えます。

菊池市の観光を考えると、歴史、温泉、桜など考えつきますが、年間を通して観光客を呼び込む力があるのは菊池溪谷だろうと考えます。冬の4カ月ほどはオフシーズンですが、このドル箱も今は観光客の落ち込みが激しいようです。そこで、

初めに、観光客の落ち込みの推移をお示してください。それと、落ち込みの原因は何であると考えておられるのか、あわせてお示してください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、まず溪谷への入谷者数の推移についてでございます。過去5年間の県観光統計の数値でお答えいたします。

平成22年におきましては、34万2,182人、平成23年29万7,507人、平成24年24万7,808人、平成25年27万4,471人、昨年、平成26年におきましては22万3,060人となっております。この数字を見ますと、年ごとに増減はございますが、全体的に減少傾向にあるということは否めない状況でございます。平成24年の落ち込みは、九州北部豪雨、平成26年はトップシーズンでございます7月、8月の大雨、台風によります天候不良が29日もあり、そのうち6日間が入谷禁止としております。また10月中旬にも台風の影響など増減の最大の要因は天候であると捉えているところでございます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） いや、これは年ごとを見ればそうですけどもね、それは天候だったということですけど、最盛期からすれば相当落ち込んでいるんじゃないですかね。その辺はどう考えているのかを聞きたいんですけどね。これ5年間を見たらそれはそうですけど。これは過去からずっと見れば、相当落ち込んできていると思うんですよね。これは何が原因なのか。天候ばかりじゃないと思うんですけど、どうですかね。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 基本的には、やはりここ数年間、天候の不順が一番の原因と思っております。それと、やはり環境整備でございます。まず、駐車場の絶対数が足りないということでございますので、その辺のさまざまな施策を考えていかないと、車で長時間待たされたりすると非常にそのまま帰られたり通過されたりということがございます。その辺を踏まえて、今後、駐車場の問題等もしっかり考えていかなくちゃならないんじゃないかというふうには考えております。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） わかりました。

では、再々質問をします。過去に何人の議員も溪谷の活性化についてさまざまな

提案をされております。今回は、私が思う提案をさせていただきたいと思います。

私は、この菊池溪谷で思い切った投資をすべきと考えます。溪谷の大木の間を縫うように散策道があり、右手に透き通った青々とした清流や幾つもの滝を見ながら歩き、マイナスイオンを浴びながら身も心もリフレッシュできると思います。しかし、溪谷の中を散策するには、高齢者の方には無理ではないでしょうか。一度行けば歩くつらさを考えて二度と行かないと考える方も多くおられるのではないのでしょうか。

そこで、ミカン畑などでミカンを収穫して運ぶ手段として利用されておりますモノレールを溪谷内の散策道に沿って敷き、人を運ぶのはどうでしょうか。ネットで調べてみますと、結構な人数を乗せて運ぶ映像がございます。一本のレールを敷くだけです、場所もとりませんし、動力は電気を使えば環境汚染にもならないと考えます。この移動手段を使えば、どなたでも何度でも菊池溪谷を楽しめると思います。リピーターをふやすためにも考えていただきたいと思います。市長はどのような考えかお聞きしたいと思います。

次に、菊池溪谷は集客能力があると言いましたが、このままでは観光客は減る一方でございます。そこで考えたのが、菊池溪谷の中央駐車場の上のほうが対岸といいますかね、対する山のほうとこちら側が紅葉が一番きれいなんですよね。それを見たくても、木がずっと生い茂っておりますので、間からは見えます。でも、本当にそのきれいな紅葉を見ようとすれば、橋をかけて、その上から見る以外にないという思いがします。ですから、つり橋をかけてできないかなと。そしてまた、谷は物すごく高いです。何メートルあるんでしょうかね、ちょっとはかったことないけど、相当な深さです。距離もそんなに対岸との距離も余りありません。谷の深さといい、紅葉も楽しめると、申し分ないと考えます。余り広いつり橋じゃなくてもいいと思います。できれば渡るところをガラス張りにして、下が見えるように、やったらどうでしょうかね。どこにもないようなつり橋にしたらどうかなという思いがします。そうすれば、冬のオフシーズンでも雪さえ降らなければ観光客は来ると私は考えます。市長はどのように考えられるか、お聞きしたいと思います。

午前中の平議員の質問の中で、市長が観光地に長くとどまらせるためにということをおっしゃいました。そういう意味でもこういうのが必要じゃないかなという思いがしますので、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 私のほうから、つり橋をかけたらどうかということがございます。溪谷内には、これまでモノレールの設置とかトロッキ列車、リフト等につ

いてさまざまご質問をいただいております。繰り返しになりますけれども、菊池溪谷は阿蘇くじゅう国立公園の一部でございます。景観や風致を維持するため、特別保護地区に次ぐ特別地域に指定されているところでございます。工作物の設置や広告物の設置のほか、土地の形状変更、高山植物等の採集等、環境大臣の許可が必要でございます。さらに、環境省が定めております阿蘇くじゅう国立公園管理計画設定方針の中では、菊池溪谷は菊池川の源流部で、残された原生林が清流と相まって溪谷美を見せる、その水は名水百選に指定され、また、植物の宝庫として古くから知られているところで、森林、レクリエーションの場としても重要な場所であるとしております。その保全方針は、利用施設は現状の規模とし、地形、植生の改変を避け、風致維持に努めるとされているところでございます。このようなことから、長い間年月を経て自然がつくり出したありのままの姿を後世に伝えていくことが最も重要であると考えておりますので、つり橋等につきましては非常に厳しいのではないというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 規制があつて厳しいかもしれないということでありましたけれども、私は、官官同士の話ですからどうにかなると思っておりましたが、そう甘くないようでございます。

そこで、私は特区を考えてはどうかと思います。例えば、観光特区として申請してみたらどうでしょうか。地方独自の規制緩和で活性化策を練るには、国が進める国家戦略特区の地方版である地方創生特区に乗かって、規制緩和による観光特区を申請し、財政措置も組み入れて、あの溪谷の未来の展望を明るいものにして、市の活性化につなげられないでしょうか。

溪谷内は阿蘇くじゅう国立公園の一角になっておりますが、モノレールを敷く程度なら景観に手を加えるのではないので、許されるのではないかと思います。つり橋をかける場所は森林管理署の山ではないかと思います。国立公園より交渉しやすいと考えます。一体なんですかね、ちょっとよくわかりませんが、いずれにしても、特区を申請し、規制緩和するしかないと考えますが、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 菊池溪谷を特区とする考えについてどうかというご質問でございますが、まず、菊池溪谷への入谷者数の減少傾向、天候の要因もございませぬけれども、そういったところを読み取れるというふうに私も考えておまして、私自身

は菊池溪谷というものは、まだまだ都市部の人を呼び込める力があるというふうに考えております。そういう中で、今、議員のほうからモノレールですとか、つり橋のような非常にある意味夢のある楽しいアイデアもいただいたわけでございます。部長からも答弁しましたとおり、国立公園の中でございますので、環境省等のスタンス、考え方というのもあろうかと思えます。

そういう中で、じゃ、特区を申請するかどうかというご質問でございますけれども、私はむしろそれ以前に、この菊池溪谷をどういうふうに持っていくのか、どういうふうに維持していくのか、この問いが非常に重要でないかというふうに実は考えているところでございます。

この菊池溪谷が手つかずの自然というのはある意味うたい文句でもあるし、実際にそれが恐らく都会の人にいろんな感動を生んでいるんじゃないかと思えます。このありのままの菊池溪谷の姿こそが私どもの求める癒しの里の象徴でもありますし、それから現実問題、水の恵みによって農産物とか私どもの暮らしを支えている根源になる部分だと思います。ですから、私どもはこの手つかずの豊かな自然の本来の姿を維持して菊池溪谷の本当のよさを伝えて、そして観光客やファンをふやしていくと、こういうことが永続性という意味では非常に大事ではないかと思っております。そのことが翻って、この溪谷のお客様だけではなくて、それが菊池ファンになって、市内のいろいろな観光や物産販売といったふうな裾野に広がってくるんだというふうに考えております。

ですから、自然本来を生かしながら、まだまだ工夫の余地はあると思えます。今、通行どめになっております自然遊歩道、こちらをぜひ整備していただきたいとお願いも今続けておるところでございますし、そうしますと阿蘇の外輪山とつなぐことで、また一層違った魅力も増してまいりますし、それから、既に新たな試みとして、単にあの中を歩いていただくだけではなくて、専門のインストラクターをつけて森林浴ヨガをやったり、それから、今、苔女とか苔ガールとか、非常に自然愛好家の中でもコケだけのファンとか、そういうニッチなお客様もいらっしゃるんですね。そういった方に自然ガイドをつけて散策をご案内すると。このコケではないですが、今、ガイド付きの散策もやっております、こうしたふうな森林浴ヨガとも相まって大変好評でございます。こうしたふうな工夫の余地はまだまだあるんじゃないかと思えます。そうすることで、実は一番の目的は、菊池溪谷に今、二、三十万人来ておられるとして、これが40万、50万、あるいは100万と仮になったところで、今と同じく30分、1時間いてお帰りいただくだけだったら余り変わらないんですよ。むしろ、道路が傷んで菊池溪谷が傷むだけになりますね。ですから、今なら今、30万の人をどれだけ今言ったような形で長く滞在してもらって自然の本当

のよさを満喫してもらいながらファンになってもらって、また来てもらって、それから、温泉街で少し時間を延ばして逗留していただく、こうしたことが現実問題、非常により重要ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 市長の菊池溪谷の未来をお聞きしまして、私の考えと全然ずれておりまして、何か市長の言われるのが当たり前のように思います。私もちょっと創作物というか、そういうとにちょっと走りまわりましたが、結局、私の考えは、どうすればふえるかと、そして滞在型になるかなという思いでちょっと言わせていただきまして、また、地方創生を国が掲げておりますので、今、地方の自治体のチャンスじゃないかなという思いがしたのでお話しさせていただきましたけれども、市長がそういうお考えでありますならば、それもよしとしますので、しっかりそういう方向にやっていただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

学校教育について、1点目、中1ギャップ解消について、市の考えをお聞かせください。

2点目に、高校生による議会を開催する考えはないかお聞きします。

3点目に、授業に宇宙教育をする考えはないかお聞きします。

まず初めに、中1ギャップとは、小学校から中学校に進学した際に、学習面や生活面での変化に適応できず、不登校などになる子がおられます。その解決策の一つとして、鳥取県の取り組みを紹介したいと思います。

2010年度から市内の幼・小・中一貫校を除く15中学校区25人の中学校区兼務教諭を試験的に配置しておられるようです。兼務教諭は、基本的に中学校の教員、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭などが兼務し、小学校の教員との共同での授業、小学校の保護者等の面接、特別支援の会議への参加など行っておられます。

取り組みの特徴として、小学校の全校集会で生徒指導など、授業以外でも児童への指導や特別支援教育に携わる点が上げられます。兼務教諭の役割は、各中学校に任せ、地域の実情に合わせた教育支援ができるようになっているようです。

メリットとして、中学校の教員が小学校の業務に携わるので、長期的な視点で児童の成長に対する予測が立てられることや、適切な対応ができるようです。

対象の子どもたちにとっては、小学校からなれ親しんだ教員が中学校にいるということが安心感につながっているそうです。結果として、兼務教諭の導入によって

市内での児童・生徒の暴力やいじめ、授業エスケープ、授業拒否や授業妨害などを指しますが、いずれも減少傾向にあると言われていています。このことから、効果があると考えます。そこで、本市の生徒の今の状況はどうでしょうか、お示してください。

2点目に、高校生による議会を開催する考えはないかお聞きしたいと思います。

来年の参議院選挙から18歳の選挙権が認められ、高校生も投票できるようになりました。政治に関心を持ってもらうためにもどうでしょうか。菊池には女子校、農業高校、菊池高校と3校あり、それぞれの学校から議員として出てもらい、市政に対する若い人の考えを述べる機会を与える場をつくってあげることが大事ではないかと思います。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、毎年、子ども議会が開催されておりますが、ある方から、子どもたちが訴えた質問がその後市政に生かされて実現したことがありますかと聞かれまして、私もわかりませんでしたけれども、そう尋ねられて、その質問の中で、子どもたちが言ったことが実現したものがあれば、それを中学校に、これが実現しましたということを示しておられるのか、また示していなかったら、それを教えてあげるべきではないかと思います。そうすれば、やりがいもあるという思いがします。本当に実現したのに何も知らされなかったということが起きるんじゃないかと思えますので、よかったらその辺を回答していただくことはできないかということをお聞きしたいと思います。

3点目に、授業の中で宇宙授業をする考えはないかお聞きしたいと思います。

といいますのも、平成24年3月2日から3月6日まで5日間、帰還カプセル「はやぶさ」の展示を総合体育館において開催していただきました。多くの市民の皆さんに見学していただき、学生たちも学校単位で見学してもらい、小学生が描いたはやぶさの絵まで展示してありました。また、東海大学から来ていただいて宇宙に関する講演もしていただきました。

私は一般質問で、展示を誘致するに当たり、はやぶさの展示を見て菊池市から宇宙飛行士を目指す子どもが一人でも出れば展示した意味があるのではないかと質問させていただきました。その後、宇宙を目指す子どもたちがいるか、まだ3年しかたっておりませんのでわかりませんが、何らかのインパクトは与えたものと思っております。

あの展示から3年がたちました。その後の3年を見ておきますと、そういうはやぶさの展示をしてから、この宇宙に関する何らかの授業をやられるかなという思いをしておりましたが、私が知る限りでは覚えがないなという思いがします。ですから、こういう殺伐とした世の中でございますので、広く視野を持っていただくためにも、こういう授業も必要ではないかなという思いがしますので、どういうお考え

かお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） ただいまの城議員のご質問にお答えします。

まず、中1ギャップの解消に向けての市の考え、取り組み状況についてですが、本市の取り組みとしましては、菊池市の幼保小中、相互の連携を大切にして、基本的な生活習慣の育成を初め、人権を大切にする心、職業観、勤労観、ふるさと観の育成を目指すとともに、地域住民の支援を得ながら保育、教育を進めることで、地域の子は地域で育てる意識の浸透と相互の連携を図ることを基本とする、菊池市幼保小中連携推進協議会というのを設置しております。また、その協議会の下部組織の中に、下部組織として中学校区を単位として幼稚園長、保育園長、各小・中学校の校長、それにそれぞれの園や学校の担当者、それから主任児童委員等から成る地区連携推進協議会というのを設置しております。その中で、小学校と中学校の連携強化の推進をしているところです。

具体的な交流体験活動としまして、小学校では6年生のときに中学校に行き体験入学、中学校の先生の授業を受ける取り組み、それから、同じ中学校に入学する小規模校の小学校においては合同修学旅行や集団宿泊教室などが実施をされております。中学校では、入学前の不安を取り除くための新入生とその保護者への中学校説明会の実施、それから、体育祭、体育大会での小学校の招待リレーとか、あるいは多くの中学校で小学校や幼稚園、保育園に行き職場体験をするとかいうことも実施をされております。

さらに、これは市の配置なんですけど、5つの中学校全てに心の教室相談員というのを配置しまして、そして、生徒の悩みや心配事に耳を傾け教育相談に乗るような人員の配置もしております。また、先日行われた研究発表会においては、小学校6年生の外国語活動と中学校1年生の英語を同じフロアで小中一緒になって合同学習が開催されました。それから、教師の交流としましては、小中双方の授業参観や子どもたちの様子についての情報交換などが実施されております。このように、学習や生活面において大きな環境の変化による中1ギャップを解消していこうとする取り組みはそれぞれの学校で実施をされているところです。

次に、2つ目の高校生による議会を開催する考えはないかということと、答弁後どのように対処しているのかというご質問に対してですが、1点目の高校生による議会を開催する考えはないかということでございますけれども、高校生と意見を交換する、高校生の考えを聞く機会として、市長と語る会を実施したり、また、青年会議所、これは市の主催ではございませんが、青年会議所主催で高校生と地域の人

の交流を通して自分の将来と地域の未来について考える菊池の活性化プランコンテスト、これにも3つの高校が参加をしております。それから、3校合同フェスティバルで研究発表や意見発表をするなど、さまざまな機会を通して高校生の意見や考えを聞く機会は設けてあります。

以上のようなことから、今取り組んでおります子ども議会といいますのは、義務教育時までの子どもたちで進めていきたいというふうに考えているところです。

2点目の質問の、答弁はどのように対処しているのかということですが、子ども議会は将来を担う子どもたちが市議会の仕組みや流れを学び、市政に興味・関心を持ち、自分たちを取り巻く環境の現在、そして将来についての意見を子ども議員として提案を行うことで、市内に住む子どもたちが郷土愛を身につけ、それから、みずから行動を起こすことができる、そういう人材の育成を目的としておりますので、その後の返し等は現在行っておりませんが、子どもたちの質問の中には、なるほどと思うような夢やアイデアのあるものもありますので、今後の参考になるものもありますので、その後の経過報告といった形で子どもたちに返していけるよう努力していきたいというふうに思います。

3点目につきまして、宇宙教育についてのことでございますけれども、宇宙、または宇宙空間といいますのは未知の領域でございます。一方で、50年、100年という先を見た場合には、一般の民間人が気軽に宇宙旅行に行ける時代があるいは来るかもしれません。そうすると、宇宙空間が人間にとっての現実空間になることも予想されます。

全世界の人間が、国や民族にとらわれない地球全体を自分の国として捉え行動するときが来るかもしれません。

学習指導要領解説によりますと、子どもたちの道徳性を発展させる主なかかわりとしては、自分自身、ほかの人、自然や崇高なるもの及び集団や社会、この4つであり、これらとのかかわりを豊かに持てる体験を充実させることで道徳性も発達すると説明されております。

学校教育の中で宇宙教育につきましては、小学校の理科の教科で3年生「太陽と地面の様子」、4年生「月と星」、6年生「月と太陽」について学習をしています。また、児童の天体に対する興味、関心を高め、理解を深めるために、小学校では修学旅行に行く際に佐賀県の宇宙科学館を見学したりというようなことは行っております。

子どもたちは、とても興味を示して喜んで、太陽系や銀河系、宇宙に関する最新の天文学に触れ、惑星探検やロケットの打ち上げ、月面重力などの疑似体験をしております。

中学校3年生の理科の教科では、「地球と宇宙」の単元で、身近な天体の観測を通して、太陽や惑星の特徴、太陽系や恒星など宇宙について認識を深める学習をしております。

このように義務教育では、理科の教科で小学校から中学校まで宇宙に関することを学習しております。今後もさらに宇宙への興味関心を引き出せるような、そういう教育の充実に努めてまいりたいというふうに思います。

以上お答えさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） 2番目の質問の高校生の議会はと言ったのは、市長とはいろいろ話されていると聞きましたけれども、私は、この場に入ってやるのが体験になると思いがしましたので、この場で話すのとほかの場で話すとは全然違うという思いがしますので、お話しさせていただきました。

もう時間ありませんので、3番目の宇宙授業のことで、JAXAにもおられた、東京農工大学准教授の岩田陽子さんの話が、読もうと思ったけどちょっと時間ありませんので、地球の重さを知ることで生命のとうとさも学ぶことができる、宇宙を通じて子どもたちの思考力を生むことができると言われております。また、いじめ、自殺などの抑止につながるという考えで、私はこの宇宙授業のことをお話しさせていただきました。

ですから、どんな形でもいいですけど、子どもたちが宇宙に関心を持つことが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午後2時02分

開議 午後2時09分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 議席番号8番、創成会の荒木崇之です。それでは、通告に従いまして一般質問いたします。

ちょうどこの時期に、市民の皆さんのお手元へ届けられているマイナンバー制度についてお尋ねいたします。

マイナンバー制度については、テレビや新聞等で報道されておりますが、まず簡単に、「マイナンバーとは何」から始めたいと思います。

マイナンバーとは、国内で住民票を有する全ての人にそれぞれ12桁の番号を振り割る制度で、平成28年から国や自治体は社会保障と税、災害対策の3分野での利用を初め、脱税や給付金の不正受給の防止に活用する狙いがあります。マイナンバーを導入することで、3つの大きな効果があると言われております。

1つ目が、公正公平な社会の実現です。これは、所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止する効果があります。ちなみに、朝日新聞によれば、平成25年度の生活保護の不正受給は4万3,230件で、過去最多を更新し、不正受給の総額は約186億9,000万円となり、判明しただけでもこれだけあります。また、国税庁の発表では、平成26年度において査察、俗に言うマルサが脱税事件として着手した件数は194件で、脱税額は総額で150億円にも上ります。

2つ目と3つ目の効果は関連していて、行政の効率化と国民の利便性の向上です。要は、市民の皆さんの事務手続が簡単になることです。今までは添付書類が必要だった手続がマイナンバー一つで完了します。例を挙げてみましょう。児童手当の現況届には今までは所得証明や保険証のコピーが必要でしたが、マイナンバーの提示だけで手続ができます。厚生年金の請求には戸籍謄本や世帯全員の住民票が必要でしたが、マイナンバーだけで手続ができます。公正年金の請求には戸籍謄本や世帯全員の住民票が必要でしたが、マイナンバーだけで手続ができます。その他、検討や将来的な活用として、電気、ガス、水道とも連携し、マイナンバーで住所変更などの手続が完了します。カードを健康保険証としても使えるようになり、カルテやお薬手帳など医療情報の共有も現在検討中であります。

以上が簡単なマイナンバーの効果ですが、もちろんそれに伴うリスクもあります。それは、情報の漏えいが一番の懸念と言っても過言ではないかと思っております。ただ、全ての情報が同じところで管理されるのではなく、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市役所に、年金に関する情報は年金事務所になど、これまでどおり情報は分散して管理されます。仮に1カ所でマイナンバーが漏えいしたとしても、個人情報が入る式に抜け出せない仕組みとなっております。それでも反対する方はいらっしゃると思いますが、一つの発明や制度の導入で世の中の暮らしが便利になっていることは、車、携帯電話、インターネットなど見ればおわかりかと思っております。便利になることでリスクを伴うのは当然のことです。車がなければ交通事故は起きません。しかし、今現在、車のない社会は考えられません。私の父も最近まで、インターネットで買い物をしたときは郵便局まで行って振り込ん

でいました。そこで、ネットバンキング、ネット銀行での口座決済を提案したところ、最初は現金以外は信用できんとか、もし口座が乗っ取られたらという理由から拒んでいましたが、一度使用したら、その利便性に驚き、今ではさっさとJRAのサイトに登録してネット決済で勝馬投票券を購入し、お馬さんが走るのを楽しみにしているようです。

何を言いたいかといいますと、マイナンバー制度の導入にあれこれ批判やデメリットばかりを言うのではなく、今は産みの苦しみで、前向きに捉えることが必要ではないでしょうか。個人情報を把握されないかわりに、便利な公共サービスを受けられることを放棄することが正しい選択だとは私は思いません。

さて、本題に入りますが、私は少しでも多くの市民の方にカードが普及し、いろんな意味で一元化されて、それが行財政改革にもつながると思っていますので、菊池市には制度推進を積極的に行ってもらいたいと考えます。ここでボードを示します。

[ボードを示す]

○8番（荒木崇之君） これは近隣市町のマイナンバー制度導入に際して主管となる課を調べて比較したものです。菊池郡市、山鹿市にはマイナンバーを総括する課が設置されていますが、これを調べた11月20日現在では菊池市には設置されていません。そこで、お尋ねしますが、本市のマイナンバーを総括する課、それはどこですか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 本市におきましては、マイナンバー制度を統括する課は総務課としたところでございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） ご答弁では、総括する課を総務課に決めたとのことですが、これは11月16日に決めたという情報を持っておりますが、私は、マイナンバー制度に関して、市の政策調整会議、これは市の重要事項を審議する部長級の会議なんですが、その場においてマイナンバーについてどのような議論がなされているのか。10月30日に政策調整会議の議事録の情報公開請求をしました。しかし、回答は、マイナンバー制度に関する議事録はありませんとの回答をいただきました。ところが、私が情報公開請求をして16日後には総括する課が決定している。非常に不可解であります。

総括する課を擁するというのは、9月議会の福祉厚生委員会でも指摘をしております。

ます。ただ、その後、できるもできないも報告はあっていません。

そこでお尋ねいたしますが、総括する課がないことに対して、一般質問で言われるのが嫌で、降って湧いたように設置をされたのか。また、近隣自治体は全て、表を示しますが。

[表を示す]

○8番（荒木崇之君） 平成25年度末、このマイナンバーという言葉が使われ出したころには、平成25年度末には全て設置されているんですね。ただ、菊池市は1年と半年以上もおくれての設置となった理由をお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 今のお尋ねは、近隣市町が平成25年度末に総括する課を設置していた。それなのに菊池市が1年半もおくれたという、その設置の理由ということでございます。

まず、本市のマイナンバー制度への取り組み状況につきまして、まずは説明をさせていただきますと思います。

本市におきましても、平成26年度からマイナンバー制度に対応する準備を進めてきたところでございます。庁内体制の中に制度を統括する課ということでの位置づけは行っておりませんでした。これまでは総務課を国、県からの情報窓口といたしまして、関係各課に情報提供を行いまして、庁内連携してシステムの改修整備、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の洗い出し、個人情報保護評価の公表、制度導入にあわせ必要な例規整備などの準備を進めてまいったところでございます。

また、今後の利活用を見据え、問題点の抽出、他自治体の状況調査、利活用についての内部検討の実施などにつきまして、各課分担して検討を進めたところでございます。

統括課の設置が今になったことにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、これまで総務課が外部との情報窓口としての庁内連携をとりながら進めてきたところでございます。通知カードが送付され、運用を間近に控え、行政区からの制度説明会の要望等がござります。さらに庁内調整と連携を密に図り、対応していく必要があることから、先般、統括の役割を果たす部署として、これまで総合窓口、情報窓口としていました総務課を統括課に位置づけたところでございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今の答弁の中で、一般質問で言われるのが嫌で急に設置されたのかというような答弁をいただけなかったんですけど、それは認め切れないと思う

んですよね、プライドがおありなので。そこは流したいと思うんですが、いろいろ答弁で言われましても、本市がマイナンバー制度の取り組みについて他の自治体よりおくれをとっていることは、私は明確な事実であると思っております。マイナンバー制度は、今後全ての課に、そして職員の方に仕事をする上で関係してくる制度だと考えますが、マイナンバー制度を職員が理解するために、もう既に配送が始まっているので理解していきやいけないと思いますが、職員に対する研修等をこれまでに行っているのか、また、市民向けに出前講座等で説明会の要請があった場合、対応できるのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） それでは、職員等に対します研修、あるいは市民向けの講座等につきましてご質問がございましたので、お答えをいたしたいと思います。

現在までのところ、職員に対する庁内での研修は行っていないということでございます。先般、全職員にわかりやすい資料等を配付しまして、各自勉強し、市民に対応するよう依頼をしたところでございます。必要な研修につきましては、今後、内容等十分検討しながら、わかりやすい研修等を実施してまいりたいと考えております。

また、2点目の市民の皆様に対します説明会につきましては、現在、区長会での説明を行っておりますが、既に行政区のほうからも制度説明会の要望も受けているということから、今後は個別の要望にも庁内連携して対応してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今のご答弁で、職員には書類は送っているけれども、まだ研修は行っていないということでしたね。それと、市民向け説明会に対して、これから対応していきたいというお答えでしたけれども、本当でしょうか。私は大丈夫かなというふうに思います。なぜなら、これは総務部長のところまでお話が上がっているかどうかかわからないですけど、先月ある行政区の方が、区長さんが出前講座でマイナンバーの制度説明をしたところ、菊池市が断っているんですよ、今はまだ説明しきらんということで。これ二、三日前もある行政区の方が総務課のほうにお願いしたところ、市民課のほうに回されて、またお断りをしているわけなんですよね。11月16日に総務課とできているのに、まだ総括する課で説明ができないというのは、私はこれはまだ説明会に対応できる体制じゃないんじゃないかなというふうに思います。それは事実確認していただければわかりますので、よろしくお願

ます。今後はこのようなことがないように対応していただきたいと思います。

また、職員研修についても早急に行ってもらいたいと思いますが、職員研修の数が多過ぎるとの声も上がっています。通常業務に1時間、総合支所の職員なら行き帰り入れて2時間を要するのであれば、非常に私は非効率的だと考えます。だからといって時間外を使って研修するのもやはりこれは酷かなと思いますので、ホームページだとかに研修の映像をアップして、それぞれあいた時間でパソコンとかスマホで家でも見られるように、そして研修を受けて、その研修結果をレポートで出すというような形にすればどうかと提言をいたします。

それでは最後に質問しますが、近隣自治体ではマイナンバーの総括課が、これは全て企画課なんですね。この企画課に置いている理由というのは、電算関係を要しますから、マイナンバーとの関係が深く関係していることから電算課がある企画を総括に設定しているものと考えますが、なぜ菊池市は総務課なのか。先ほどの答弁と重複するかと思いますが、なぜ総務課なのかをお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 菊池市では統括する課がなぜ総務課なのかということですが、ざいすけれども、大津町、菊陽町、合志市、山鹿市にしましても、担当の係まで掘り下げてみますと、電算を持っているところじゃないわけです。いわゆる企画部門が一応持っているようなことになっているという状況でございます。検討段階で、うちのほうも電算を持っています企画という話もございましたけれども、それはセキュリティ関係の電算システムの絡みだけというところになってもまずいだろうということで、先ほど説明しましたように、まず、このマイナンバー制度が庁内全体に係る制度であるということが1点。それと、これまで国、県からの情報窓口として、いわば統括的な役割を担ってきたという総務課を庁内全体の連携調整を果たす統括課に位置づけたというところでございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 県とか国からの窓口が総務課にしているから総務課ということて多少安心はしました。国勢調査をしているからうちの課は手が足りんとおっしゃったのかなと思って、そうじゃないことに安心をいたしました。菊池市は来年2月からマイナンバーを利用してコンビニで印鑑証明、所得証明、住民票等を交付するサービスを始めると広報きくち10月号で掲載しています。しかし、現在の市のような体制で導入して大丈夫でしょうか。私は、年明け早々にもマイナンバー対策室を設置して制度の管理、区長会への説明、職員への意識統一を周知徹底、各

種団体からの講座要請の対応を急ぐべきと考えます。市長は施政方針でホームページを中心にSNS、動画など新しいメディアを使った広報活動を積極的に取り入れた情報発信に努めてまいりますと言われてしています。そう述べられていますが、観光とかイベントの前に大事なものを発信すべきではないでしょうか。合志市のホームページでは、マイナンバーが送付されますとか、マイナンバーを語る詐欺にご注意くださいとあって、非常に丁寧に掲載をされています。マイナンバー、こういうのが郵便局から届きますよ、中にはマイナンバーのこういう書類が入っているから、こことここに記入して出してくださいねと、そしてマイナンバーを語る詐欺がありますので、決して詐欺にはひっかからないようにしてくださいという情報発信も丁寧にされています。残念ながら本市のホームページでは、6月10日を最後に見つけることができませんでした。そういうことから、マイナンバー制度については他自治体よりも後塵を拝していることを自覚していただきたいと思います。

このマイナンバーの取り組みについて、菊池郡市の職員の方に電話で調査をして、そのときにお話をさせていただきました。非常に気さくにいろんな話ことができました。問題が起こったときの対応とか、パソコンの管理等の情報交換をしました。うれしいことに、議員でどこでも一緒ですよと、うちも担当課にされておられるけれども、最初はなすりつけ合いだったですよと言われて、そこは、ただ、菊池市は設置が遅いんですねということは職員のほうからも言われましたけれども、その中で、なすりつけ合いでうちの課にはなったけれども、やるからにはきちっとやりますという答弁をいただいたときに、ああ、この町、市の職員の方は非常に心強いなと思ったところであります。

このマイナンバーの導入に際して、一番関係するのが市民課のパソコンなんですよ。セキュリティ、インターネットにつながっていてウイルス感染したらマイナンバーが漏れてしまうんじゃないかということで、菊池市は基幹系と情報系といいますけど、基幹系がマイナンバーとか扱う、情報系が例えばインターネットとか見るというのをする場合に、これ2台置くということを検討しているということなんですよ、セキュリティで。合志市、菊陽町あたりの職員の方とお話ししたら、電算の話をしたら、うちはクラウド、要はサーバーにそれぞれでアクセスできるようにして、そこで、こことここと、こちらとこちらのサーバーも別管理でやるというような、そういう意見も持っていらして、それぞれ自治体でいろんな考えを持っていて非常に参考になりました。私は、ある町の首長とお話ししたときに、私の町にTTPは要らないけれども、TTPは必要だと職員に言い聞かせていると言われました。私がTTPで何ですかとお聞きすると、徹底的にパクするという意味だそうです。徹底的にパク。パクするという言い方はいけませんが、ほかの自治体のよい取り組

みや事務制度はどんどん取り入れなさいと言われていたとのことでした。菊池市も近隣の市町と連携をとり、町だから、村だからとか、自治体の大きさに関係なく、よい取り組みは積極的に導入してもらいたいと思います。今後、マイナンバーの制度については、万全を期していただくことをお願いして、次の質問に移ります。

次の質問は、きょうの1、2、3番目の方全員、平議員が商店街を観光地としてできるようにお金を使いなさい、水上議員が市道、林道を整備してください、お金を使いなさい、城議員がモノレールを引いたらどうか、お金を使いなさいと、使え使えと言われるので、私は市民の方に嫌われても使うな使うなという立場で質問をしたいと思います。

市の債権管理について質問をいたします。市の債権管理といっても、余りにも大き過ぎですので、ちょっと大まか過ぎて、少し説明をしたいと思います。

市の債権とは、地方自治法第240条第1項に規定する金銭の給付を目的とする債権です。いったんわからんごとなったでしょう。要は、市が徴収すべきお金、公共料金だとか税だとかいうことなんですよね、市の債権というのは。この市の債権は、ちょっとボードを示します。

[ボードを示す]

○8番（荒木崇之君） 市税、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権に分類されます。なおさらわかりにくくなったので、パネルを使ってご説明いたします。

[パネルを示す]

○8番（荒木崇之君） 市税とは、もう読んで字のごとく、市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税などですね。強制徴収公債権とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、それに保育料などです。非強制徴収公債権とは、公民館使用料や体育施設料、それと公園使用料などです。私債権、これは市営住宅使用料、水道料金などが私債権です。

パネルで示していますように、公債権の種類によって徴収方法及び徴収の法令が違います。例えば、督促手数料は私債権は、これでは徴収をしないと、督促手数料は徴収をしないと。延滞金のパーセントがそれぞれ違ったり、時効期間もそれぞれ違います。本市の債権の未収入残高、市がとれないお金が今どれくらいあるのかというのを先日、大賀委員長が報告されました。平成26年度歳入歳出決算書から数字を拾い出しましたところ、菊池市の未収入残高は何と17億1,000万円にも上ります。17億1,000万円。

そこでお尋ねしますが、この菊池市の債権管理をどのように行っているのかお尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 本市の債権管理の状況でございますけれども、本市の債権管理の状況としましては、所管業務を通じて発生します債権ごとにそれぞれの担当課で管理を行っているという状況でございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） ご答弁で、市の債権管理はそれぞれの課で行っているということとあります。菊池市の督促及び延滞金の徴収条例を調べて、あることに気がつきました。それは、市営住宅家賃、私債権に入る市営住宅家賃の延滞金を徴収する条例が存在しないということです。市営住宅家賃の未収入残高は、取れないやつですね、その決算書で約6,150万円あります。本来は表で示していますように、私債権は遅延損害金5%を取らないといけないと思いますが、なぜ市営住宅家賃だけ延滞金の徴収条例かないのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、公営住宅使用料の滞納につきましては、公債権か私債権かとの判断が難しいものの、本市では契約に基づく私債権として取り扱っているところでございます。今、議員ご説明のとおり、公債権、私債権というのがございまして、その分の私債権ということで取り扱っている。すなわち、この延滞金については、私債権の取り扱いということで、損害金については調整することができるように、訴訟を起こしたときには取ることができるようになってはいますが、延滞金につきましては、その項目がありませんので、取り扱っていないところでございます。ただ、これがなぜ計上していないかということ調査を行いましたけれども、条例に掲載していない理由を明確には探し出すことができませんでした。しかしながら、適切な対応を行うために、関係規定等の整備が必要であると考えておりますので、専門家を交えたところで早急に検討していきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） この答弁に関しては、私はもめるパターンともめないパターン、2つご用意してございまして、できればもめるパターンを選択していただきたかったんですけど、早急に専門家と相談して改定をしていくということだったので、安心しました。この質問について、住宅担当の課長と係長と打ち合わせしたときには、課

長と係長も言うておられました。本来、条例を制定しておくべきで、来年3月の議会には上程していきたいのでよろしくお願ひしますということだったので、ああ、前向きに検討されているなど思った次第であります。また、先ほど、公債権か私債権かという話が出たんですけれども、それが確かに昭和26年、まだ私、生まれていませんけど、そのときには、公営住宅の家賃はさきの理由により地方自治法第225条の規定により強制徴収することができるかと解するから、要は公債権だという考えもあるわけなんですよね。ところが、昭和59年12月13日に最高裁が、公債権とする見解もあるが、判例でいくと、公営住宅法及び条例に特別の定めがない限り、特別の定めがない限りというのは、つくっていない限り、公営住宅の使用関係については原則として一般法である民法及び借地借家法の適用があるとしていて私債権だという判決が出ているんですよね。要は、平成26年は公債権だよと言っていたけれども、昭和59年に最高裁でそれは私債権だ、私事の債権ということで確定したので、これは条例をつくっていないきゃいけないというふうに私は考えています。

さらに、平成25年度版の公営住宅の管理によれば、公営住宅家賃の督促は条例の定めによるところにより手数料と延滞金を徴収することができるかと解説されていて、準用ではなく個別に条例を定めるべきと、これは平成25年度版の公営住宅の管理という本に書いてあります。

ですから、ちょっと話がややこしくなって、この公債権、ここがちょうどその線引きというところなんですよね。私債権と公債権の、こっちはもうきちっと条例を個別に定めなさいよというのがこの私債権という部分だということでご認識をいただければと思います。このことについては、しっかり3月に条例を上げていただきたいと思います。ただ、今議会に上げられないことはないんですよね。というのが、山鹿市がこれを定めていまして、山鹿市の市営住宅条例の中に第19条に、家賃を前条の納期限までに納付しない者に対して市長が期限を指定して督促をした場合においては徴収するものとする、と、ちょっと略しましたけれども、こういうのは山鹿市の市営住宅条例の中に、第19条に入っているんです。菊池市の条例、これ4つぐらいあるんですよ、市営住宅。それぞれ条例が違うんですが、七城にある雇用促進住宅とか菊池市営住宅条例とかあって、この4つともどれも督促条例は入っていない。ですので、改正されるときはこの4つ一揃に上げられることが大事かなと考えるところでもあります。

さて、ちょっと冒頭の話に戻りますが、菊池市の債権未収入額、17億1,000万円に上ると申し上げましたが、この中には死亡だとか、時効だとか、金額が徴収できないものがあると思いますが、では、どれぐらいの額が徴収できないのか把

握をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 冒頭に未収入残高、17億1,000万円と議員がおっしゃった額に対しての徴収できない金額ということですね。逆に、できる金額でもいいですかね。

[「いいですよ」と呼ぶ者あり]

○総務部長（馬場一也君） 平成26年度末の一般会計及び各特別会計全体の収入未済額のうち、いわゆる繰越事業に係る未収入特定財源を除いた額が、それは議員がおっしゃる、いわゆる17億1,000万円ということでございます。そのうち、徴収できる金額ということでちょっとお答えをしたいと思います。未収入の残高から、先ほど議員、説明がございました消滅時効に係る時効期間が満了した債権、あるいは債務者が行方不明、または死亡し、相続人も不明ということになっているような債権等の回収が事実上困難と思われる債権額を差し引いた額で申し上げますと、約14億2,000万円ほどとなっているところでございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） この質問については、財政課に先週の金曜日でしたが、急でしたけれども、通告していましたが、非常に綿密に調べていただいたようで感謝いたします。14億2,000万円が取れるというところで考えてよろしいかと思えますが、では、大体40種類ぐらい債権があると思うんですね。いろんな債権あります。さっき申しましたいろんなそれぞれの債権があると思うんですね、項目別の。これが40ぐらいあるんですね、それぞれいくと。この40ぐらいの債権で、要は、うちは全部取れますと、取れない額はありませんといい課はありますか。

それともう1点、その債権の中で条例に延滞金の規定はしてあるものの、徴収をしていないという債権はあるのか。数は結構です。あるのかないのかですね、お尋ねをいたします。要は、全部取れますといい課があるのか、それと、徴収条例はあるけれども、延滞金条例はあるけれども、徴収を現在行っていないという債権はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 荒木議員のほうから数のほうはご容赦いただきましたので、まず、収入未済金額を計上している課で、いわゆる先ほど説明しました回収が困難な収入未済額ですね、これが丸々ないと、丸々債権を徴収できるという課がござい

ます。それと、延滞金につきまして法令、もしくは条例の規定があるにもかかわらず取っていないというところの課もございます。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今回の調査表、約40の債権表については、後でできれば全議員にお配りいただいてよろしいでしょうか。全部取れると回答してきた債権については、来年の決算特別委員会で本当に全部取れているのか調査をしていただきたいと思えます。

次に、条例で決めているけれども徴収していないという債権があるとのことでしたが、これは私なりにちょっと調べたんで、それが当てはまるかどうかかわからないんですけど、介護保険とか公共下水、特定環境の下水、その地域排水、それと農業集落排水あたりが恐らく条例に延滞金の規定があるも徴収せずというところの課だと思えますが、これは正しいことか、正しくないのか。総務部長にお聞きしてよろしいですか。お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 先ほどから公債権か私債権か、公債権のうち強制徴収できる債権か、強制執行でいく債権かという、いろんな区別がございます。それで、公債権につきましては延滞金が取れるという認識でございますので、公債権につきまして延滞金が取れるという認識でございますので、公債権につきまして、延滞金の規定があって取っていないということであれば、それは取るべきだろうと思えます。ただ、私債権については、延滞金ではなくて損害遅延金という規定が必要かと思えます。延滞金と率が違ってきますので、その辺の条例といいますか、規則とか法令の整備が、先ほど建設部長が答弁しましたように、必要かと思っております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 今のご答弁で、もう皆さんおわかりかと思えますけど、私は菊池市は債権徴収及び管理については菊池市はもうできていないと、今できる体制にないと考えます。なぜなら、先ほどから示しています表のように、それぞれ債権には今、部長おっしゃるように、それぞれの債権があって、それぞれの決まりがあります。それを各課の担当者が管理をしていますが、ほとんどの職員が債権回収及び訴訟等の専門知識を有しておらず、さらに定期的に人事異動で交代するなど専門的な知識や経験を維持していくことが難しい状況にあると思うからです。その証拠に、税務課は延滞金の未徴収を認め、現在、総額2億3,000万円、件数で3万1,

000件の調査を行っていることは広報等でご存じかと思えます。

この債権管理問題は、菊池市だけに限ったことではありません。多くの自治体が抱えている問題です。その中で、債権問題を解決しようと独自の政策で立ち上がった市もあります。自治体もあります。その一つが、船橋市です。船橋市は、平成10年度に滞納額が100億円を超えて、平成12年度に最低となった徴収率を改善するため、滞納額縮減、徴収率向上のための取り組みが不可欠となりました。そこで、平成15年から債権管理課、独自に債権を管理する課を設置して、債権管理条例というのをつくったんですね。それを施行したところ、平成16年度から平成19年度、4年間で徴収率が4ポイント以上上昇し、滞納繰越額は5ポイント近くも減らして、当時の政令市17市と中核市35市の中でトップの成績を上げています。平成20年度以降は滞納額が50億円台と半分になって、徴収率も94%まで改善されました。以前の市民感情は、税務署は厳しいが市役所は何とかかなという雰囲気だったそうですが、今では市役所も見逃してくれなくなったという意識に変わり、悪質な滞納者にとっては、今では税務署以上に厳しい対応をしていると思われるようで、延滞金の徴収額も中核市の中で現在トップクラスとなっています。

そこでお尋ねしますが、債権管理課の設置とあわせて、債権管理条例を施行する考えはあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 議員から債権管理に関する課と、所属と、債権管理条例を制定する考えはないかということでございます。債権の回収する分につきましては、納付の公平性のもとより、自主財源の確保という点から非常に重要であると考えております。前後しますけど、まず条例のほうから見解を述べさせていただきますけど、まず債権を整理するための債権管理条例の制定につきましては、今申し上げましたとおり、財源の確保であるとか、納付の公平性、こういったことから、議員がおっしゃるとおり、確実に回収するためには、また債権の適正かつ公平な管理を行うためには必要であると考えております。今後、先進自治体の事例をまず見てみますと、条例の内容でありますとか、債権管理の方法がさまざま異なっております。これからその状況を把握し、県や専門機関と相談しながら課題等を整理した上で、本市の債権管理に適した内容となるように前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、債権管理の専門部署の設置についてですが、まず、議員ご紹介がありましたように、自治体でできている部署がございます。メリット、デメリットもいろいろ調べてみますとあるようでございます。県内自治体の状況もあわせて調査しなが

ら、債権管理の専門部署が必要なのか、我が市の規模等も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 行政でいうマニュアルどおりのお答えに安心をしました。ただ、検討しますのちょっと上の、前向きに検討しますと、前向きがついたので、ちょっと段階が上がったかなということで、ぜひともやっていただきたいんですが、私が今回質問しました債権管理については、近年必ず船橋市のように取り組まなきゃいけない状況が来ると思いますので、それまでにやっぱりこの基本である賦課徴収という部分をしっかり職員の方に周知徹底していただきたいと、お願いします。

本年、第2回6月定例会において百条委員会の報告の中で、徴収業務については今までの過ちを繰り返さないように厳正に対処することと報告をいたしました。江頭市長は、市民の信頼を損なうことのないように、賦課徴収業務は公正公平に行いますと改善策を提示されています。しかし、今回の債権管理状況をお聞きして、不十分であり、厳正な対処をされていないことが明らかだと思いますので、市長もご認識していただきたいと思います。

最後に、債権管理や回収を強めることで、本当に払えない方を追い詰めているように聞こえているかもしれませんが、私は正直者がばかを見ない、要は、きちんと払っている人の意識の低下を招かないようにと思い質問をしました。あわせて、取り立てに終始するのではなく、なぜ払えないのか、なぜ滞納が生まれるのか、その理由をしっかりと見据えて、住民が抱える生活困難を解消しなければ、未納や滞納はいつまでも繰り返されると考えますので、次回、3月議会では、債権回収から生活再建、この生活再建は建て直しのほうの再建ですね、ということで質問を考えていますので、続きをお聞きになりたい方はぜひ次回も傍聴にお越しください。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ただいまの荒木議員の質問の中で、市の全ての債権について資料配付の要求がありました。要求のとおり行うことにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、執行部のほうはしかるべく対応してください。

以上で本日の一般質問は終わりたいと思います。

あすも引き続き一般質問となっています。

本日はこれで散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後 2 時 5 3 分

第 3 号

1 2 月 9 日

平成27年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成27年12月9日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	樫 川 博 久 君
七城総合支所長	榎 田 邦 昭 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 讓 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	德 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 俊 介 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	松 永 隆 則 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	德 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

○議長（森 清孝君） 全員ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） 皆様おはようございます。公明党の泉田栄一朗です。昨日も旭志で地震があったそうで、菊池市では12月に入り、震度1から震度3の地震を計12回観測しております。震源地はほぼ同じ場所だそうです。4年前に震度5の地震が発生したことも記憶に新しいと思います。熊本地方気象台では注意深く観測していく必要があるとしております。

現在、市民に対して家具の転倒防止の注意喚起をしていますが、あらゆる手段で市民に呼びかけていくことは、今、大事なことだと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、農業対策について、2点質問をさせていただきます。

まず1点は、市としてTPP対策をどう考えるのか。

政府は環太平洋連携協定、いわゆるTPP大筋合意を決めました。TPPが発効すると人口8億人の巨大市場が誕生します。世界のGDPの約4割の3,100兆円が見込まれています。参加国で貿易などのルールが共通化され、日本では約95%、日本以外の11カ国では99%以上の品目の関税が撤廃されることから、国産品の輸出や企業の海外展開などがふえるなどの大きなメリットが予想されるということです。

しかし、その一方で、国内の農林水産業を中心に、安い外国産と価格競争にさらされることなどへの懸念や不安、不満があります。菊池市も例外ではありません。実際、農業県である熊本県の首長44人のうち、25人が反対を選択しておられます。メリットを生かすための攻めと、影響を最小化する守りの、両面からの国内対策が最も大事であると思います。

この立場から、公明党は次のような提言を政府に申し入れ、大綱に盛り込まれました。1つは、中小企業の海外進出を後押しする。2つ目は、農林水産物などの輸出を促進。3つ目に、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの重要5品目で経営安定化対策。4番目に、水田、畑作、野菜、果樹の収益力向上を支援。5つ目に、食の安全確保へ原産地表示の拡大を検討などであります。

また、自民党は農家の減収を補てんする収入保険制度の創設を提言する方針を固めています。この収入保険は全ての農産品を対象とし、価格下落に対する経営の打撃を緩和するためであります。災害や病害虫の被害に加え、農産物が値下がりして減収となった場合も対象とし、過去数年間の平均収入の8割から9割程度になるように補てん金を出す方向で考えています。保険料は国も半分程度負担する見通しとしています。まずは現場の声を聞くことが大事であると思っております。

先月、11月9日に公明党の江田康幸衆議院議員と秋野公造参議院議員と一緒に、菊池市内の酪農、畜産を営んでいる方々のところに行き、現状の不安や思いをお聞きしました。初めに、JA菊池で意見交換をさせていただきました。JA菊池としては、医療や福祉と同様に、農業の1次産業も国民の命を守る大事な仕事である。また、大筋合意では日本の農業、特に畜産は壊滅してしまうおそれがあると言われ、さらに、後継者のためにも経営安定対策の拡充をとの考えを訴えられました。JA菊池の後に旭志の養豚農家、七城の酪農家、泗水の肥育農家や若手農業従事者や園芸、米、畑作農家に視察に行かせていただきました。

本市として、今回の合意を受け、国や県の動き、対策をしっかりと見きわめる必要があると思えます。例えば、現場の声を聞くための調査など、現時点においてどのような対策をしているのか、その状況について質問をします。

2つ目に、集約的農業の現状と課題という点であります。

農林水産省が発表した2015年農林業センサスによりますと、全国の農業就業人口は209万人で、10年前から比べると51万6,000人が減少したということであります。30年間で6割減であります。現在、平均年齢が66.3歳、高齢化と後継者不足が主な原因であります。熊本県では、農業就業人口は7万1,945人で、5年前より17.4%減少しております。平均年齢が64.2歳。菊池市では平成12年から平成22年の10年の間に農業従事者が3,047軒から2,464軒と600戸減少しているという現実であります。地方の基幹産業である農業の再生は重要な鍵であり、菊池市の将来を担うものであります。

耕作放棄地がふえ、生産性の低い農地が分散していることから、政府は農地中間管理機構、いわゆる農地集積バンクを全都道府県に立ち上げ、農地を所有者から借り上げて農業経営に意欲のある担い手に貸し出す事業に乗り出しております。農地

集積バンクは営農の意欲がある認定農業者や特定農業団体などの担い手に農地を集積し、生産性を高めるのが目的であります。2023年までに担い手の農地利用面積が農地全体に占める割合を現状の5割から8割に引き上げることを目指し、今後10年のバンクの役割の重要性を強調しております。

本市においても、既に農地の集約化については、中間管理機構を通じて農用地の貸し付けを行っています。菊池市でも集落営農組織から法人化した地区が2つあります。1つは菊池の松島区と、もう1つは泗水の久米であります。また、泗水の三万田も本年度中に法人化を目指しているということでもあります。まだ法人化していない営農組織は旧菊池市は8組織、また、旧七城が8組織、旧泗水が10組織、旭志が6組織で、計の32組織があると聞いております。政府は来年度、2016年税制改革で検討する農地関連の改革案が今月1日に判明しました。保有農地を農地バンクに貸し付けた場合、固定資産税を最大で5年間半減する優遇措置を導入します。また、TPPの発効をにらみ、担い手への農地集約を加速して国内農業の競争力を強化する。さらに、農地バンクを活用する場合は贈与税の猶予制度も緩和するということでもあります。

現在、嘉島町では九州最大の農業法人が設立されました。町内の水田を広域にブロックに分け、ブロックごとに米、麦、大豆を大規模にまとめて栽培することで作業率アップを目指しております。大津町でも農業法人が設立され、各地で急速に進んでおります。

この集約的農業は、今後、高齢農家、離農農家対策に絶対不可欠であると思っております。これは近々の課題であります。本市においては、担い手が減少している現実を踏まえ、まだ集約化ができていない地域に対して早急に指導を含め、組織化、法人化を進めるべきだと考えております。

そこで、本市の農家戸数、就業者数、後継者年齢層と組織化及び法人化の数等の状況について質問をします。

以上、2点の質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） おはようございます。それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

報道にございますとおり、環太平洋パートナーシップ協定、TPP交渉におきましては、平成27年10月5日に大筋合意に至ったとのことでございます。

TPPが本市へどのように影響するかということでございますが、現段階においては数値的には不明でございます。しかし、国は12月中には影響試算を公表され

るとされているところがございます。引き続き国や県、関係機関等からの情報収集に努めながら考えてまいりたいというふうに思っております。

また、現時点におきまして、議員お尋ねのような調査はまだ行っておりませんが、本市といたしましては、ＴＰＰに関する情報をいち早くキャッチし、分析、検討を行い、できるだけ早く農村の方々や市民の皆様へ情報提供につなげていくことが最優先すべき点であるというふうに考えております。

次に、本市の農業の状況についてでございますが、本年２月に行われました農業センサスの確定値がまだ出ておりませんので、今回は前回の平成２２年の農業センサスの結果で申し上げます。

総農家数が３，１７８戸、うち経営耕地面積が３０アール以上、または農産物販売額が５０万円以上の販売農家は２，４６４戸となっております。

販売農家戸数は、平成１２年の、１０年前でございますが、の３，０４７戸と比較いたしますと、先ほど議員が申されましたとおり、６００戸が減っている状況でございます。率にいたしまして１９．１％減少している状況でございます。

次に、農業就業人口についてでございますが、本市全体で４，９０９人で、年齢別では１５歳から２９歳までが２４０人、３０歳から３９歳が２３０人、４０歳から４９歳が４２５人、５０歳から５９歳が８６２人、６０歳以上が３，１５２人となっており、６０歳以上の割合が約６４％を占めている状況でございます。平成１２年の５４．５％と比較いたしますと、高齢化が進んでいる状況でございます。

次に、農業生産組織等の状況でございますが、平成２６年度末現在で、法人化した営農組織が４組織、協業組織でございます地域営農組織が３２組織、作業受託組織が２６組織、機械共同利用組合が２６組合で、合計８８組織となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○１５番（泉田栄一郎君） まず、ＴＰＰのことではありますが、これはなかなか国の動向を見ながら注視していかなくちゃいけないということはわかりますけれども、やはり菊池市の現場の声をまずは行政が聞いて、どういうところが今困っておられるか、それを調査していただければと思っております。

２つ目に、菊池市の農業者が１０年前から比べると６００戸減っているということで、非常に厳しい現状であるということがうかがわれます。きょうの熊日新聞でありますけれども、オバマ氏が豚肉の保護策見直しを日本に要求してきたという記事が出ておりました。ＴＰＰは世界の中でもアメリカが中心で鍵を握っているのが

現状であります。しかし、現在のオバマ大統領から、もしクリントン氏に大統領がかわれば、T P Pの行方も不透明なところがあるのも否めません。大事なことは、これからT P Pが合意しようがしまいが、本市の農業をどう足腰の強い農業にしていくかが重要であると思っております。組織化しているところは今後さらに伸ばし、現状を確認しながらしていくことが重要であると思っております。

そしてまた、組織化できていないところの調査もしっかりとしながら、今後の鍵は地域のリーダーを養成する必要があるのではないかと思っております。そのために、研修会を開き、今、なぜ組織化、法人化が必要か等の理念を育てていく学習が必要であると思っております。

本市として、組織化ができていない地域、先ほどできているところは4つあると言われました。あと88の組合等があると言われましたけれども、そういうところをしっかりと見きわめながら、本市として組織化ができていない地域や小規模農家をどう守っていくか、その支援や対策についてどう考えているのか、質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本市の農業集落におきましては、高齢化の進展や農業従事者の減少などが深刻化している状況でございます。個々の農家によります営農継続は困難になりつつあることから、集落営農などの営農組織化を図ることは、地域ぐるみによる生産方式の効率化や所得の向上を図る仕組みといたしまして大変重要なものと認識しているところでございます。

耕作放棄地の発生を防いで、農業の持つ多面的機能を維持する手段としても有効であり、農地を預かり効率的な経営ができる体制をつくるための法人化組織の重要性は今後ますます高まるものと思っているところでございます。

本市といたしましては、県やJ A等関係機関、団体と情報を共有するなど、さらに連携を図りながら、集落営農等が法人化した場合に必要となる定款作成や登録免許税などの経費に対し、国から40万円が定額で補助される担い手経営発展支援事業や、法人化した後の初期運営費用に対し県から2分の1、50万円を上限でございしますが、補助がされる地域営農組織法人化支援事業など、法人化によるメリットについて周知を図りながら、組織化の支援を行っているところでございます。

また、認定農業者は、平成27年11月末時点でございますが、661人、594経営体となっております。地域農業を支える、まさに地域のリーダーであると認識をしているところでございます。今後もしっかり支援をしてまいりたいと考えて

おります。

さらに、昨年8月に本市は一般社団法人アグリフューチャージャパンと連携協定を締結いたしまして、経営力養成セミナーを共催しているところでございます。本年も30人の若手農業者に受講していただいているところでございます。

本市といたしましても、当セミナーの受講者の方々がこれから地域農業の中心的な役割を担っていただけると考えており、集落営農を支えていかれることに期待をしているところであり、引き続きアグリフューチャージャパンはもちろん、JA等関係機関との連携により、担い手の確保、育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 法人化に力を入れていくということで、ぜひこれは重要な課題でありますので、いろんな角度から進めていただきたいと思います。と考えております。

現在、JAは創造的自己改革への挑戦をテーマに、農業者の所得増大や生産基盤の維持拡大や地域活性化に向けて取り組んでおられます。今後、菊池の農業を支え、守っていくために、JAとのかかわりが重要であると思います。先ほどの答弁の中にもJAとのかかわりをということで言われております。例えば四国の馬路村でございますが、私もそこに視察に行かせていただきました。ここはJAと行政が力を合わせてユズの里をつくり、頑張っておられます。

今、JA菊池の正会員は約8,000人、準会員が5,000人、その中に、畜産農家が350人、米、園芸等の農家が約1,000人と伺っております。畜産農家の350人のうち、40歳以下の後継者が41%もおられるということでもあります。これは全国的に見ても若い後継者が育っているということでもあります。希望の持てることだと思っております。まずは今いる後継者を育てることが重要であると思っております。

このような状況を踏まえ、本市としてJAとのかかわり合いを今後どのように進めていくか、市長に質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆様おはようございます。ただいま泉田議員のほうからは、今後の農業を考える上でのJAとのかかわりという関連でのご質問でございました。

JA菊池さんは、ご存じのとおり、県内でも有数規模の総合農協であるわけでございます。これまでも営農指導を初め、多様な施策によりまして、まさに水田ご

ぼうですとか七城米といったものの、ある意味、産みの親でもございますし、畜産の振興など、本市農業の発展に大変大きく貢献をされております。また、雇用の場としても実は地元有数の優良企業でもあるわけでございます。一口で申しますと、現在の菊池の農業があるのは、ひとえにJAさんのおかげであると心から感謝申し上げているところでございます。

これまでも既にさまざまな場面での連携をさせていただきまして、さまざまな形でご協力をいただいているところでございます。昨今、JAを取り巻く環境というのは、農協改革に加えましてTPPということで、大変厳しい状況があらうかと思えます。しかし、JAあつての菊池の農業でございますし、また、菊池の農業の発展なくして菊池全体の発展もなしと私は考えておりますので、ある意味では運命共同体であらうというふうに考えております。

今、取り巻いております農業に押し寄せる荒波を乗り越えるためにも、これまでに以上にJAさんとの連携を深めていかなければいけないと思えます。先ほど来おっしゃいました集約化、法人化の問題、あるいは人材育成等も含めて、今後一層の連携を深めて、そして、本市農業の発展につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 今、市長の答弁で、JAとのかかわり合いをしっかりとやっていくと、そしてまた、JAの今までの歴史的な背景を踏まえて協力していかなくちゃいけないということを言われました。先日、JAの幹部の方ともお話をしましたけれども、やはり菊池市とのいろんなイベント等がありますけれども、そういうときだけに農協とのつながりというのをやっていくんじゃなくて、今後は、やはり菊池市のいろんな農業に対しての戦術、戦略、こういうものを含めて、しっかりと意見交換をして今後の農業に対しての方向性を一緒にやっていきたいと。そしてまた、人材育成も一緒にやっていきたいと。そして、農協さんだけじゃなくして、今までほかにもさまざまな菊池市の農業を支えてくれているプロ集団がおられます。そういう方々と一緒に連携をしながら、今後の菊池市の農業を、未来をつくっていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

では、次の質問に入らせていただきます。

次は災害時の環境整備についてということで、マンホールトイレの普及についてということであります。

大地震などにより甚大な被害をこうむった被災地において、避難場所で問題と

なったトラブルの上位にトイレの問題があります。今、菊池市も頻繁に地震が起きております。飲み水は早期に給水車などにより被災地に運ばれていますが、トイレの問題は課題が多いようです。

国土交通省は災害時にマンホールの上に設置するマンホールトイレの普及に向けた運用指針を公表しています。これは過去の災害時に避難所のトイレ環境が劣悪になり、衛生状況の悪化だけでなく、排せつを我慢するために飲食制限を行うなど、避難者らの健康に悪影響を及ぼしていった実態が背景にあるようです。住民の生命と公衆衛生という観点から、災害時におけるトイレ対策の重要性が改めて認識されております。

災害用のトイレとしては仮設トイレの普及が進んでいますが、東日本大震災では仮設トイレが避難所に行き渡るまでに、約6割から7割の被災自治体が4日以上かかったそうです。一方、マンホールトイレは仮設トイレに比べて迅速な組み立てが可能で、下水道管につながっていることから、くみ取りの必要性がなく、日常生活に近いトイレ環境を確保できる点が特徴です。また、段差がないため、高齢者や障がいのある人でも利用しやすいのではないのでしょうか。

現在、マンホールトイレは全国で約2万基整備されているそうですが、国交省では、このマンホールトイレの有効性を踏まえ、一層の普及に向けて新たな指針を作成されているそうです。

ここで、皆さんも見てもらえる方もおられるかもしれませんが、マンホールトイレの写真を、議長に許可をいただきましたのでご紹介しておきたいと思います。

[写真を示す]

○15番（泉田栄一郎君） これは同じ写真ですけども、拡大したやつですけども、こういうトイレでございます。これはファンシーケースみたいなもので、簡単にあげられるような感じのやつでございます。

留意点として、1つは、トイレ用水の確保があり、地震時には断水が想定されるため、水道以外のトイレ用水を別途確保する必要があります。これもこの断面図でありますけれども、水の確保というものがまず要るということでもあります。それで、貯水槽、井戸、学校のプール、公園の修景池などを利用することが挙げられます。あわせて、ポンプによる水が必要になる場合も想定されるため、ポンプの必要性や非常用の電源の確保についても検討する必要があります。

2つ目に、設置場所の問題でございますけれども、課題はたくさんありますけれども、本市として災害時の環境整備の一環として、マンホールトイレの現状及び今後の普及について、考えや計画があるかどうかを質問させていただきます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。災害用トイレの市の現状と取り組みについて、まずご説明をしたいと思います。

災害時のトイレ対策の取り組み状況としましては、現在、下水マンホールに設置しますマンホールトイレと、それに附属する、先ほど説明がございました囲いのテントを2セット、市では保有しているという状況でございます。それと、凝固材つきの使い捨て便袋を約1,500枚備蓄しております。

なお、凝固材つきの使い捨ての便袋につきましては、今後も継続的に購入、備蓄する計画としているところでございます。

市では大地震などの災害発生を想定しまして、総合防災訓練のほかに、市内災害対策本部設置時の組織であります対策部ごとに訓練を実施しているところでございます。

去る11月21日に、災害時に市民生活の支援を担当します市民環境部の災害対応図上訓練を実施したところでございます。その中で、災害時におきます仮設トイレ等の手配に関する訓練も実施いたしました。訓練終了後において、検討会、あるいは訓練に参加した者からのアンケートの中で、災害発生時のトイレ対策については、現在の防災計画やマニュアルでは不十分であり、備蓄の充実なども含めまして、計画の見直しが必要であるという意見が多数出たところでございます。

訓練の結果から、今後、トイレ対策としまして、さらなる充実を図る必要があると今認識をしておるところでございます。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 我が市にも2セットあるということで、多分ないだろうなと思って質問しましたけれども、頑張っておられるということの評価しておきます。また、使い捨てが1,500枚ということで、ちなみに、このマンホールトイレは災害時には100人に1セットがあると非常にいいということも言われております。今後は本市にいろいろな災害用の施設が必要だと思いますけれども、特に公園を利用するのが一番だと思っております。公園がこれからできていく場合に、災害用のそういう施設があれば非常にいいのではないかと。特にトイレの施設、また、八王子に研修に行った折に防災公園というものを見学してきました。そこでは、例えば、ベンチの座るところを外せば、そのままかまどになるというような施設もありました。また、公園の築山の下に備蓄用の倉庫があり、その中にいろいろと確保していくというような防災公園を見せていただきまして、今後、菊池市で公園をつくるときに、また、今度は既存の公園の中でそういう防災的な機能を持った公園を検討し

ていく考えがあるか、質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） ただいま、今後の公園整備等における防災機能の付加というお尋ねだったかと思えます。

現在、市の防災計画で緊急避難所に指定されております施設としましては、体育館でありますとか公民館等で、公園については、現在は緊急避難場所としては指定がない状況でございます。

国土交通省の災害用トイレの役割分担とか、いろんな資料を見てもみますと、やっぱりマンホールトイレにつきましても指定避難所に設置するのが一番望ましいよというような指摘もあっているようでございます。そういった意味から、緊急避難場所によっては、近隣の車道に下水マンホールを敷設してある箇所もございまして、災害時に車両を通行どめにするなど制限が可能な状況の道路であれば、マンホールトイレを設置することができるんじゃないかと考えております。

阪神・淡路大震災や東日本大震災時にはインフラがストップしてしまって、日々の生活に直結するトイレについては、大きな問題が発生したと聞いております。今後は現在の緊急避難場所周辺の活用を含めまして、議員からご意見がございました新たな公園整備の際には、防災機能についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） ぜひ今後、計画のときには計画をしていていただきたいと思っております。

それでは次に、災害時のごみ処理についてということで、平成27年度の一般会計補正予算で災害復旧費の衛生施設災害復旧費は2億1,146万7,000円が組まれておりました。これは台風15号による災害廃棄物の処理業務委託料と災害廃棄物収集運搬業務の委託料が主なものです。調べたところ、全国の自治体では災害廃棄物処理計画の策定が余り進んでなく、予期せぬ災害に備えた対策が十分とは言えない状況ですが、本市においては、平成23年に全国に先駆けて策定されております。このことも菊池市ではまだ策定されていないだろうなと思って質問したら、ちゃんとできているということで、非常に評価するものであります。熊本県下でもこれをつくっておられるところは余りないということでもあります。

議長にお許しを受けましたので、これも菊池市の災害廃棄物処理計画という冊子をつくっておられるということでもあります。

今回の台風15号の際の災害廃棄物は、有価物と廃棄物は分別されて処理できていたのか。また、今後の課題として、見直しについて質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） おはようございます。それでは、泉田議員のご質問にお答えいたします。

台風15号による災害廃棄物の処理につきましては、先ほど議員がお示しされました災害廃棄物処理計画に基づきまして処理を行ったところです。

その中で、災害時における支援協定を締結しています熊本県産業廃棄物協会や菊池市建設業協会に協力をいただきながら、災害発生日の8月25日より搬入を開始しまして、10月末に災害ごみの仮置き場からの搬出が終了をしております。

ご質問の有価物等の分別でございますが、可能な限り分別をお願いしております。当然、廃棄物処理計画に載っていますとおり区分をしながら、配置をしながらお願いをしていたんですけれども、災害時においては、当然、緊急性はございますし、市民の方々の分別の手間ということも考慮しますと、有価物としての分別がなかなか困難であるというような感じで考えております。

しかしながら、仮置き場におきましては、種類ごとに区分をして災害ごみを回収することによりまして、最終的な処理費用の抑制に努めることができるということで、大きな分別の区分を行っているところでございます。

なお、搬出後の最終処理場におきましては、倒木は肥料に、また、金属類やプラスチック類は処理場で選別をされ、資源物として再利用をされているということでございます。

なお、廃棄物処理計画の見直しにつきましては、当然、必要に応じて随時見直しを図っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） 今、分別の中身のご紹介がありましたけれども、私がこの質問をするに当たりまして、山鹿市が分別を非常に上手にやっていると。有価物と、また、混雑物を分けてやっているということを伺いまして、菊池市がどういうふうな形でやっているのかなという思いで、今回は質問させていただきました。

今後、この有価物等が菊池市でどれぐらいになったのか、またお知らせ願えればと思います。

そして、この台風15号の処理の総括を考えたときに、今後、どういうところが

問題だったのか、そういうアンケート調査も必要ではないかと思えます。答弁は要りませんが、今後の課題として調べていただければと思っております。

以上でございます。

それでは次に、プレミアム商品券についてでございます。

プレミアム商品券販売の総括で、国の交付金を活用して地域住民生活等の緊急支援として、消費喚起、活性化を目的とするプレミアム商品券事業が全国各地で繰り広げられています。10%から30%のプレミアムがつく商品券は消費者の心をつかみ、消費意欲を引き出し、地域経済の活力を創出しています。本市でも「スーパーめぐるん券」と称して、8億円から9億円近い発行総額がありました。

今年度の総括として、販売実績とその経済効果、また、近隣の市町との比較状況について、まず質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本市のプレミアムつき商品券「スーパーめぐるん券」は、1次販売から、当初想定しておりませんでした3次販売といった経過がございましたが、11月12日の午前中に完売することができました。販売総額は7億1,401万円となっております。

この7億1,401万円には10%のプレミアム分が加わりますので、市内の取り扱い店舗には7億8,541万円分の商品券が流通していることとなります。10%のプレミアム分につきましては、国から9,831万4,000円の交付金のうち、7,140万円を充当するところでございます。

また、近隣の市町の販売状況でございますが、山鹿市は20%のプレミアムで3億8,500万円、合志市が30%のプレミアムで1億7,457万円、大津町は20%のプレミアムで1億6,500万円、菊陽町も20%のプレミアムで1億2,000万円となっており、いずれの市町も10月から11月上旬にかけて完売したとのことでございます。

菊池郡市では、本市を初め、市町で当初予定しておりました期間に売り切ることができず、販売期間の延長や購入限度額をふやし、有効期限を延長した商品券を新たに作成する等の対策をとり、完売に結びつけたところでございます。

今回の経済対策では、県内の多くの市町村におきまして30%前後の高額プレミアムがついても商品券が売れない、大型店、量販店のレジ前で商品券を販売していても売れないといった傾向が見られ、商品券販売が苦戦したと聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一朗君） 11月に8億円近くの「スーパーめぐるん券」が完売したということで、非常に評価したいと思っております。

近隣の市や町ではプレミアム率が20%から30%と高くなっていて、市民の目から見ると一見よさそうに見えますが、発行総額を見ると近隣の市や町は1億円から3億円なのに対して、本市は7億8,000万円という大きな額が発行されたということであります。それだけ経済効果があったと大いに評価される場所であります。

また、よその市ではこの問題で、発行券が市民に行き渡らなかったということで新聞記事に載っているところもありました。こういうことで、スムーズに完売したということで、非常によかったですと思います。

販売の内訳として、全店共通券が7枚、個店限定券が4枚でしたが、それがよかったかどうかの評価と、今まで3回、プレミアム商品券が我が市で事業としてありましたけれども、その反省点、課題を含め、今後の取り組みの方向について質問をさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

過去に実施いたしました商品券の事業につきましては、平成17年度と平成20年度にそれぞれ1億5,000万円を販売しているところでございます。

当時の反省点や課題について、今回どう取り組んだのかということでございますが、大きなものを4点だけ報告させていただきます。

まず1点目は、購入希望者のはしご買いや二重買い、市外の方への販売につきまして、住民基本台帳データを活用し、パソコンによるシステムを構築し、対処させていただきました。

2点目に、商品券が中小の個店には流通しないといった課題でございますが、商品券を中小個店でしか使えない赤券と、全ての取り扱い店舗で使える青券に色分けいたしまして、4対7で販売いたしましたことにより、大幅に改善する見込みとなっております。

3点目に、商品券の取り扱い店舗数でございますが、前回、336店舗の加入に対し、廃業等の店舗がある中で、今回は382店舗と、経済対策実施直前の「めぐるん券」取り扱い店舗数からいたしますと倍増いたしております。

ほかの市町村では、以前、商品券事業で商品券の利用がなかった店舗が取り扱い店舗となってくれないことなど、取り扱い店舗を集めるのに相当苦勞されたと聞いているところがございます。本市では、日ごろ「めぐるん券」事業におきまして、赤券4、青券6の割合で販売し、中小の個店にも必ず商品券が流通する仕組みをとっておりましたので、取り扱い店舗が大幅に増加し、商品券事業の魅力向上につながったものと考えております。

4点目に、市議会からも強い要望がございました商品券の換金に時間がかかるという点でございますが、ほかの市町村では換金が2週間から1カ月以上かかると聞いております。本市では、全て平日3日以内の換金を実現しております。これにより取り扱い店舗の皆さんは商品券が現金化されるまでの期間の資金を金融機関等から借り入れずに済み、大変喜んでおられると商工会からの報告を受けております。

また、八代市で起きました問題に関しましては大きく2点ございますが、1点目の行列に関しましては、本市は過去2回の教訓をいたしまして、ほとんどの市町村が行った早い者勝ちではなく、全ての市民の皆様が平等に購入できるよう、購入限度額を1世帯当たり4万円と設定したことが大きなポイントであったものと考えられます。

このほかに、地域ごとに購入日を割り振りしていたこと、販売所によっては販売ブースを2から6ブース準備し、それでもお客様が多かった場合には臨時ブースを1から2ふやせるように準備しておいた等の対策を講じておりました。

2点目に、本人確認でございますが、本市では先ほど申し上げましたパソコンによるシステムを構築いたしましたことにより、世帯へ送付いたしました購入限度額通知書をお持ちいただければ、記載されているバーコードを読み取り本人確認としたことで、選挙の投票事務と同じスピードで処理ができたというものでございます。

今回の経済対策では、過去の反省点や課題を最大限克服することを念頭に事業計画を練って行いましたので、そうした面では大きなトラブルもなく、事業を進めているのではないかと感じております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 今、4点の中で、まずは店舗がふえているということ、そしてまた、今までの平成17年、平成20年のいろいろな反省材料を踏まえて改良してスムーズにこれができたということで、非常に評価できると思います。今後は、これをまたさらに一歩進めていただき、こういうプレミアム商品券等の事業をまた進めていくかどうか、また、何かほかにそういう中身があるかどうか、最後に聞か

せていただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成24年度から商工会と一体となって菊池市内共通商品券、通称、めぐるん券事業と繁盛店づくり事業を開始しております。めぐるん券自体は、めぐるん券事業を行えば必ず儲かるといった魔法のつえのような効果があるものではなく、買い物は菊池市内でしましようといった、むしろ啓発的な要素を多く含んだ事業だと考えております。

買い物は菊池市内でしましようといいますが、店舗に魅力がなければ買い物には行ってもらえません。そこで、繁盛店づくり事業により、きらりと光る個店づくりを行い、中小個店の魅力向上に努めているところでございます。

繁盛店づくりの基本的な考え方は、お客様にお店があることを目にとめてもらうにはどうしたらよいか、お店に入ってもらうためにはどうすればよいか、お店に入ってもらえたらお勧めの商品を見てもらえるか、また手にとってもらえるか、レジまで持って行って買ってもらえるかなど、お客様目線でのさまざまな課題を経営者やそのご家族、従業員の皆さんに考える力を育てる事業でございます。

現在、この繁盛店づくり事業をきっかけに、みずから考え、店舗の改装や商品のパッケージの変更など、店舗や商品の魅せる化に取り組んでいる店舗がふえてきております。こうしたことから、めぐるん券事業と繁盛店づくり事業は車の両輪で、どちらも一緒に行っていかなければならないと考えておりますので、今後も継続して支援してまいりたいと考えております。

また、市が支出しております補助金や各種記念品等につきましても、できる限りめぐるん券を活用するよう市の関係部局へお願いしておりますので、住宅や店舗のリフォーム事業、市議会でのご提案がございましたすくすく子宝祝金などがその例でございます。

最近では、各校区のイベントや民間スポーツ大会における賞品としても活用がふえてきているところでございます。今回の経済対策で行いましたスーパーめぐるん券事業により認知度も高まってきておりますので、今後もめぐるん券の普及、啓発に努め、買物を菊池市内でしていただけるよう、菊池市内の商工業者をご利用いただけるよう事業を展開してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） ぜひまた頑張っていたきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時54分

開議 午前11時02分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） おはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行っていきます。

まず最初に、TPP、環太平洋経済連携協定についてです。

10月5日にTPP閣僚会議が大筋合意に達しました。私はまず初めに、農業を初め、食の安全、医療、保健、地域経済と雇用に重大な打撃を与え、国の主権を侵害するTPPの合意に強く抗議し、合意の撤回を要求します。

そもそも国会決議が求めたのは、主要5品目については、関税の撤廃だけではなく削減も行わない除外であり、これが満たされない場合は交渉から撤退することでした。しかし、大筋合意の内容は、これを全面的に踏みにじったものとなっています。それは、1点目に、米価大暴落のもとで、アメリカに米のTPP特別枠、特別輸入枠7万トンをつくったのに加え、ミニマムアクセスの運用改悪によって、アメリカ産米の輸入を6万トンふやす。2点目には、牛肉、豚肉の関税を実質的には撤廃に近い水準にまで削減する。3点目には、麦や乳製品、甘味飼料源のTPP枠を新設するなど、どこから見ても聖域扱いなどと言えるものではありません。

重要5品目では、実に3割が関税撤廃されるのです。さらに、5品目以外の鶏肉、鶏卵、果汁リンゴ、ワインや林産物については、関税撤廃にまで踏み込んでいます。日本農業新聞の農政モニターの意識調査では、大筋合意を評価しない人が78%、国会決議違反と思う人は69%です。農家、農業関係者の怒りは激しいものがあります。大筋合意が発表されて以降、私も菊池市で農業をされている方、また、農協役員の方からお話を聞かせていただきました。ある養豚を営んでいらっしゃる方からは、今の安倍政治の余りにも強引なやり方に、「TPPも幾ら反対しても結局はごり押しされてしまう、この思いで諦めの声もあるわ」「みんな腹の中では怒っている」「国会決議に違反している」「国会議員は何をしているんだ」、皆さん口をそろえてこうおっしゃっているということです。どこへ行っても今回の大筋合意に

対して、怒りやこの先の不安の声は大きいものがあります。

そこで、お聞きします。

1点目は、今回の大筋合意を受けての菊池市への影響についてです。市として、今回の大筋合意をどう捉えていらっしゃるでしょうか。菊池市への重要5品目の影響額はどうなるでしょうか。

2点目は、市民の暮らし、農業を破壊するTPPからは撤退することを国に求めるべきと思いますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずはTPPにつきましては、既に報道されておりますとおり、平成27年10月5日の閣僚レベル交渉を終えまして、日本を含め参加12カ国で協定の大筋合意に至ったところでございます。今後におきましては、協定の発効に向けまして、署名手続を経て国会審議がされていくこととなりますので、いまだ不透明な部分が多数あると考えております。今回の大筋合意の内容といたしましては、議員が述べられましたところも重なりますけれども、本市の主要産品の分野では、まず、主食用の米は、現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率を維持するとされているところでございます。ただし、おっしゃいましたとおり、アメリカとオーストラリアに対しましては国別枠を設定し、例えばアメリカであれば5万トン、オーストラリアであれば7万トンまでふやすことができるという内容でございます。

次に、麦類におきましては、現行の国家貿易制度は維持されますが、実質的な関税に当たるマークアップにつきまして段階的に減らし、9年目までには45%を削減するとなっております。

一方、畜産分野におきましては、牛肉については現在の38.5%の関税率が発効と同時に27.5%に引き下げられ、10年目では20%、16年目以降につきましては9%まで引き下げられるところでございます。

そして、乳製品では、品質が競合する輸入品に一定量が置きかわることになります。

また、豚肉は、輸入増を抑える差額関税制度が維持されましたが、安い部位にかける従量税は、現行のキロ482円から、発効10年目には50円まで下がるところでございます。

そのほか、果樹や園芸作物については、協定発効後におきまして関税の即時撤廃、あるいは段階的に削除される内容となっております。

TPPは、本市の基幹産業として生きております農業分野において、輸入拡

大等のチャンスと考えられる一方で、これまでに経験したことの大きい影響があるのではないかと懸念をしているところでございます。T P Pが本市農業分野への程度影響するかは、現段階におきましては不確定ではございますが、11月25日に国の総合的なT P P関連政策大綱が示されております。この中で、今後におきましては、農家経営の体質の強化に向けた取り組みや農産物の輸出強化を目指し、農政新時代に向けた攻めの農業への転換を促すべく、平成28年の秋をめどに、具体的内容が詰められることが示されております。

今後、国におきましてさまざまな対策が講じられる見込みでありますので、本市といたしましても、関連情報をいち早くキャッチいたしまして、分析、検証を重ねてまいりたいと考えているところでございます。また、影響の試算でございますが、総合的なT P P関連政策大綱におきまして、国は12月中にT P Pの経済効果分析について公表をするとされております。現時点におきましては、算出根拠やデータ等も乏しく、本市の独自の試算は難しいところでございます。

次に、市といたしまして、国に対しT P Pの撤廃を求めるべきではないかとのことではございますが、現時点におきましては、本市にどのような影響があるのかが不確かであり、また、国会での審議も始まっておりませんので、今後、国会での論議や各関連団体の以降を踏まえながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

申しわけございません。本市のT P Pの基幹産業で位置づけている農業分野におきまして、「輸出の拡大」と申し上げるべきところを「輸入」と申し上げました。申しわけございません。輸出の拡大等のチャンスが考えられるというところでございます。申しわけございません。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 答弁にもありましたように、このT P Pが菊池市の農業に甚大な被害をもたらすことは明らかです。国は12月中に今回の大筋合意を受けての試算を発表するというので、まだ直近の資料は出ていないということですが、私、国の資料を見ましたら、直近では2013年、2年前の3月に公表された政府試算で、全面関税撤廃による農林水産物の生産減少額は3兆円となっていました。それをもとに、菊池市内の重要5品目の農産物影響の試算があるということで事前に見させていただきました。それによると、米の減少率は54%の減少、小麦は97%の減少、牛肉70%の減少、牛乳、乳製品100%の減少、豚肉78%の減少でした。もちろん、これは何の対策もとらないという上での影響ではありま

すけれども、そして、今回の合意の内容がそのまま実施をされたら、それよりは縮小も考えられますが、生産減少額は相当に大きいものと見込まれ、現在準備されている国内対策で、それが十分に打ち消せるとは私は到底思えません。東京大学の鈴木教授や業界団体の行った暫定試算では、今回の合意を受けて、重要5品目の生産減少額は、約1兆円規模になるとされています。米について言えば、現在でもWTOのミニマムアクセス枠で77万トンも輸入しているのに、それに加えて、アメリカとオーストラリア向けに、当初5万6,000トンから、13年目以降には7万8,400トンのTPP追加輸入枠をふやす。これに対して政府は何と言っているか。輸入拡大と同様の国産米を備蓄して、市場から隔離するから大丈夫、こう言っています。しかし、海に捨てるとか焼却処分するならともかく、備蓄米の棚上げ期間を2年短くする、この程度では隔離にはなりません。在庫がふえれば、その圧力で価格が下がるのは目に見えています。さらに深刻なのは畜産です。菊池は有数の畜産地帯です。影響は甚大です。

牛肉の関税は、部長も述べられましたように38.5%から、15年間で段階的に9%まで、4分の1に引き下げられます。政府ガードがあるから大丈夫と政府は言っていますが、ご存じでしたでしょうか。政府ガードはTPP全参加国からの年間の輸入量が一定量を超えると発動し、関税率を引き下げる仕組みですが、最終的な発動の基準輸入量はほとんど発動される見込みのないような大きな数量で、しかも、4年間発動されなければ、これは廃止されます。つまり、実質的には9%で無制限に輸入されることになるのです。

豚肉生産も、低価格品は1キロ482円の関税を50円にし、高価格品は現在の関税率4.3%をゼロ関税にするということで、加工用の豚肉は輸入品に置き換えられ、私たちがスーパーで買う豚肉も輸入豚肉が相当進出することは避けられません。そのことは養豚生産者の経営を基盤から揺るがすことになり、豚肉生産の大幅縮小につながります。ここでも生き残れるのは、高級豚肉生産農家だけとも言われています。政府・自民党は、日本の和牛、銘柄豚などは品質がよいから輸出が可能と言いますが、それは結局、国民には輸入品を、海外の富裕層には日本の銘柄品を消費させようということになり、多くの国民が国産の畜産物を安心して消費できる条件を奪うことにつながると私は思います。

乳製品についても、低関税で輸入する枠を追加で7万トン追加拡大。さらに、牛肉関税削減が酪農にも大きな影響を及ぼすことを勘案すれば、酪農生産の縮小はとめられないのではないのでしょうか。また、多くのナチュラルチーズの大事なところが全部関税撤廃されたことは、国産チーズ向け生乳50万トンの行き場がなくなり、需給に大きな影響を与える大問題です。菊池市で酪農をされている農家の方とお話

をしましたが、この点を非常に心配されていました。

このような状況の中で、政府は大筋合意を受け2カ月以上がたつにもかかわらず、試算を示していません。部長の答弁では12月中にとありましたけれども、当初は12月の頭ということでした。そして、この12月中というのも、はっきりしないということです。先ほどの部長の答弁で国の動向がわからないという答弁でしたが、国が今の時点でまだ影響の試算さえ示していないというのがおかしいと私は言わざるを得ません。これだけの影響が懸念される中で、試算さえ示せずに、どうして対策を立てることができるのでしょうか。今政府が打ち出している対策は、一体何を根拠にして出しているのか。試算は影響せずして対策は立てられるはずはありません。

再度質問をいたします。

国に対し、市として速やかな全ての関連文書の公開、現実に即した影響評価の実施を求め、それに基づく市の影響の試算を行い、市民に知らせていくべきと思いますが、見解を改めてお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） 影響額の試算につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、国が12月中に試算を公表する予定でございますので、国が公表した後に県の対応を確認いたしまして、市としての試算が可能かどうかの判断をした上で試算を行いたいと考えております。さらには、それぞれの品目で精査をしていく必要がございますので、現時点におきましては、本市独自の試算は難しいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 市の基幹産業である農業、その中でも大きな割合を占める畜産分野が壊滅的な打撃を受けようとしているときに、市政として国からの発表を待つというのはおかしいと思います。こちらから情報を開示するよう強く要望するというのが今大事なのではないでしょうか。それが地方自治体の責任であり仕事です。現在、多くの農家や国民の不満や心配の声に対して、政府は次々の支援策、対策を打ち出していますが、一言で言えば、政府が打ち出している対策は、何の対策にもならない、こう言えるのではないのでしょうか。先ほど紹介をいたしましたT P Pに詳しい東大の鈴木教授は、「政府の対策はざるだ」と一言で言い切っています。例えば、肉用牛経営には現在も赤字の8割を補てんする基金制度があります。

国が4分の3を負担していますが、農家も4分の1を補てんしているのです、実質は現在も6割補てんにしかありません。TPPの対応として、この仕組みを法制化するから大丈夫と言っていますが、事はそう簡単にはいきません。TPPで価格が2割程度下がることが予想されます。したがって、補てん単価を上げなければなりません。しかし、この補てんの財源は牛肉の関税収入ですが、TPPが関税が4分の1になれば、1,100億円あった関税が258億円の減少します。財源はふやさなければならないのに関税収入は4分の1に減るわけですから、財源が確保できるのか、制度が維持できるのかが大問題になります。

米についても、収入保険があると言いますが、米価が下がれば下がるだけ保険の基準が下がっていく仕組みです。セーフティネットにはなりません。豚肉に至っては、きょうの新聞報道で、既にアメリカから見直しの要求が出ているということです。このTPPの問題で、何人かの農家の方に政府の対策についての意見をお伺いしました。ある農家の方は「幾ら対策を並べても、財源は最終的に財務省が決める。対策が実行してもらえる何の財源の保証もない」、こう言われました。よく思い出してほしいのです。大豆の自給率は7%、菜種はゼロ%、これまで関税を撤廃し対策を講じて、生き残ってきた作物はありません。TPPから撤退して関税を守ることこそが最も有効な対策ではないでしょうか。政府は盛んにTPPに参加して輸出を当てにして攻めの農業が日本農業を救うと言いますが、これは果たして本当でしょうか。現在政府が掲げている農産物の輸出目標が仮に達成されたとしても、国内農業生産額のほんの1%にしかなりません。日本の農業の活路だとは、私は到底言えるものではないと思います。

お伺いします。このままTPPに参加をしていけば、日本の農業、菊池市の農業は壊滅的な打撃を受け、離農がどんどん進んでいくと思われませんが、市としてはこの点をどう認識していらっしゃるのでしょうか。また、農業は食糧提供の側面だけではなく、環境など多面的機能を持っていると考えますが、その点での市のお考えもお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

11月27日に農林水産省が発表いたしました2015年農林業センサスの速報値によりますと、全国の農業就業人口は209万人で、2010年の前回調査に比べまして51万6,000人減少し、同じ定義の調査で始まった1985年のデータと比較いたしますと、30年間で6割程度減ったということになります。さらには、平均年齢は0.5歳上昇し66.3歳であり、高齢化による離農が原因と分析

されているところでございます。

一方、本市の状況につきましては、先ほど泉田議員にもお答えいたしましたとおり、本年2月に行われました農林業センサスの確定値が出ておりませんので、前回の平成22年の農林業センサス結果で申し上げますと、総農家数が3,178戸のうち、経営耕地面積30アール以上、または農産物販売額が50万円以上の販売農家は2,464戸となっており、販売農家戸数は、平成12年の3,047戸と比較いたしますと約600戸、率にしまして19.1%減少している状況でございます。

今後、TPPの発効により安い農産物が流入する可能性がありますので、同じ農畜産物を生産する農家の方々では、価格で競合ができず大きな影響を受け、特に小規模農業者の離農が加速するのではないかと危惧をしているところでございます。

次に、農業は単に食の供給だけではなく、水源涵養を初め生態系保全など、自然環境の保全や良好な景観形成、そして文化の伝承等、経済性や効率性だけでは評価することができない多面的な機能を有していると認識をしているところでございます。

今日におきまして、本市の農業を取り巻く情勢は、高齢化の進展や農業従事者の減少などが深刻化をしている状況にあり、個々の農家による営農継続は困難になりつつあるというふうに考えております。

本市といたしましては、引き続き菊池基準による安心・安全な農林畜産物の品質向上による差別化や、ブランド化及びインターネットショップ等による販路拡大に取り組むとともに、中山間地域等直接支払や多面的機能支払事業にしっかりと取り組み、農地や農業の持つ多面的機能の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 答弁にもありましたように、TPPが導入される以前でも、農家の戸数、就業人口は減っています。TPPに参加をすればどうなるかはもう明らかです。

また、多面的機能という点でも、部長の答弁にもありましたように、私もJA菊池の組合長さんと懇談をさせていただきました。組合長さんは、この多面的機能ということを特に強調されていらっしゃいました。水資源の涵養や伝統文化や食文化の継承という点からも、農業の果たす役割を強調されていました。大筋合意でTPPが決着したわけではありません。発効までには、正式な文書の完成から署名、各国の批准が必要となります。発効するには、少なくとも国内総生産、GDPで8

5%を占める6カ国以上の批准が必要とされます。日本とアメリカのどちらかが欠けてもこれは発効しません。アメリカでは、来年が大統領選挙の年で、TPPの審議どころではないとされています。ヒラリー・クリントン候補も、このTPP協定には不支持を表明しています。また、TPPは国民の命や暮らしにかかわる制度も非関税障壁として扱います。政府は医療や食の安全などの制度は変更がないと主張していますが、食品添加物の認可拡大や国家主権を侵害する投資家対国家紛争解決、いわゆるISD条項などもこれには盛り込まれています。このISD条項とは、本当に恐ろしいものです。例えば、公害や国民に大きな被害等をもたらすおそれのある企業を国や地方自治体が規制をしようとする、このISD条項で企業は国や地方自治体を、規制は損害に当たる、損害を賠償せよと訴えることができるのです。そして、国際法定で負ければ、多額の賠償金を国や地方自治体は企業に支払わなければならないのです。韓国では、地元食材を優先的に使う、いわゆる地産地消、この条例がソウル市内などで制定をされていました。しかし、ご存じのように米韓FTA自由貿易協定発効以降、これが米国産食材の排除につながるとして、協定に含まれるISD条項で訴えられることを恐れ、韓国政府は各自治体に地産地消の条例をやめるよう指示しました。その結果、9割の自治体が地場産品を使う条例を変更し、米国産物の選択の余地を残す表現に変えられました。今、菊池市でも学校給食で地産地消の取り組みが進められてきています。子どもたちが食や農業の大切さを学ぶ上でも重要な役割を果たす学校給食です。この分野でも、TPPは大きな問題を抱えています。

市長にお伺いします。これまでの議論を踏まえ、市長としてTPP撤回の明確な意思を表明すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま東議員からTPPに対する考えを述べよということでございます。

TPPに関しましては、10月に参加12カ国の閣僚会合におきまして交渉の大筋合意に至ったわけですが、このTPPというのは、市内の農業を初め、また商工業等のあらゆる分野に対して、恐らくプラス、マイナス両面でさまざまな影響を及ぼすだろうなというふうに考えております。特に、本市の基幹産業であります農業ということについて言いますと、この輸出拡大のチャンスもある一方で、やはり大きな影響を受けるのではないかと大変危惧しているところでございます。

こうした考えは多くの市町村も同様でございまして、平成27年10月に延岡市で九州市長会の総会が開かれましたが、そこにおきましても、農林水産業の振興に

ついでに議案の中で、T P P協定が発効すれば価格が安い輸入品との競合は避けられないということから、2点について早急の措置が講じられるよう国に強く要望するというところで議決をしたところでございます。その1点としましては、農林水産物の安全・安心の確保を図り、食の安全を守ること。そして2点目は、農林水産業関係者の不安を払拭するために、真に国内農林水産業の強化につながる確実性のある国内対策を講じることという、この2点でございます。

また、同じように、さきのJ A熊本県大会におきましても、予算の確保を初め、万全の国内対策を講じることと、この同趣旨の要請を政府に強く求めていくということで議決されたところでございます。

私としましては、こうした国、県の動向をこれから注視してまいりたいというふうに考えております。特に国におきましては、大筋合意後の11月25日に総合的なT P P関連政策大綱を取りまとめておりまして、今後、平成28年の秋をめどに具体的内容が詰められて、さまざまな対策が講じられる見込みでありますので、本市としましても情報収集に努めながら、できるだけ早い段階で市民の皆様への情報提供につなげて、市民の皆様が懸念されている部分を確実に払拭していくということを最優先に考えていきたいというふうに思います。そしてまた、本市の農林畜産業にかかわる皆様が将来とも安定して経営が存続できるように、私も先頭に立って取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 私も12月の九州市長会の決議文というんですか、今、市長からご紹介があった分を、事前に確認をさせていただきました。大事だと思うのは、この中身がT P Pが前提となっていると。条件があれば、補償があれば、じゃ、参加をしていいのかと。私はそうは思いません。大事なことは、あくまでも条件闘争ではなく、撤回しかない。この立場を今明確にすることだと思います。先ほど述べましたように、国の動向を見ながら懸念をしているわけではありません。こちらからきちんと、国に早急に情報を開示せよと、試算を行えと要求をすべきです。市長は2年前の市長就任の所信表明の最後のところで、次のように述べられています。「菊池市の自然の恵みを守り、自然を生かして穏やかな発展を続けていく、安心・安全の癒しの里、これが菊池市の今後の目標です」、こう述べられています。T P Pに参加をしていくということは、菊池市の基幹産業である農業は壊滅的な状況になり、そこには伝統も、文化も、コミュニティもなくなってしまうことではないでしょうか。地域コミュニティが崩壊し、買い手もいなくなれば、残った人も長

期的には農業を持続できなくなってしまうのではないのでしょうか。市長はプラスとマイナス両方あるとおっしゃいましたが、プラスはありません。TPPの参加によって受けるのはマイナスだけです。私はある認定農家の方のお話がとても心に残っています。その方は菊池市で牛の肥育を営まれていらっしゃる方ですが、自分の息子が跡を継いで一緒にやっているということで、私が「後継者ができてよかったですね」と言ったら、その方は「皆さんそう言われるが、自分としては何とも言えない。もし誰も跡を継ぐ人がいなかったら、自分の代できっぱりとやめる決心ができた。しかし、息子が跡を継いだので、やめるにやめれない」、こういう複雑な心境を述べられていました。後継者ができたことを素直に喜べない。これが今、現場の方の思いです、これが現場の声です。TPPは、最終合意でもなく、決着済みでもなく、TPP反対の戦いはこれからが正念場です。市としても、市長を先頭に菊池市の食と農と暮らしを守るという強い自覚を持っていただき、合意の撤回のために頑張っていたきたい。私も議会の内外で党派を超えて撤回のために引き続き頑張る決意を述べて、次の質問に移ります。

次に、就学援助について質問します。

就学援助は、学校教育法に基づき、家計が苦しい小・中学生に学用品、修学旅行費、給食費などの費用を支給する制度です。厚生労働省が発表した2013年度の国民生活基礎調査によれば、17歳以下の子どもの貧困率は、2012年には16.3%に上昇しています。私の6月の一般質問でも述べましたが、子どもの貧困が大きな社会問題となる中、子どもの教育を支える大きな役割を果たしているのが就学援助制度です。

まず最初に、菊池市での支給の状況をお聞かせください。

2点目に、制度の拡充についてお聞きします。

先ほど述べたように、子どもの状況を考えるならば制度の拡充改善が求められます。私は昨年とことしの決算特別委員会でも、就学援助の支給対象にクラブ活動費やPTA会費を加えるようにと制度の拡充を要望してきましたが、今回の一般質問では、入学準備金と修学旅行費の前倒しの支給ができるように制度の拡充を求めます。菊池市では、就学援助は7月、12月、3月の年3回の支給となっています。しかし、修学旅行費と入学準備金は費用も多額です。援助対象となる家庭は、そもそも経済的に厳しい状況から支給対象となっているわけで、その費用を立てかえるというのは実際には大変なものがあると思います。県内でも幾つかの自治体で前倒しの支給があると聞いていますが、菊池市で前倒しの支給を検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

以上、2点をお聞きします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） こんにちは。ただいまの東議員のご質問にお答えをします。

まず最初に、本市の就学援助の現状についてお答えをいたします。

支給対象者数は、平成26年度の実績で小学生、要保護児童数23人、準要保護児童数326人、合計349人。中学生、要保護生徒数12人、準要保護生徒数195人、計207人。小・中学生合計で556人となっております。

また、支給対象者の占める割合は、小学生が約13.3%、中学生が約15.2%となっており、小・中学生合計で見ますと約14%というふうになっております。

次に、準要保護の認定基準につきましては、世帯全員の所得合計額が生活保護法に規定する基準額の1.3倍以下となっており、県内14市の状況と比較しますと、7市が本市と同じ基準、それから、5市が本市よりも低い基準、1市が独自の算定というふうになっております。

支給額は、同じく平成26年度の実績で、小学生、約1,836万円、中学生、約1,860万円、合計3,696万円となっております。

最後に、新入学児童・生徒学用品費と修学旅行費を前払いに改善できないかというご質問につきましてお答えをします。

県内14市の状況を申し上げますと、新入学児童・生徒学用品費については、現在前払いを実施している市はございません。修学旅行費については、2市で実施をされております。議員がおっしゃるとおり、新入学時や修学旅行に伴う費用は高額で、特に中学生では相当な額となります。保護者の負担が非常に大きいことは理解をしております。しかしながら、県内14市におきまして、前払いがほとんど実施されていないこと。それから、県外には前払いを実施している先進地もありますが、まだ課題など現在のところ不明であること。それから、支給対象者から直接要望が教育委員会のほうに上がってきていないことなどのことから、新入学児童・生徒学用品費と修学旅行費の前払いについては慎重に見きわめていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 慎重に見きわめていきたいということでしたけれども、やはり収入ぎりぎりです生活をしているご家庭にとって、教育費が今家計を本当に圧迫しています。直接この要望が教育委員会には届いていないという答弁でしたけれど

も、私は同級生のお母さん、就学援助を受けていらっしゃるお母さん数名からお話を伺ってきました。お金のことで子どもに肩身の狭い思いをさせたくないというのが親の気持ち。「何とかして頑張って、仕事もかけ持ちして頑張って働いている。しかし、思春期の大事な時期にそばにいてやる時間が少ないことで性格がどんどん変わってしまって、テレビであるような事件を起こしてしまうんじゃないか心配」、こうおっしゃっていらっしゃいました。また、あるお母さんは「修学旅行には学校に納める代金のほかに本人に持たせるお小遣いや衣類購入など、そのほかの支出もあるので、前払いになると本当に助かる」、こうおっしゃっていました。教育長の答弁にもありましたけれども、中学校に入学するときには、制服、かばん、サブバッグ、靴、体育館シューズ、体操服、ジャージなど、学校指定のものをそろえなければならず、お下がりがなければ、かなりの金額が一度に必要になります。修学旅行も現在は中学校で沖縄や関西方面に行くので、以前より経済的な負担は大きくなっています。他市の運用なども研究して、ぜひとも検討を開始していただき、一日も早くこの2つの前倒しの支給が実現することを要望しまして、今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時から始めます。

○

休憩 午前11時45分

開議 午後 零時57分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） 皆さんこんにちは。議席番号10番の工藤圭一郎です。通告しておりましたので、1つずつそれに沿って質問に入りたいと思います。

まず、花房飛行場跡給水塔の安全対策として、まず市の指定文化財としての市の考え方と捉え方ということで、まず質問したいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） それでは、お答えいたします。

花房飛行場跡給水塔の文化財としての位置づけだろうというふうに思います。これにつきましては、地元のほうから戦後の地域復興における「命の水」を供給するという貴重な施設であるという意味から、所有者や地元区等からの熱心な要望を受

けまして、平成22年9月に富の原水道管理組合を所有者として、市有形文化財の歴史資料ということで指定をいたしております。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） 今回、このことを質問しますのは、見られた方はご存じだと思いますけど、もう建物がかなり給水塔が古くなって、周りのコンクリートがはげ落ちているという現状もあります。たまたま私がそばにおるときに、差別のない明るいまちづくり推進委員の方々が研修で訪れておられて、まずその研修の車をすぐ給水塔のそばにとめられて、近くで研修されていたという状況を見たときに、剥がれ落ちそうなコンクリートが落ちてきて、けがでもされたらという心配をしましたので、まずあそこの安全対策ということを市がどのように考えておられるのかについて質問したいと思います。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 安全対策につきましては、市の文化財保護条例の第6条におきまして、所有者の管理義務というものが定められております。したがって、所有者からは指定に際しまして、今後の対策と、それから、管理面について十分にやっていくというようなこともお約束をいただいております。実際の行為としましては、給水塔に登られないようにする対策とか、塔の真下に入らないと。あるいは、そのような警告表示等を適切に行っておられるというふうに捉えております。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） ということは、管理者の方々の責任で、市の安全対策としては、今言われたような部分で捉えているだけで、もうそれだけと。では、事故がもし起きた場合はどういうふうにか考えたらいいですか。それと、様子を見ると、その剥がれ落ちているコンクリートを補強なりして、安全対策をとるべきだと思いますけど、そのあたりの試算あたりはできていますか。お尋ねします。

○議長（森 清孝君） 教育部長、松岡千利君。

[登壇]

○教育部長（松岡千利君） 教育委員会としましては、安全対策を含めて管理につきましては、所有者に対してその都度指示とか指導、こういうものを行っております。

それから、損害が生じた場合の責任ということでございましたが、これにつきましては、所有者の責任であるということで、文化財保護法並びに県の文化財保護条例、そして、本市の文化財保護条例の中に明確にうたってあるところでございます。

それから、その辺の経費の問題でございますが、これにつきましては、地元のほうから、いわゆる管理組合のほうからお聞きしましたところ、約680万円程度かかるんじゃないかということによって報告を受けております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） ということは、地元の方々がしっかり対応されていくと。ただ、もう長年あの状態で、特に古くなっておりますので、隣のおうちの方とかも心配されておりますので、そのあたりはいま一度管理者の方と話をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移っていきます。

次に、行財政改革についてでありますけど、事務事業の見直しと定員管理計画というふうにありますので、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） 皆様こんにちは。それでは、行財政改革についてということで、1点目の事務事業の見直しという点の中の行政改革の中での取り組み状況についてお答えいたします。

まず、平成18年度から平成21年度までを計画期間とした第1次行政改革大綱、集中改革プランにおきましては、事務事業の再編・整理・廃止統合、民間委託等の推進、組織・機構の見直し、定員管理・給与適正化、外郭団体の見直しなど、主に量の改革に重点を置いた行政改革を推進し、約10億3,000万円の削減効果がありました。

また、平成22年度から26年度までの第2次行政改革では、総合計画に掲げます行財政の効率化を具現化するために、第1次の量の改革に加えまして、利便性の向上や行政の透明化といった市民視点の行政サービスの充実を図る質の改革にも取り組んできたところでございます。

具体的には、民営化や民間委託といった民間活力の活用、遊休資産の売却、外郭団体の見直しなど、量の改革並びにコンビニ払い込みサービスの一部導入や、開庁時間延長などの質の改革も含めまして、財政効果としましては約4億7,000万円の削減効果があったものと試算しているところでございます。

さらに、今年度から平成31年度までの第三次行政改革大綱では、市民と行政との協働によるまちづくりという新しい視点から、ICTや民間活力等の活用により、質の高いサービスの提供を初め、さらなる事務事業や施策の評価により、事業の整

理統合・廃止の可能性の検証や見直しを行うこととしており、効率的・効果的な事業の実施に向けて取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） こんにちは。私のほうから定員管理計画につきましてお答えをしたいと思います。

本市におきましては、合併後の厳しい財政状況の中、限られた財源や人員の有効活用を図り、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に弾力的かつ的確に対応していくために、最少の経費で最大の効果を上げるといった観点から、平成17年度から平成21年度を計画期間といたしまして、定員適正化計画を策定し、定員管理に取り組んでまいったところでございます。

また、引き続きまして、行政サービスを維持しながらも、人口減少を踏まえた職員数の計画的な抑制を行うとともに、必要な人材の確保に取り組むことを基本方針に、平成26年度から平成35年度を計画期間としました新たな定員管理計画を策定しているところでございます。

このような計画のもと、定員管理に取り組みました結果、合併時から本年4月までに130名の職員数の削減を図ってきたところでございます。

今後も、現在の定員管理計画を踏まえながら、適正な定員管理に取り組んでまいりたいと考えております。

推進に当たりましては、事務の執行方法の見直しや効率的な業務執行に努めますとともに、人材の育成による業務遂行能力の向上、弾力的な組織・機構の見直し等を図りながら、さらに効率的・効果的な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） 今、お二人の部長からお話をいただきましたけど、今回、この質問をするに当たりましては、私は本庁、総合支所の中間報告として、前回、11月27日に中間報告を受けまして、その中を見て、計画は今までどおりではありますが、総合支所を残してほしいという立場から、今回、この質問を出しました。計画どおりであります。当初の本庁の位置と場所が変わっているというのは、もう皆さんご承知のとおりであります。その中で、泗水、七城、旭志の方々の利便性が高まるというふうには思いませんので、私は総合支所をきちっと各3つの町、村に対して、コンパクトシティを目指すのであれば、しっかり逆に充実させていくと

いうことを願いつつ、市長に、やはり市長は民間から来られましたので、この役所的な考え方だけではなく、民間の考え方をいかに取り入れるかが市長の手腕の見せどころかなというふうに思っておりますので、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまの工藤議員のご質問の内容ですが、総合支所の今後に関する私の考え方ということでよろしゅうございますか。

総合支所の今後のありようにつきましては、今ご指摘のように合併時の合意事項として、本庁を建てる際に、本庁・支所方式ということを進めてきておりまして、今、本庁のほうの工事にも着工しておるわけでございますが、その基本原則を織り込んで、今、本庁の人員計画等も立てた上で、それに必要な建物を今つくっているところでございます。

ですから、今後の問題としては、本庁・支所方式の支所の実際の機能をどういうふうに設定するか、それを可能にするために、どういう体制が必要であるか。一番大事なのは、そのことによって住民へどういうサービスができるのか、できればそれをサービス向上につなげていくと、こういう視点で考えていく必要があるということ今、検討を進めているところでございます。

当然、これによりまして、人員ですとか経費とか、こういったもので効率化を進めていくというのが大きなねらいの一つでありますけれども、単に総合支所の人員を削減して本庁に集約するということが自体が最初の目的ではなくて、市役所全体をスリム化して、本当に効率的な組織にする、言ってみれば強靱な組織にする、そのことで、なるべく低コストでよりいいサービスを市民の皆様に提供できるようにしたいというのが一番でございますから、常にそういう観点でこれからも検討を進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） 市長のお答えは、物すごく聞いているといい答えて、私の願っているような、思っているような方向に行きそうに感じるんですけど、この中間報告と見比べてみますと、どうしても支所として縮小ありきではないというお答えでありますけど、そういうふうに感じられます。

私が今回、人員の適正化というか、適正配置ですね、そこあたりを考えたときに、やはり業務をまずしっかりと見直す、本庁の業務を見直すあたりを考えたときに、

今、祭り、イベント等で物すごく職員の方が必死になって、中心になってやられている。例を挙げて言えば、泗水の夏祭りと秋祭り、この2つを比べたときに、夏祭りは地元のみinnで一生懸命やって、職員の方も多少協力はしていただいております。ただ、秋祭りに関してはほとんど職員の方が主で、それも大勢出られて。だから、こういうやり方一つを見ても、原因は何かというと、多分一律の予算カットだったりするんじゃないかなというふうに思うんですよね。そうではなくて、職員のかかわりを、残業代含めてお金に換算すると物すごいことになっていくので、そのかかわりをもう少し減らして、まず地元の人がどれだけそのイベント、祭りをやりたいのか、その思いがしっかりあるのであれば、予算はしっかり確保してあげる。ただし、職員はなかなかそんなにはできませんよと、しっかり1回線を引くと。そうすれば、大分商工観光課あたりが一番主になっているのかなと思いますけど、そこあたりの人員もおのずともう少し考えられると。これは1つですよ。

見てみますと、福祉あたりも物すごく人が多い。それだけ多くの方が困っておられるから、職員がそれだけいなきゃいけないという現状もあると思いますけど、そういうのももう少し、大分民間のほうの活力も出てきましたし、社協もあると。そういうところを生かして人員の、とにかく私が言いたいのは、本庁の人間が多いと。その人間が多いのをどう削減できるのかということで、しっかり考えていただく。本庁は建て直しがこれだけ進んできていますよと言われるけど、支所に対する考え方は当初のままで、いざ市長の答弁を聞きますと、考えてはいますよ、これから利便性が悪くならないようにとおっしゃるけど、利便性は絶対悪くなるんですよね、今の計画のままいくと。よくなるはずはないんです。

で、きのうの城議員の答弁にも、今度は中山間地あたりにまた拠点をつくってなんていうようなお話を答弁されていましたが、そんな話より、そもそも総合支所のところの3つをもっとしっかりまず充実させないと、その3つがきちっとまとまり、そして、さらに発展していかないと、この菊池市も発展していかない。特に泗水地区あたりはまだまだ人口の伸びる余地がありますので、そういうのを考えると、本庁に集約して支所として泗水が衰退していくのであれば、もう余計この菊池市が衰退の一途をたどるんじゃないかなと、それを危惧します。

だからこそ、総合支所のままで3つの総合支所を生かして、さらに人を充実させるために本庁の業務内容の見直し、ここあたりについての市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今回の業務の見直しということでは、これは当然支所だけを見直

すということではなくて、先ほど申しましたように、本庁も含めて、当然、一番何が最適かということで見直してまいります。本庁のほうの人が多いという話ですが、本庁をふやしていくということではなくて、本庁も含めて全体の数は減らしていく。しかし、サービスはむしろ向上していかなきゃいけないということですから、そのために最も効率的な布陣ですとか、体制に切りかえていかなければいけないということなんですね。

それから、仮に支所化を進めていく中で、人数が減った際に、今、利便性も同時に落ちていくというお話ですが、そういうことがないように、本所との間でのいろいろな機能、役割を、これはきちっと決めることで、むしろ、迅速化につながることもあろうと思いますし、それから、マイナンバーが入ってくることで、これからいろいろな利活用を考えていくわけですけれども、非常に単純な窓口業務については、結構な部分がこの機械化で置きかえられて、むしろ、待ち時間が大変少なくなるということの利便性が高められる部分も十分にあるというふうに考えております。

それから、現場においては、むしろ、コンシェルジュ機能といいましょうか、さまざまなご相談をお受けするような場は設けておいたほうがいいのではないかとこのように考えているところでございます。

こうしたことで、軸足を常に市民のサービスということに置いて、その上でやはりもう1つの命題である効率化、経費削減、こういったものを全庁的に進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） この前の本庁、総合支所の方針ですね、中間報告、そこあたりを見ましても、やっぱり文言としては利便性が落ちないようにというような文言はきっちり書いてはあります。市長も今そういうふうに言われますけど、結果として、それが窓口サービスはコンビニでできるようになったりとか、それはそうでしょうけど、そればかりじゃなくて、いろんな相談、福祉、道路の維持管理等、今度はこっちから、本庁から行くんですよなんて書いてありますが、それこそ支所に置いて、言われたときにさっと動ける体制をとるべきであるし、こちらから行きよると時間もかかると。そういうのを考えたり、今度は区長さんたちのご相談あたりがいろんな話が出てくるときに、コンシェルジュ的に受け付ける、ベテラン職員を置くんですよと言われても、その相談がまた本所に行って、それからまた話をしますというような時間はどうしてもかかってくるんですよね。だから、それが利便性が高まることにはならないし、サービス低下を招かないことにはならない、

サービス低下していくと。この状況をやはりコンパクトシティを目指して、要は旧の4市町村がそれぞれがコンパクトにまとまって、それを4つをつなげると。それが中心市宣言をして、その中でも議論に出ましたよね。菊池を中心市宣言すると、いよいよほかの3つを捨てるんですかみたいな話も片一方から出てくるわけですよね。いや、そうではありませんと。補助金をもらうためにこれはするんですと、合併4市町村でできるんですと。でも、やっぱりそうになっていくじゃなかですか。そうになっていく以上は、やはりその拠点となる総合支所をきちっと生かさないと、じゃ、本庁のほうにまとまるのがコンパクトシティなんですかということになってくるんですよね。そういうことはあり得ないと思うんですよ。

だから、やはり総合支所をしっかりと拠点化して、その総合支所を中心にもう少しまとまってほしいと。そうであるならば、そことのつながりをネットワーク、きちっと結んでいきますよと。ならば、利便性は落ちないと思うんですけど、そういう考え方に変わらないですかね。やはり当初のまま、今、市長が言われるとおりに、その考慮はしていられるでしょうけど、その考慮するぐらいで済むのか。私は考慮しても、ほぼほぼ市民の利便性が維持できるというふうには思わないんですね。やはり考え方をちょっと変えないとならないから、本所の適正な人員配置、業務の見直しということを先にすべきじゃないか、寄せてからするんじゃないかと、今現状で無駄とは言いませんが、それはきちっと仕事をされていますけど、必要以上に仕事を抱え込んでいる部分で仕事を、業務を見直すと、もっと適正な人間でできる範囲がある。市民協働と言うならば、市民に本当に仕事を譲っていくぐらいのところを、考え方を考えるべきときなのかな。もう市長も2年過ぎられて、今度の4月の人事異動あたりが一番目玉になってくるのかなと思っております。そこで、市長はこういうふうにあらわされるのか。本気になって人事異動されるのか。そこを、ちょっと時間があるとき市長にお話しした覚えがあるんですけど、そこらあたりをもう少し含めて市長のお考えをお尋ねしてよろしいですか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問、ちょっと論点が必ずしも私、正しく理解しているかどうか、自信がないんですが、総合支所をまずどうするかを考えるべきじゃないかということですよ。もしそうであれば、どちらからスタートするかという考え方だろうと思うんですよ。最終ゴールというのは、やはりユーザーは市民でございますから、市民の利便性をどうやって上げていくか、そして、どういうふうに全体を効率化するか。この問題を考えるときに、やはり全体から入らざるを得ないと思いますね。全体をどうやったら最適配分できるか、そして、今総合支所と

本庁と、何やらこの別のよう、ばらばらのような前提でお話しなさっているにもちょっと伺えたんですが、全く逆でございまして、途中でちょっとおっしゃってましたけれども、どうやってネットワーク化していくか。機能から見ると、どうやってネットワークの中で一体化できるかと。ですから、末端のユーザーの方は本庁に来ているのとほとんど変わらないような、そういう質のサービスに心がけていきたい。そういう観点から、最適に支所をどうしたらいいか、それから、本庁が何を決めていけばいいか。そして、そのやりとりのルール等をどういうふうに組み立てていけばいいか、こういうことではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） いやいや、その手法でなくて、私が言いたいのは、市長が最初に言いました民間から来て、2年見られて、行政というのはこうやっているんだと。今、論点とおっしゃるけど、総合支所を生かしたり残したりしたいから、本庁の業務をもう少し見直してくれと。その業務を見直したり、適正配置するには、今度の人事異動だろうし、市長の外から見て、入ってきた目でぐっと切り込む時期なんじゃないですかということです。その切り込むときに何を市長は思って切り込んでいかれるかというところをお尋ねしているんですけど、なければ今のお答えなんだろうと思いますけど、何か市長に期待しているところで尋ねている部分です、私の中でですね。そこあたりはどうですか。市長独自の、論点とおっしゃるから、本庁の業務の見直し部分だけでもいいけど、そこは市長ならではの見方、やり方あたりができればしないかなと思うんですけど、どうですか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 詳細についてはこれから検討していくことでありますし、それから、これからお話しすることはすべてさまざまな予算とか、そういったものと絡んでくることでしょうか、必ずしもご回答になっているかどうか、私も自信もないし、必ずしもご質問の内容を正しく理解しているかもよくわからないんですが、もし民間的な経験をした上でこれをどういうふうに考えるんだと。何か新しい軸があるのかと。そういうご質問かなと今受けとめていますけど、もし、そういうご質問であるなら、このネットワーク化というのは当然進めるべきやり方であろうなど。私はもし民間人だったらそういうふうに思います。

今、行政とちょっと違いますけど、民間というのは、支店を出すとか、営業所を出すということは物すごくコストがかかるんですよ。大体営業所ですから、街中の

いいところに置きますでしょう。そうすると、地代がかかる、家賃がかかる、人件費がかかる、光熱費、すべてかかってくるんですね。今、世の中は全く逆に動いていまして、どうやったら支店をなくせるかという考えなんですね。で、IT化なわけですよ。しかし、これは私どもは行政でありますから、そういうふうなことだけで考えるべきではない。しかし、今言ったところは、行政サービスの質を落とさない限りは経費の削減策としては非常に意味のあることだと思います。ですから、さっきのネットワークすることで機能を一体化すれば、別にどこの支所に来ているとか、本庁に来ているとかとかかわりなく、ネットワークを通じて同じようなサービスが受けられるようになるというのが、ある意味理想的な姿だと思いますね。

ただし、そこは高齢の方もいれば、転居して間もない方もいるというふうに、いろんな方がいらっしゃいますので、そこに対して相談機能というのをつけておくというのは、これは必ず必要であろうなというふうに思っています。

今のまま、総合支所を残すことで、あとをどう設計するかということになりますと、実はそこに非常な非効率が生まれることになりかねないんですね。結局、意思決定を全部総合支所の中で予算方針でやっていけるかというところ、これから14億円ぐらい一本算定で減ってきますから、やはり全体経費をどうやって、全体予算をどうやって効率的に運営するかという視点が必ず必要になりますので、そうすると、そういうことができなくなるわけですね。ですから、今言ったようなネットワーク化で機能の一体化というふうなやり方が大きな道筋としては解になってくるのではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） そのネットワーク化というものをちょっともう少し具体的にお尋ねしたいのと、今までも総合支所の支所長には権限自体はしっかり預けてありませんので、もう少し権限と予算を総合支所に預けることによって逆に効率化が進むと私は考えます。集約して、本庁だけということではなくて、総合支所の権限も、予算もつければ総合支所で済む話もいっぱいあるんですよね、小さい話は。だから、それを非効率というか、その予算が減ってくるから、だから、それを本庁の中で十分賄えるように進めるべきじゃないんですかと最初からずっと言っているのはそういうところなんですよ。総合支所は逆に充実させてくださいと。そこをもう一回お尋ねしますけれども、ネットワーク化というのは、結局さっき言われているコンピューター化、IT化でそれぞれのつながりだけのことを言われているのか、私が言うネットワークは、インフラの意味で言っていたつもりなんですけど、要は拠点

となる総合支所をインフラで結ぶということで、この菊池市が進むんじゃないかなというふうに考えていましたけど、市長が言われるネットワーク化のもう少し具体的なことと、私が言う総合支所にきっちり権限と予算をつければ、それで効率化が失われるというふうには思いませんけど、そこはどうですか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今おっしゃったコンピューターというのは、今、インフラの一体化を考えていらっしゃるとおっしゃっていますが、それはどちらかと言えばインフラのほうなんです。私は先ほどから機能の一体化と申し上げているわけですね。端的に申しますと、4人家族がいたとして、まだだれも結婚していないと。4人が別々の家に暮らすのと一体的に暮らすのと、それぞれ独立しているにしても、どちらがお金がかかるかということは基本的な問いですね。その中で、どうしても一つ一つに財布を持つようなやり方は、これはどうしても無駄が起きてきます。これは必ずそうだと思いますね。だからこそ、私どもが合併したそもそものゆえんというのがそこにあるわけであります。

それから、機能の一体化というのは、しかし、それによっていろいろな受けるサービスの内容に差が出ては困るわけですから、さっきのインフラの一体化でコンピューターでつなぐことで、これほどでやろうと同じ業務ができるようになります。そのときの意思決定の仕方ですね。今までは4つの地域でそれぞれに意思判断、意思決定することができたんでしょうけれども、これからは菊池市全体の中で、本当の予算の効果とか、それから公平感、そういったものはやっぱり1カ所じゃなくて、全体を見ないと絶対判断できないはずなんです。そういう意味で、全体を見るような仕組みを入れていかなければ、本当の意味の効率的で、かつ質の高いサービスはできないんじゃないかというふうに私は考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） もう市長の考え方は、独特のことはないなというふうに感じましたけど、一つで考えるとおっしゃるけど、やっぱりいろんな成り立ち、文化、歴史がそれぞれあって、それぞれに特色があり、そうやった町、村が合併で一つになったと。一つになったから、一つでやっていくというようなお考えみたいですが、今、うちが10年たって、それ以外のところでも合併後の検証として、やはり一つにまとめることでどんどん周りの地域が衰退し、中心部だけになっていくというようなところから、やはり支所、総合支所のあり方をもう一度考え直すべきじゃ

ないか、合併した周りの町村は発展することはなくなっていくんですよね。だからこそ、総合支所がしっかりと機能を果たすために充実させるべきであるし、本庁は、この間全協でもちょっとお話が出たように、まず総合支所にもう少し市長、副市長が足を運んで、総合支所の現状を見るなり、職員もそうです。職員のお話も出ました、あのとき。きちっと総合支所がどういう役割を果たしているのか。合併によって総合支所がどういう今現状にあるのか。やはりそこをしっかりと見ていただかないと、ちょっと議論にならないかなと。どこまでもこのことについてずっときょう言おうかなと思っていましたけど、また勉強して言いたいと思います。

次に移りたいと思います。

次に、福祉施策についてでありますけど、これは政務活動費を使って研修し、勉強した中で、認知症というのがこれからどんどん社会問題化するというときに、対応として、せんだっての養生園議会の中での一般質問で尋ねたときに、養生園での検査項目は各市で決められていて、養生園で決めることはできませんと。そういう回答を受けてしまいましたので、今回、この質問をすることになりました。

まず、認知症を早期に発見する。その手だてとして、福祉課にチェックリストというようなものがあるそうで、その使い方と、今言いました養生園での検査項目ですね、健康診断のときの、この検査項目にこのチェックリストあたりを使えないかと。今、高齢者の交通事故とか、これは直接認知症とは別かもしれませんが、そういうのが多く発生している中で、これから免許更新あたりをするときに、かなり厳しい現状が出てくるのかなというふうに思います。免許証を取り上げられることは、せんだっての城議員だったのですかね、一般質問でも出ていましたけど、取り上げられたらそれはもう大変で、全然地域で生活ができていかないと。そういう現状でありますけど、やはり交通事故を起こして人をはねたとなれば、もう家族も大変なことになりますし、それでいや、もう返す前に、健康診断あたりで上手に発見できて、今、養生園にはサポート医師として芹川先生という方が来られましたので、認知症の詳しい先生ですので、そういうことができないかということでまずお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 皆さんこんにちは。それでは、工藤議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の認知症の早期発見のための施策といたしましては、高齢者の方が安心・安全な暮らしのために、市民の皆様が目配り、気配りができるよう、高齢者地域見守りネットワークを設立いたしまして、区長会、民生・児童委員連絡協議会、

介護保険サービス事業所、医療機関、銀行、商店など、149団体に登録をいただいているところでございます。

この連絡会では、認知症への理解を深めるための研修会等を行っておりまして、各団体からは認知症の疑いのある方に相談、情報提供をいただいているところでございます。

また、基本チェックリストの活用でございますが、地域包括支援センターでは、65歳以上の方を対象といたしまして、25項目にわたります基本チェックリストを実施いたしまして、認知機能や運動機能等の低下による要介護状態になるおそれのある方を把握しているところでございます。

その中で、基本チェックリストの中の認知機能低下に関する3項目に該当した方については、脳の活性化や心身の機能向上等を目的とした介護予防教室や、歯科衛生士、あるいは管理栄養士による訪問事業、また、毎月実施しております「もの忘れ相談」を案内しているところでございます。

2点目の養生園の健康診断における検査項目につきましては、本市の健康診断は各種がん検診と生活習慣病の検診を同時に複合検診として養生園で行っているところでございます。生活習慣病に関する検診といたしましては、19歳から39歳を対象といたしました生活習慣病検診、40歳から74歳の国民健康保険の方を対象といたしました特定検診、75歳以上を対象といたしました後期高齢者検診を実施しているところでございます。

また、議員がおっしゃられました養生園には、かかりつけ医の研修や認知症診断に関する助言及び地域包括支援センターへの協力などの役割を担っていただきます、認知症サポート医師がいらっしゃいますので、今後の連携強化に努めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） この認知症についてなんですけど、高齢者の方だけでなく、若年性の認知症あたりもこれから見られるとなるときに、やはり健康診断を使うという大変ですけど、健康診断の際にというのが一番いいのかなというふうに思います。先ほど言いましたように、免許センターでの更新が厳しくなって、迫られてじゃなくて、なるべくスムーズに養生園で、今言われましたチェックリストの3項目で診断なりがついて、もう一回来てくださいというようなお話ですと、受けた方も行きやすいのかなと。私が知っている方で、ご夫婦なんですけど、奥さんがどうもちょっと近ごろおかしいと。病院に行こうと言うけど、なかなか私は違うとい

うて行かないらしいんですよ。それはご夫婦で相談されましたけど、そういう現状だったり、今度は一人だとますます今度は引きこもって、全然表に出てこなくなれるというようなことが心配されますので、どうにか養生園をうまく使ってというか、養生園でそういうことができやしないかなというふうに思いますので、そこらあたりはどんなですかね。

○議長（森 清孝君） 健康福祉部長、木原雄二君。

[登壇]

○健康福祉部長（木原雄二君） 基本チェックリストの実施につきましては、国のガイドラインでは、従来の一斉配付ではなくて、介護保険高齢者福祉サービス等の申請、相談に来られた方に実施するという方針が示されております。このため、今後は従来のような介護予防の対象者の把握のために活用するというわけではなくて、相談窓口において必要なサービスにつなげられるよう、本人の状況を確認するために用いることとなります。

現在、健康診断の際には基本チェックリストを配付しておりませんが、ご提案のようにこれを実施することが可能なのか、あるいは有効性があるのかをちょっと検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 工藤圭一郎君。

[登壇]

○10番（工藤圭一郎君） これで一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午後1時44分

開議 午後1時53分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） こんにちは。議席番号3番、創成会、坂本道博です。それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私は、菊池市議会議員として、菊池市の皆様が公平に安心して生活できる環境づくりが大事であると日ごろより感じております。議員活動の中で、地域からの相談、要望などさまざまな意見をいただいておりますので、それを踏まえ、今回の定例会での質問とさせていただきます。

まず初めに、第3回菊池米食味コンクールについて、次に、米・食味分析鑑定コンクール国際大会について、最後に、道路整備について質問していきたいと思いません。

先月中旬に第3回目の菊池米食味コンクールが開催されました。ことしのコンクールは、来年、菊池市で開催される第18回米・食味分析コンクール国際大会のプレ大会として菊池市総合体育館で行われております。一昨年、昨年の開催とは会場が変わったことにより、本番を意識したスケールの大きな大会であったと感じました。コンクールでは、郷土料理であるのっぺ汁やおにぎり、きなこ餅の提供もあり、大会に参加した農家や審査員などの関係者へのおもてなしが見えたすばらしいコンクールでした。

また、今回のコンクールでは、昨年まで10名であった表彰が30名にすそ野を広げられ、生産農家のコンクール参加への意識を促すなど相当工夫されていきました。

さらには、上位農家を表彰するだけでなく、表彰農家と米取り扱い業者と、1俵2万円を超える価格での販売契約、調印式が行われるなど、農家の関心と参加意欲を意識したコンクールとなり、江頭市長の公約である儲かる農業が実践できたコンクールであったと参加農家からも満足の声が多数聞かれました。私も生産農家として満足しております。

さて、それでは、第3回菊池米食味コンクールの取り組み成果をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

平成25年度より、菊池米のブランド化と販路拡大を目的といたしまして、菊池米食味コンクールを開催しておりますが、これまでの出品米につきましては、第1回大会が62検体で、第2回大会が158検体でございました。本年度、第3回大会は、平成28年度に開催いたします第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会のプレ大会といたしまして、熊本県内の生産農家も含めて募集を行ったところ、県内の農家より、生産者農家より118検体、それに本市生産農家より295検体、その他オープン参加といたしまして、九州各県の生産農家より119検体、合計の532検体が出品されたところでございます。今回の大会では、米づくりの全国名人として、全国的に活躍されております山形県の遠藤五一さんを菊池米の水稲栽培技術指導員にお迎えし、食味向上に関する技術研修会などの取り組みを行ったところ、生産農家の食味計測の最高点が、昨年の86点から89点に躍進するとともに、出展されたお米の平均スコアにつきましても、昨年の72.9点から4点以上も更

新いたします77. 3点という好成績につながったところでございます。

また、先ほど議員おっしゃられましたとおり、今大会の上位入賞者の方々のお米につきましては、東京府中市の米穀店との商談におきまして、玄米1俵当たりが2万円から2万5,000円の高価格にて90俵分、196万円の取引が成立したところでございます。

現在、東京都内の三越百貨店、高級スーパーのクイーンズ伊勢丹全20店舗での店舗販売及び福岡老舗百貨店岩田屋のお歳暮ギフトとして菊池米が販売されているところでございます。

なお、菊池米の販路拡大につきましては、府中の米穀店を初め、岩田屋や三越伊勢丹百貨店の食品統括部米取り扱いバイヤーなどと、今後のお中元ギフト商戦での取り扱いに関する商談を行っているところでございます。

何より菊池米食味コンクールを開催することで、生産農家の皆さんのおいしい米づくりに対する意識が変わり、その結果、品質の向上や所得の向上につながってきているものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。非常に大きい成果であったと私も感じました。販売先だけでなく、何よりも生産者の米づくりへの意欲、意識が変わり、品質の向上による菊池米ブランド化が達成されつつあると感じております。

さて、コンクールは3回目を数えました。日本のことわざで「継続は力なり」とありますが、これは続けることの重要性、地道に成果を積み重ねることにより、大きな事業を達成できるなどの意味合いがあります。

さて、七城米については、私は菊池を代表するブランドと言えると思います。七城米については十数年前に七城町銘柄米センターが設立され、品質にすぐれたおいしい米づくりを目指していました。その一環として、日本穀物検定協会の最高評価である特A獲得を目標に、特Aプロジェクトを計画されました。JAと行政が一体となり、平成19年より特別栽培米づくりへの変換を普及、推進され、平成20年度産米より7年連続で特Aを受賞しております。私は以前に七城米麦部会に所属しており、七城米の普及推進に参加させていただいておりましたが、現在、菊池市の水稻栽培技術指導員である遠藤五一さんとも数年前よりおつき合いさせていただき、さまざまな技術指導をいただいております。

つい先日、12月上旬ですが、テレビを見ておりましたが、日曜午後7時からのTOKIOのDASH村、「新男米」の米づくりの技術指導を遠藤さんがされてお

りました。全国区の米づくり名人から栽培指導をしていただいているわけです。

先ほどの食味スコア好成績も遠藤さんからの技術指導がかなり影響していると感じております。来年は全国、海外から5,000を超える出品米と数千人の方が菊池市にお越しになる第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会が開催されますが、米どころ菊池を広くアピールするためにも、多くの出品米があり、生産者の食味に対する意識が強まっている菊池米食味コンクールにおいては、本年同様にぜひとも継続して開催すべきだと感じておりますが、いかがでしょうか。江頭市長、お答えください。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま坂本議員のほうから、みずからも参加されたこの菊池米コンクール、それから、全国のコンクールですね。大変よかったというご評価をいただいているということをお聞きしまして、大変私もうれしく思っております。

そういう意味で、今、部長からも報告しましたように、非常に成果につながっております。三越さんほか有力バイヤーへの露出ができて、きちんとした販路につながったと。また、こういう3回の取り組みが、実は全国大会を菊池で開催していただけたということにもつながったわけでございますし、何よりご指摘のとおり、農家の方が非常に挑戦意欲を燃やされまして、実際にそれが食味値のアップに数字としてもきちっと上がってきていると。それがまた全国大会の金賞にもつながったということで大変理想的な進展の仕方をしているということで、大変私もうれしく思います。また、そのほかにも実は菊池基準という取り組みと、この菊池米食味コンクールということの相乗効果で、環境王国という日本にまだ14自治体しかない非常に厳選された一つのブランドを頂戴することができたというふうな副次効果もあって、大変やってよかったなと思います。

今ご指摘のように、「継続は力なり」であります。また、金賞をとったからもうお休みしていいんだということは決してありません。ですから、やはり引き続きご努力いただくと同時に、これからの課題としてはさらに地域をですね、七城の方が非常に今出品が多いんですけども、菊池市内のほかの地域もぜひどんどん広げていただきたい。それによって、出品点数ももっともっとふやしていきたい。そういうことのために、いましばらくこの菊池米食味コンクールも皆様のご協力をいただきながら、続けていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） 環境王国14番目ということであります。私たち生産農家も環境王国ブランドということで、有利な販売につなげていきたいと思っております。

次に、米・食味分析鑑定コンクール国際大会についてお聞きします。

さて、平成28年には、全国、海外の米生産者が一斉に集まり、5,000点を超える出品がある、第18回米・食味鑑定コンクール国際大会が菊池で開催されます。菊池米の付加価値を高めることと地域活性化を行う上で、大変重要な大会になると考えております。

私は先月、11月22日、23日に石川県小松市の第17回国際大会に参加させてもらいました。参加出品米は5,000を超え、大会参加者も数千人に上る国内最大のお米の祭典でありました。既に新聞紙上で、七城町の2名の方が金賞を授与されたことはご存じだと思いますが、菊池米にとっては米どころ菊池の地名度、PR、価格効果など大きな成果であったと思いますが、市長を初め職員の方、JA組合長も参加されましたが、改めてここで菊池米の出品成果をお聞きしたいと思っております。よろしく願います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、第17回の米・食味分析鑑定コンクール国際大会での成果について、お答えいたします。

この大会につきましては、海外を含め、全国からえりすぐりのお米5,119検体の出品があり、まさにお米の世界を決める大会でございます。本年5月には菊池米ブランド推進協議会を設立し、国際大会の最高評価である国際総合部門の金賞獲得を目指して、先ほども述べましたが、山形県の遠藤五一さんを迎え、食味向上に関する取り組みなどを行ってきたところでございます。第3回菊池米食味コンクールに出展された食味値スコア85点以上のお米15検体を協議会で推薦し、国際大会に参加したところでございます。

その国際大会で最も権威のある国際総合部門において、七城町瀬戸口地区の古閑正光さんのお米が、九州で初めて金賞を受賞されました。

また、都道府県部門では菊池米ブランド化研究会会員の七城町元村区の堀田英臣さんのお米が最高評価の金賞を受賞されたところでございます。

お二人の受賞により、全国における菊池米の知名度がアップし、視察の申し込みや米の取り扱い業者、バイヤーなどからの高価格での取引の問い合わせが来ている状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。さて、来年開催の第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会は、TPPや3年後の減反廃止を見据えた上でも、菊池米の付加価値を高めておく上で大変重要な大会になると考えております。地域活性化という面でも、大会期間中の宿泊者は1,000名を超え、菊池市への経済効果は相当なものだと感じております。また、菊池溪谷などを観光する方もかなり多くなるため、癒しの里菊池の知名度も一気に上がってくると思います。大変喜ばしいことです。大会に参加した方が毎年のように菊池を訪れてくれることを期待したいものです。

さて、大会を誘致した市長には本当に感謝しております。農家は毎年の恒例行事として米づくりを行うのではなく、おいしい米をつくるにはどうすればよいか、改めて感じることはできないかと思っております。市長が大会に向けた準備を進める中で、国際大会での主役は私たち農家であると改めて感じました。では、主役である菊池の農家は何をすべきか、生産農家は米どころ菊池、菊池米、七城米を全国にとどろかせたいと思っております。

農家にとっては栽培期間が長期間となる米づくりは、その他農作物の栽培管理の基礎となっており、良食味の米づくりは硝酸態窒素問題のこれからの解決策にもつながっていくものだと思います。

この大会について何度も質問を重ねておりますが、国際大会の成功に向けた取り組みに関しては、今まで以上の米づくりに関する強化対策が必要になると思いますが、いかがでしょうか。また、関係機関との連帯も重要になってくると思います。来年開催の第18回大会に向けた取り組みと関係機関との連帯、今後の対応についてお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

平成28年度、本市で開催いたします第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会は、本年度は石川県小松市で開催されて、5,119検体を超える過去最高の参加を見込んでおります。国際大会の取り組みにつきましては、昨年、青森県田舎館村で開催された第16回大会へ職員を派遣し、運営方法や必要経費などの調査を行い、大会成功に向け取り組んでまいりました。

また、本年11月には石川県小松市で開催された第17回大会へ、市長を初めJA菊池組合長などが参加し、大会本部の体制、会場の展示、設営、生産農家の方々の意気込みなどを視察してきたところでございます。

来年度の大会に向けては、早速、県、JA菊池など、関係団体と準備を進めてまいりたいと考えております。

菊池米につきましては、第17回大会において国際部門と都道府県部門におきまして、最高評価の金賞を獲得したところでございますが、引き続き、平成28年度におきましても、生産農家の皆さんとともに栽培技術を探究し、菊池米のさらなるレベルアップに努めてまいりたいと考えております。

国際大会は、米どころとして「環境王国、癒しの里菊池」を全国にPRできる絶好の機会でもございます。県、JAなどの関係機関、団体と市内生産農家の皆さんにもご支援、ご協力をいただき、大会の成功と引き続き金賞獲得に向けた取り組みの強化を行ってまいります。

さらに、運営についても、第18回大会の共同主催者でございます米・食味鑑定士協会との連絡調整も緊密に行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。おいしくて、安心・安全な米づくり、野菜づくりは私が就農したときからの目標であります。

さて、私たち農家は米づくりに関しては、多くの方がプロ意識を持って取り組んでおられます。しかし、販売に関しては、正直、誰しも苦手であると思います。農家で営業力のある人はごくわずかです。現状の米相場の改善には消費力も必要になると感じており、菊池米のブランド化は課題ではありますが、来年の国際大会はブランド化に向けた、よききっかけになると感じております。七城地区の七城米は、菊池米の中でも地域ブランドとして確立され、消費者からも高い評価を受けております。それは生産農家やJAを初め、関係者の米づくりに対する前向きな取り組みがあって、現在の地位を築けたと思います。菊池米についても、できないことはないと思います。

さて、来年の国際大会を、今後における菊池米販売策の確保についてどのようにお考えであられるかお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今回のコンクール、第18回のコンクールを販路拡大にどうつなげていくかというご質問かと思えます。この17回目の、ことしの国際大会だけをとっても、大変PR効果がございまして、その前の菊池米コンクールのときにも3回を重ねてきたということで、実はバイヤーさんのほうからあらかじめ青田買い

で三越本店で入賞米を売りたいと、値段はかくかくしかじかであるという非常にいい値段もつけていただいたということで、大変既に露出効果は出ていたわけですが、国際大会となりますと、もうこのPR効果は格段に違うなということを感じたところでございます。

うれしい悲鳴としましては、金賞米についてはほとんど瞬間蒸発に近い形でございますが、私はこの金賞の方は自分のご努力の後、しっかりとリターンの形で果実を吸収していただくということは当然でありますけれども、私の立場から、ぜひこの露出が非常に高まったことを利用して、七城米はもとより、菊池米全体に対するブランドイメージというものにつなげていきたいというふうに考えています。

この金賞をとったということと、それから、環境王国ですね。これも非常に消費者にとってはすばらしいイメージが重なりますので、これを使って全体イメージアップに使っていきたい。したがって、菊池何々とつければ、お米もそうですし、いろんな野菜等についても一つのイメージが確立していけるように、この機会を大きなチャンスとして、JAさんとも連携を図りながら大いに活用していきたいというふうに思っております。

また、さらには、この農産物の販売ということだけではなくて、市の全体的な販売力アップといいたいでしょうか、観光物産も含めて、菊池溪谷や水のイメージを、このおいしいお米と重ね合わせて菊池を売り込む本当に絶好のチャンスだと思いますので、ぜひ欲張ってこの機会を大いに活用していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。菊池米のブランド化のためには、辛抱強く継続した取り組み、特に菊池米食味コンクールは貴重な取り組みになっていくと考えております。小松市での大会では、江頭市長の頑張ろう三唱が全国の農家の心に響きました。あの光景は市長の目にも焼きついていることと思います。市長みずからが頑張るといった光景は、菊池米PRと生産農家への米づくりの取り組みへの応援メッセージになるのではと考えております。

いかがでしょうか、前回も提案しましたが、来年はぜひ市長、米づくりの体験をしてみてください。時間の都合がつくようでしたら、私の田んぼで種まきから田植え、稲刈り、やごろといった米づくりの体験をしてみたらどうでしょうか。忙しかったらやごろだけでも結構です。貴重な経験となり、食に携わる農家がいかに重要なものか、そのほかいろんなことを感じられると思います。

江頭市長、私からの提案ですが、いかがでしょうか。一言でお答えください。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ぜひ喜んでお願いをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。江頭市長の心意気が伝わりました。一緒に金賞をとりに行きましょう、よろしく申し上げます。

次に、道路整備について質問いたします。

七城、辛川鹿本線の整備進捗状況についてお聞きします。

県道辛川鹿本線は、菊陽町辛川から合志市、そして泗水町、七城町を通り、山鹿市来民までを通じる通勤、通学、産業、生活の基幹道路であります。七城町南地区を縦断する最重要路線であります。

現在、山鹿市から七城町上橋田区の手前までは拡幅工事が完了しており、上橋田区から内島区までが未整備の状態です。この区間は道幅の狭いところもあり、安全上も利便上もバイパス道路が必要ということで、バイパス道路の計画要望がその地域の協議で決まりました。その後、何度も要望されてきましたが、16年間進まないうままです。現在の進捗状況についてお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、県道辛川鹿本線の整備方針ということで聞き取りをしてまいりました。内容につきましては、事業主体である県広域本部土木部に確認しましたところ、県道辛川鹿本線の上橋田区から内島区までの区間につきましては、バイパス計画で事業を進めてきたところでございますけれども、計画区間の用地の取得が極めて難しくなったことから、事業が長期化しているところであります。そのため、改めて計画を検討し、早期に地元説明会を行う予定であるという回答でございました。状況につきましては、私たちも十分把握しているところでございまして、要望を続けていきたいと考えております。

以上、報告させていただきます。

○議長（森 清孝君） 坂本道博君。

[登壇]

○3番（坂本道博君） ありがとうございます。平成26年度の市長の施政方針でも、

辛川鹿本線の整備を県に要望してまいりますとの答弁をいただいております。バイパス等を含めまして、児童の通学路の安全確保が最重要でありますので、早期の着工を市のほうからの要望よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） 以上で本日の一般質問は終わりたいと思ひます。

あすも引き続き一般質問となっております。

本日はこれで散会します。全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時26分

第 4 号

1 2 月 1 0 日

平成27年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成27年12月10日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 休会の議決

○

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の議決

○

出席議員（20名）

1番	平	直樹	君
2番	東	奈津子	さん
3番	坂本	道博	君
4番	水上	隆光	君
5番	出口	一生	君
6番	猿渡	美智子	さん
7番	松岡	讓	君
8番	荒木	崇之	君
9番	柁原	賢一	君
10番	工藤	圭一郎	君
11番	城	典臣	君
12番	大賀	慶一	君
13番	岡崎	俊裕	君
14番	水上	彰澄	君
15番	泉田	栄一朗	君
16番	森	清孝	君
17番	樋口	正博	君
18番	木下	雄二	君
19番	山瀬	義也	君
20番	境	和則	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	木 村 利 昭 君
政策企画部長	小 川 秀 臣 君
総 務 部 長	馬 場 一 也 君
市民環境部長	倉 原 良 則 君
健康福祉部長	木 原 雄 二 君
経 済 部 長	松 野 浩 一 君
建 設 部 長	櫛 川 博 久 君
七城総合支所長	榎 田 邦 昭 君
旭志総合支所長	水 上 満 弘 君
泗水総合支所長	上 田 讓 二 君
財 政 課 長	中 村 喜 範 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	德 永 孝 博 君
市 長 公 室 長	上 田 俊 介 君
教 育 部 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水 道 局 長	藤 本 辰 広 君
監 査 事 務 局 長	松 永 隆 則 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	德 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	安 武 則 貴 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。
（全員起立）

おはようございます。
着席をお願いします。

○
午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（森 清孝君） 日程に先立ちまして、12月8日の荒木議員の一般質問の中で資料提出の要求があってございました。その資料については、お手元に配付しておりますので、ご確認を願います。

日程第1 一般質問

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。
初めに、猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 皆様おはようございます。猿渡美智子です。通告に従いまして質問いたします。

まず初めに、子どもの貧困対策についてお尋ねいたします。

6月議会で泉田議員もこのことについては取り上げられましたし、日本における子どもの貧困が社会問題となっていることは、皆様ご存じのとおりであります。子どもの貧困率16.3%、6人に1人の子どもが貧困の状態という報道は、たびたび目にします。菊池の現場の先生からも生徒の家に通っているうちに、週に1回しか風呂に入っていないということがわかったとか、1日のうち、給食だけが真っ当な食事になっているという話を聞きます。

このような状況の中、昨年1月に子どもの貧困対策法が施行され、昨年8月には具体的対策を定めた大綱もつくられました。ですが、子どもだけが独立して貧困であるはずもなく、子どもの貧困の背景にあるのは、大人の貧困、とりわけ女性の貧困、ひいては雇用の問題であり、その解決なしに子どもの貧困の解消はあり得ません。しかし、緊急の対応として、今回は教育に絞ってお尋ねいたします。

子どもの貧困対策大綱には、その基本的方針に子どもの貧困の実態を踏まえて対策を推進するとあります。また、教育の支援では、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけて、総合的に対策を推進すると述べられています。確かに学校は、子どもの情報が集まりやすいところです。市が子どもの貧困についての調

査はしておられないということは、6月の泉田議員への答弁で承知しています。とりたてて調査をするということではなく、学校でつかんだ情報を生かすという意味で、教育委員会では子どもの貧困について、どのように実態を把握し、どのような対策を講じられているのか、お尋ねします。

2点目は、貧困対策の一つである就学援助についてです。

昨日の東議員の質問と重なることになりましたが、つまり、これは子どもの貧困対策法という看板を掲げても、実際に打てる具体的手だてが現状として少ないということではないかと思えます。

子供の貧困対策大綱にも、具体的対策の一つとして、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用充実を図るとあります。経済的理由により、子どもを学校へ通学させることが困難な家庭に対して、就学費用の一部を援助する、この制度の菊池市における対象者は、6月の泉田議員の質問に対する答弁では555人となっておりますが、昨日の東議員の答弁の中ではさらにふえて、たしか556人という数字だったと記憶しておりますが、さらにふえているということもわかりました。

たくさんの家庭がこの制度に助けられているわけですが、就学援助は、生活保護を受けている家庭以外では、みずから申請しなければ受けることができませんから、保護者へのお知らせがとても大切です。この制度の保護者への周知方法と、どのような援助の中身なのか、支給される援助費の費目をお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 皆様おはようございます。猿渡議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、子どもの貧困の実態の把握と対策につきましては、各部署においてそれぞれに実態を把握し、その対策を講じながら、子どもの貧困対策を総合的に推進しているところでございます。

その中で、議員ご質問の1点目の学校教育の状況についてお答えします。

教育委員会では、学校教育法第19条において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されておりますために、要保護、準要保護就学援助制度により、経済的理由によって就学困難と認められた児童・生徒の保護者に対しまして必要な費用を支給しております。

その実態の把握につきましては、要保護者については、福祉課との連携により、その実態を把握しております。

また、準要保護者に対しましては、就学援助制度を小学校、中学校の保護者へ周知し、就学援助を申請してもらうことで把握しております。

2点目の就学援助に関する保護者への周知方法及び支給費目につきましては、まず、保護者への周知方法は、小・中学校在籍の保護者へは、毎年1月ごろに学校を通じて、全児童・生徒の家庭へお知らせのプリントを配布しています。翌年度、小学校に入学予定の子どもさんの保護者へは、例年、10月から11月にかけて、これは小学校入学の予定の子どもさんの保護者に対してですが、10月から11月にかけて行う就学時健康診断の保護者説明会の中で、まず、保護者説明会の中で周知をしまして、そして、入学式の後とかPTA総会の折にプリントを配布しております。

また、学校からも家庭の状況に応じて適宜保護者へ周知いただくようにしております。転校生とかがあったときには、その転校生にも必ずこういう制度が菊池市ではありますということをお伝えしております。

そのほかにも、「広報きくち」と市のホームページに掲載して、広報しております。

次に、支給費目につきましては、要保護者へは、生活保護費に含まれていない修学旅行費及びトラコーマ、結膜炎、中耳炎等の学校保健安全法に定める疾病の医療費の実費を支給しております。

また、準要保護者へは、要保護者と同じく、修学旅行費、医療費の実費と国の補助金単価に準じて、学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、学校給食費を支給しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。

1点目の子どもの貧困の実態ということにつきましては、学校の先生方は情報をキャッチするアンテナの役割を果たしておられると思います。私も学校現場にいたときに、ああ、この家庭はきつそうだなと感じることがありました。そんなとき、子どもに一定の配慮をしたり、保護者の方へ就学援助制度の利用を進めたりすることはしていましたが、そこで終わりがちでありました。今考えると、福祉の制度や機関につなぐこと、現在の菊池市で言えば、子育て支援課や、くらしサポートセンターなどと連携することが必要だったと思います。それが貧困対策のプラットフォームとしての学校の役割だと思います。

現場の先生方は、子どもたちの生の実態を知っておられます。その情報を貧困対

策に生かす連携のシステムを今後つくっていかねばならないのではないのでしょうか。そのときに必要なのが、キーパーソンとなるスクールソーシャルワーカーであると思いますが、このことについては後の質問でまた伺います。

2点目の就学援助については、先ほどの教育長の答弁からも、これが教育委員会の貧困対策の柱だということがわかりました。全国的に見ると、入学のときにしか、制度の案内プリントを配らない自治体もまだある中で、菊池市では先ほど教育長が述べられたように、毎年プリントを配られていることや、広報やホームページを使っての広報にも努力されていることは大変大事なことでと思います。

しかし、プリントを配ったからと情報が伝わっていると思っただけというものは、教員時代の教訓です。実際には保護者の手元にまで届いていなかったり、届いていても読まれていなかったりするのにも珍しくありません。教育長が述べられたように、就学時健診とか入学説明会とか、直接保護者へのお話にも、これからも努力していただけたらと思います。入学準備会での話を聞くと、入学する学用品などの説明もあります。親は、ああ、あれも買わなん、これも買わなんと、頭の中でそろばんをはじきます。そのときに教育委員会から就学援助の説明があるということは、大変いいことだと思います。

ついでに言いますと、そのときに申請用紙を配付していただければ、昨日、東議員が言われた入学準備のお金が入学に間に合う、生きた支援になるのではないかとも思います。

また、案内のプリントも読ませていただきましたが、保護者の中には、外国ルーツの方など、日本語の読み書きが得意でない方もおられますので、配布するプリントの説明を、できるだけ平易な、わかりやすい文章にさせていただきたいと思います。必要としている子どもたちに援助が届くような配慮をお願いします。

就学援助の費目については、再質問をいたします。

準要保護家庭に対する就学援助は、三位一体改革で2005年に国庫補助から外されて一般財源化され、認定基準や援助の対象となる費目は、自治体によって差が出ています。子どもの貧困対策と言うのなら、国庫補助もぜひ復活させるべきだと思いますが、今はそのことは置いておきます。

先ほど菊池市での対象費目はお答えいただきましたが、国が単価を定めた就学援助費の費目の中で、菊池市ではPTA会費と部活動費が援助の対象となっております。近隣で言うと合志市では部活動費とPTA会費も援助されています。子どもの貧困対策法が施行され、就学援助の充実が求められている現在、この2つについても、ぜひ実施すべきではないかと考えます。

特に中学校では、部活動にかなりの費用がかかります。市内幾つかの中学校で聞

いたところ、入部の際に、どの部活でも一斉に支払う入部費が4,000円から5,000円、それぞれの部活ごとに支払う後援会費が月に1,000円から2,000円程度かかるということです。そして何より、個人負担になるユニフォームや、靴、ラケットやグローブなどといった用具費が、かなりの高額であるということです。

経済的な理由で部活に入れない生徒もいると聞きました。私のかつてのパートの仲間は、子どもに部活動させたいからと、昼間の仕事以外に夜のコンビニでの仕事を入れて、ダブルワークで頑張っていました。そんな親御さんもいます。もちろん、部活は任意です。やりたくない子はやらなくていい。しかし、部活動が中学生生活に大きなウェイトを占めているのも確かです。私も教員時代に親の育児放棄が原因で転校してきて、授業中おもしろくないと言って教室に寝そべっていた子が、部活動に生きがいを見出していった様子や、子どもたちが卒業後もずっと部活の仲間とつながっている様子などを見てきました。菊池市の学校教育の重点努力事項にも、文武両道として、運動部活動の推進がうたわれています。

さらに言えば、部活動での成績がその後の進路につながることもあります。貧困は、その道も閉ざすことになります。そこまででなくても、経済的に厳しい子どもたちは、高校生になれば、アルバイトに精を出すことも珍しくありませんから、中学時代が部活動の最後のチャンスになることも多いでしょう。部活動は教職員にとっては、過重負担の要因であり、現在は社会体育への移行後の過渡期にあります。移行後のことは、今後の検討課題としていただくとして、今現在、本当は部活に入りたいのに、諦めている子どもや苦勞している保護者の助けになるように早急に対応すべきではないでしょうか。

国が定めた部活動費の補助単価は、中学校で2万9,600円、PTA会費の補助単価は4,190円です。部活動費の全てを賄える額ではありませんが、それでも大きな助けになるのではないのでしょうか。PTA会費と部活動費を就学援助の対象とする考えはおありでしょうか。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） まず、就学援助制度の周知につきましては、今、議員のほうからもありましたけれども、よりきめ細やかな配慮をしていきたいというふうに思います。

就学援助の費目にPTA会費と部活動費を新たに加えることができないかというご質問につきまして、まず、県内14市の状況を申し上げますと、PTA会費、部活動費、どちらも2つの市が支給をされているという状況でございます。教育委員

会としましては、この2つを新たに加えることにつきましては、他市の状況を引き続きしっかり精査をしながら、慎重に見きわめていきたいというふうに思います。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 就学援助の中の部活動費は、全国的に見れば、確かにまだ20%ちょっとの自治体しか支給をしていないというのは事実であります。しかしながら、逆の見方をすれば、もう既に2割の自治体では、支給をしているということでもありますし、子どもたちの貧困がこれほどの問題になっている現在においては、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと思います。

次の質問は、先ほど少し言いましたが、スクールソーシャルワーカーについてです。

スクールソーシャルワーカーは、複雑化する子どもの問題に対応するためとして、2007年に文部科学省のモデル事業が始まり、2008年に熊本県も各教育事務所に配置をいたしました。

きょうの熊日新聞に、スクールソーシャルワーカーに関する記事が出ておりましたので、切り抜いて持ってまいりました。スクールソーシャルワーカー、頭文字をとって、このごろではSSWというふうに略して言われることもあります。お読みになった方もおられるとは思いますが、少し読ませていただきます。

スクールソーシャルワーカー（SSW）の役割とは、ということで、日本学校スクールソーシャルワーク学会理事の岩永さんという方にインタビューがしてありました。

「教育現場でスクールソーシャルワーカーが注目されています。どんな役割を担うのでしょうか」という問いに対して、「虐待やいじめ、不登校、発達障害、家庭の貧困といった問題について、子どもを中心に支援するのがスクールソーシャルワーカー。子どもたちがみずからの力を取り戻せるように働きかけること、エンパワメントに力点を置くのが特徴だ。川でおぼれ、流されてきた人を直接助けることはもちろん大切だが、スクールソーシャルワーカーの役割は、なぜおぼれる事態になったのか、上流まで足を運び、根本的な改善策を考えることである」。

「具体的には」という問いに対して、「いじめや不登校の背景には、子どもたちが発するSOSが隠れている。苦しい状況を受けとめ、どんな要因が絡んでいるのか一緒に考え、対応する。例えば、友人関係のトラブルで当事者に発達障害があるとわかった場合、医療機関や特別支援教育につなげるなどの対応がある」というような内容でありました。

導入から7年、スクールソーシャルワーカーのニーズは、ますます高くなってい

ます。いじめ不登校対策としてだけでなく、子どもの貧困対策大綱にも先ほど述べましたように、学校がプラットフォームの役割を果たし、相談体制を充実するために、スクールソーシャルワーカーの配置を進めるということが上げられています。

文部科学省は、来年の通常国会でスクールソーシャルワーカーを学校に必要な職員として位置づけるための学校教育法など、関連法の改正を目指していますし、平成31年度までに全ての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標に掲げました。

そこで、教育長にお尋ねいたします。子どもの抱える問題の一つであり、スクールソーシャルワーカーがかかわられることが多いのが不登校であります。

1点目に菊池市の不登校の状況はどうなっているのか、昨年度と今年度の様子をお尋ねいたします。

2点目は、菊池教育事務所にも県から配置されたスクールソーシャルワーカーが3人で2市2町を担当されているわけですが、菊池市におけるスクールソーシャルワーカーの活動状況についてお知らせください。

3点目に、教育長としては、スクールソーシャルワーカーの必要性をどのように捉えておられるのかを伺いたしたいと思います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 1点目の菊池市内の小・中学校の不登校の状況につきましては、まず、平成26年度末の状況では、欠席30日以上の不登校児童・生徒は、小学生が6人、中学生が41人、計47人でございました。また、欠席20日以上の不登校傾向児童・生徒数は、小学生が1人、中学生が3人の合計4人でした。

次に、本年度10月末現在の状況では、不登校児童・生徒数は小学生6人、中学生25人の合計31人です。また、不登校傾向の児童・生徒数につきましては、不登校傾向というのが、本年度から早期に手を打つということで、欠席10日以上を不登校傾向とするというふうになりましたものですから、小学校が4人、中学生が13人の合計17人となっております。

2点目の本市におけるスクールソーシャルワーカーの活動状況につきましては、本市では、菊池教育事務所に在籍しておりますスクールソーシャルワーカーを派遣いただいております。その派遣件数についてお答えします。

平成26年度実績が25件、平成27年度の11月末時点で32件となっております。本市からの派遣要請に対して、今のところ、全て対応いただいているというところがございます。

最後に、本市がスクールソーシャルワーカーの必要性をどう認識しているのかということでございますが、現代の児童・生徒にはいじめ、不登校などの従来のそういった問題行動だけではなくて、発達障がい、虐待、家庭の貧困、保護者の教育方針など、福祉的な視点を必要とするさまざまな問題が複雑に絡んでいることが多くて、現場の教職員だけの対応では限界があるのが実情です。

そういう状況の改善、解消のためには、福祉や医療の専門機関との関係をコーディネートして、対象児童・生徒の置かれている環境に働きかけていく福祉の専門家としてのスクールソーシャルワーカーの役割は大変大きいものがあり、その効果を考えると、スクールソーシャルワーカーは必要であるというふうに認識をしています。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） はい、ありがとうございます。

今の答弁の中で、去年で言えば、51人のお子さんが不登校、あるいは不登校傾向、ことしも既に現段階でそれに近い数の子どもさんたちがそういう状態にあられるという実態がわかりました。

そして、そのことについて、そのことばかりではないかと思いますが、スクールソーシャルワーカーさんが去年もことしも活躍していらっしゃる。去年に比べると、今の時点で既になんかの件数、上回ってかかわっていらっしゃるという実態もわかりましたし、その役割がとても大きいということを教育長が認識されているというのもわかりました。

私が今回の質問に至りましたのは、6月にスクールソーシャルワーカーを囲んでの学習会に参加をする機会があったからです。スクールソーシャルワーカーの方々の相談役として、スーパーバイザーという立場の方がおられますが、お一人は、県のスーパーバイザー、お一人は熊本市のスーパーバイザーでした。そのうちのお一人の、きょうの新聞に載っていた岩永さんとお会いしてきました。

お二人の話から、先ほど教育長も言われましたように、子どもたちの問題が虐待、ネグレクト、発達障がい、あるいは貧困というような社会問題と絡んで、本当に複雑化していること、その中でスクールソーシャルワーカーの方々がいっぱいっぱいの仕事をしておられることを強く感じました。菊池はどうなんだろうと思ったのが出発点です。

話の中で、山江村が村の予算でスクールソーシャルワーカーを配置していると聞き、私の感覚では、子どもの数も少ないし、のどかそうな印象を持っていたので、必要性があるのだろうか、とても意外でした。

そのころ、宮崎に行く用件があり、帰りに山江に寄らせてもらって、山江村教育長のお話を聞くことができました。山江村教育長は、次のように話をしてくださいました。

「よそから見れば、のどかそうに見えるかもしれませんが、子どもの問題というのは、どこにでもあります。不登校の子もいます。山江村では、現場の校長の声を聞き、平成23年度に補助金を使って、週1回のスクールソーシャルワーカーを導入しました。それで効果が出ました。球磨地域にも教育事務所に県からのスクールソーシャルワーカーが3人いますが、予約をとって来てもらわないといけない。これはどこの県事務所も一緒です。それでは遅いんです。子どもの問題は、ピンポイントで即対応することが大切です。現在は、一般財源で週3回スクールソーシャルワーカーに来てもらっています。兄弟関係や中学卒業後の課題もありますから、就学前から高校まで対応してもらっています。実際、効果があると認識されていますから、村の予算を使うことに何の異論も出ません」、そんなお話でした。

調べてみますと、近隣でも合志市、菊陽町、大津町、山鹿市で既に自治体雇用のスクールソーシャルワーカーが導入されており、担当者の言葉をかりれば、引っ張りだこという状態にあるそうです。菊池市でもスクールソーシャルワーカーを配置する時期に来ているのではないのでしょうか、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 教育長、原田和幸君。

[登壇]

○教育長（原田和幸君） 菊池市にスクールソーシャルワーカーを配置する考えはないかとのご質問につきましては、文部科学省の中央教育審議会分科会の、チームとしての学校教員のあり方に関する作業部会というのの中間報告がことし7月に出されておりますけれども、その中でのスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフの学校における明確な位置づけが今検討されているという状況にあります。

ちなみに、県下14市の状況を申し上げますと、14市のうちに5市がスクールソーシャルワーカーを独自に配置しているということでございます。このような状況を踏まえまして、菊池市のスクールソーシャルワーカーの配置につきましては、今後、教育委員会の中で十分に議論を深めていきたいというふうに思っております。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 先ほどの教育長の答弁にありましたように、近ごろの子どもの問題は大変に複雑化していて、学校では背負い切れないというのが本当に実態であります。

諫早市や西東京市では、子どもの命にかかわるような大きな事件が起きた後に、スクールソーシャルワーカーが大幅に増員されました。しかしながら、何か起きてからではなく、必要だとわかっていることは、やっぱり早く手を打っていただきたいと思うのです。

山江村教育長が、話の最後にこのように言われました。「だけどですね、一番大切なのは人材です。誰に来てもらうかが大切です」。実は同じような言葉が合志市からも聞かれました。文部科学省が目標にしているように、平成31年度までに全中学校区での配置が達成できるかどうかは、実際のところは定かではないかもしれませんが、そのときになって、人材を確保しようとしても、なかなか難しいと思います。12月2日の熊日新聞の社説にスクールソーシャルワーカーが取り上げられた中にこう書いてありました。「自治体が独自配置を進めようにも、人材不足で暗礁に乗り上げることが少なくない」という、そういう記事です。

熊本市のスーパーバイザーに聞いてみました、「どうですかね」と。そうしますと、「まず、週1回5時間ということで、モデル的にやられてみたらどうですか。それでも変わってくると思います。今なら人材を紹介できます」と。今ならということです。

週1回5時間、時給4,000円で計算しても100万円の予算です。子どもが不登校になれば、本人だけでなく、親御さん初め、家族も学校も悩みます。重たい問題です。子どもの不登校に悩んでいるお母さんがおられましたので、知り合いになったスクールソーシャルワーカーに「何かアドバイスがありますかね」と話してみますと、「私でよかったら一度お話を聞きましょうか」と言っていただいて、休みの日に時間をつくってくださいました。

後日、そのお母さんに感想を聞きました。「とにかく専門家の方に話を聞いてもらって、親が落ち着いた。なぜ、今子どもが学校に行けないかも考えることができた。いろいろなアドバイスをもらったり、学校を休んだ日に気をつけるポイントも教えてもらって、子どもへのかかわり方が変わった。睡眠障害が出た場合の病院も教えてもらった。親が落ちついたことで、子どもも少しずつだがいい方向に向かっている」、そのようなお話をしてくださいました。不登校の対応を間違えば、大切な親子関係にもひびが入ってしまうような結果になってしまいます。

先ほどの答弁に菊池でも50人の不登校で悩んでいる子どもたちと家族がいるということがわかりました。不登校だけでなく、いじめも貧困もあります。100万円の予算で、それが少しずつでも解決の方向に向かえば、安いと考えてよいのではないのでしょうか。

市長にお尋ねします。菊池市の悩んでいる子どもと家族と学校のために、100

万円の予算を工面していただけないでしょうか。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 皆さんおはようございます。猿渡議員のほうからスクールソーシャルワーカーの配置についてのご質問がございました。先ほど教育長の答弁にもありましたように、私自身もスクールソーシャルワーカーの役割の重要性については、同じように捉えているところでございます。

今、ご質問ございました本市単独でのスクールソーシャルワーカーをまず配置してはどうかというご質問でございますけれども、先ほど教育長からもこの問題をしっかり受けとめて、今後、教育委員会議の中で十分に議論を深めていきたいという答弁もございましたので、まずはその教育委員会の中での議論を見守った上で、考えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 教育委員会での議論の中でということでありましたが、教育委員会にどんな投げかけ方をするのかということでも教育委員会の皆様の受けとめも随分違ってくると思います。教育長も市長も、教育委員会での論議の中でスクールソーシャルワーカーが現状において、とても必要なのだということ、ぜひ主張していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

最後の質問に入ります。

次の質問は、マイナンバー制度についてです。一昨日、荒木議員からの質問がありましたが、私は違う視点でお尋ねをいたします。

私の家にも個人番号通知カードが届きました。通知カードが実際手元に届きますと、いよいよ始まるという感じで、市民の方々からもマイナンバー制度について、話しかけてこられたり、質問されたりすることが本当にふえました。

市民の方々との話が、この質問の中身です。始まりは税と社会保障と災害関連に使うという話で、まあそれなら仕方ないかもしれないと思っていたのに、ことしになって早々と法の改正があり、任意とはいえ、銀行口座や健診情報にも、ひもづけというそうですが、利用拡大するということになる、自分の財布の中身をのぞかれるような気持ち悪さを感じる方が少なくないようです。

今後、さらにさまざまな分野にひもづけをふやすらしいという話を聞くと、不安は増します。市民の方とは、私の知識の範囲でお話ししてきましたが、自分の思い込みであってはいけないので、今回は市民の方々の不安や疑問を代表する気持ち

でお尋ねします。

皆さんと話す中でまず言われるのは、「ほんなこつ大丈夫だろうか」ということです。そこで1点目は、菊池市のセキュリティ対策についての質問です。

9月議会で東奈津子議員からのセキュリティ対策についての質問に答えて、小川部長から基幹系ネットワークと情報系ネットワークの分離など、10月5日の実施に向けて取り組んでいるとの答弁がありました。江頭市長からも、「国や県の取り組みを受けて、本市としても必要措置を、対応策を具体化してきているところである」という旨の答弁がありました。

12月になりましたので、既に作業は終了したと思いますが、市としてはどのような対策を講じられたのかをお尋ねいたします。

2点目は、個人番号カードについてです。

市民の方々の話を聞くと、個人番号カードをつくったほうがいいかどうか迷っておられる様子わかります。そのままの言葉で言いますと、私が使うことがあるかどうかとか、なくしたらどうなるんだろうとか、認知症になったら悪用されんだろうかという話が出ます。

マイナンバー制度については、市の広報紙に3回シリーズで取り上げてあり、個人番号カードを持つことによって、コンビニで各種証明書が取得できることなどのメリットが説明されていました。しかし、便利さの裏にはリスクがつきものです。どんなリスクがあるかも承知した上で個人番号カードを取得するかどうか、それぞれの方が選択されるのだと思います。

そこで改めてお尋ねします。

制度そのものについてではなく、カードに関して、個人番号カードのメリットはどんなことですか。反対に、個人番号カードに伴うリスクにはどのようなことが考えられますか、カードを持ったら、何に気をつけなくてはいけないでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） 皆様おはようございます。それでは、猿渡議員のほうからありました1点目のセキュリティの現状ということでお答えさせていただきます。

質問にもありましたように、9月の議会で東議員にもお答えしておりますけれども、8月12日に総務省が所管します自治体情報セキュリティ対策検討チームの中間報告におきまして、マイナンバー通知開始を前に特定個人情報保護の強化として、庁内の住民基本台帳システムがインターネットを介して、不特定の外部との通信を

行うことができないようにすることが望ましいとの報告に、これまで基幹系システムと情報系システムの分離について進めてまいりました。そのため、本市においては、マイナンバー法の施行日である10月5日から、市民課や総合支所の窓口等で住民記録を扱う端末では、インターネットの情報系システムを分離するとともに、税務課や社会保障の関係課などの業務で使用する端末においても、住民記録などの特定個人情報の閲覧ができないといった権限を見直す変更処置を行ったところでございます。

また、今後の行政機関の連携等により、マイナンバー制度の効果を高める必要があることから、新たに自治体情報セキュリティ対策検討チームの中間報告としまして、11月24日に新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けてという指導がなされており、さらなるセキュリティ強化が求められておりますので、現在、その対策について検討を進めているところでございます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） おはようございます。マイナンバー制度についてのメリットと注意すべき点ということで理解して答弁をしたいと思っておりますけれども、マイナンバー制度につきましては、先般、荒木議員のほうから、非常にわかりやすくご説明をいただいたところでございます。

端的に申しますと、マイナンバー制度というもののメリット、効果というのは、社会保障や税の給付と負担の公平性を図るという点、それと同じく社会保障や税にかかわります各種行政事務の効率化を図る。それとITを活用することによる申請行為等におけます添付書類等の省略、これまで添付書類が必要だったものを不要とするということで、利便性を向上するというところでございます。市民の皆様にとっては、情報を性格に迅速に行政機関が連携することによって、添付書類の省略であるとか、待ち時間の短縮とか、あるいは時間的なコストの削減、そういったことが見込まれるというところでございます。

続きまして、マイナンバーの通知カード、あるいはマイナンバーカードに関しまして注意すべき点等につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、マイナンバーの通知カードについてですが、現在、住民票があります全ての人に通知カードが送付されているところでございます。この通知カードにマイナンバー、いわゆる個人番号が12桁で表示をされております。今後、住民票の異動手続、あるいは各種申請手続におきまして、市役所等におきまして、各種手続の際にこのナンバーが求められてまいります。したがって、紛失しないように大切に保管をしていただきたいというのが1点でございます。もし紛失したというような

場合には、再交付を受けるということになりますので、その際は、手数料が必要となるというところがございます。

次に、申請手続を経て交付されますマイナンバーカード、今細長いのが郵送で来ていると思うんですけども、切り取り線から下の部分ですね、この部分で申請をいただきますとカードが取得できるというところがございます。交付を希望される方は、通知カードに同封されています交付申請などで申請することによりまして、交付を受けるというところがございます。初回のみ交付手数料は無料ということになります。申請は任意で強制ではないという状況というところです。

マイナンバーカードにつきましては、ICチップがつきましたカードで表面に氏名、住所、生年月日、性別、いわゆる基本4情報が掲載されまして、顔写真、裏面にマイナンバーが記載されているということになります。

マイナンバーの確認と、本人確認のときの身分証明書として利用ができるということになります。国税の電子申請、納税システムe-Taxなどの電子申請にも当初から利用できるというカードでございます。

したがって、マイナンバー、いわゆる12桁の個人番号につきましては、生涯にわたって利用する番号ということになります。マイナンバーカードの再交付にも手数料が必要となりますので、これまた交付を受けられた方は紛失しないように大切に保管をお願いしたいと思います。

注意すべきこととしましては、いわゆる通知カードやマイナンバーカードを行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみに他人にお知らせしないということが重要でございます。

また、国、県、市がマイナンバーカードの手続などで口座番号、あるいは口座の暗証番号、所得、資産の情報、家族構成などを聞いたりすることは一切ないということが重要でございます。このような内容の電話や手紙、訪問には一切応じていただかないようにご注意くださいというところがございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 制度ではなくて、私が聞きたかったのは、新しく申請して取得する個人番号カードそのものことについて、ちょっと聞きたかったんですけども、置きます。すみません。

最後の質問です。

「番号がなかと何もできんとだろうか」という市民の声もあります。個人番号を書いていないことを理由に、これまで役所に出していた書類が受け取られなかったり、申請ができなくなったりするようなことがありますかというのが1点。

個人番号カードを持たないことで、何か不利益がありますかというのが1点。
よろしくをお願いします。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 2点ご質問がございました。

個人番号カードの申請は任意で強制ではございませんので、そのカードをつくら
ないことで不利益をこうむるかと言われれば、こうむることはない。ただ、その
カードによって、得られる利益といいますか、利便性といいますか、そちらを基準
にすると、その人から見れば、不利益を逆にこうむっていらっしゃるのかなという
ことでございます。

先ほどから申し上げますとおり、申請行為にナンバーを求めます。ですから、
カードは要りませんけれども、今お手元にある通知カード、これを申請のときにお
持ちいただいて、言っていただくということが求められるということでございます。

ただ、国の機関によりましては、申請手続の業務ごとに、例えば、後期高齢者あ
たりは、カードを忘れて、自分で申請できなくても、職権でできるようになるとい
うようなことも聞こえてきますので、これからその辺が整理されていくというこ
とでございます。

○議長（森 清孝君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） 内閣府とか国税庁とか厚生労働省の記事を読みますと、マ
イナンバーを記入しないからといって、書類を受け取らないことはないというよう
な記事も見ましたので、その辺のところは、これからしっかりと確認させていただ
きたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩します。

○

休憩 午前10時57分

開議 午前11時05分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） おはようございます。議席番号12番の大賀慶一でございま
す。ことしも残すところ、あと21日となりました。大変1年間が早いものでござ

います。来るべき平成28年が市民の皆さんにとって最良の年でありますよう、心からご祈念申しまして、通告に従って一般質問を行いたいと思います。

まず、獣医師不足について、お伺いをいたしたいと思います。

本市は申すまでもなく、農業が基幹産業であります。年間、実に280億円以上の農業出荷額を誇っております。中でも畜産におきましては、県内各市町村ごとの乳用牛、肉用牛、豚、鶏などの飼養頭数や出荷額におきましても、いずれも県内で1位を誇っております。まさに西日本有数の畜産地帯と言われております。今後も日本の食料供給の基地として大きな役割を担っていくと思われております。

しかし、今回、環太平洋パートナーシップ、いわゆるTPP交渉が大筋で合意を見たわけでございます。参加各国の承認を得て締結をする状況となっております。本市のみならず、我が国の農業についても、さきの見通しが判断できず、成り行きが大変心配をされているところでございます。特に畜産においては、海外からの安い牛肉や豚肉、その他の加工品や乳製品などの大量輸入により価格の暴落を引き起こし、畜産業の存続そのものも心配をされております。

そのような中で、先日、私はある冊子の中で、これから先、我が国の大動物の診療に携わる獣医師の不足が地域によっては懸念されるという記事を目にしました。私は今日まで獣医師が今後不足するなど全く考えたことがございませんでした。現状が当たり前のようには考えておりました。これが医療冊子でございます。

[冊子を示す]

○12番（大賀慶一君） その主な理由といたしまして、近年のペットブームにより、新規に獣医師資格を得た若い人たちが小動物、いわゆるペット診療を志す人が急増していて、産業動物、大型動物の診療が少なく、また、獣医師の高齢化が懸念され、不足が近い将来において危惧されているとの記事でございました。

さきに述べましたように、農業が基幹産業であります、その中でも畜産が大きなウエートを占めております本市にとりましても、今後の獣医師不足が現状ではさほど影響はないと思っておりますが、近い将来において考慮しなければならないのではと心配をいたしております。

近年は鳥インフルエンザや口蹄疫など、家畜衛生分野における危機管理体制面や生産現場から消費者の食の安全面までも獣医師の活動分野が非常に大切になっております。そのようなことを考えてみますと、将来の獣医師不足問題は畜産が経済の大きな役割を果たしている本市としましては、備えあれば憂いなしの格言がありますが、将来の獣医師不足に今から対策をすることも重要ではないかという思いで質問をいたしたいと思います。

そこでまず、3点についてお尋ねをいたしたいと思います。

1点目に、本市における畜産の現状はどのようになっておりますでしょうか。各部門において、飼養頭数や出荷額の本県に占める割合はどのようになっておりますでしょうか。比較した状況を改めましてお尋ねいたしたいと思います。

また、将来の見込みとして執行部はどのように認識をされておられますのか、お答えいただきたいと思います。

2点目に、本市における獣医師の現状はどのようになっておりますでしょうか。本市を含めた菊池地域の獣医師の近年の状況がわかれば、詳しくお示しをいただきたいと思います。

3点目に、現在、全国に獣医師系の大学は国立大10校、公立大1校、私立大5校の16校あると把握をしております。その中で、九州では鹿児島と宮崎にそれぞれ国立大学がございます。

そこで、質問でございますが、全国でも上位の畜産県であります熊本では、獣医師系の大学の誘致や設立について、これまでの動きや話はなかったのか、以上3点を伺いまして、1回目の質問といたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、3点につきましてお答えいたします。

まず、1点目の本市における家畜の飼養頭数につきましては、平成26年度県畜産統計によりますと、乳用牛が約1万1,000頭、肉用牛が約3万4,000頭、豚が約9万1,000頭、鶏が約70万4,000羽となっているところでございます。

畜産産出額は平成25年度の推計で約230億円となっているところでございます。

また、県全体の畜産産出額に占める本市の割合についてでございますが、推計で約22%となっており、県内におきましても高い割合を占めているところでございます。

次に、2点目につきましては、現在の県内獣医師数約650名のうち、産業動物獣医師は約2割弱の124名で、10年前の153名から29名減少をしているところでございます。

また、県獣医師会菊池支部に在籍をしておられます獣医師の数25名のうち、産業動物獣医師が14名、県農業共済組合菊池支所の産業動物獣医師が6名の合計20名でございます。

なお、産業動物獣医師を年代別で見ますと、60代が8名、50代が3名、40代が5名、30代が3名、20代が1名となっており、50歳以上が11名と高齢

化が見受けられることから、将来的にはさらに減少するものと考えられます。

3点目の獣医大学の誘致については要望はなかったかということでございます。

現在のところ、本市に対しまして誘致の要望等に関する話は聞いておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 今、部長のご答弁のように、やはり本市、この地域においても獣医師の高齢化、あるいはまた不足が今後も懸念されるというのは、今の数字でもおわかりのように、如実にあらわれているのではないかと感じております。

それでは、再質問をいたしたいと思います。

次に、本市の畜産農家の後継者について、お尋ねをいたしたいと思います。

本市の畜産農家の将来を支えていくのは、何と申しましても後継者の双肩にかかっております。今後、T P Pの成り行き次第では流動的な面もあると考えられますが、後継者の現状はどのようになっておりますでしょうか。

昨日の泉田議員の質問の中で、41%の後継者がおるといようなお話でございましたが、改めてその状況についてお示しをいただければと思っております。

次に、現状においての菊池地域、あるいは城北家畜保健衛生所の管内では獣医師の数は十分足りていると思っておりますが、熊本県は平成22年8月に農林水産大臣の通達の中で、獣医療法第10条の規定に基づき、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針を示し、獣医師に対する広範な社会ニーズに応えるための獣医師の適切な量の確保と質の向上を推進していくことを示しました。これを受けまして、熊本県では獣医師会や関係団体をメンバーとする獣医師体制整備協議会等による検討を経て、新たに獣医療を提供する体制の整備を図るための熊本県計画というのを策定しました。

[現物を示す]

○12番（大賀慶一君） これがその策定の書類でございますが、これは平成23年度から平成32年度までの10カ年計画がなされております。

そこで、お尋ねいたしますが、本市において国や県からの将来の獣医師不足などに関する聞き取り調査や文書による調査は行われておりませんか、お尋ねをいたします。

また次に、将来の獣医師不足に対する畜産農家や農協、あるいは共済組合などからの陳情話はあるのでしょうか。

以上、2点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、2点についてお答えをいたします。

まず、1点目の畜産農家の後継者の状況につきましては、先ほど申されましたとおり、パーセンテージとしては41%ということですが、正確な人員等については把握しておりませんが、規模の大きい経営体におきましては、ほぼ後継者がおられると認識をしているところでございます。

2点目につきましては、調査のことですが、国や県から本市に対しまして獣医師不足に関する聞き取り調査は現在のところあっておりません。

また、農家からの獣医師不足等による陳情等もあっておりません。しかしながら、過去におきましては、農業団体から県に対しまして獣医師を紹介してほしいとの申し入れがあったということは聞いておるところでございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ちょっと順番を間違えましたけれども、次に、獣医大の誘致につきまして、2点お尋ねをいたしたいと思っております。

1点目に、今後の畜産農家の後継者育成も大切であります。将来を見据えると、獣医師の養成についても大きな課題でもあると思っております。

そこで、現在、本市から獣医系の大学に進学している人たちはどのくらいおりますでしょうか。状況がわかれば、お示しをいただきたいと思っております。

2点目に、今、愛媛県が獣医大を誘致するというので、特区を申請して獣医大の誘致を図っていると聞いております。この獣医大の誘致には大変困難な面が多く、実現が難しいことは十分承知いたしておりますけれども、県内一の畜産地域であります本市が先駆けとなり、県や他市町村との連携を図り、獣医大学の誘致に取り組めないのか、執行部はどのように考えておられますのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

本市からの獣医大等への進学状況ということにつきましては、状況等を完全に把握ができてはおりません。

進学の情報を公開しております県内の高校を確認いたしましたが、獣医学部があります大学名は記載されておりますけれども、学科名等が記載されている状況ではございませんでした。

また、獣医大の誘致につきましては、今まで検討したことはございませんけれど

も、まずは議員がおっしゃられました愛媛県の状況等につきまして情報収集をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 今、獣医大に進んでいる生徒さんたちを把握するというのはなかなか難しい面もあると思います。できれば私としては、県内一の畜産の市でございます本市の子どもさんたちが常に畜産の環境に親しんでおりますので、よし、獣医大に行って、この牛たちのために頑張るぞというような子どもさんたちがあられるのを期待しております。

次の質問に移りたいと思います。

これまでも本市に対する農業に関する調査やアンケート調査があったと思いますが、今後の農家の意向といたしますか、とりわけ畜産農家に対しましては、そういう結果がありましたらお示しをいただきたいと思います。

それから、さきに述べましたが、熊本県が平成23年度に獣医療を提供する体制の整備を図るための熊本県計画を策定しました。この計画は、獣医師に関する調査結果を踏まえて、平成23年度から平成32年度までの10カ年での県下の獣医療の問題点や目標が示されております。本市としまして、どのような認識をされているのでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、市長に2点お尋ねをいたしたいと思います。

1点目に、本市では今、畜産農家への支援策として単独での乳牛の雌雄判別凍結精液助成事業補助金や赤牛の受精卵移植事業など、数々の補助事業が行われております。しかし、獣医師の技術向上は畜産農家の経営にも大きく影響を及ぼすものでもございます。そのようなことから、獣医師の技術の向上への支援も必要ではないかと思っております。このことにより、赤牛のホルスタインへの受精卵移植などのように、現状では受胎率が余り高くありません。さきの水上隆光議員の質問であったかと思っておりますが、二十数%だったと思っております。

そこで、獣医師の育成はもとより、技術向上のために支援等により補助金のより効果的な執行を図ることが重要ではないかと思っております。また、獣医師技術の向上は、ひいては農家の支援にもつながるものでもございます。今後、畜産農家のみならず、獣医師に対してどのような支援を行っていくのか、お尋ねをしたいと思います。

2点目に、県営花房中部2期地区畑地帯総合整備事業地区内の約7.2ヘクタールを本市が買い取る予定地として計画が進められております。今、この地を市が購

入した後の利用計画の早期の利用について、早目に結論を出すようにという意見が言われております。この地域は本市において、今後の利用においては大変有望な地域であると思っております。利用計画については急がず、私はじっくりと結論を出していただきたいと思っております。

そのような中で、私は知人から県内の大学が獣医大の設立の構想を持っていますよという話をちょっと聞きました。その話を聞いて、この花房台は、考えてみますと、周囲に菊池農業高校もあり、一体感もよく、周辺の畜産環境も整っております。獣医大を誘致するのに非常に適した場所ではないかと思っております。獣医大を誘致するというのは大変難しい問題ではございますが、西日本有数の畜産地帯として、今後、畜産の振興を図る上におきまして、この地域に獣医大を誘致してはと考えております。やはり1%でも確率があるならば、ぜひ検討する価値はあると思っておりますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

以上について質問いたしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） まず、畜産農家の皆様方の要望でございますが、ご存じのとおり、ただいまTPPの国の試算がまだできていないような状況でございます。それを踏まえまして、県及び我々市といたしましても、さまざまな支援を考えていかななくてはならないというふうにご覧いただいております。

それとまず、10カ年計画のことでございますけれども、獣医師の人数でございますが、平成13年には18名、産業獣医師がおられたところでございます。本年、平成27年度におきましては14名でございますので、マイナス4名という形でございますので、できれば、やはり230億円という大きな生産額でございますので、本来であれば獣医師の方々にも、もう少し現状が変わらないような数字で推移できるようなことになればというふうに思っているところでございます。

それと、さまざまな市の補助事業といたしまして、1つは、乳用牛に対しまして雌雄判別凍結精液助成事業とか、そういうふうなものを行っているところでございます。これは昨年度は管内33戸の酪農家におきまして、延べ565頭の乳用牛に対しまして人工授精を行っておりますが、その受胎率につきましては、確認できる範囲でございますけれども、約4割程度でございます。

一方、県内の受精卵移植による受胎率についても、大賀議員が申されましたとおり、やっぱり余り高くないというのが実情でございます。これは単に技術面の問題ばかりではございませんで、移植に際するさまざまな条件等も影響するところが大きいと認識しておりますので、今後も県や関係機関と協力し、さらに検証を進めな

がら、より効果的な事業を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、ただいまの大賀議員のご質問の中で、大学誘致に関する考え方について、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、獣医師の必要性ということにつきましては、私はそのとおりだというふう
に考えております。

また、本市が一大畜産地帯であるということを考えましても、やはり議員の構想
のように、もしこの地に獣医学部のようなものが誘致できれば、これは大変ある意
味、理想的なピクチャーであろうというふうには考えるところでございます。

私のほうでも何度か、可能性のありそうな大学にいろいろとお話をしてきたこと
もございます。その折には、獣医師会の中での問題ですとか、それから、何よりも
獣医学部といったものが大変多額の設備投資が必要だということで、大学自体が特
段、今、そういったことを考えていないということで、具体的な構想というものは
特段、今のところはないようでもございました。

したがいまして、可能性という意味では、そんな高いものではないとは思います
けれども、もしそういう話が出てきましたら積極的に取り組んでまいりたいと思
いますし、まず、情報収集を引き続きしっかりと進めていきたいというふう
に考えま
す。

以上です。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） 大変難しい問題であるということは私も十分認識をいたして
おります。しかし、将来、そういう獣医師不足も懸念されておりますので、どう
いった方向からでも、ぜひ対策をしていただきたいと思います。と思
っております。

それでは、もう一回市長にお尋ねをいたしたいと思
います。

獣医師不足の問題は、本市におきましても、現在のところでは、さほど影響があ
るとは考えにくいと思われておりますが、獣医療が社会に果たす役割は、動物の診
療はもちろん、畜産業の振興、公衆衛生の向上、野生動物の保護など、非常に幅広
いものがございます。それぞれの分野において大きな役割を果たしてきました。特
に、熊本県における農業の基幹産業であります畜産業が我が国有数の畜産県として
発展してきた要因の一つとして、豊富な草資源と恵まれた立地条件と相まって、適
切な獣医療の提供体制が行われたことが言われております。また、犬や猫、小鳥な

どの小動物は、単にペットとしてだけでなく、人生の伴侶としても位置づけは向上をいたしております。それらに対する獣医療も社会全体に対して潤いをもたらしております。今後、さらに多様化する社会の要請に対応するには、継続した獣医療の提供体制を整備する必要が高まっていると私は思っております。特に、本市におきましては、先ほどから何回も申しておりますが、本市の経済を大きく支えている畜産農家が、今後安心して経営を行うことができるようにするには、特に獣医療の重要性が必要であります。

そこで、本市としても、さらなる支援のほかに、県内への獣医大の誘致や設立についても、本県で先頭に立って行動していくことが畜産地帯である本市の一つの大きな役割じゃないかと思っております。まさにこの地に獣医大でも誘致できれば、まさしく鬼に金棒でございますので、どうかひとつ市長には県内の先頭に立って誘致活動に邁進していただければと思っておりますが、最後に、市長のご見解をお願いします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいまのご質問、一部先ほどの答弁の中でも触れさせていただきまされたけれども、当地における畜産業の重要性、それと関連する形での将来的な獣医師の必要性、重要性というのはますます増してくるものだというふうに考えているところでございます。

今現在の情報では、大学自体にそのような構想はないということではございますけれども、これからTPPも踏まえて、社会状況は大きく変化してまいります。それが獣医師が必要な方向に出るのか、どちらの方向に行くのかも少し見きわめる必要もございますので、情報収集には本当に力を入れて、熊本の中での畜産のリーダーとしての意識を高めながら情報収集に努めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） ぜひ江頭市長に県下のトップに立って、誘致活動なり獣医師の必要性を訴えていただければと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

次に、婚活支援について、お尋ねをいたします。

婚活支援につきましては、これまでも多くの議員の方々が一般質問でも幾度となく執行部の考えを伺っております。また、委員会等でも議論がなされたところでもございます。私も過去に数回、一般質問を行ってまいりました。結果として、な

かなか打開策といいますか、これだというヒット策はないように思えますが、これまでの一般質問の答弁の中で前向きに検討しますという文言だけは何度も聞いておりますが、思うような結果は出ていないと思っております。もちろん婚活支援と一口に言いましても、ハード面、ソフト面、さまざまな方向からの支援活動がございます。まずは安心して働ける職場や工場の誘致、安心して住める住宅、子育てしやすい環境づくりなど、クリアしなければならない課題はたくさんございます。

現状としまして、全国的に晩婚化や未婚化が進む傾向にあるとされております。その理由として、適当な相手にめぐり合わない、必要性を感じない、自由や気楽さを失いたくない、結婚資金が不足するなどが考えられております。

そこで、本市としては、出会いの場をつくるきっかけやチャンスを支援するために今後どのように取り組むのかという点につきまして、私は今回、質問をいたしたいと思っております。

まず1点目に、現在実施しております婚活支援についての取り組みについては、具体的に参加状況や期間を含めましてお示しをいただきたいと思っております。

次に、支援の成果について3点お尋ねいたします。

その1点目として、支援についての検証は行っているのか、2点目に、結婚やカップル成立にどれだけ結びついているのか、3点目に、成立した中に農家の後継者と他の業種とといいますか、その内容はどのようになっておりますか。

また次に、以前、市民の皆さんがみずから独自の婚活支援を行っておられる団体や個人の方の存在を伺ったことがございますが、そのような方々を市は把握しておられるのか、以上、お尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、大賀議員の婚活支援についてというところの現在の取り組み状況ということでお答えさせていただきます。

自治体の婚活事業への取り組みは、さまざまな事例があります。パーティーや一日旅行、農業体験などの出会いの場の提供を行うイベント形式、市民婚活サポーターによる見合いの仲介、また、独身者へ婚活の前段階となるコミュニケーション力の向上の婚活セミナー開催などが行われております。

1点目の本市の取り組みとしましては、総合計画に掲げておりますとおり、人口減少の抑制と定住促進を目的に、地域資源を活用した独身者の交流の機会を提供するために、平成24年度からイベント形式の交流会を開催しているところでございます。具体的には20歳以上50歳未満の菊池市内在住の男性と市内外の女性を対象として、男女各10名から20名の定員によって、これまでに7回の交流会を開

催し、延べ196名が参加されております。

交流会は季節に応じた内容としまして、菊池市内の自然体験、農業体験、郷土料理づくり体験などを中心に行っております。特に、本年9月に開催しましたピザ婚では、イデベンチャー、フットパス、ピザづくりの体験、また、11月に開催しました市の若手職員の企画によります泊まりに婚会では、日帰りの企画から1泊2日での企画に変えまして、菊池少年自然の家でのレクリエーションやバーベキュー、菊池神社や菊池溪谷の散策を行っているところでございます。

それと、現在までの検証を行っているかということでございますけれども、カップル数や参加者の業種等につきましては、交流会の状況把握につきましては、個人情報等もございまして追跡の調査は行っておりませんが、これまでに4組の成婚の報告を受けております。

なお、参加者の多くは会社員でございまして、自営業や農林業の参加者は少数にとどまっている状況でございます。

あと、各NPOとか市民団体での取り組みに関しましては、行政区やNPO法人などがイベント形式の婚活を実施されておりますので、婚活登録者へ市民団体主催の婚活情報の提供を行うなど、連携により事業を進めているところでございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

[登壇]

○12番（大賀慶一君） さまざまな方向で取り組みは行われております。今まで4組の成立があったと、これは本当に素晴らしいことだと思っております。

その中で、やっぱり今、農林業の方々の参加が少ないというのがちょっと私も目についたところといたしますか、非常に心配しているところでございます。

それでは、次の質問に行きます。

これらの取り組みに対する予算でございますが、今、どれくらいの予算が使われておるのか、また、今後増額するとか、そういう考えはないのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

次に、支援の成果についてお答えがありましたけれども、現状の支援策は、言うならば市の広報などによる呼びかけが主流でありまして、結婚に対して積極的な方々が参加されているんじゃないかと私は思っております。一般的に言う結婚適齢期といたしますか、そのような方々で結婚していないという方がまだまだ市内にはたくさんおられます。そのような方々が、どちらかといえば、気持ちはあるが、なかなかイベントとかなんかに参加しないという消極的な考えといたしますかね、人たちがおられます。そのような人たちを引っ張り出すといたしますか、婚活に参加していただくことが今後も大変重要なことではないかと私は思っております。

市として、今後の予定はどのように考えておられますでしょうか。再検討と申しますか、今の事業に対するまた新たな再検討は考えていく気持ちはございませんでしょうか。

次に、先ほど答弁に市民有志による結婚の支援はあっていないということですが、先ほど述べました消極的な人たちを土俵に上げると申しますか、引っ張り出すには、やっぱり人生の経験豊富なある程度年配の方々が必要ではないかと思っております。山鹿市では数年前から「肝いりどん」として活動されておられます。結果も出ているようでございます。私は平成22年12月議会の一般質問の中で、本市も結婚支援隊、いわゆる私がつけました「結援隊」という名称で若い人たちの結婚を支援しませんかという提案をいたしました。今、まさに政府も1億総活躍をうたっております。その意味合いからしましても、年配の方々の活躍の場をつくるという点からも、市民有志による婚活支援の組織をつくるべきではないでしょうか。

そういう組織の編成につきまして、執行部の見解をお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、大賀議員の再質問ということで、1点目の婚活事業の予算額でございますけれども、まち・ひと・しごと創生による地方創生先行型としまして、重点的に取り組むために、平成26年度からの繰り越し予算としまして、消耗品や委託料などの費用を含めまして、本年度は248万円を経費として計上いたしております。

また、今後の予算の考え方としましては、まず、アンケート等を各婚活事業の中で行っております。そのアンケートの中を精査いたしまして、参加費などを含めまして交流内容を工夫しながら、魅力ある婚活事業に取り組みたいというふうに考えております。

それから、参加者の募集に関してでございますけれども、参加者の現在の募集につきましては、本市におきましては登録制で行っております。市内在住の男性の方と、あと登録された方で、まず、広報紙、それから、SNS、フリーペーパーによって募集を行っているところでございまして、現在の登録数としましては男性28名、女性68名の方が登録されている状況でございます。

この募集方法につきましても、議員のほうからありますように、さまざまな方法をまた模索していきたいというふうに考えております。

それから、3点目の市民参加の支援組織ですけれども、民間でも事業を行っておりますし、市の取り組みでも、郷土料理づくり体験であれば食生活改善推進員

(ヘルスマイト)の皆さんの協力を得たり、また、先ほどお答えしました市の若手職員によるイベントの開催の研究等もやっておりますので、これら関係団体と連携して、交流会ごとに観光協会や商工会、地域づくり団体などの協力団体の拡充や民間と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長(森 清孝君) 大賀慶一君。

[登壇]

○12番(大賀慶一君) 今のご答弁で、今、登録制を実施しているということでございますが、これには結構、男女合わせますと九十数名の方が登録されているということで、その正当性といえますか、制度のあり方として非常にいいのではないかと考えております。

次に、質問をいたします。

今、登録制などについてお伺いをいたしました。現在、本市の一般的に言います結婚適齢期といえますか、そういう方々の人数といえますか、そういうのは把握されておられるのでしょうか。なかなか個人情報など、調査をするにも大変難しいと思っておりますが、ある程度市の中にどういう方がいらっしゃるという情報を持っておくということも、今後の婚活支援における有効な予算の活用ができるんじゃないかと思っております。

次に、市民有志による婚活支援でございますが、私は以前から市役所内に市役所の幹部職員や、あるいは有識者の方々による婚活支援づくりを検討する委員会やプロジェクトチームを設立して、他の自治体の状況や本市の状況を把握して婚活支援組織の設立を議論してはと申し上げてきました。執行部はどのようにお考えでしょうか。

最後に、市長にお尋ねをいたします。

我が国の人口減少は、本市に限らず、全国的な問題であります。国もまち・ひと・しごととして地方創生に取り組んでいるところでございます。本市もまた市長を中心に、菊池の創生に向けて各方面から施策に取り組んでおられます。市長の取り組みにおいては、私も前回の一般質問の中で、おおむね良好なほうに向かっているんじゃないかと述べたところでございます。

本市は子どもの医療費の補助や保育など、ある程度子育てがしやすい状況にあるのではないかと私は思っております。しかし、その前の婚活についての取り組みは、今、さまざまな取り組みが行われていることを伺いましたけれども、まだやるべきことがあるんじゃないかと思っております。私は地域ぐるみで支援活動を行うというのが大事なことはないかと思っております。そういう意味合いからしましても、昔の仲人さんのような人たちを活用することも必要ではないかと思っております。今、

よく私たちも話をする中で、やっぱり昔のごたっ仲立ちさんのおって、世話する人がおらんと、なかなか今の人たちは引っ込み思案的なところがあるけん、やっぱりそういう人たちが要るばいたというようなお話もよく聞きます。

そういうような中で、組織的な取り組みをしていただけないか、そういう支援活動する人たちの組織をつくってはどうかということでございますが、市長はどのようにお考えでしょうか。最後にご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、大賀議員のほうから情報を持っているかということでございますけれども、現在、結婚に関しまして、そういった人数的なものを把握してはおりません。

それから、庁内組織をつくったらどうかという点でございますけれども、先ほど答弁しましたように、今回、11月に開催しました泊まりに婚会という事業に関しましては、本市におきます若手職員のプロジェクトチームのほうで企画した事業でございます。若手職員等の意見も踏まえながら、また、アンケート調査では年齢制限の設定やイベントの回数、それから、ゆっくり話す時間が欲しいといったような内容のアンケート調査もいただいておりますので、そちらのほうを精査しながら、今後の活動に活用して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 私のほうからは、大賀議員の3点目でございます婚活について、地域ぐるみの支援体制はいかがであろうかというご質問でございました。

ご質問の中で重要なご指摘もございまして、出生率をとにかく上げて人口をふやす、ないしは最低でも何とか維持していかなきゃいかんという中で、子細に見てみますと、既に結婚されている方々の出生率というのは、昔と比べまして、もちろん若干は低下しておりますけれども、非常に大きな変化があるわけではございませんで、やっぱりある程度のお子様をおつくりになっている。出生率全体が下がっておりますのは、実は結婚しない人がふえているということで全体の出生率が減っているというふうに、どうも分析結果からは読み取れるようでございますので、とりわけ婚活ということについては重要であるというふうに受けとめているところでございます。

そういう中で、今、婚活事業にも力を入れてきておりますが、その際に外から来ていただくというわけでございますから、その方にとっては、生涯の伴侶という人を選ぶことでもございますけれども、それだけではなくて、自分がこれから住む

場所を選ぶと。場所との結婚という意味合いも非常に強いものですから、私どもとしては、人プラス本市の持っている豊かな地域資源をどんどん活用していこうということで今考えているところでございます。

また、全ての方が成婚につながるというわけではないと思いますが、そういう中でも、菊池のファンになっていただくということは十分あり得ることだと思いますので、そういう意味でも、ぜひ力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

今、ご提案のありました地域ぐるみでの支援の必要性というのは、まさしく私もおっしゃるとおりだと思います。どういうあり方がいいのかですね。それから、最近の若い人は、さっき2人でゆっくり話したいなんていうあれもございましたけど、そういう意向とか好みもあろうかと思っておりますので、どういうありようがいいかというのはよく考える必要はあると思っておりますけれども、今おっしゃったような形で少し検討してみたいと思っております。

また、その際に、例えば、議員の皆様方は地域の人というのをよくご存じでございますから、どうも恥ずかしがり屋で表に出てこないというような農家の若者ですとか、あるいはそういったふうな人のつながりが非常にうまい年配の方とか、いろいろご存じかと思っておりますので、ぜひ議員の皆様からもそういったふうな働きかけを一緒になってお願いできればと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 大賀慶一君。

〔登壇〕

○12番（大賀慶一君） 若手チームでプロジェクトをつくって、いろんな面でされているということは私も大変評価をいたしております。この取り組みをどんどん拡大していただければと思っております。これは願いますれば、見合いの番組があると思いますが、テレビ番組などの大きなイベントを何とかしてこちらに引っ張ってきていただくならと思っております。

市長の答弁にございましたハード面、ソフト面、いろんな方向から市長もなされておりますけれども、やはり何と申しまして、先ほどから言っておりますが、引っ込み思案な人たちをいかに引き出すかというのが一つの大事なことではないかと思っております。市長のほうから提案がございました。議員もそういうことに協力をしろということでございますが、なるほど、そうだと思っております。私たちも一生懸命、またその婚活支援をあらゆる方向でやっていくことも、これは重要ではないかと思っております。

今後、ますます婚活支援が地域を挙げて、市ぐるみでされていきますことを期待

いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 清孝君） ここで昼食等のため暫時休憩します。

午後の会議は、午後1時より開きます。

○

休憩 午前11時57分

開議 午後 零時54分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで発言の申し出がっておりますので、これを許します。平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 12月8日の本会議、私の一般質問において、一部不適切な発言がありました。おわびして、議長におかれましては、発言の取り消しなどしかるべき措置をとっていただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（森 清孝君） ただいま平直樹君から、一般質問の発言中、一部不適切発言があるので、発言を取り消したいという申し出がありました。平直樹君の発言につきましては後日会議録を調査し、不適切な発言等があった場合には善処したいと思います。

一般質問を続けます。

次に、松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） 皆さんこんにちは。議席番号7番、創成会の松岡讓です。今回は、地下水汚染、七城地域の地下水で硝酸性窒素濃度が基準値を上回る数字が報告されておりますが、市の対応についてを通告しております。この問題は、七城地域において非常に重要な問題であり、本日は区長会からも、また、女性の方も傍聴に来ておられますので、執行部には、答弁につきましては誰が聞いてもわかりやすいように回答をお願いしておきます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

本市と同様に、地下水に硝酸性窒素汚染地域を持つ熊本市では、平成19年度に熊本市地下水保全条例を制定されて地下水保全に取り組んできておられます。その熊本市地下水保全条例では、第4条に市の責務についてまで言及されているところでございます。菊池市環境基本条例では、菊池市民には健康で文化的な生活を営む権利を有するという憲法の精神を掲げてこの条例を制定されております。その菊池市環境基本条例の中に、定義といたしまして、第2条第1項3号に公害について定義の記述がしてあります。現在、七城地域の相当範囲にわたる地域で水質の汚染が

生じている問題は、この条文に相当するものとして、また、地下水の保全対策は市の責務であるとの認識を持ち、早急に対策を講じるべき問題だと考えます。

以前にした質問への答弁で、水質基準を超える結果が出た集落を全戸対象として水質検査を実施するとの回答がなされております。実施された水質検査の状況についてまずお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） 皆さんこんにちは。それでは、ただいま松岡議員からありました、七城地区の全戸検査についての結果についてご答弁申し上げます。

本年6月から、毎月1回、七城地区の全38の行政区において、各区長に選定いただいた井戸水の硝酸性窒素濃度の検査を実施しております。その中で、硝酸性窒素濃度の基準値が10ミリグラム・パー・リットル以上の数値を示した行政区におきましては、当該行政区の全世帯の飲用水の硝酸性窒素濃度の検査を1回実施することとしておりました。

11月末時点ですけれども、6つの行政区が対象となりまして、合わせて174戸の井戸水の検査を実施したところです。

12月4日時点で、全戸検査した6の行政区のうち5つの行政区132戸の結果が判明しておりますので、その結果を申し上げます。その結果から多少の差はありますけれども、検査した全ての行政区において基準値以上を示した世帯が多く見られたところがございます。しかしながら、今回の検査におきましては、各世帯から提出いただきました水が浄水器を通った水であったり、井戸の原水であったりと、同じ条件での検査とはちょっと言えないものでございました。したがって、再度各世帯における浄水器の設置があるかないか、また、井戸の深さ、井戸の場所、共同利用をされているかなどヒアリングを行い、検査結果の精度を上げながら、今後の調査研究のデータとして活用したいというふうに考えております。

なお、今回の検査結果につきましては、各世帯における飲用水の状況を皆さんに把握していただくために、近日中に送付したいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） ただいま水質検査の結果をお伺いしたわけですが、全戸検査された集落では、その多くに基準値超過の井戸との結果が出ているというようなことではございますが、現状を見ますと、七城北、七城南地区の畑地帯の下にある全集落を対象として全戸検査が必要だと考えますが、実施されるお考えはないかを

お伺いたします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、再質問にお答えします。

今回実施しました6つの行政区の全戸検査の結果を受けまして、基準値を超えた世帯が多く見られたことや、毎月の各区の調査において周辺地域において基準値を超えてはいませんが高い数値であったということが判明しましたので、今年度中に全戸調査を実施しました行政区周辺の地区、いわゆる今、議員がおっしゃいました七城北地区、七城南地区においても全戸調査を1回は実施したいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） よろしく願いしておきます。

それでは次に、昨年9月定例会の答弁で、原因の一つとして家畜排せつ物の土壌還元があるとの発言がっております。家畜排せつ物の対策として、堆肥舎等の施設には市町村合併前から各市町村で積極的に対応されており、現在では堆肥舎等については十分に充足しているとのことですが、今現在もふん尿の野積みやバキューム車で散布したままで放置されている畑が散在している状況にありますので、今後はパトロール等を強化され、違法行為には行政指導等の徹底をお願いしておきたいと思っております。

本市の基幹産業は農林畜産業であり、特に畜産業においては西日本有数の産出額を誇っております。今後、本市は農林畜産業と共存できる水質保全対策を推進していく必要があると考えております。

七城地域では、水につきましては地下水に依存しており、非常に深刻な問題でございます。

硝酸性窒素の人体への影響につきましては、乳幼児に見られるメトヘモグロビン血症が挙げられ、市からの説明でもこのことを多く言われます。先般行われました市営流川団地への住宅係が行った説明でも、このことだけを説明され、過去、国内での発症事例は1例のみとなっているなどを強調して説明されております。しかし、もう1つの、体内で亜硝酸と二級アミンが反応して発がん物質ができることについては全く説明されておられません。いたずらに不安をあおらないようにとの配慮だと言われますが、自分たちに都合のいい事実だけを挙げているにすぎません。

ここでお尋ねしますが、もし仮に本市の上水道、簡易水道において硝酸性窒素濃度が基準値を超えた場合にどのような対応が必要となるかをお伺いたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 皆様こんにちは。それでは、まず1点目の松岡議員の質問に答えさせていただきます。

水質が基準を超えた場合の対応ははということですが、水道は生活に欠かせない重要なライフラインであるため、水道水源の汚染などの発生は住民の生活に重大な影響を及ぼすことになります。このため、水道法において水道水として供給される水の要件が定められ、また、水質検査についても定期的に及び臨時的に行うことが定められております。これに基づきまして、当局におきましても井戸から採取した原水については主に年1回40項目を、原水に消毒を施した上水については主に毎月9項目、3カ月ごとにこの9項目を。

[「議長、私が聞いているのはそういうことじゃございません。水道事業でそういうふうな基準値を超えた場合の対応は何かを聞いております。ちょっと私の質問に対する答弁とは違うと思いますが、よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 藤本局長、的確に。

○水道局長（藤本辰広君） それでは、もう単純に申し上げますと、仮に水質に異常が認められ、人の健康を害するおそれがあることがわかった場合には、水道法に基づきまして直ちに給水を停止するとともに、関係者へその周知を行うなど、その原因の特定に努めると同時に、応急的な給水体制をとってまいります。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） ただいま説明がありましたように、給水停止です。飲めない水ということでございます。

それでは、仮に基準値ぎりぎりの数値が確認できた場合に、どのような措置をとるのか、対応マニュアルあたりは作成してあるのかということについてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 対応マニュアルということですが、災害等を想定いたしまして、そういった対応はつくっております。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） あるということですので、もう少し内容について詳しくお尋ね

したいと思います。ぎりぎりの数値が確認できた場合にどのような対応になりますか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 先ほども申し上げましたように、まず、原因を追求することが第一でございますので、まず原因追求ということが第一になってきます。それから、まず発生源がどこかということでそこをまた追求しますし、保健所には当然連絡しますし、その対応を迫っていくことになります。例えば、原水は1カ所じゃなくて何カ所もございますので、まず1カ所がだめになった場合はほかのところから給水をするとか、そういう形で対応をとってまいります。全てがだめな場合は当然、応援体制も契約していますので、近隣の市町村、そういったところから応援体制をとってやっていくというようなことで対応をしております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 原因究明、当たり前のことです。しかし、七城において今こういう状態であるのに、原因については環境課のほうでされておるかもしれませんが、それに対する対応についてはほとんどされていないのが現状ではないだろうかと考えております。

本年度、七城区長会から、市として安全な水源からの提供など恒久的対策を早急に措置していただくよう強く要望しますとの要望への回答では、七城地域における上水道整備の費用の概算算定を進めて、アンケート調査や説明会の開催を実施と非常に消極的で、今の水質汚染問題に全く緊迫感のない回答となっております。先般、平成26年度特別会計決算の報告において、簡易水道事業の立門地区において配水管工事は終了したが、加入者が現在いないとの報告がっております。本年6月第2回定例会で私の一般質問に、「水道事業というものは、水道使用者が支払う水道料金で賄っており」と続きまして中略しますが、「そのため要望される地域の大多数の同意と加入していただくことが事業推進の大きな柱と考えております」と、加入同意について重要事項であるかのように答弁がなされております。この立門地区においては、どのような特別な判断で事業に着手されたのかをお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） これにつきましても端的に申し上げます。

立門地区におきましては、平成22年度に地元からの要望並びに事業完了後は速

やかに水道事業に加入するということの全員からの同意を得た上で、平成22年度から平成26年度にかけて整備を行ったところでございます。今のところ水道事業への加入はあっておりませんが、今後は区長さんと、今後というか、前もって区長さんとは相談をしていますが、今後も区長さんと相談しながら加入促進を図ってまいり所存でございます。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） それでは、七城地域への説明では、加入同意の必要性について強い発言を行っておられますが、今の説明をお聞きしますと、七城地域でもこういう同意があれば事業着手すると捉えていいのか、再度質問いたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） お答えいたします。

私が水道事業の同意というのを申し上げたのは、認可基準をとる場合に、水道法第8条で資金調達、返済、収入、運転経費等の収支見通しが確実かつ合理的で、破産等による事業の休止や廃止がないことという要件がございます。この要件に該当するためには、多くの方の同意がないと実際認可がおりませんので、そのような回答をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） それでは、続いてお尋ねしますけれども、水道事業では事業認可に必要なのは同意なのですか、それとも加入同意なのですか、どちらかはっきりとお答えください。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） もちろん加入同意でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） それでは、立門地区において同意はとれているが加入者がいない、これはおかしいんじゃないですか。加入同意をされているならば、もう同意をされているわけですので、加入者がいない、そのところはどういうふうに捉えたらいいんですかね。先ほどの回答とちょっと違うような気がしますけれども。あくま

で加入同意ということであるならば、立門地区においては加入同意はとれておったのか、加入同意なのか、その辺について詳しくお知らせください。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 加入同意でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） 加入同意ということであるならば、先般の報告の中で、今後加入を、加入についてということでもありますけれども、わざわざ加入者を今からというふうな形の説明は必要ないのではないかと思います。

それでは、七城松島地区は地区内配水管を整備されまして小規模水道施設を整備されておりますが、硝酸性窒素が既に20ミリグラム・パー・リットルを超えております。本年9月に松島区長から市長へ要望書が提出されております。その回答では、小規模水道施設の助成金を活用して水源の確保を図ったらどうかとか、隣接する七城南部浄化センターの井戸ポンプを利用すればどうかとなっております。私が思いますに、同地区の問題は隣接する水道地帯へ水源地を施設して配水管を敷設すればすぐに解決する問題でございます。先ほど聞いておりましたところでは、同意はあるけど加入者がいないという形で聞いておりましたので、松島区の事業のほうは、はっきり言ってそこまで困っておられますので最優先ではないのかと思いますが、その辺についてどう思われますか、お尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 地元からの要望があれば当然取り組む所存でございますけれども、ただ単に要望があったからといって取り組むのじゃなくて、ちゃんとした水道施設に加入する、ただ単に施設を整備したからといってすぐできるわけでもなくて、当然するためには国の認可を受けなければなりません。ですので、その認可を受けるのに時間がかかりますので、すぐということにはできないと思います。ですから、順序を追ってやっていくということになりますので、もしそういうことであれば取り組んでいくということになると思います。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） はい、どうも。回答にあった菊池市小規模水道施設整備事業補助金交付要綱が本年10月27日告示で改正されております。七城松島地区の水源地で硝酸性窒素濃度が20ミリグラム・パー・リットルと基準値を大幅に超過して

いることを認識された中で同交付要綱の改正をされましたが、補助対象の中に、水質汚染等のための整備が対象となっておりません。水道事業の場合は、給水停止の措置をとらなければならない事例であるのに、そういうふうな形の認識があったのか。今回の補助金交付要綱を改正されるに当たり、このことについてどのような審議がされたのか。なぜ問題となっている水質汚染による整備について対象外となったのか。災害復旧については対象となっているのに、対象とせずに改正となった理由についてお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） すみません、質問がちょっと聞き取れなかったんですけど、対象区域じゃないのにしなかったのかということですか。

[「議長、このままいいですか」と言う者あり]

○議長（森 清孝君） はい、どうぞ。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） この改正の中で、汚染地域について全く触れずにもって、その部分について補助対象の中に入っていないということについて、なぜかということをお尋ねしております。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 小規模水道施設整備事業補助金の対象工事に硝酸態窒素に対する補助が盛り込まれていないということでございますけれども、本市の給水区域外におきましては、多くの住民が井戸利用により生活用水を得ている状況でございます。近年、井戸の硝酸性窒素による汚染のみならず、何らかの汚染に対する懸念が高まっていることから、そのような地域におきまして、特に水道の普及が急がれる状況にございます。しかし、対応に緊急性を要することや個人での対応にもある程度限度があるということから、浄水器設置の補助率及び限度額を見直すとともに、菊池市小規模水道施設整備事業補助金につきましても、補助率及び限度額を拡大したものでございます。この制度を利用していただくならと思っております。どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 私は今回この改正についてお尋ねをしているところについては、七城地域に限って言っていることじゃございません。市内全域でそういうふうな汚染地域が出た場合にするかということでお尋ねしております。ちょっと回答が違ふんじゃなかろうかと思えます。

それでは、この要綱の補助金対象及び補助率にありますところの、ここに災害復旧があります。この災害復旧というのは、自然災害なのですか、それとも今回のような人為的な原因での水質汚染もこの災害対象と捉えていいのかをお伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 災害に該当するのであれば、自然災害であろうと人為災害であろうと同等だと思います。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） ありがとうございます。今のお答えでは、人為的な原因での水質汚染もこの災害復旧という形で捉えるということでございますので、それでいいのでしょうか、確認いたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 今回の問題につきましては、今のところ人為的かどうかというのも確定しておりませんので、災害に当てはめるということは今のところ無理だと思います。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） ただいまの発言では原因究明ということですがけれども、硝酸性窒素問題につきましては、前回、私が質問いたしましたときにはっきりと言われておりますよね、家畜排せつ物が一つの原因として挙げられますと。そういうふう一般質問の中で答えておられます。ということであるならば、今回の硝酸性窒素汚染の問題について原因究明をされているのか、水道局の場合は原因究明に努めるということでしたので、そのことについて原因究明までをはっきり検査されておるのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 原因究明ということでございますけれども、水道事業の給水区域であれば水道事業の管轄ですので、こちらのほうで調査しますけれども、給水区域外でございますので、水道局の担当ではございません。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） 担当課にお尋ねします。

○議長（森 清孝君） 市民環境部長、倉原良則君。

[登壇]

○市民環境部長（倉原良則君） それでは、ただいまの松岡議員の原因究明というところでの調査ということでございます。

現在、硝酸性窒素についての原因につきましては、専門の機関であります熊本大学の教授と協議しながら、その原因究明のための打ち合わせを行っているところでございます。専門的な知識を持った先生の方にお伺いしたところ、硝酸性窒素の地下水に及ぼす影響というものが、ある程度データを必要としていると。長期間の調査が必要であるということから、調査につきましてはデータを採取する期間、あと、そういう井戸の状況等の詳細な調査が必要ということですので、若干時間がかかるということ認識しております。ですので、今回の七城地区の硝酸性窒素については、先ほど議員が申されましたように原因の一つとしては家畜排せつ物のところがありますが、そのほかの原因も当然幾つか考えられる部分がありますので、今後その調査の中でそれを究明していきたいというふうに考えております。ただし、その時間は若干いただきたいというふうに考えております。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） この補助金を利用できるかできないかということでございますので、早急にその辺については対応していただくようお願いしたいと思います。

それでは、また同日付で菊池市浄水器設置補助金交付要綱も改正されており、補助率が2分の1で限度額20万円となっております。そこで、ほかの市の事業を見てみますと、今回議案として上程中の菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部改正については、これはわかりやすく言いますと、個人所有の合併浄化槽を市に寄附した場合に人頭制に変更した使用料を徴収するというものですが、下水道事業分と料金体系が異なるために格差緩和を図るということで値下げとなっております。個人負担の一部を市が負担するというものでございますが、また、現在個人設置の浄化槽が約1,320基あり、その75%を市が寄附採納した場合に、今後、年間で約3,600万円の一般財源を投入して負担していくこととなります。下水道区域外の合併浄化槽全部となれば、4,000万円を超える額を毎年市が負担するというところでございます。また、水道事業においては上水道会計に平成17年度、平成18年度、平成19年度で合計約1億3,000万円が一般会計から赤字解消のため繰り入れがされております。簡易水道会計におきましては、平成26年度で見ますと、基準外経費として約2,300万円を繰り入れている状況でございます。

市が維持管理する事業においては、これだけの一般財源、税金を投入していく中で、七城地域においてはこれまで、生活に一番必要な水を確保するのに、いわゆる自給自足、自前でやってきており、公費負担はほとんどありません。今後、水道事業で対応されるとしても事業完了は何年か先のことです。

そこで、今回の広範囲な水質汚染問題に対して、いわゆる公害に準じた対策を要望したい中で、他事業での財源の投入を考えたら、今回の広範囲な硝酸性窒素の水質汚染の状況につきましては、浄水器設置の全額を市の負担で実施とされてもおかしくない状況だと私は考えますが、いかがでしょうか。費用も他事業への一般財源投入額と比較しましても少ないものと思います。今回の浄水器設置補助金交付要綱の改正の際に、水質汚染地域への配慮が全く考えられておりませんが、なぜかについてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 簡易水道事業会計に一般会計からの繰り入れを行っているということでございますけど、それから、なぜ本人の負担になるのかということでございますが、水道事業の経営に関しましては水道料金は能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし、公正で妥当なものであることが水道法によって定められております。しかしながら、簡易水道事業の特長といたしまして、菊池市に限らず一般的に簡易水道事業は過疎地域に存在していることが多いことから、料金収入のみによって経営することが困難な状況となっております。

[「議長、私は公費負担を言っておるだけで、そういうことはわかっております」と呼ぶ者あり]

○水道局長（藤本辰広君） これがちょっと原因でもありますので。

現在、そういった状況で平成28年度4月1日を目指して簡易水道を上水道に統合するように今準備を進めているところでございます。

水道事業は、主にお客様の水道使用料と加入負担金で賄われていることから、今回の改正につきましては、それ相応分の負担をお願いいたしたく、補助率と、それから限度額を改正したものでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 個人負担については私もわかります。ただし、今回議案に上程されております合併浄化槽のケースと同じじゃないだろうかと考えております。下水道事業につきましては、我々についても加入者全員ですね。加入負担金も当初

払っております。そして、使用料については払っていった状況です。全く同じだと思います。

その中で、この事業が浄化槽で今回上程されている部分と、この浄水器設置について区別される理由がわかりませんので、その区別される理由についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 暫時休憩します。

○

休憩 午後 1 時 3 3 分

開議 午後 1 時 3 5 分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 今、松岡議員のほうから今回上程しております菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定の趣旨、いわゆる中身と、今回、水道局で補助金交付要綱を3分の1から2分の1に補助率を上げた、その考え方のそこに違いがあるんじゃないかというご趣旨でございませうでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○総務部長（馬場一也君） そこにつきましては、まず合併浄化槽につきましては、ほかの下水道事業との当然受益者負担の考え方がそもそも違うということから、受益者負担の均衡を図るんだということからの料金改訂ということでの条例改正。

今回、3分の1を2分の1にしたということは、そういった水質の汚染があつて、地元の井戸水を利用されている住民の方への支援という補助金という考え方で、当然、同じ菊池市民の方が、片や上水、片や簡易水道、片や井戸水ということで、いずれにしても負担をもって水を供給させていただいていると。ただ、井戸水に関してはこれまでただだったんだけど、それを汚染を少しでも軽減するために支援をするということからしまして、受益者の負担はいずれにしても必要だろうと、それが均衡を図ることだということから、2分の1への支援の補助率をアップするところからの3分の1から2分の1にしたという考えでございませう。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） 私の質問の仕方も悪かったと思いますので、ちょっと内容については納得いきませぬし、言っていることとちょっと違うと思いますけれども、このことについては今後また話していくということで。

それでは、上限額と補助率の決定にどのようなことを検討されたのかということ

についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 浄水器の値段というか、今現在は浄水器の種類はたくさんございまして、家庭内で使う分につきましては最低10万円から最高40万円ぐらいの開きがあります。それで、最高40万円をつけた場合に2分の1の20万円というようなことで考えてしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 私がお尋ねしたのは、上限額と補助率の決定をどのような理由でされたのか、どういうところを検討されて2分の1にされたのかについてお尋ねしたいわけです。近隣あたりを調査されてからされたのか、それともただ単に自分たちの考えだけで2分の1にされたのか。20万円にされるのも、独自でそれを判断されたのか、その辺についてお尋ねします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） もちろん近隣市町村のほうは全部調べました。その中で、うちとしては、限度額としては最高に高いという。八代市さんも20万円ですけれども、金額は一緒ということでございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 今のご答弁では、近隣市町村についてはもちろん参考として調べたということでございますので、具体的に参考にした市町村の、いわゆる本市におきましては、冒頭何度も言うておりますけれども、畜産業西日本一を誇っております。そういうふうなところを考えまして、参考にされた市町村の畜産業の状況とか、該当地域への水道事業の普及等についてお調べになったのか。なったとするならどういうところを調べてあるのかについてお尋ねいたします。

○議長（森 清孝君） 水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 水道局といたしましては、そこまでは調べてはおりません。ただ、浄水器設置補助金につきましては、近隣町村もそんなに多くはございませんので。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 近隣市町村についても調査して決定ということであるならば、そういうところまで詳細に調べた上で比較すべきだと思います。ただ単純に補助金の交付要綱あたりを調べただけで、参考にしました、調べましたというのは、いささか簡単な調査ではないだろうかと思います。

それでは次に、市長は常々、菊池市の自然環境のすばらしさを口にされます。そして、安全・安心の癒しの里について提唱され、また今回、菊池市が環境王国に認定されておりますが、環境王国の認定基準に、今後、著しく環境が悪化した場合に、認定称号は取り消されるとあります。そうなれば、風評被害も懸念されるところでございしますが、水質汚染の現状について市長も十分に把握されていると思います。今後、水道事業で対応されるかもしれませんが、現状について私は早急なる対策が必要と考えますが、市長はその必要はないとお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 地下水汚染に対する対策ということの考え方というご質問でございしますが、まず、今ご指摘がありましたように、私どもは自然を生かしてまちの発展につなげていこうと。それを、農業、観光、2大柱でございすけれども、そのどちらもやはり環境で成り立っている産業でございす。とりわけ農業、観光、両方を支えている命のもとというのは、やはり水だと思うんですね。ですから、この水をしっかりと守って、かつ次世代につないでいくというのは大事なことだというふうに思っております。

私どもとしては、この観光客向けだけではなくて、まず実際に生活している市民にとって安全・安心の水でなければいけないと思います。今、こうしたふうな汚染の数字が上がってきていることで私も大変心を痛めておりまして、まず、何よりも近隣の方の健康をとにかく守らなきゃいけないと思います。一方で、究極的な解決の道というのは、やはり安心・安全でかつ品質保証がされている水道を普及させていくというのが本当の筋道としての解決策であろうというふうに考えています。しかし、それには大変時間がかかります。ですから、まず皆様の健康をお守りいただきたいということで、この浄水器の設置についての補助率を引き上げたわけです。

そもそも私どもは、ご要望があれば本当に安心・安全を守る覚悟でおりますから、多少の費用がかかろうとも、それは水道のほうに切りかえていかねばならないという使命感を持っております。しかし、これは皆様の同意がなければできません。これまでは、この水道によって安全・安心というものを確保するのか、それとも、やは

り自然の水の恵みをそのまま生かして低コストで、もっと言うなら、ただの水でやっていくか、そのオプションがあったわけですが、今、一部の地区ではそういうことで天然の水を使っていくというオプションで来られたわけですね。しかし、そこには当然、地下水が汚れるかもしれませんよというリスクはあるわけですね。今それが現実のものとして起きているわけですから、当然それまでの負担感というのは同じ菊池市の中でも全然違うわけですね、コストの分担の仕方が。ですから、私どもは今、皆さんの生命を守るというのと同時に、市民の公平感を同時に見ながら、やはり全市民にとって一番納得のいく方法でやらねばいかんということで、時間軸から考えたときに、まずは浄水器を設置することで健康をまず確保しよう。その中で、私どもがやれる範囲としての補助の上限は最大に引き上げていこうというふうにやったわけですから。根本的な対策としてのそもそもの原因の追求であるとか、こうしたことも当然取り組んでまいります、いかにせんこれは専門家の意見によりますと大変長期間のデータが必要であるということからでございます。しかしながら、これは次世代のため今から着手していかなくやいかんと思っておりますので、こうした短期、長期の両方の組み合わせで菊池の安全の水を確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 松岡讓君。

[登壇]

○7番（松岡 讓君） ありがとうございます。今後も全体的な水質検査の結果を見て、再度検討されることを強く要望しておきます。

続きまして、時間がありませんので、市営流川団地給水設備の硝酸性窒素除去装置の設置についてお尋ねいたします。

先日の合同委員会の中での荒木議員の質疑に対する部長発言が、今後いろんなことを調査して報告するとのことでしたが、部長発言に誤りがなければ、どのような調査をされたのかをお尋ねしたいと思います。特に、給水管の中で滞留を起こしているのが原因ではないかとの発言がっておりますので、調査結果についてお答えください。お願いします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樫川博久君。

[登壇]

○建設部長（樫川博久君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

当初、荒木議員さんからご指摘があったときと同じ内容になるかと思っておりますけれども、最初は余りにもデータが少ないために、何とかそのデータを確保して、最善の対策をとりたいという気持ちのもとから、そういう調査をまずさせてくれという

発言をしたと思います。結果を見ますと、春先から夏にかけては数値が下がっておりまして。そして、秋から冬場にかけて急にまた上がってきたという状況がありまして、当初、何かの原因がわかりはしないかということでいろいろ検討したところだったんですけれども、結局、具体的な調査を、それ以上の調査をすることができずに、対策も、結果として慌てて対策をとるような結果となってしまったこと、非常に残念に思っております。

[「もういいですから、滞留について調査の結果をお知らせください」と呼ぶ者あり]

○建設部長（櫛川博久君） 滞留の調査はとうとうできませんでした。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） いろんなことを調査するという中で、滞留という言葉に言及されております。調査できなかった理由をお聞かせください。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） 調査ができなかったということなのですが、当初は、何らかの掘削したときのケーシングに影響があるのではないかということで、検水をするその取得方法だとか、その状況が不安定なまま判断するのは非常に難しいということで、いろいろ作業をやろうとしたんですけれども、その具体的な方法がとうとう見つけることができずにできなかった状況でございます。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 時間がございませんので、先に進みます。

流川地区の老人福祉センターと異なりまして、今回の市営流川団地におきましては、入居者が生活している場所でございます。当然、毎日の生活で水を使用します。その水で調理をし、みそ汁、お茶、コーヒーなどと体内へ入るわけですが、硝酸性窒素につきましては煮沸すれば濃度が濃くなると聞いております。当然そのような中での除去器の選定だったと思いますが、選定の方法について、具体的にどのような機種を対象として選定されたのか、その基準についてお聞きしたいと思います。よろしく願います。簡潔に。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、お答えいたします。

緊急でございましたので、主要浄水器装置メーカーへの聞き取りをまず行って、

市内水道事業者とも取引のある業者に技術提案、協力をいただきながら、硝酸性窒素の除去が確実にできることはもとより、維持管理費を抑えることなど、最適な浄水方法及び設置工法を総合的に検討し検討を行った結果、老人福祉センターと同じオルガノ株式会社、イオン交換方式による硝酸性窒素の除去装置を選定したところでございます。機械の機能につきましては、井戸からポンプアップした水をイオン交換樹脂を通して硝酸性窒素濃度をゼロに近い値にしたものと、そのまま原水を通すバイパスの2ルートを設けて、混合して給水するもので、混合する割合を調整することでこの給水濃度を管理していくという仕組みになっております。

以上、お答えします。

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 本来ならば、機種選定につきまして、どのような機種というような形の中でお尋ねしたいと思いましたが、時間がほとんどございませんで先に進みますけれども、いわゆる荒木議員の質問に、除去装置メーカーとの取引のある業者を選定し、現地調査を行っている5者に見積もりを依頼というふうな形でお答えされております。臨時会における荒木議員の質疑に対して、メーカーとの取引ができる5者という形の中でいろんな対策等を相談し、それから工法あたりも相談した業者の方に5者協力をいただきと、既にもって機種を選定する前からこの5者の方にいろんな対策をしているというような形のことを述べられております。そういう中での今回の見積書によるところの契約につきましては、どう考えても当初から機種を決定していたのではないかという疑問が残りますが、メーカーとの取引ができる業者は5者以外になかったのか。前回の老人福祉センターでは14者が指名において応札とされておりますが、いかがでしょうか。この場合につきましては、指名入札ということで工事期間についても明記した上で14者が応札されております。お願いします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、樋川博久君。

[登壇]

○建設部長（樋川博久君） それでは、お答えしたいと思います。

今回は非常に緊急を要していましたので、業者の選定、それから契約に至るまでの無理が非常にありました。十分だとは決して思っておりませんが、スタッフ、職員が全部、その辺素人が多かったものですから、手がかりとしてその道に詳しい方の意見をまず聴取したところでございます。その中で、水道施設事業者の13者の中から協力いただいた方々5者を選定して、競争性確保はもとより、菊池市会計規則第70条の「競争に参加させようとする者をなるべく3人以上指名しなければな

らない」という規定のもとに5者を選んだところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

[「相談した業者と落札業者が一緒じゃないですか」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 松岡譲君。

[登壇]

○7番（松岡 譲君） 今、14者についてということでございますけれども、当初から相談されている者って5者じゃないですか。そして、入札、落札されたところも同じじゃないですか。どう考えても最初から機種の選定なんてなかったとしか考えられんとですよ、ちょっとおかしいと思います。

もう時間がございませんので、ほかにもお聞きしたいことはありますけれども、先に進みます。

本年度開催されました議会報告会の全会場で、水の問題について参加された市民の方から意見が述べられております。七城地区の水の問題、七城地区に上水道の整備をしてほしい、これは旭志会場で、旭志の住民の方からのご意見でございます。

泗水会場では、硝酸性窒素の問題について市として考えてほしいとの意見もあっております。ほかの地域の方々も、本気でこの問題を考えられていると感じることができるご意見でございます。この水質汚染問題を考えるときに、畜産業での家畜排せつ物の処理が問題として取り上げられますが、決してそれだけが原因とは思っておりません。皆、関係法令の定めの中で行動されていると思います。しかし、水質汚染が問題となっているのも現実でございます。これ以上に水質汚染の範囲が広がらないためにも、市や農業機関、農家等が一体となって取り組まなければならない問題ではないでしょうか。

今後、市当局が本気で対策に取り組まれますことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（森 清孝君） ここで10分間休憩をします。

○

休憩 午後1時57分

開議 午後2時05分

○

○議長（森 清孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 皆さんこんにちは。平成27年度の議会報告会が10月21日、22日、23日、26日の4日間、多くの市民に参加していただき、開催する

ことができました。報告会の中で市民の方々から貴重な意見をいただきましたが、特に菊池公園の整備の費用問題の意見の中で、執行部をチェックするのが議会であると強く言われました。私もまさしくそのとおりだと再認識をいたしました。改めて初心に戻り、市民の代弁者として頑張らなければと思っております。

今回の質問は、議会報告会での要望等も含め、お尋ねをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、道路整備、国道387号の整備についてですが、これまでに重味地区、篠倉集落部分の改良も完了しており、整備が進んでおります。これまで重味地区の改良の終了後は、豊間地区、戸豊水の交差点から北中学校までの区間の整備の要望をまいりました。以前、地元県議とともに、県、市も一緒に同行していただいて危険箇所の確認をしておりますので、市としても整備の必要性は十分認識していただいていると思われませんが、いずれにしても国道ですので、市としては県、国に対しての要望になると思われれます。現在の整備の計画状況がわかれば、お示しいただきたいと思います。

次に、県道原立門線についてお尋ねをいたします。

この路線につきましては、地域住民の生活道路はもちろん、菊池高原ゴルフ場、オートポリス等の観光ルートとして重要な路線でありますので、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。市としても、県に対して熱心に要望していただきましたので、整備が進んでいるようではありますが、現在の進捗状況と今後の計画をお示しく下さい。

次に、聖護寺線についてお尋ねをいたします。

聖護寺線は、鳳来区の鳳儀山聖護寺菊池第13代菊池武重公が大智禅師を招いて建立した菊池一族の精神のよりどころとなっていたお寺に続く市道であります。現在は国際禅道場として多国籍の方々が来られております。菊池として、貴重な聖地の一つであり、観光面からも重要な資源であります。これまでの整備の要望については、現地調査を行ってまいりたいとの答弁でしたので、現在の進捗状況をお示しく下さい。

次に、市道管理の各地域の現状と今後の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまでの一般質問で地域による不公平感に対する調整についても要望を含めお尋ねをしておりました。また、先日も城議員より地域間の格差の中で、市道の管理について指摘をされております。菊池市の市民に対する公正、公平の観点からも早急に改善する必要があると思われれますが、その点も踏まえ、答弁をいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） それでは、お尋ねの国道387号、それから県道原立門線、それから市道聖護寺線の整備、進捗状況について報告させていただきたいと思いません。

国道387号につきましては、市といたしましても状況を把握しておりまして、単県要望において位置図、現況写真等の資料を添付し、改善要望の申し出を続けているところでございます。現状としては、まだ着手に至っていないようでございますが、今後も引き続き要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、県道原立門線についてですが、県北広域本部土木部に確認しましたところ、県道原立門線の改良区間、原味橋から伊野橋までの約400メートルの区間の整備につきましては、平成25年度に用地取得が完了し、平成26年度には起点、伊野橋側の道路を河川側へ拡幅する工事が完成しております。今年度は昨年度の工事区間に引き続き道路拡幅工事を施工しているところであり、今後も早期完成を目指し工事を進めていきますという返事をいただいております。

それから、市道聖護寺線についてでございます。

ご存じのとおり、地形上、全体の改良は非常に困難であるかというふうに思いません。ただ、入り口付近の、先ほどご指摘ありました狭窄部につきましては調査を行っております。局所的な対応ができないかということは今いろいろ検討しているところでございます。

以上、お答えさせていただきます。

[「もう1つは」と呼ぶ者あり]

○建設部長（櫛川博久君） すみません、もう1つ、管理についてお尋ねでございました。続けて答弁させていただきます。

2点目の市道の管理についてでございますけれども、先ほどおっしゃいましたように、城議員の一般質問でもご説明いたしましたとおり、市道は市民の皆さんにとって生活に密着したものであり、貴重な道路であることは承知しているところであります。これまで市道沿線沿いの管理につきましては、地域の皆様のご協力により維持管理が行われてきた部分が大きく、大変感謝いたしているところでございます。旭志及び泗水におきましては市道沿線の各行政区に委託し、除草作業を行っていただいておりますが、現在までまだ十分全地域での調整が行われていない状況でございます。草刈り等の作業の委託については、城議員のときにもお答えしましたように、平成28年度中に各行政区の現状の把握、それから本当に受けていただけ

るものかどうかも含めて調査をし、十分な協議を重ねて結論を出したいと考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。それぞれの路線ですね、もう大変地元にとっては重要な路線ばかりでございます。特に国道387号については、地元の代議士のほうから、市のほうの熱意がないとなかなか国としても動けないということも聞いておりますので、しっかり熱意を持ってやっていただきたいと思えます。

それと、聖護寺線については、局所的な改良でもよろしゅうございますので、早急に工事に入っていただきたいと思えます。

それと、先日から城議員も申し上げられております市道管理の各地域の格差についてでございますけれども、金額的には旭志地区が89万6,000円、泗水地区が183万1,000円でございます。2カ所合わせても272万7,000円ですか。いずれにしても、もう合併から10年以上たっておりますので、この件については、私どもも前回の一般質問のときにも申し上げておりましたので、十分準備はできていると思えますので、今、ちょうど来年の平成28年度の当初予算の時期になりますので、予算を組んで、その組んだ後でもいろんな調整はできますので、そのことはちょっと確認をしたいと思えますが、どうぞよろしくお願いします。

○議長（森 清孝君） 建設部長、櫛川博久君。

[登壇]

○建設部長（櫛川博久君） 予算を平成28年度からというご要望だったと思えますけれども、先ほど申しましたように、予算を上げるからには、どの地域できちんと受けていただけるかとか、作業がどういう……。

[「もう実際、よその地域でもってやっとなるじゃないですか。だから、委託を受けているのと一緒にですから、委託を受けてしよるじゃないですか」と呼ぶ者あり]

○建設部長（櫛川博久君） 平成28年度中に十分調査をして、方向を決めさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 今、調査をするとおっしゃいましたけど、もう調査はしなくてもすぐできるようなことですよ。基本的に、これをこれまでおざなりにしていた

感覚が私どもにはちょっとわかりません。こういうのを解決しないと、今、いろんなこともですね、ほかの各地域間の問題というのは解決していかないことがたくさんあると思います。このことについては、やはり市長の答弁をいただいております。これだけいけばいけないと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 市道管理の運営方法の見直しということでございますが、これは城議員のご質問の際にもお答えしたとおりでございます。高齢化に伴いまして、大変皆様ご苦勞されているところでございますが、私どもとしても大変苦慮しているところでございます。ただ、高齢化率ですとか、それから地区ごとの住民の人口の規模とかで、大分、対応できるできないということにばらつきがあるようでございまして、仮に委託方式にしたとした場合でもですね、地区によっては高齢化のためにお受けできないといったふうなばらつきも大分出てきているようでございますので、そのあたりを1回整理させていただきたいというのが先ほどの部長の答弁でございます。そうしたことを踏まえて、なるべく早い機会に統一的なやり方というのを整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） あのですね、こういう問題はやはり当初予算で組んでいかないとなかなかできないこともあります。今までに調査をしていないというのがおかしいわけでございますので、この問題だけにずっと質問するわけにもいきませんので、いずれにしても、補正予算でも組めないことはございませんので、そのことについては強く申し入れをしておきたいと思っております。

それでは次に、観光振興、旧月見殿ホテルの現状と市の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、平成26年9月定例会において同じ質問をさせていただきました。そのときの市の答弁では、民間の物件でもあるので、なかなか対応が難しい、市が買い取って公園化することも、手続の問題、解体等に関する費用の問題、市の財源、財政、環境等の問題があるので大変厳しいとのことでありました。

私もさまざまな問題があることは十分理解しております。しかしながら、旧月見殿ホテルの場所は、菊池市の城山公園に隣接する場所であり、また歴史的に見ても市の聖域的な場所でもありますので、今後の菊池市の観光の発展に影響していく場所であるからです。市の中心からも、また菊池市民広場からも非常に目立っており、

温泉街のイメージはもちろん、菊池市のイメージダウンになっております。一番に対応しなければいけない場所であります。

他の観光振興策ももちろん大事だと思いますが、旧月見殿ホテルの問題は最優先に対策を考えなければならないと思います。民間の建物でありますので、難しい点があることは認識した上で、旧月見殿ホテルの現状と今後の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

市といたしましては、申されましたとおり、観光振興を考えますと宿泊施設としての営業再開を期待いたしまして、物件に対する問い合わせなどがございました場合、現在管理されている法人に連絡すると同時に、企業誘致室と連携いたしました対応をするというスタンスは変わっていないところでございます。

これまで企業誘致室では、平成25年度と平成26年度におきまして新規アタック企業等への物件紹介を1件ずつ行っておりますが、改修費が高額になることや賃貸での対応ができないなどの理由で、いずれも不調に終わったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

私の情報では、持ち主が変わったという情報も入っております。いずれにしましても、今後をきちんと見据えて、物件が民間の持ち物ですから、非常に大変だと思いますけれども、いずれにしましても、あそこが売り物件になったままでありますし、今後、どういう形にオーナーが変わって、建物がどういうふうなものができるのか、また、どういうふうに管理をしていかれるのかが非常に心配な物件でございます。本来であれば市のほうで買い取って対応していただくのが一番いいんですけれども、改めて経営者が変わったという情報もありますので、今後は、そういうところを含めてちゃんとチェックをしていただきたいと思います。

それでは、次に進みます。

次に、「スーパーめぐるん券」の地域経済への影響や効果についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、昨日、泉田議員より詳しく質問されましたので、もう聞くことは余りありませんが、めぐるんジャーのキャラクターで販売促進に努力した担当職員の皆様の評価もありますので、あえて質問をさせていただきます。

菊池市のプレミアム商品券の場合は、これまで「めぐるん券」として取り組んできた実績と経験に基づいて、当初は公平、公正の観点から、全世帯を対象に今回の「スーパーめぐるん券」の販売をされましたので、他の自治体のようなトラブルもなく販売のスタートができ、結果的には販売延長にはなりましたが、ベストな方法であったと思われます。

また、赤券、青券の2種類に分けたことによって、利用者には不便な面もあったかもしれませんが、取扱店舗は広がっていったと思われます。結果的に、1割のプレミアムを含め、菊池市の経済波及効果につながったのではないのでしょうか。

そこで、改めてお聞きしたいと思いますが、「スーパーめぐるん券」の地域経済への影響と効果についてお示しをいただきたいと思います。また、アンケート調査について結果が出ていれば、お答えをいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

泉田議員への答弁と重複する点がございしますが、ご勘弁いただきたいと思っております。

「スーパーめぐるん券」事業につきましては、販売総額が7億1,401万円でございます。これに10%のプレミアム分が加わりまして、市内には7億8,541万円の「スーパーめぐるん券」が流通しているところでございます。

今回の経済対策では、国の交付金を活用いたしまして、疲弊している地方、地域の経済をできる限り大きく回していく地方創生として、商工業に活力を与えるといったことに主眼を置いた内容となっており、本市の場合、プレミアム率が県下最低の10%ではございましたが、人口や世帯数の規模からまいりますと、県下では断トツの発行規模であり、平成20年度に実施いたしました商品券事業の約6倍となる大規模な商品券事業を実施させていただいたところでございます。

地域経済への影響についてでございますが、まず、商品券の取扱店舗に関しまして、他の市町村では、過去の商品券事業において商品券の利用が少なかった店舗が取扱店舗になってくれず、商品券が使える店舗が少ないので、商品券も売れないとのことで、大変苦勞をされていると聞いているところでございます。

本市では、日ごろから行っております「めぐるん券」事業におきまして、中小の個店への優遇策、地場企業への優遇策として導入しております中小の個店限定の赤券の効果で、中小個店にも必ず商品券が流通する仕組みを構築しておりましたので、今回、経済対策の実施直前の「めぐるん券」の取扱店舗数191店舗から、倍増の382店舗となり、平成20年度の商品券事業のときと比べましても、廃業等の店舗がある中で、50軒程度上積みができております。これは今回の商品券事業の魅

力向上に一役買っただけでなく、今後の「めぐるん券」事業にも継続して効果があるものと考えております。

それから、前回の商品券事業におきましては、商品券が中小の個店では余り流通せず、商品券の60%以上が大型店や量販店、第三セクターへ流れ、中小の個店では40%未満という結果でございました。また、取扱店舗の約40%に当たる127店舗で商品券の利用が全くなかった。取扱店舗の90%を超える303店舗で、商品券の利用が100万円に達していない、または全くなかったという結果でございました。

今回、現時点におきましては大型店等では15%、中小の個店では85%が使用されており、平成20年度と比較いたしまして、その使用比率が大幅に逆転しております。また、全ての取扱店舗で使用できる青券だけを見ましても、75%が中小の個店で使用されており、地域の商工業に大きな活力を与え、政府の進める地方創生事業の趣旨をフルに生かしているものと考えております。

中小の個店限定の赤券につきましては、市民の皆様からの視点で見ますと決して評判のいいものではないと思っておりますが、それでも県下ではトップクラスの7億1,401万円を完売しておりますので、市民の皆様が多くなるべく菊池市内で買い物をしましょうといった趣旨をご理解いただけているものと考えております。

商工業の皆さんからは「市が中小個店限定の赤券を設けていただいたおかげで、平成20年度のときのように誰も商品券を使いに来なかったという寂しい思いをしなくて済んだ」、また「誰も使ってくれないと商売人として物すごく惨めな思いをする」、また「少額ではあるものの、お客様が商品券を使ってくれるのでとてもうれしい」など、さまざまなご意見がございます。「商品券を使ってくれるお客様が来て、政府の進める地方創生が菊池市にも来ていることを実感している」といった商工業の気持ちが込められた言葉のほかに、電器屋さんからは「赤券のおかげで日ごろ来られたことがないお客様が来られた」と言われ、また「来店が遠のいていたお客様が復活した」、建築関係では「住宅リフォームがふえた」、「新築の計画の前倒しがあった」、それに、自動車関係では「車の買いかえがふえた」、「新たな購入があった」といった具体的な効果に関する声が上がってきております。

このほか、市といたしましても着目しております商工業者の声といたしまして、「これまでチラシやダイレクトメールといった販売促進が大事だとはわかっていたが、したことがなかった。今回の商品券事業で販売促進をやってみたところ、お客様の反応がとてもよくて、びっくりした。今後こうした販売促進をやっていかななくてはならないことに気づかされ、努力しなければもうからないことを痛感された」と言われる方が複数いらっしゃったと担当者からの報告を受けているところで

ございます。

市といたしましては、この商品券事業により、たくさんの商工業者の皆様と市の職員が直接窓口で接する機会を得ましたので、そこで培った情報、人脈、信頼関係をきらりと光る繁盛店づくり事業を初め、さまざまな事業におきまして活用してまいりたいと考えております。

また、購入者へ配付いたしましたアンケートにつきましては、3次販売の分も含めまして、現在回収中でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。詳しく説明をさせていただいてありがとうございます。本当に、私も利用者の一人でございましたが、非常によかったと思っております。もう少し買ってあげればよかったかなと思うくらいでございます。

私もいろんな商店を回りましたけれども、先ほど部長が申されましたように、あるお菓子屋さんはこの「めぐるん券」に合わせたリフォームをされて、言うなれば、「めぐるん券」はお釣りが出ませんので、1,000円の品物をずっと並べて、物すごく売り上げが上がったというふうにおっしゃっておりました。今、おっしゃったように、自分たちがその販売促進をする大きなきっかけになったんじゃないかなというふうに私も理解しております。

いずれにしても、担当の方々がそれぞれに、当初は、非常に市民に対する平等性を考えた観点から、何か売れ残るんじゃないかなろうかということで、非常に心配されたと思っておりますけれども、やはり先ほども申し上げましたように、最初に市民に対して平等に権利を与えるという形の中で販売をされたおかげで、ある面ではトラブルもなかったんじゃないかなというふうに理解しております。

大変お疲れでございました。「めぐるん券」については、もう大変成功だったと思って、敬意を表したいと思っております。お疲れでございました。

それでは次に、地域おこし協力隊の活動の状況と今後の活動の計画についてお尋ねをいたします。

地域おこし協力隊につきましては、私もいろいろなイベント等でもお会いしますし、先日、11月17日には地域おこし協力隊の中間報告が開催されました。また、市の広報ではこれまでに個人の紹介、特に12月号では、菊池暮らしの特集で紹介されておりましたので、市民の方々にもある程度の理解はできていると思われま

客観的に菊池市を見て、各地域、各分野にアドバイスをいただいているようであり
ます。私も地域の方々から、地域おこし協力隊の活動についてはいろいろとお話
をお聞きしますが、今後の活動計画も含め、改めて財政支援、また勤務条件等を詳
しくお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） それでは、木下議員からの地域おこし協力隊について
ということで回答させていただきます。

隊員の活動状況としましては、空き家調査や物件の情報提供を行う「移住・定
住」、豊富な自然・歴史・文化で地域再生に取り組む「文化」、市民の健康活動を
企画する「健康」、地域に眠る資源や地元特産品の開発を進める「ブランド」、日
本一の桜の里、森の中のまち、日本一のホテル王国に取り組む「癒し」、観光客の
誘致や菊池ファン増加に取り組む「観光」の6つの分野に、7人の地域おこし協力
隊を採用いたしております。隊員1人にかかります経費としましては、月額16万
6,000円、年200万円の報酬と活動費補助として200万円、合計400万
円でございます、国の特別交付税措置の対象となっているところでございます。

そのうち、活動費補助の200万円につきましては、住居や車両の借り上げ費補
助、出張や研修への旅費、参加負担金、その他イベントや会議の開催に伴う必要な
消耗品などの補助を行っており、毎月実績払いとして支給しているところでござ
います。

先ほど議員のほうからもありましたとおり、11月17日には市議会議員の皆様、
地域づくり団体、地元高校生もご参加いただきまして、地域おこし協力隊の中間報
告会を開催させていただきました。今まで半年間の取り組みや今後の取り組みにつ
いて報告をさせていただいたところでございます。

今後の活動としましては、各自にミッションがございますので、その活動内容を
深めるとともに、地域の皆様だけではうまくいかない地域づくりに対して、よそ者、
若者の斬新な発想で取り組んでいただき、最長3年間の任期終了後も本市に定住し
てもらうことを目指しております。

なお、来る12月20日には地域おこし協力隊の発案により、龍門地域の方々
が中心となりまして、地域を巻き込んだ今までになかった取り組みとして、龍門小
学校跡地を活用し、和をイメージした「龍門くりすますまつり」を開催いたします
ので、議員各位を初め、皆さんもぜひご来場いただけたらと思ひます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

今、部長のほうから協力隊についての報告がございましたけれども、私も実は先般、雪野区の収穫祭のほうに参りましたところ、地元の方から協力隊のお話がちょっとありまして、1人おやめになると、そういう情報がありました。先般の報告会のときには、もちろん7人の方それぞれに中間報告がございましたし、また、私も一応議会というのは通告制でございますので、12月の初旬に打ち合わせをやりましたけど、そのときには全然わかっていなかったんですけれども、6日の雪野の収穫祭のときにそういう情報を得ました。そのことが、どういうふう感じたかという、一応承諾書をきちんととって、責任を持って3年間は勤務をしていただくという、こういう条件のもとに採用されていると思いますし、また市長が任命権者としてちゃんと面接をきちんとやられたんだと思いますが、半年で1人はやめて、熊日には7人の侍に期待と、そういう形で大きく載ってございましたけど、7人が6人になってしまったと。そういう状況の中では、なかなか大変な状況じゃないかと思っております。

それと、あえて今回この協力隊について質問させていただきましたのは、それぞれに、私も地元の方々とお話する中で、協力隊の方々の個人的な行動とか言動についてのいろんな意見も出ているようでございます。まあ、プライバシーの問題もございますので、ここではあえて申し上げませんが、やはり承諾書をきちんととって、非常勤職員としての制約というのがあると思います。それに基づいての活動をやっていただくというのが原点でございますので、そういうことも含めて、1人やめられたことについての情報は議会としても共有の情報として知っておかなければいけないと思いますので、まずはその点を答弁いただきたいと思いますが。

○議長（森 清孝君） 政策企画部長、小川秀臣君。

[登壇]

○政策企画部長（小川秀臣君） 地域おこし協力隊の人で1人やめるという情報でございますけれども、今、地域おこし協力隊7名いますけれども、各部署に配属になっております。その中の取りまとめとして、企画振興課でありますけれども、こちらのほうにも、今回理由により退職といえますか、菊池市の協力隊のほうをやめるというようなお話がっております。それぞれの隊員にも個人的な理由とか、本市としましては、ぜひ3年間、先ほど申しましたとおり務めていただきたいと、その後定住していただきたいという気持ちは持っておりますけれども、それぞれの考えもございますので、そちらに関しましては個人の考えもあるというところで認識しているところでございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしても、最初に3年という期間を決めて、それに基づいて承諾書を交わしているということが原点であります。そしてまた、これだけ広報に載せて、そして市民にも披露しておりますし、またこの記事を読みますと、市民に向かって決意を表明したと、そういう形の中で、それから半年もしないうちにですね、いかなる理由があったにしても、こういう結果になるということは非常に残念でありますし、熊本県でもこの7名というのは最多だったということでございます。そういうことも含めて、やはり今後いろんな面で影響が出るんじゃないかなという形でちょっと心配しておるところでございます。

それと、先ほど申しましたプライバシー的なものも含めて、今後、やっぱり任命権者の責任という形も出てくると思いますので、その件については市長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、地域おこし協力隊1名がやめることになったということについてのご質問といたしましうか、ご指摘ございましたが、今、部長のほうは多少遠慮した物言いになったかと思いますが、今回おやめになる方は、ブランド推進のところを特に分担していただきまして、もともとが菜食主義者のお考えをお持ちで、非常に確固とした健康と食物に対するお考えをお持ちの方で、レストランも従事されたことがあるということで、大変その道のプロでございまして、たった半年の間に大変いろいろな形で貢献をいただきました。

今回は、実はご家族の健康の問題でどうしてもそちらのほうに専念したいということで、ご本人も大変残念がっておられました。そういう事情がございましてことをぜひご理解をいただきたいというふうに思いますし、ご本人自体は恐らく阿蘇のほうにお住まいになると思いますけれども、機会あればいろいろな形でかかわっていききたいという温かいご意見までいただいたところでございます。

それからもう1点、任命権者の責任としては、当然ながら、この人たちが菊池の力になっていただくと同時に、ご家族もやっぱり幸せな生活をこちらで過ごしていただきたいし、それで3年間のうちに成果とともにご家族ともどもここに残っていただけるように一生懸命に支えていきたいと思っております。ですから、新しいところから来た人たちばかりでございまして、言葉も含めて、いろいろとご苦労されることは多いと思うんですね。ですから、いろんな局面でいろんなことがあると思っておりますので、そこは私どもも、そして議員の皆様も、そして地域の皆様も、ぜひ温かい

気持ちで一緒になって、チームワークをとって支えてやっていただければというふうに願うところでございます。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。いろんな理由があるかもしれませんが、基本的に、やっぱり誓約して承諾書を交わしておりますので、市民、私どもとしても一生懸命温かい気持ちで迎え入れていきたいと思っておりますけれども、それにちゃんと対応する約束というのもあると思っておりますので、そのことについては私どもも認識した上で、おつき合いをしていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは次に、認定農業者の現状と対応についてお尋ねをいたします。

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、みずからの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとする制度であります。農業が基幹産業である本市にとっては大変重要であり、認定農業者の方々が誇りを持って頑張っていただくことが、菊池市の農業の発展につながるのであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、菊池市の認定農業者の現状と、どのような対応をされているのかお示しをいただきたいと思っております。

○議長（森 清孝君） 経済部長、松野浩一君。

[登壇]

○経済部長（松野浩一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本市の認定農業者の数でございますが、5年前からの数値で申し上げますと、平成23年度末で経営体数585経営体、認定農業者数が640名、平成24年度末で579経営体、634名、平成25年度末581経営体、642名、平成26年度末583経営体の649名、そして、平成27年11月末におきましては594経営体、661名であります。推移といたしましては、微増傾向になっていると考えているところでございます。

本市の認定農業者連絡協議会への補助金も出しているところでございますが、その実績といたしまして、平成23年度35万円、平成24年度から平成27年度までにつきましては40万円の補助金を支出しております。本市におけます認定農業者の方々は、地域農業を支えるリーダーであると認識をしております。昨年より一般社団法人アグリフューチャージャパンと連携、協定を締結し、経営力養成セミ

ナーを共催し、若手農業者の担い手の確保と育成をあわせて、今後も引き続き支援をしてまいりたいと思います。

また、本年度の協議会の重点目標といたしまして、女性農業者の組織がないことから、女性部創設に向けた積極的な支援を考えております。あわせて農業経営の方針や役割、就業条件など、家族の皆さんで話し合いながら取り決めを行う家族経営協定の締結の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。認定農業者については十分認識をしていただいているようでございます。

今回、質問させていただいた理由は2点ぐらいあるんですが、1点は、この連絡協議会に対する補助金がですね、大分前の会長さんだったと思うんですが、非常に削減をされたという形で申されておりました。よく聞いてみますと、協議会のほうが使わなかったから削減になっていったということもあるということでございますけれども、ある面では補助金を上げてでも一生懸命頑張っている方に、いろんな研修とかそういうのもやっていただくことも必要だと思いますので、この件については検討していただきたいと思います。

それともう1点、実は先般の8月の台風災害の後に、私も地元、それぞれ農家を回ったんですけれども、そのときにたまたま認定農業者の認定証という用紙を提示されました。これが前の認定証でこんなに立派に賞状のような認定証でございます。ところが、現市長になったら、このピラピラ紙になったと、コピー用紙みたいだと。もう非常に憤慨されておまして、ここにはちゃんと張って、神棚の下に張って、俺たちはこれを誇りに思ってやっておるという形でおっしゃいました。このピラピラになったらもう飾る気持ちにもならんと、そういうことを含めておっしゃいました。

いろんなことに経費削減というのは必要かと思いますが、やはりこういうことについては、きちんと引き継ぐところは引き継いでやらなければいけないという思いがありましたものですから、あえて市長に答弁は求めませんが、こういうところは、市長自身がちゃんと判を押してつくった認定証でございますので、しっかりそのことについては認識をしていただきたいと思います。

それでは、時間もありませんので、次に進みたいと思います。

次に、防犯灯・街路灯の現状と今後の対策について、特に過疎化、高齢化による電気料負担の現状と対策をお尋ねいたします。

地域住民の生活環境、安全なまちづくりを推進するためには、防犯灯、街路灯の設置の必要性があると思われまます。市として、現在の状況をどのように認識し、対応されているのか、お示しをいただきたいと思ひます。

また、先日の平議員の質問の中で、特に中山間地の防犯灯については現状に対する報告もございましたので、そのことも踏まえ、答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 防犯灯の現状につきまして、まずご説明をいたします。

まず、設置数についてでございますけれども、防犯灯は市内の至るところに設置してあり、市の工事で設置したもの、区が独自に設置したもの等があり、現在のところ市としまして、市内全域に行政区のほうで電気料等を負担していただいている防犯灯の数等を把握できていないという現状でございます。

しかしながら、平成32年に蛍光灯の製造中止という報道もあつておりますので、今後、このことに対する対策についても検討していく必要があると思ひますので、早い時期に各行政区が維持管理している防犯灯の数及び現状での電気料等を把握していきたいと思ひます。先ほど中山間地等の状況もというところでもございましたけれども、最初に答弁いたしましたように、把握していないという状況でございます。

次に、設置や維持管理についてですが、現在、防犯灯を新設または老朽化したものの更新を希望されるところにありましては、新設または希望される区長さんに、市に設置申請をいただいております。その申請をもとに必要性等の吟味の上、予算の範囲内で市が工事を行っているところでございます。設置後の電気料や修繕等に係る費用につきましては、区のほうで負担をいただいているという状況でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） ありがとうございます。今、部長の答弁では、基本的には現状を把握していないということでもあります。それでいいのかなということも思ひますけれども、いずれにしても、中山間地のほうは街灯の維持に対して非常に苦勞しております。ここで中山間地のある地区の現状を報告したいと思ひます。

戸数は11軒の集落で、10本の防犯灯が設置されており、1カ月の電気料が280円、1年間で3,360円の維持費がかかります。区費は、毎年高齢化による住民の人口減のために、値上げはもちろん減収になるばかりであります。また、江頭市長を会長とする社会を明るくする運動、菊池市推進委員会等の協力金や寄附金

が年間1万5,950円の負担もあり、集落の行事運営にも支障が出てきております。

このような状況の集落は今後増加すると思われまますので、市としても対策を考えていかなければならないと思います。防犯灯を減らせばよいという問題ではなく、今後、移住者への環境整備の観点からも必要不可欠であると思います。国も全ての照明の供給を電力消費量の少ないLEDにすることを目指しております。

今後は、国の補助事業もあると思いますが、国への要望はもちろん、市独自の対策をお願いしていきたいと思ひます。よろしくお願ひしておきます。

それでは最後に、行財政改革、特に人件費、時間外勤務手当等の経費節減についてお尋ねをいたします。

平成26年度決算特別委員会は、10月5日から4日間の日程で、慎重に審議が行われ、特に今回は委員長の提案で、委員会としての提言として意見の集約が行われました。最終日は1時間繰り上げて、江頭市長不在の中で可決、認定すべきものと決定いたしました。その提言の一つに職員の時間外手当についての意見があり、平成25年度に比べ約2,200万円、平成24年度に比べると約3,400万円の増加になっている。事務効率化の改善に努め、最小限の時間外手当の支出を求めると決算特別委員会委員長の報告のとおりであります。

このように民間感覚では考えられない状況であり、大変な問題であります。今回はこのような現状を市民の方々にも知っていただきたく質問をさせていただきますので、職員人件費の比較、特に増加している部を詳しくお示しをいただきたいと思ひます。

○議長（森 清孝君） 総務部長、馬場一也君。

[登壇]

○総務部長（馬場一也君） 時間外勤務手当に関するご質問でございましたので、ご答弁させていただきます。

まず、時間外勤務の実施の手順について、まずもって説明しておかないといけな
いと思っております。

[「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり]

○総務部長（馬場一也君） はい。

[「数字でいい、数字で」と呼ぶ者あり]

○総務部長（馬場一也君） 数字だけでございますか。

[「数字だけでいいです。時間がない」と呼ぶ者あり]

○総務部長（馬場一也君） 平成24年度が約4,880万円の支給、これは選挙や災害等を除いた全体の合計でございます。平成25年度が5,818万円、平成26

年度が8,021万円の支給でございます。平成24年度から平成25年度につきましては、938万円の増、平成25年度から平成26年度につきましては2,203万円の増ということでございます。数字だけ申し上げます。

以上でございます。

[「各課ごとは、部ごとは」と呼ぶ者あり]

○総務部長（馬場一也君） 部ごとに申し上げます。平成25年度と平成26年度の数字しかございませんので、政策企画部から順に、平成25年度、平成26年度順に申し上げます。

政策企画部の支出、各課でございますか。

[「市長公室、総務課とか、全部」と呼ぶ者あり]

○総務部長（馬場一也君） それは手元に資料ございませんので、後ほどお持ちしたいと思えます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 今回、こういった形で質問させていただくのは、議事録に残すと、そういう目的を含めて一般質問をさせていただきました。

じゃ、私のほうから、特に高い市長公室の分について申し上げたいと思えます。平成24年度、市長公室10名、幹部の方といいますか、その方が4名いらっしゃいますから、6名ですね。その支給額は249万3,622円。次は、平成25年度、市長公室10名、幹部の方は時間外手当はつきませんので、6名ですね、それで409万9,118円ですね。次が平成26年度、市長公室、これは人数がふえておりまして11名、対象者、もらえないというか、幹部の方の時間外手当はつきませんので、8名で711万3,185円でございます。この数字を、いろんな事業にですね、頑張ってくださいいただくことは十分わかります。しかしながら、この数字はちょっと異常ではないかと、そういう形で私は個人的に認識をしております。

市民の方もいろんな面で今後判断をされると思えます。あえて答弁はもう求めませんけれども、たまたま、ちょっとそういうことに含めての、今、国とか県に対していろんな国民の方の意見がありますけれども、最後に、市民に税を負担させる前にみずからを見直すべきであります。市民に負担を強いるなら、無駄、無理を徹底的に見直して、市民が納得する政策を進めるべきであります。

これは私たち議会にとってもそういう気持ちでやらなければいけないと思っておりますけれども、本当にこういった形でずっと続けていけば、菊池市の将来は非常に不安だと思えますので、そういうことも申し上げて、一般質問を終わります。

○議長（森 清孝君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） いろいろとご指摘ありがとうございました。今の総括をお聞きしまして、ちょっと前の部長説明が、これは少し・・・であったなと思いましたが、ので……。

[「不適切」と呼ぶ者あり]

○市長（江頭 実君） あえてご説明を……。申しわけございません。訂正させていただきます。説明不足であったと思いますので、追加をさせていただきます。

特に、数字の上では平成24年、平成25年、平成26年とふえているのは確かでございますが、実は平成26年度には、ご記憶のことと思いますが、組織体制を変えまして、政策調整担当官というのを2名ふやしておりますので、当然構成要素が変わっておりますので、今、数字だけを並べてしまいますとふえておりますが、それは数字自体の連続性という意味で見多少違いますので、そのところをご存じかと思いますが、含みおきいただきたいということ。

それから、もとより、とにかく時間外というのはなるべく少なく、一番の狙いは、やはり効率的な行政運営をするというのが一番でございます。そういう中で、私が就任以来、大変新しい事柄にいろいろとチャレンジしております。部下職員には大変苦勞をかけておるところでございます。ただ多くの者が今、非常にやりがいを持って取り組んできておまして、特に地方創生というのは、今この数年が本当に生き残りをかけた合戦場のようなものだというふうに思います。このしばらくの私どもの踏ん張り次第で我がふるさとの菊池の将来も決まってくると、一番大事なときでございます。また、こういう活動をふやせばふやすほどですね、先ほどの数字の中には広報係も入っておりますけれども、いろんな広報の取材も含めて、範囲も広がってくるということの結果も入っております。

いずれにしても、効率的な行政をやって、皆様からお預かりしている税金を大事に使うということは常々、民間出身の私としても一番やっぱり意識してやっているとございますので、引き続き議員の皆様のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 木下雄二君。

[登壇]

○18番（木下雄二君） 答弁ありがとうございました。これは私個人の意見ではなくて、決算特別委員長報告の中で申し上げたことございまして、事務効率化の改善に努めていただきたいと、そういうことございまして、そのことについてはご

認識いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で一般質問を終わります。

○

日程第2 休会の議決

○議長（森 清孝君） 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。あす11日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、あす11日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は12月18日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日はこれで散会します。

全員ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後3時06分

第 5 号

1 2 月 1 8 日

平成27年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成27年12月18日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

追加議事日程（第5号の追加1）

- 第1 議員提出議案第2号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 議員提出議案第3号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第3 意見書案第4号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決

○

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 追加日程第1 議員提出議案第2号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第2 議員提出議案第3号 菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第3 意見書案第4号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書
上程・説明・質疑・討論・採決

○

出席議員（19名）

1番 平 直 樹 君
2番 東 奈津子 さん

3番	坂本道博君
4番	水上隆光君
5番	出口一生君
6番	猿渡美智子さん
7番	松岡讓君
8番	荒木崇之君
9番	柁原賢一君
10番	工藤圭一郎君
11番	城典臣君
12番	大賀慶一君
13番	岡崎俊裕君
15番	泉田栄一郎君
16番	森清孝君
17番	樋口正博君
18番	木下雄二君
19番	山瀬義也君
20番	境和則君

欠席議員（1名）

14番 水上彰澄君

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	木村利昭君
政策企画部長	小川秀臣君
総務部長	馬場一也君
市民環境部長	倉原良則君
健康福祉部長	木原雄二君
経済部長	松野浩一君
建設部長	樫川博久君
七城総合支所長	榎田邦昭君
旭志総合支所長	水上満弘君
泗水総合支所長	上田讓二君
財政課長	中村喜範君

総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	徳 永 孝 博 君
市長公室長	上 田 俊 介 君
教 育 長	原 田 和 幸 君
教 育 部 長	松 岡 千 利 君
農業委員会事務局長	原 和 徳 君
水道局長	藤 本 辰 広 君
監査事務局長	松 永 隆 則 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	城 主 一 君
事 務 局 課 長	徳 永 裕 治 君
議 会 係 長	松 原 憲 一 君
議 会 係	新 永 晶 子 さん

○議長（森 清孝君） 全員起立をお願いします。
(全員起立)

おはようございます。
着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（森 清孝君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで日程に先立ちまして、12月10日の松岡議員の一般質問に対する答弁で発言の申し出がっておりますので、これを許します。

水道局長、藤本辰広君。

[登壇]

○水道局長（藤本辰広君） 皆さんおはようございます。去る12月10日の松岡議員の一般質問に対する答弁の中で、水道事業認可に必要な要件といたしまして、加入同意が必要であるとの答弁をいたしました。水道法には加入同意の規定はございません。おわびを申し上げますとともに、訂正させていただきます。大変申しわけありませんでした。

○

日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） それでは、日程に従いまして、日程第1、去る12月8日の会議において各常任委員会に審査を付託しました議案第103号から議案第144号まで及び継続審査となっております陳情第5号の43案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、工藤圭一郎君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（工藤圭一郎君） おはようございます。本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案8件、予算案件1件、議決案件11件の計20案件でございます。

2日間にわたり慎重に審議しましたので、その主なものについて経過と結果について、ご報告いたします。

まず、議案第103号、菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、多様な任用、勤務形態を活用できるよう本条例を制定するとの説明が

あり、質疑を行いました。

委員より、任期付職員と任期付短時間勤務職員が、今までの臨時や嘱託職員と何が違うのかとの質疑に、臨時職員や嘱託職員は短期間の勤務であったが、今回の任期付職員は3年から5年の範囲内で通常の職員と同じ勤務をさせる。任期付職員には手当や退職金も支給される。臨時や嘱託職員と違って、本格的な業務をさせるとの答弁がありました。

反対討論として、非正規職員の採用は不安定な雇用であり、ひいては少子化につながり、貧困につながったりすると考えている。非正規職員の確保には反対であるとの理由により、反対討論がありました。

賛成討論では、今後、大規模災害が予想されているので、いかに素早く復旧するかということが大事であり、そういう職員も任期付職員で対応するというものであるとの理由により、賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号、菊池市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職に位置づけられたため、本条例を定める必要があるとの説明がありました。

反対討論として、新しい教育委員会制度については納得がいかない部分があるとの理由により、反対討論がありました。

賛成討論では、この条例は法律の一部改正に伴うものであり、反対はそぐわないとの理由により、賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第106号、菊池市スクールサポートチーム設置条例の制定については、小・中学校におけるいじめ防止及び解決に資するため、いじめ防止対策推進法に基づき、スクールサポートチームを設置するとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、学校がいじめを把握してスクールサポートチームに相談して、そこが調査をするのかとの質疑に、学校で対応できない重大ないじめと認識した場合は教育委員会に上がってくるが、それでも対応できない要件については、スクールサポートチームに要請し、相談、調査等を行い、問題解決に向けた道筋をつけたいとの答弁がありました。

また、委員より、条例の中に給食費未納問題が書いてあることに違和感もあるが、給食費未納問題についてもスクールサポートチームに頼らなければならないことがあるのかとの質疑に、今のところ給食費未納問題は大きな問題となっていないが、学校が抱える課題解決の中の一部と考えている。いじめ防止が一番の主たる事業と

考えるとの答弁がありました。

また、委員より、設置条例の制定について、第3条中に「保護者、地域住民等からの様々な要求、給食費未納問題及び」についての文言を削除した場合に条例に影響があるか、また、法令にかかわることに問題がないかとの質疑に、給食費未納問題については個別の案件と捉えている。その部分については適当かと思われる。したがって、保護者、地域住民等からのさまざまな要求については物事が違うというふうに捉えているとの答弁がありました。

委員より、設置条例の第1条の設置目的の中には小・中学校におけるいじめの防止及び解決に資するためと明記しており、第3条中の保護者、地域住民等からのさまざまな要求、給食費未納問題については設置目的とは合わず、削除する修正案が提出されました。参考のため、新旧対照表を配付しています。

修正案を審議した結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

修正案を除いた残りの原案は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第107号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、教育長が特別職に位置づけられたため、関係条例を改正する必要があるとの説明がありました。

反対討論として、新しい教育委員会制度の中では首長が直接任命する教育長、首長が招集する総合教育会議といったやり方を見るときに、政治的中立性や安定性が確保できるか疑問を持っているとの反対討論がありました。

賛成討論では、この条例は法律の一部改正に伴うものであり、反対はそぐわないとの理由により、賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第114号、菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立幼稚園の保育料を改定し、入園料を廃止するため条例の一部を改正する必要があるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、新年度より保育料が上がることを説明されていますが、保護者の反応はどうであったかとの質疑に、執行部より、子ども・子育て支援制度について理解されていたということで、保育料の改定については大きな質問や反対意見はなかったとの答弁がありました。

また、委員より、保育料の改定については、泗水幼稚園が民営化になるときまで伸ばすことはできないかとの質疑に、民営化の到達点は3年後であるが、議論の中ではいつになるか定かでないので、条例を今回提出したとの答弁がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

次に、議案第116号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第8号）について、付託中、主なものについて申し上げます。

地域づくり夢チャレンジ補助金のデジタル掛軸事業の中で、市民の協力という話もあったが、動いているのは職員で、市民の協力が見えない。新たな事業を変にやろうとしないで、市民との距離があると感じているとの意見がありました。

執行部より、広域で事業を行うことにより、それぞれの魅力が出てくる。デジタル掛軸事業はことしが2年目ということで、映写することよりも、写ったものを市の魅力として発信することに主眼を置いているとの答弁がありました。

また、委員より、一般市民が広域の連携を図ることは大変で、行政がしっかり連携をとって話を進めてほしいとの意見がありました。

教育費、小学校費、学校管理費の委託料1,797万円の減額については、泗水小学校校舎大規模改修の実施設計委託料の減額であります。応札業者が1者しかなく不調となり、今年度中に実施設計が完了できないため減額するとの説明がありました。

委員より、応札可能業者は何者程度あったのかとの質疑に、条件つき競争入札で行っていて、チェックリストで検索して県内に経験を持っている業者は20者以上あったとの答弁がありました。

また、委員より、菊池市内には該当する業者はいなかったのかとの質疑に、市内には該当業者はいなかったとの答弁がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第134号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市北古閑集会所）から議案第139号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市泗水永南集会所）について申し上げます。

この議案は、平成28年度から平成37年度までの10年間について、指定管理者に指定しようとする団体と指定の期間を指定する議案であります。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第140号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市龍門支館）から議案第144号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市戸崎支館）について申し上げます。

この議案は、平成28年度から平成37年度までの10年間について、指定管理者に指定しようとする団体と指定の期間を指定する議案であります。

委員より、現在は各行政区に公民館があるので、支館は必要ないのではないかとの質疑に、執行部より、旧菊池市でも支館がある地区とない地区がある。今後の10年間で協議を行っていかねばならないとの答弁がありました。

別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第104号、議案第108号、議案第115号については、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について、ご報告いたします。

議案各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、速やかにご賛同を賜りますようお願い申し上げます、総務文教常任委員長の報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、福祉厚生常任委員長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（岡崎俊裕君） おはようございます。本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、予算案4件、議決案件1件です。

現地調査を踏まえ、2日間にわたり慎重に審議をいたしましたので、委員会における審査の経過及び結果について、ご報告を申し上げます。

まず、議案第109号、菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、マイナンバー法の施行に伴い、個人番号カードを利用してコンビニエンスストアに設置してある多機能端末機から印鑑登録証明書の申請及び交付を行うため条例の一部改正を行うものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、コンビニでは端末のパネル操作で申請ができるのかとの質疑に対し、多機能端末機では、まずは個人番号カードを入れて暗証番号を入力し、本人認証の上、タッチパネルで操作し、申請する。その後、改ざん防止の用紙に印刷され、交付されるとの答弁がありました。

委員より、マイナンバー詐欺など注意喚起の放送などがあっているが、想定される問題についての対策はとの質疑に対し、セキュリティに関しては住民基本台帳のデータは各自治体で管理しており、コンビニでの申請は地方公共団体情報システム機構を経由して市のデータを取りに来るため、どこか1カ所に全データを持っているわけではない。また、個人番号カードについては本人の自己管理となるので、パスワードなどもしっかり管理していただきたいとの答弁がありました。

次に、議案第110号、菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第111号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定については、指定ごみ袋（極小）を作成することに伴い、条例の一部を改正するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、生ごみを捨てるのに大きい袋だともったいなく、放置しておくとお腹がたかって困るので、極小をつくってほしいとの市民の声を聞いていた。行政がニーズに応えているのはよいことであるとの意見がありました。

次に、議案第116号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第8号）中、付託分について、その主なものを申し上げます。

第2表、債務負担行為補正の生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）については、平成27年度は1,060万円の契約であったが、平成28年度は1,545万円の限度額とするもので、相談内容がひきこもり、健康、債務など複合的に多くなっており、困難なケースがふえている。相談件数は平成26年度が99件だったのが、本年9月末現在で85件とふえている。現在、相談員2名であるが、3名に増員をしたいとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、生活困窮者自立支援事業について、成果は上がっているのかとの質疑に対し、9月末現在で自立されたのが15件、継続支援が46件、生活保護が12件、情報提供等の終結が12件ということで、なかなか自立までには時間がかかるとの答弁がありました。

さらに、委員より、いわば最後のとりでと言ってもいいような事業であり、なるべく生活保護にならずに自立していただくよう支援に努めてほしいとの意見がありました。

次に、児童福祉施設費の保育所運営費負担金1億1,308万7,000円は、園児130名の増加、保育士等処遇改善事業と延長保育推進事業の補助金が加算金になったため、市内19園への運営費の増額補正であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、保育士の処遇改善については、保育士がどれぐらい仕事をしているのか把握が必要と思うが、公立、私立合わせて21園にタイムカードはあるのかとの質疑に対し、タイムカードの設置状況は、公立保育園の2園は設置されており、私立保育園はタイムカードを持っているところが2園、あとの17園は出勤簿を利用されている。保育園の事務的な運営関係については、県及び市の指導監査で回って確認している。保育士処遇等改善事業は保育士不足解消のため賃金改善に補助金を使うもので、加算が給付に反映しているか、確認を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第117号、平成27年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)については、第1表、債務負担行為で結核・精神調査集計業務委託など4件の平成28年度の限度額を定めるものとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第118号、平成27年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、包括的支援事業におけるケアプラン作成委託料327万円は、要支援1と2の方のケアプランを地域包括支援センターで作成しているが、そこで作成できる件数を超過した分を民間の居宅介護支援事業所に委託するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、ケアプラン作成委託は民間の事業所にとのことだが、どういうところに委託するのかという質疑に対し、執行部より、ケアマネジャーがいるところを居宅介護支援事業所と言うが、市内外の約40カ所の居宅介護支援事業所に委託するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第124号、平成27年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)については、財政調整基金に係る歳入歳出減額補正は、平成26年度における基金2,754円について、平成27年3月に特別会計に繰り入れたため、平成26年度末にはゼロ円となっている。しかし、平成27年度当初予算では基金2,754円を繰り入れるところで基金繰入金等を計上していた。そのため、減額補正をするものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、繰入金がないのに誤って計上していたというのは、なぜ今回気づいたのかとの質疑に対し、執行部より、定期監査のときに監査委員より指摘され、気づいたものとの答弁がありました。

さらに、委員より、次年度にはこのようなことがないようにとの指摘がありました。

次に、議案第131号、公の施設の指定管理者の指定について(菊池市菊池老人福祉センター)は、菊池市老人福祉センターの管理を菊池市社会福祉協議会に指定するもので、期間は、初めての公募ということで、平成28年4月から3カ年間とするものとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、現在も菊池市社会福祉協議会であり、たしか臨時2名で管理されているが、安全管理は大丈夫かとの質疑に対し、執行部より、常勤では嘱託職員の2名で、常に連絡のとれる職員が担当として社会福祉協議会に配置されている。安全管理体制については、安全管理の研修やお互いの連絡体制の強化など指導していくとの答弁がありました。

委員より、社会福祉協議会の監査時に老人福祉センターの利用料値上げの意見を発言されたと聞いたが、利用料については市の条例で決まっており、高齢者の健康

増進や教養の向上のための施設であるので、なぜそういう発言をされたのか、社会福祉協議会の真意を聞きたいとの質疑に対し、執行部より、財政援助団体に対する監査時に発言されているが、利用料は条例に基づいて徴収しており、福祉の増進を図る施設であるため、外部からの要求があっても値上げは困難であるとその場で伝えているとの答弁がありました。

発言の真意については、執行部でははかりかねるということでしたので、執行部より社会福祉協議会に確認され、社会福祉協議会からの文書による回答をいただきました。抜粋して申し上げますと、「発言の真意は決して現行の利用料では運営ができないという意図ではなく、本会役員からの見直しを提言してはどうかという意見を場もわきまえず、監査の席にて代弁して、そのまま伝えてしまった。このように本会の姿勢を問われることとなりましたことについて、おわび申し上げます」との回答を執行部から朗読されました。

以上、慎重審議をしました結果、当委員会に付託されました議案第109号から議案第111号、議案第116号から議案第118号及び議案第124号並びに議案第131号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます、福祉厚生常任委員長の報告といたします。

引き続き所管事務調査の報告をいたします。

昨年、当委員会で所管事務調査を行いました徴税業務における一部不適切な事務処理については、滞納に係る税収納事務改善計画に基づき事務が進められており、これまでの進捗状況の報告がありましたので、その概要について報告いたします。

執行部より、平成27年11月30日現在で延滞金未納調査の対象件数3万1,131件については、1回目の調査を完了し、進捗率は93.3%となっている。残りの6.7%は最終チェック中であり、もう一度見直している。今後は徴収すべきと判断したものを随時催告していき、台帳整理については3月末までには終えたい。また、調査対象期間後の未納延滞金は法令に基づいて対応する。さらに、日々延滞金が発生しているので、日常的な管理ができるようシステムの改修やマニュアルの作成に取り組むとの報告があり、質疑を行いました。

委員より、このままのペースでいくと、あとどれぐらいかかるのかとの質疑があり、執行部より、台帳整理は3月末までだが、収納については、できるだけ早く調査の上、回収したいとの答弁がありました。

執行部におかれましては、これからも引き続き延滞金の調査を進めて、適正な事務執行に当たっていただくよう申し上げ、所管事務調査報告といたします。

○議長（森 清孝君） 次に、経済建設常任委員長、泉田栄一朗君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一朗君） おはようございます。経済建設常任委員会委員長の報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、予算案6件、議決案件8件と継続審査となっていました陳情第5号の17案件でございます。

現地調査も踏まえ、慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

議案第112号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について、現在、人槽制による使用料算定を行っているが、料金体系が異なるため、受益者間で不均衡が生じている。人頭制に改正して格差是正を図るために必要な条例改正であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、計算してみると、8人槽以降は現状の料金体系のほうが安くなるのではないかとの質疑に対し、執行部より、市町村設置型については、5人槽、7人槽、10人槽だけを設置している。世帯員数が人槽を超えていった場合は料金が上がっていく計算方法となっているが、10人槽に10人住む場合は料金が200円上がる。今後、問題が生じた場合は検討していくべきと考えたとの答弁がありました。

議案第113号、菊池市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について、簡易水道事業等を水道事業へ統合することに伴い、関係条例の一部改正または廃止する必要があるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、水道事業への統合により、北桜ヶ水、南桜ヶ水地区においては、また掘り直して整備をすることになるのかとの質疑に対し、執行部より、現在ある井戸を利用して、そのまま譲り受けるということになるとの答弁がありました。

次に、議案第116号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第8号）中、付託分について、その主なものを申し上げます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の機構集積協力金1,838万8,000円について、農地中間管理機構熊本県農業公社に農地を貸し出す農家に対して、機構集積協力金が交付されるものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、耕作放棄する対象者がふえてきているから協力金が増額となっているのか、また、中山間地が多いのかとの質疑に対し、執行部より、中山間地の面積が多いということはない。今まで正式に契約していなかった方が正式に契約するようになってきたことも一つの要因である。また、集落で農地を借り入れて営農する取り組みがふえてきており、面積としてはそれが一番大きくなっているとの答弁があ

りました。

款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費の林道沿線立木管理業務委託料185万5,000円について、林道菊池人吉線沿いの桜がテングス病にかかったため、枝木の切除と薬剤の塗布を行うための委託料であるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、テングス病にかかった桜の本数はどれぐらいかとの質疑に対し、執行部より、491本がテングス病にかかっているとの答弁がありました。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路橋りょう新設改良費の委託料866万円の減額について、リバーサイドパーク横のコスモブリッジから鴨川公園板井線の橋梁仮設現場までの菊池川堤防周辺回遊道路整備事業分の減額である。これは鴨川河畔公園整備と連携しており、市民によるワークショップが開催されているが、年度内に集約が見込めない状況のため、本年度の事業を断念して、次年度に改めて予算を計上するために今回減額するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、ワークショップを開催しているということだが、どのようになっているのかとの質疑に対し、執行部より、単独で先行して事業を進めるのではなく、公園と一体的に整備していくため、また、そこを訪れた人たちに回遊していただくためにも、地元の人たちの意見を十分に聞いた上で必要な整備を進める必要があるため、今回は測量設計を待つことにしたものであるとの答弁がありました。

款7土木費、項4都市計画費、目4公園費の工事請負費270万3,000円について、市道隈府中央線沿いの横町ポケットパークから御所通りに抜ける箇所に延長30メートルほどの残地があるため、森の中のまち事業として無償借地により植栽を行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、地権者が所有する土地を無償で借りるのか、それとも道路を買収した後の残地なのかとの質疑に対し、執行部より、隈府中央線沿いに個人所有の残地が残っており、その部分を市で借地して植栽を行うものであるとの答弁がありました。

また、委員より、将来、その土地について相続が発生した場合、更地に戻すように言われる可能性もある。そのときに大きくなった木を伐採して更地に戻すとなると、多額の費用が発生する。後々の維持管理まで考えて事業を行うべきとの意見がありました。

次に、議案第119号、平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）、議案第120号、平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてですが、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第121号、平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、委員より、工事請負費の295万2,000円は、

道路整備等に伴って、ますをかえるための費用かとの質疑に対し、執行部より、宅地造成や家を新築するとき屋内に1カ所ますを設置するが、その件数がふえてきたため増額するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第122号、平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第123号、平成27年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてですが、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第125号、財産の無償譲渡について、議案第126号、財産の無償譲渡について、議案第127号、財産の無償譲渡について、議案第128号、財産の無償譲渡について、議案第129号、財産の無償譲渡についてですが、特に質疑はありませんでした。

議案第130号、財産の無償譲渡について、委員より、農業用ビニールハウスの所在が菊池市木柑子となっているが、七城地区の方がそれを持っているという意味かとの質疑に対し、執行部より、そのとおりであるとの答弁がありました。

次に、議案第132号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市ふれあい交流センター）、議案第133号、公の施設の指定管理者の指定について（菊池市四季の里旭志）ですが、特に質疑はありませんでした。

次に、閉会中の継続審査案件でありました陳情第5号、街路灯設置に関する陳情書につきましては、陳情者2名から趣旨等の聞き取りも行いながら、慎重に審議をいたしました。

陳情者より、街路灯の老朽化が進んでいるため、泗水町街路灯管理組合としてもお金を使いながら補修をしているが、組合員の脱会や維持管理費の高騰などにより運営が難しい状況となっているため、市のご協力をいただきたいと考えているとの説明を受けました。

委員より、防犯灯を含めて街路灯自体は地域に必要なため、行政で取り組んでいただき、その後の維持管理については、今ある組合を母体として、行政区も含めた中で管理してもらおうというのが一番よい方向ではないかとの意見が出されました。

以上、慎重審議しました結果、議案第116号及び陳情第5号を除く議案第112号から議案第113号まで、議案第119号から議案第123号まで、議案第125号から議案第130号まで、議案第132号及び議案第133号については、別段討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、討論のあった議案第116号及び陳情第5号について申し上げます。

議案第116号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第8号）について、公園費の工事請負費について、植栽の維持管理の取り交わしが地元とできておらず、

覚書もとられていない。また、地権者との10年後以降の承諾書等の提示もなかったため、この予算については納得できないとの反対討論がありました。

一方、75歳の地権者とその子どもとの話し合いもついている。現在のところ書面の形にはなっていないが、森の中のまち事業としての取り組みでもあるので、賛成するとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳情第5号、街路灯設置に関する陳情書について、老朽化した街路灯が倒壊した事案もあり、通学路を含めた泗水地区の安心・安全を保つという意味においては、公が主体となり、さまざまな手段を講じて整備することが基本と考えるとの賛成討論がありました。

また、本来であれば市町村合併後、早急にやるべきであった事案である。また、陳情者の話を聞いてみても、設置の必要性は十分にあると考えるとの賛成討論がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、経済建設常任委員長の報告を終わります。

引き続き、所管事務調査の報告をいたします。

今回、当委員会で所管事務調査を行いました、流川団地に設置する硝酸性窒素除去装置に関する調査について、報告いたします。

執行部より、硝酸性窒素除去装置の製作は最長で3カ月ほどかかることが調査によりわかったため、一日も早い工事完了が必要と考え、11月16日に専決処分を行い、予算を確保している。製品の決定については、製品の問い合わせを行った硝酸性窒素除去装置の大手メーカーと取引のある地元業者、七城老人福祉センターに入っている製品の工事を実施した業者、住宅水道や住宅改修工事等で利用している業者等に対して見積もりの依頼を行っており、最終的には4つの製品について比較検討を行った結果、オルガノ株式会社のイオン交換方式の製品を選定している。工事の発注方法については、本来であれば指名審査会にかけて指名業者の選定を行うべきであるが、流川団地の水道は生活に欠かせないものであり、一日も早い工事着手が必要と考え、既に見積もり依頼を行っていた4者に加え、基準値を超えた場合の対応について協議を重ねてきている地元のキムラ設備工業を加えた5者を対象として、11月20日に直接見積もり依頼を実施している。その後、11月24日に見積もりの提出をいただいて開札を行った結果、熊本設備株式会社菊池営業所が最低価格であったため、11月25日に契約を行ったところである。競争性確保の部分としては、菊池市会計規則第70条の、競争に参加させようとする者をなるべく

3人以上指名しなければならないとの規定を準用し、3者以上での実施を検討したところであるとの報告があり、質疑を行いました。

委員より、老人福祉センターのときには七城の業者が3者あったと聞いているが、今回はなぜ1者だけになったのかとの質疑があり、執行部より、水道施設整備の業者は七城地区ではキムラ設備工業1者となっている。ほかに管工事の業者である株式会社花鳥風月があり、老人福祉センターの見積りのときには、そこも含めて14者中2者が七城地区の業者であった。しかし、今回は水道事業としての依頼であったため、七城地区の業者は1者となっているとの答弁がありました。

また、委員より、今回はなぜ地元業者2者のうち1者しか見積もり業者に入らなかったのか、もう少し詳しく説明してほしいとの質疑があり、執行部より、老人福祉センターのほうは給水規模により水道法の適用を受けないため、水道施設工事ではなく、管工事の業種で指名選定を行っている。そのため、管事業者である株式会社花鳥風月が入り、地元業者は2者となっている。一方、流川団地のほうは給水規模により水道法の適用を受ける水道施設であるため、水道施設工事での業種で指名選定を行っている。そのために水道事業者であるキムラ設備工業1者となっているとの答弁がありました。

執行部におかれましては、硝酸性窒素に係る問題解決に向けて引き続き努力していただくよう申し上げ、所管事務調査報告といたします。

以上で終わります。

○議長（森 清孝君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。
平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 皆さんおはようございます。経済建設常任委員長にご質問いたします。

議案第116号、平成27年度菊池市一般会計補正予算（第8号）の歳出の部分で、款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費、補正額が817万円上がっております。そのうちの節13委託料の169万7,000円内の宅内飲料水給水委託料で168万5,000円上がっております。これは去る11月の臨時議会で、議案第101号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成27年度菊池市一般会計補正予算第7号）の歳出の中に、同じように、款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費、補正額440万9,000円のうち、節13委託料の中で流川団地飲料水配布委託料21万6,000円計上されております。これとどう違うのか、その違いをお聞きしたいと思います。

○議長（森 清孝君） 経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 平議員の質疑にお答えします。

まず、臨時議会で専決処分がありました報告第23号の一般会計補正予算の委託料の件でございますけれども、21万6,000円、そちらのほうから説明をさせていただきますと思います。

これにつきましては、硝酸性窒素除去装置設置工事が約3カ月間かかるということで、そういう関係で早急に硝酸性窒素の調査をしないといけないということで、さらに12月4日に硝酸性窒素の調査をされております。その調査の内容というのは、基本的に10ミリグラムが基準ですので、それが上か下かということで、それを見たときに、もしこれが10ミリグラムを超えた場合にはということの想定の上で専決処分、もし超えた場合にこの21万6,000円のお金を使ってペットボトルを配布する、各家庭にそれを持っていくということで21万6,000円が計上されているということで、約20日分のペットボトルを買うという専決処分でございます。

それで、結果的には10ミリグラムが出ていないということでございます。

さらに、議案第116号の一般会計補正予算の委託料で168万5,000円、このお金がまた計上されておりますけれども、これは3カ月間という期間の2月いっぱいまでの工事がありますので、それまでにもし10ミリグラム以上の硝酸性窒素が出た場合には、それに対応して、やっぱりペットボトルを買うわけでございますけれども、2月いっぱいということでありますと職員の人たちの配布の負担が非常に大きいということで、ウオーターサーバーという機械をそこに設置して2月いっぱいの対応をしていくということの内容でございます。

それで、一応21万6,000円分の中で、最初の報告第23号の分は出なかったけれども、1,000本分のペットボトルを買っているということではございません。今回、またさらに168万5,000円の分は、その後、調査をした場合に、また10ミリグラム以上が出た場合には、その対応をしていかなくちゃいけないということの金額ということで、執行部のほうから承っております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） 再質問させていただきます。

それでは、前回、専決で上がってきた21万6,000円で用意したペットボトルのお水は不要だということで間違いないでしょうか。

○議長（森 清孝君） 経済建設常任委員長、泉田栄一郎君。

ちょっと待ってください。平君、委員長報告に対して質疑をするということで、議案の質疑はご遠慮願いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） じゃ、続けてください。

[登壇]

○経済建設常任委員長（泉田栄一郎君） 2回目の質疑にお答えします。

それで、この21万6,000円のお金ですけれども、ペットボトル1,000本分を買っておりますけど、これはまたその以後、もし10ミリグラム以上の結果が出た場合には、それに対応して使うということで、今のところまだ無駄にはなっていないということで、使う予定にしております。

以上でございます。

○議長（森 清孝君） 平直樹君。

[登壇]

○1番（平 直樹君） ありがとうございます。

終わります。

○議長（森 清孝君） ほかにありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） 私は工藤総務文教常任委員長にお伺いたします。

3ページになりますが、小学校の大規模改修の実施設計委託料の減額についてであります。

私と工藤議員は今月、12月6日の泗水小学校学習発表会の席にお招きいただきまして、その場に関係区長さん、それから、民生委員さん、保護者の方から共通のお願いというのがありまして、これがやはり3階部分にトイレが1つしかないというのと、自分が子どものころから学校が変わっていないという老朽化をどうにかしてくれという共通のお願いというのは、これがほぼ90%、95%がそのお願いでした。中には、隈府小学校は30年で建てかえなのに、何で泗水小学校はまだやらないんだという強い不満を持った方もいらっしゃいました。

そのことを踏まえてお聞きいたしますが、今回、1,797万円の実施設計委託料の減額であります。応札業者が1者しかなかったということですが、その理由というのがわかればお示してください。

それと、もう1つです。今年度中には完了できないということで減額されるということですが、私はなるべく早く次を計上していただきたいと。保護者とか

子どもたちの要望に応えるためにも、早く計上していただきたいということを思っておりますが、いつかは計上されるのか、そういうことが委員会で検討されたのか、2つについてご答弁をお願いいたします。

○議長（森 清孝君） 総務文教常任委員長、工藤圭一郎君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（工藤圭一郎君） 質疑にお答えします。

1点目の応札業者が1者しかなかったことにつきましては、説明も質疑もありませんでした。

2点目の泗水小学校校舎大規模改修の実施設計委託料につきましては、来年度の早いうちに行うというようなお答えをいただいております。

○議長（森 清孝君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから委員長報告が修正可決であります議案第106号、菊池市スクールサポートチーム設置条例の制定についてを除き、討論を行います。

議案第103号から議案第105号まで、議案第107号から議案第144号まで及び陳情第5号について討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○6番（猿渡美智子さん） おはようございます。議案第103号、105号、107号に反対する立場から討論いたします。

まず、議案第103号、菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてです。

この条例にあるような必要なときにだけ任期を限って採用するという雇用の仕方は、雇う側にとっては至って合理的で都合のよいものです。しかし、働く側にすれば甚だ不安定な非正規の雇用であります。

ことし厚生労働省が発表した就業形態の多様化に関する総合実態調査によれば、働く人に占める非正規雇用の割合は、ついに40%に達しています。非正規雇用の拡大は未婚率の高さや少子化、そして、格差の要因です。現在も既に菊池市役所には多くの臨時職員や嘱託職員が働いておられます。さらに非正規枠を広げることにつながる懸念のある条例の制定には反対いたします。

次に、議案第105号、菊池市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について及び議案第107号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

この2つの議案は、ともにことし4月に施行した法律による教育委員会制度の改正に伴うものです。改正に当たり、文部科学省は教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等を行うものとしております。しかしながら、新しい教育委員会制度の中では首長が直接教育長を任命し、首長が総合教育会議を招集し、首長が教育の基本方針を示す大綱を策定することになっています。これでは時の首長の考え次第で教育が変えられることにつながりかねず、文部科学省の言うように、教育の政治的中立性、継続性、安定性が確保されるか、疑問です。

このような教育委員会制度の改正は遺憾であり、議案第105号、議案第107号に反対をいたします。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第103号、議案第105号、議案第107号に対する反対討論がありました。

議案第103号、議案第105号、議案第107号について、賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 議案第103号、議案第105号、議案第107号について、ほかに討論はありませんか。

東奈津子さん。

〔登壇〕

○2番（東 奈津子さん） 皆さんおはようございます。議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。議案第103号、議案第105号、議案第107号について、反対の立場で討論を行います。

まず、議案第103号、菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてです。

この条例を制定することで、正規職員や非常勤職員等をこの任期付職員に置きかえて、公共性が破壊されるおそれがあります。憲法は人権保障の見地から、住民に適切なサービスを提供する公務労働の中立公正、安定、継続性を求め、これに当たる職員は全体の奉仕者として位置づけています。そもそも公共業務を担う専門性は一朝一夕に体得できるものではなく、職員の集団の中で相当長い時間の勤務を通じた研さんの積み重ねの上に成り立つものだと私は思います。また、そのことが公務能率の向上に寄与するものだと考えます。

こうした公務労働保障をするためには、職員の身分の安定と賃金その他の労働条件の向上を図り、正規公務員を中心とする人員体制を確立することが今は不可欠で

す。しかし、任期付職員の採用は不安定雇用を拡大し、職員の人員体制や公務員の身分保障などを土台から崩し、公務労働の安定性、継続性などを損ない、まさに公務員制度そのものを大きくゆがめるものになります。これは結果として、住民サービスの低下につながるものと考えます。

以上の問題点を指摘し、議案第103号の反対討論とします。

次に、議案第105号、菊池市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、関連して、議案第107号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてです。

本条例の制定は、国による教育委員会の制度改正によるものです。そもそも教育委員会は国や首長から独立した行政組織である点に最大の特徴があります。政府の行った制度改正では、その独立性をなくし、国と首長の権限のもとに教育委員会を置くというものです。教育委員会を代表する教育委員長をなくし、自治体幹部である教育長に教育委員長の役割を与え、文字どおり教育委員会のトップに据えられます。これは国や首長が露骨に教育内容に介入する仕組みづくりにほかなりません。憲法に保障された教育の自由と自主性を侵害するものにほかなりません。

以上の問題点を指摘し、議案第105号、第107号の反対討論とします。

以上です。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで議案第103号、議案第105号、議案第107号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。議案第104号、議案第109号、議案第110号、議案第114号について、反対の立場で討論を行います。

まず、議案第104号、菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第109号、菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第110号、菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

この3つの条例は、ご承知のように、マイナンバー制度関連の条例制定でありま

す。情報漏えいなどの根本的な問題を抱え、番号通知が始まっても多く国民の不安や反対の声が多く、実務面でも多くの課題を抱えている制度そのものに反対であるという点で、本条例の制定には反対であります。

次に、議案第114号、菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてです。

私の質疑の中でも明らかとなったように、今回の条例の改正で保育料の負担がふえる世帯が生まれます。昨年9月の私の一般質問で、新システムの施行によって、現状のサービスが質、量ともに後退することがないように努めるとの答弁がありましたが、今回の改正では、その答弁に反する結果となります。

以上の理由から、議案第114号については反対であります。

以上で議案第104号、議案第109号、議案第110号、議案第114号についての反対討論とします。

○議長（森 清孝君） ただいま議案第104号、議案第109号、議案第110号、議案第114号に対する反対討論がありました。

議案第104号、議案第109号、議案第110号、議案第114号について、賛成者の発言を許します。

荒木崇之君。

[登壇]

○8番（荒木崇之君） それでは、議案第104号、議案第109号、議案第110号について、賛成討論を申し上げます。

マイナンバーについての賛成討論になりますが、マイナンバーにつきましては、1968年、昭和43年までさかのぼります。そのときに佐藤内閣が国民総背番号制というのを導入しようとした経緯がありまして、そのときには徴兵制につながるという理由から世論の反対を招き、廃案となった経緯がございます。その後、平成23年、菅内閣のときに民主党案としてマイナンバーが初めて提案されました。それから、安倍政権で民主党案をそのまま提案し、マイナンバーが通った経緯があります。マイナンバー制度は古くから検討され、そして、平成23年、菅内閣のときに提案されて、それから実行に移すために熟慮に熟慮を重ねて、安倍政権が今回導入を決めたと私は考えます。

私の一般質問でも言いましたように、個人の情報を特定されるから、国に把握されるからといって、便利な社会サービス、行政サービスを受けないという選択は私は必ずしも正しい選択だとは思いません。

以上を理由として、議案第104号、議案第109号、議案第110号に賛成討論といたします。

○議長（森 清孝君） 議案第104号、議案第109号、議案第110号、議案第114号について、ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで議案第104号、議案第109号、議案第110号、議案第114号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

ただいま反対討論がありました議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第107号、議案第109号、議案第110号、議案第114号を除き、一括採決いたします。

お諮りいたします。議案第108号、議案第111号から議案第113号まで、議案第115号から議案第144号まで並びに陳情第5号、以上の35案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） ご異議なしと認めます。よって、以上35案件については、各常任委員長の報告のとおり可決、採択することに決定しました。

次に、討論がありました議案第103号、議案第104号、議案第105号、議案第107号、議案第109号、議案第110号、議案第114号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第103号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第103号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第104号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第104号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第105号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第105号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第107号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第107号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第109号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第109号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第114号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第114号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、総務文教常任委員長報告が修正可決であります議案第106号、菊池市スクールサポートチーム設置条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

議案第106号について、総務文教常任委員長の報告は修正であります。よって、総務文教委員会の修正部分について、起立により採決します。

お諮りします。議案第106号について、総務文教常任委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議案第106号の総務文教常任委員会

の修正案は可決することに決定しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く残りの原案について、起立により採決します。

議案第106号の修正部分を除く残りの原案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 清孝君) 起立多数です。よって、議案第106号の修正議決した部分を除く残りの原案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで5分間休憩します。

○

休憩 午前11時18分

開議 午前11時24分

○

○議長(森 清孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長(森 清孝君) 次に、日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申し出一覧表のとおり申し出があっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。

○

追加日程第 1 議員提出議案第 2 号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第 1、議員提出議案第 2 号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

城典臣君。

[登壇]

○11番（城 典臣君） それでは、議員提出議案第 2 号について、提案理由の説明をいたします。

議員提出議案 1 ページをごらんください。

少子・高齢化が進展する中であって、活力ある地域創生のために、我々議会の果たす役割もますます大きくなってまいります。そのためにも、議会もこれまで以上に女性議員を初め、多方面からの参画が必要となってまいります。そのため、議会の環境を整備する必要があります。関係する菊池市議会会議規則の一部を改正するものです。

新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の 1 ページをごらんください。

第 2 条と第 9 1 条は議員が本会議と委員会を欠席する場合の規定ですが、これまで事故のためとしておりましたものを、出産や育児などを初め、より具体的に規定しています。

また、中段の第 7 0 条は、表決の際、起立できない場合は挙手による表決もできるように規定するものです。

議案に戻っていただきまして、附則で、この条例の施行は公布の日からとしております。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第2 議員提出議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第2、議員提出議案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

城典臣君。

〔登壇〕

○11番（城 典臣君） 議員提出議案第3号について、提案理由の説明をいたします。

議員提出議案の3ページをごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、地方教育行政における責任の明確化が図られました。それに伴い、菊池市議会委員会条例の一部を改正するものです。

新旧対照表の2ページをごらんください。

委員会条例第21条で、委員会に執行部から出席を求めるとき、これまでは「教育委員会の委員長」となっていたものを「教育長」と改めるものです。

議案に戻っていただきまして、附則で、この条例の施行は公布の日からとしております。

また、法律で経過措置を設けられておることにより、同様に、本条例でも経過措置を設けております。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。

提案理由の説明といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありますか。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。議員提出議案第3号について、反対の立場で討論を行います。

理由は、先ほどの条例のところの反対討論でも述べましたように、国が行った教育委員会の制度改革に反対する立場から、この第3号に反対といたします。

以上です。

○議長（森 清孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

追加日程第3 意見書案第4号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 清孝君） 次に、追加日程第3、意見書案第4号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

泉田栄一郎君。

[登壇]

○15番（泉田栄一郎君） 意見書案第4号、複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について申し述べます。

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書

現在、政府においては、消費税の軽減税率について「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」との大綱のもと、その導入に向け議論が進められている。

そもそも、平成29年4月に予定されている消費税の引き上げは、少子高齢化に伴い、現役世代が減り、高齢者が増える中で、子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実及び社会保障の安定化に必要な財源を確保することを目的として実施され、引き上げによる増収分は全てそれら社会保障にあてることが決まっている。

消費税には景気の影響をあまり受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる「逆進性」の問題がある。そこで、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠である。

軽減税率とは、食料品や生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑える「複数税率」とされる制度である。

欧州の多くの国では、すでに日本の消費税に相当する付加価値税で食料品などに軽減税率が導入されている。

また、最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が8割近くに上っており、国民の軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっている。

よって、本議会は下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 複数税率による軽減税率の導入については、2017年4月の消費税引き上げと同時に行うこと
- 2 対象品目については、酒類及び外食を除いた飲食料品全般とすること

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

熊本県菊池市議会議員 森 清 孝

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財 務 大 臣	麻生 太郎 様

上記の意見書案を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

消費税は所得に関係なく税率が適用され、低所得者の負担感が重くなる逆進性の問題があるため、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには軽減税率の導入が不可欠である。

よって、複数税率による軽減税率の導入については、2017年4月の消費税引き上げと同時に行い、対象品目については、酒類及び外食を除いた飲食料品全般とすることを強く求めるものである、これが本案を提出する理由であります。

提出先及び意見書につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、意見書の趣旨にご賛同いただきますようお願いを申し上げます、提案理由といたします。

○議長（森 清孝君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見書案第4号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありますか。

東奈津子さん。

[登壇]

○2番（東 奈津子さん） 議席番号2番、日本共産党、東奈津子です。意見書案第4号、複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

軽減税率が導入をされれば、あたかも税負担が軽くなるかのような錯覚を起しますが、消費税が8%から10%に引き上げられると、5.4兆円の増税になります。仮に軽減税率を導入しても、1兆円ほど減っても4.4兆円の増税で、勤労者

世帯では年間4万6,000円の大増税です。さらに、軽減税率の財源確保のために4,000億円の低所得者対策を取りやめるというのでは、何のための軽減税率かわかりません。

社会保障のためと言いながら、この間、年金、医療・介護などの社会保障予算削減に加え、今後も社会保障の予算は削減が計画されています。財政再建のためと言いながら法人減税を進めて、大企業に巨額の減税を行い、その財源として外形標準課税の拡大という形で赤字の中小企業からの増税を充てようとしています。さらに、安保法制の具体化として、軍事費を初めて5兆円を超える規模に計上しようとしています。昨年4月の8%への増税でGDPはマイナスとなり、日本経済が深刻な不況に落ち込んでいるもついで10%への増税は、さらに追い打ちをかけることとなります。

低所得者対策というのなら、道理のかけらもない無謀きわまる消費税増税、10%はきっぱりと中止をすべきです。富裕層や大企業にその所得に応じた税負担を求める税制改革や軍事費などの無駄を削るなど、消費税に頼らない別の道で暮らしも経済も立て直すべきです。

以上の理由で、本意見書案には反対とします。

○議長（森 清孝君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（森 清孝君） これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。意見書案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（森 清孝君） 起立多数です。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして平成27年第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

閉会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 森 清 孝

菊池市議会議員 岡 崎 俊 裕

菊池市議会議員 水 上 彰 澄

付 録

平成27年第4回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(12月2日・12月18日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第 83号	平成26年度菊池市一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 84号	平成26年度菊池市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 85号	平成26年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 86号	平成26年度菊池市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 87号	平成26年度菊池市簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 88号	平成26年度菊池市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 89号	平成26年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 90号	平成26年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 91号	平成26年度菊池市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 92号	平成26年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議案第 93号	平成26年度菊池市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 ・認定
議案第103号	菊池市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について	原案可決
議案第104号	菊池市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について	原案可決
議案第105号	菊池市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	原案可決
議案第106号	菊池市スクールサポートチーム設置条例の制定について	修正可決

議案番号	件名	審議結果
議案第107号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第108号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第109号	菊池市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第110号	菊池市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第111号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第112号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第113号	菊池市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	原案可決
議案第114号	菊池市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第115号	菊池市教育委員会外部評価委員会条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第116号	平成27年度菊池市一般会計補正予算（第8号）	原案可決
議案第117号	平成27年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第118号	平成27年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第119号	平成27年度菊池市簡易水道事業等特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第120号	平成27年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第121号	平成27年度菊池市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第122号	平成27年度菊池市地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第123号	平成27年度菊池市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第124号	平成27年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第125号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第126号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第127号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第128号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第129号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第130号	財産の無償譲渡について	原案可決
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市菊池老人福祉センター)	原案可決
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市ふれあい交流センター)	原案可決
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市四季の里旭志)	原案可決
議案第134号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市北古閑集会所)	原案可決
議案第135号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市中西寺集会所)	原案可決
議案第136号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市大琳寺集会所)	原案可決
議案第137号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市野間口集会所)	原案可決
議案第138号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市旭志大迫集会所)	原案可決
議案第139号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市泗水永南集会所)	原案可決
議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について(菊池市龍門支館)	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第141号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市花房支館）	原案可決
議案第142号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市水源支館）	原案可決
議案第143号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市迫間支館）	原案可決
議案第144号	公の施設の指定管理者の指定について（菊池市戸崎支館）	原案可決
議案第145号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	適任
議員提出議案		
議員提出議案第2号	菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
議員提出議案第3号	菊池市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
意見書案		
意見書案第4号	複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書	原案可決
陳情		
陳情第5号	街路灯設置に関する陳情書	採択

菊池市議会会議録
平成27年第3回11月臨時会
平成27年第4回12月定例会

平成28年2月発行

発行人 菊池市議会議長 森 清 孝

編集人 菊池市議会事務局長 城 主 一

作 成 株式会社小出速記事務所

電 話 (0952)30-2621

菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市限府888

電 話 (0968)25-2325